

コロンビア共和国 平和構築分野に係る情報収集・確認調査 報告書

平成 26 年 1 月
(2014 年)

独立行政法人国際協力機構
中南米部

中 南
J R
14-001

**コロンビア共和国
平和構築分野に係る情報収集・確認調査
報告書**

平成 26 年 1 月
(2014 年)

独立行政法人国際協力機構
中南米部

序 文

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、コロンビア共和国政府の平和構築の取り組みを支援すべく、同国において「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を 2008 年度から 5 か年計画で実施してきました。

本プログラムを構成する主要な技術協力プロジェクトが 2012 年度までにすべて実施完了したことを受け、今般 JICA は本プログラムの実績及び成果を整理・評価し、今後の協力を行ううえでの教訓及び提言を抽出することを目的に、本情報収集・確認調査を実施しました。終了した協力プログラムの評価は、現時点においては試行的な取り組みですが、本報告書は同調査の結果を取りまとめたものであり、今後の平和構築分野の事業やプログラムの実施、また他のプログラム評価の実施に向けて広く活用されることを願うものです。

最後に、これまで本プログラムの実施にあたり、ご協力いただいた内外の関係者各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成 26 年 1 月

独立行政法人国際協力機構

中南米部長 高野 剛

目 次

序 文

写 真

略語表

外貨交換レート

要 約

第1章 調査の概要	1
1-1 背景と目的	1
1-2 調査手法	1
1-3 調査の実施体制	5
第2章 コロンビアの平和構築の概観	7
2-1 コロンビアの国内紛争の動向・現状	7
2-1-1 和平プロセスの進捗	7
2-1-2 国内避難民の動向	8
2-1-3 投降兵士と地雷に対する取り組み	9
2-1-4 被害者支援・土地返還の枠組み整備	11
2-2 コロンビア政府による平和構築の取り組み	14
2-2-1 紛争停止・和平実現に係る取り組み	14
2-2-2 投降兵士の社会復帰支援に係る取り組み	15
2-2-3 武装紛争被害者のケア・補償に係る取り組み	15
2-2-4 地雷・不発弾対策に係る取り組み	18
2-2-5 国内避難民支援に係る取り組み	19
2-3 コロンビア平和構築分野の他ドナー協力の概要	19
2-3-1 対コロンビア政府開発援助及びドナー調整	19
2-3-2 主要ドナーの支援動向	20
第3章 紛争の被害者・共生和解支援プログラムの概要及び位置づけ	25
3-1 協力プログラムの概要	25
3-1-1 協力の背景・経緯	25
3-1-2 協力方針	25
3-1-3 協力の枠組み・関連協力	26
3-2 JICA 協力プログラムのコロンビア平和構築政策における位置づけ	28
3-2-1 政策におけるプログラムの位置づけ	28
3-3 構成案件別の協力の政策根拠・経緯	31
第4章 JICA 協力プログラム「紛争の被害者・共生和解支援」の戦略性・成果	36

4-1 JICA 協力プログラム構成案件群の戦略性	36
4-1-1 プログラムの計画について	36
4-1-2 プログラムの実施プロセスについて	38
4-2 JICA 協力プログラム実施による具体的な実績と成果	40
4-2-1 構成案件の実績と目標達成・効果	40
4-2-2 プログラム実績と成果	51
第5章 貢献の概念に基づく JICA 協力プログラム「紛争の被害者・共生和解支援」評価	54
5-1 コロンビアにおける当該期間の平和構築の進展	54
5-1-1 成果1：国内避難民の生活の質向上支援	54
5-1-2 成果2：地雷被災者／障害者の総合リハビリテーション	55
5-1-3 成果3：投降兵士の起業・就労支援	56
5-1-4 成果4：暴力・紛争被害者の社会心理的ケア・総合補償システム	57
5-2 JICA 協力プログラムの貢献度	58
5-2-1 プログラム成果1	58
5-2-2 プログラム成果2	60
5-2-3 プログラム成果3	61
5-2-4 プログラム成果4	62
5-2-5 プログラム全体（まとめ）	62
5-3 団長所感	63
第6章 提言	66
6-1 対コロンビア支援の次期協力プログラムへの提言	66
6-2 プログラムの形成・実施・評価へのフィードバック	66
6-2-1 プログラム形成時への示唆	67
6-2-2 プログラム実施時への示唆	67
6-2-3 プログラム評価方法に関するフィードバック	68
付属資料	
1. 各種統計	75
(1) 被害者関連	75
(2) 国内避難民（2011 年まで）	77
(3) 地雷・不発弾被災関連	78
(4) 障害者関連	80
(5) 投降兵士関連	81
(6) 社会心理的ケア関連	82
2. 法律第 1448 号における紛争被害者ケア・補償に係る情報	83
3. 紛争終決と持続安定的な平和構築のための総括的合意書（ハバナ合意抄訳）	85
4. 構成案件 2 次評価グリッド（基本情報及び案件別 2 次評価）	87
5. 構成案件別インパクト・効果、安定・不安定要因	110

6. コロンビア政府課題によるプログラム評価マトリックス	115
7. プログラム総合レビューグリッド	120
8. プログラム目標と各成果・案件の相関図（2008年10月プログラムポジション ペーパー策定時の案）	129
9. コロンビアの国家開発計画（PND）と JICA 平和構築プログラムの関連性	130
10. 主要面談者	134
11. 主要参考資料一覧	138

写



UNHCR との面談

真



地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト

NGO コミテデリハビリタシオンとの面談



草の根無償によるリハビリテーション機材への感謝文（サンビセンテデパウロ大学病院）



地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクトによる、日常生活復帰のためのリハビリ室（一般家庭の部屋の再現）（サンビセンテデパウロ大学病院）



プログラム評価現地調査報告会の様子



同左

略 語 表

略 語	西語 / 英語	日本語
Acción Social	Agencia Presidencial para la Acción Social y la Cooperación Internacional	社会行動と国際協力のための大統領機構（アクションソシアル） （現 被害者ユニット）
ACCI	Agencia Colombiana de Cooperación Internacional	コロンビア国際協力庁 （現 APC）
ACR	Agencia Colombiana para la Reintegración (Alta Consejería Presidencial para la Reintegración)	コロンビア投降兵士再統合庁 （前 投降兵士再統合高等審議会）
APC	Agencia Presidencial de Cooperación Internacional de Colombia	国家開発庁
AUC	Autodefensas Unidas de Colombia	コロンビア統一自衛軍
CDAIPD	Comité Departamental de Atención Integral a la Población Desplazada	国内避難民統合的支援県委員会
CMAC	Cambodia Mine Action Center	カンボジア地雷対策センター
CMH	Centro Nacional de Memoria Histórica	歴史検証委員会（2011 年歴史記憶検証センターに移行）
CNAIPD	Consejo Nacional de Atención Integral a la Población Desplazada	国家国内避難民総合支援審議会
CNRR	La Comisión Nacional de Reparación y Reconciliación	国家補償和解委員会
CONPES	Consejo Nacional de Política Económica y Social	国家経済社会審議会
C/P	Counterpart	カウンターパート
CRAC	Centro de Rehabilitación para Adultos Ciegos	成人視覚障害リハビリテーションセンター
CTAIPD	Comités Territoriales de Atención Integral a la Población Desplazada	国内避難民統合的支援の地域委員会
CTJT	Comités Territorial de Justicia Transicional	移行期正義地域委員会
DDR	Disarmament, Demobilization, Reintegration	武装解除・動員解除・元戦闘員の社会復帰
DNP	Departamento Nacional de Planeación	国家企画庁
DPS	Departamento para la Prosperidad Social	社会繁栄庁
ELN	Ejército de Liberación Nacional	国民解放軍 （非合法左派反政府組織）
ELP	Ejército Popular de Liberación	人民解放軍（共産主義ゲリラ）

FARC	Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia	コロンビア革命軍 (非合法左翼ゲリラ)
GED	Goce Efectivo de Derechos	権利享受状況（指標）
ICBF	Instituto Colombiano de Bienestar Familiar	コロンビア家族福祉機構
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IDP	Internally Displaced Persons	国内避難民
INCODER	Instituto Colombiano de Desarrollo Rural	コロンビア農村開発研究所
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JBB	Jardín Botánico Jose Celestino Mutis	ボゴタ市植物園
LIS	Landmine Impact Survey	社会経済影響調査
MinInterior	Ministerio del Interior	内務省
MinSalud	Ministerio de Salud y Protección Social	保健社会保障省
MPS	Ministerio de la Protección Social	[現 MinSalud（保健社会保障省） の前身]
OCHA	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PAHO	Pan American Health Organization	米州保健機構
PAICMA	Programa Presidencial para la Acción Integral contra Minas Antipersonal	対人地雷総合アクション大統領プログラム
PAPDREB	Programa de Atención al Proceso de Desmovilización y Reintegración de la Secretaria de Gobierno de la Alcaldía Mayor de Bogota	ボゴタ市役所内務局投降・再統合支援プログラム
PAT	Plan de Acción Territorial	地域アクションプラン
PIU	Plan Integral Único	(国内避難民支援) 統一包括計画
PNA	Peacebuilding Needs and Impact Assessment	平和構築ニーズアセスメント
PND	Plan Nacional de Desarrollo	国家開発計画
RSS	Red de Solidaridad Social	社会団結ネットワーク（旧 アクションソシアル、現 被害者ユニット）
RUPD	Registro Único de Población Desplazada	国内避難民統一登録システム
RUSICST	Reporte Unificado del Sistema de Información, Coordinación y Seguimiento Territorial	情報システム・調整・FU 統一報告書
RUV	Registro Único de Víctimas	被害者統一登録システム

SEGOB	Secretaria de Gobierno de la Alcaldía Mayor de Bogota	ボゴタ市役所内務局
SENA	Servicio Nacional de Aprendizaje (National Training Service)	国立職業訓練庁
SIAOD	Sistema de Información de Ayuda Oficial al Desarrollo	ドナーデータベース
SNAIPD	Sistema Nacional de Atención Integral a la Población Desplazada	国内避難民総合支援国家システム
SNARIV	Sistema Nacional de Atención y Reparación Integral a las Víctimas	被害者支援・総合補償国家システム
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCR	The Office of UN High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNMAS	United Nations Mine Action Service	国連地雷対策サービス
UNOCHA	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物犯罪事務所
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WB	World Bank	世界銀行

外貨交換レート

(出所：平成 25 年度 JICA 精算レート表 2013 年 7 月時)

米ドル	USD 1 = JPY 98.07
コロンビアペソ	COP 1 = JPY 0.050
欧州ユーロ	EUR 1 = JPY 127.06

要 約

1. 背 景

コロンビアでは 50 年以上にわたりゲリラ組織と政府軍・警察の間で国内武力紛争が続いている。日本政府及び JICA は援助重点分野「平和の構築」において、2008 年度より 5 年間の計画で「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を策定し、紛争被害者の経済的支援と和解促進を目的とした支援を実施してきた（本プログラムの目標、構成案件については図 1 参照）。同プログラムを構成する技術協力プロジェクト 4 案件は 2012 年度末までにすべて終了し、5 年間に及ぶプログラム期間は実質 2012 年度末で終了した。紛争の被害者への今後の支援については、2013 年 4 月に策定された援助重点分野「持続的経済成長」のもと、「地域開発プログラム」において計画されている。

こうした状況で、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」構成案件の成果や案件間の相乗効果（プログラムとしての効果）等について整理及び評価し、今後、少ない投入でより効果が高く、コロンビア側の自立発展性を促すための協力の必要性及びその方向性の検討のため、本基礎情報収集・確認調査を実施した。

2. プログラムの試行的評価手法

本プログラムの終了時評価にあたっては、JICA の協力プログラムがコロンビアにおける紛争の被害者の共生和解の進展にどの程度寄与したか、という貢献の程度を評価することを試みた（「貢献の概念」に基づく評価）。評価プロセスとしては、まず、コロンビアの平和構築に対するコロンビア政府や他ドナー等の開発アクターによる全体的な取り組みの中での JICA の本プログラムの「位置づけ」を確認したうえで、本プログラムの目標達成に向けて適切なシナリオが組まれていたか（プログラムの一貫性）、状況に応じたマネジメントができていたかとの観点から「戦略性（計画・プロセス）」を検証し、本プログラムの「実績と成果」を確認した。最後に、本プログラムの「成果」がプログラムの実施期間中（2008 ～ 2012 年度）に、コロンビアでの紛争の被害者の共生和解の進展（他援助機関や当該国政府の実施する事業の総体としての成果）に対してどのような貢献を果たしたかを総合的に検証した。

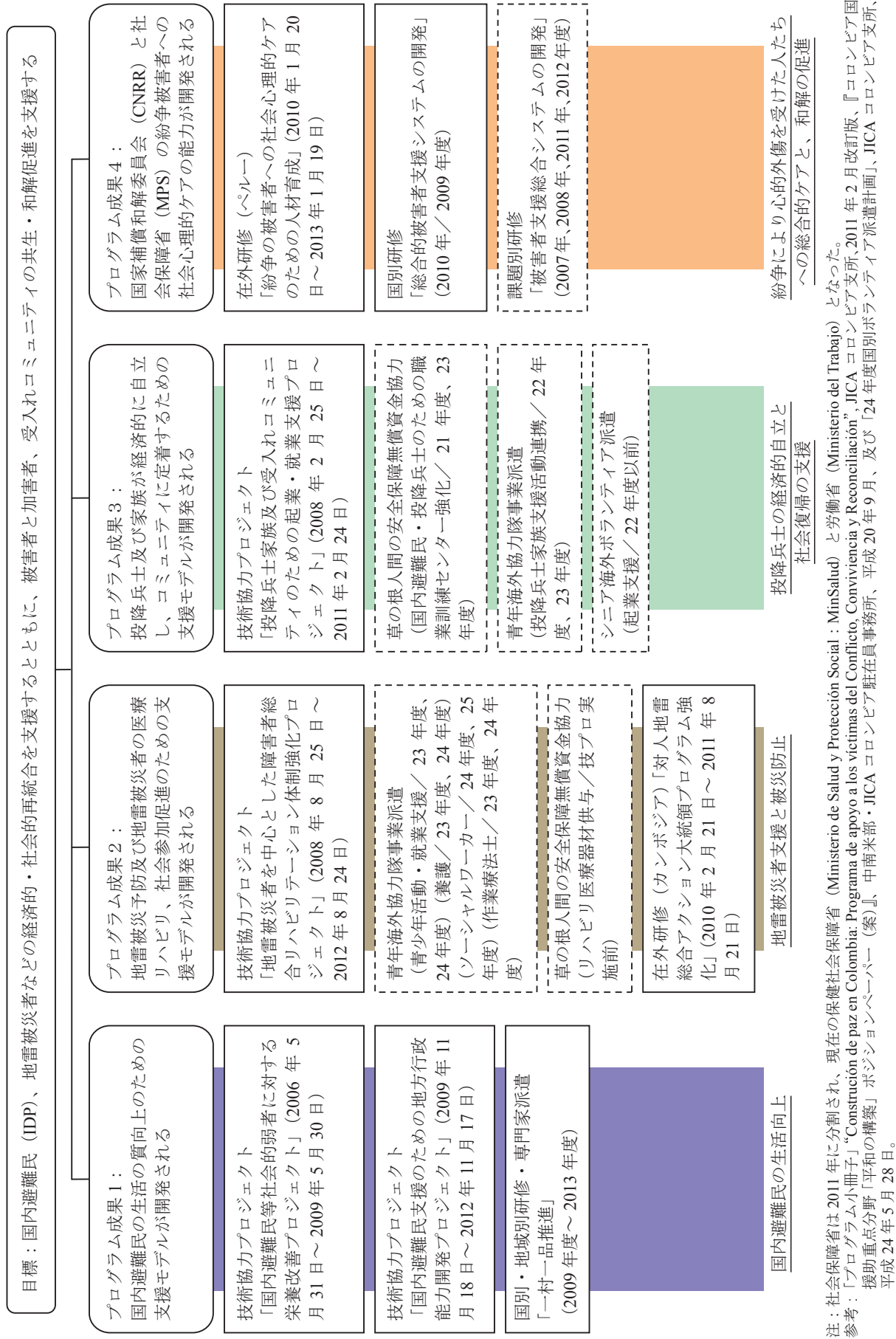


図 1 紛争の被害者・共生和解支援プログラムの協力概要（構成案件）

3. コロンビアの平和構築の概観

JICA は本プログラムの開始前から実施期間中を通して、コロンビアの平和構築の状況及び変遷をフォローし、支援の方針を決めてきた。今次プログラムの終了時評価にあたり、コロンビアにおける平和構築分野の現在の支援ニーズの分析及び今後の JICA の支援方針の検討に活用する目的で、コロンビア国内武力紛争・平和構築の現状について確認し、以下の概観を得た。

コロンビア革命軍（FARC）と政府間の和平交渉が開始されたことや、「被害者救済・土地返還法」が制定され、政府が国内紛争の存在を公式に認め、被害者の補償、土地の権利返還を国家政策として進めていることなど、平和構築の大きな進展へと良い方向の動きがある。地雷被災者数は 2005 ～ 2006 年をピークに減少傾向で、撤去作業も進行中であり、投降兵士の再統合も進捗を見せている。被害者登録や土地返還も事業として進捗はを見せている。

他方一部では、武装グループは鉱工業に関する土地の占有やコミュニティの支配を行い、国内避難民（IDP）は集団化する傾向を伴い現在も発生中である。投降兵士、パラミリタリーの犯罪組織化等の動きがあり、地方部を含め、全土的には治安が改善されたとは言いがたい状況にあることが確認された。

4. プログラムの概要及び位置づけ

本プログラムは、計画時に JICA による平和構築ニーズアセスメント（PNA）を実施し、コロンビアにおける紛争の状況を分析し、優先課題に対応する形で策定されたものである。分析の結果、コロンビアにおける紛争が引き起こす社会的経済的問題への対応を優先した。

こうして策定された本プログラムは今次終了時評価により改めてプログラム協力期間中のコロンビアの情勢を確認し、本プログラムがコロンビアにとって、「紛争の被害者・共生和解」が重要課題であった時期に実施されたことが評価される。主な理由として、第一に、地雷被災者数が世界最多（2005 ～ 2006 年）、国内避難民数が世界最多（2006 年）とされた時期で、かつ局地紛争が継続する時期に支援を行い、コロンビアの喫緊のニーズに応えたことが重視される。第二に、コロンビア政府の関連政策・法制度の変遷と本プログラムにおける支援内容が整合していたことが挙げられる。第二の点については、本プログラム実施期間中にコロンビアが多数の施策・法律を実施しており、その後期にはプログラムの対象者であった国内避難民、地雷被災者、紛争被害者を対象とする「被害者救済・土地返還法」が成立し、統合的に支援する方針が決定した。また、平和構築関連のドナー支援事業も平和構築の課題の中で本プログラムが取り組んだ課題に対する事業が多いことが示されている。加えて、本プログラムの各構成案件は、コロンビアの政策・法制度に即して実施したとコロンビア側から評価されており、プログラムで取り組んだ課題の選定は適切であった。以上から、本プログラムの位置づけは適切であった。

なお、PNA に基づき本プログラムを実施した理由については、①平和構築分野では援助実施機関が協力を実施する際に中立な立場で紛争要因を確認し、紛争要因を縮小するために適切な手段を選択すること、②コロンビアにおいて平和構築の取り組みは分野横断的に実施されており、平和構築に特化したセクターとしての国家政策や戦略がなかったことの 2 点に起因する。PNA は JICA のアセスメント結果であるが、コロンビアの国家開発計画（PND）の優先分野に対応するところもある。紛争影響国での支援の際には、当事国が紛争のアクターであるなど、政府自身が中立でないこともあることから、国連や英・米など二国間のドナーでも、当事国政府の政策と別に紛争分析や平和へのインパクト分析等を行って、協力を検討することもあり、JICA の PNA

に基づく協力もコロンビア側の政策の整備状況に応じ、妥当であったと考えられる。

5. プログラムの戦略性

(1) プログラムの計画について

上記 PNA の分析に基づく一貫した方針により、プログラムの構成案件は、各プログラム成果において相互補完的または相乗効果が期待される組み合わせになっており、プログラム実施中も構成案件の連携に JICA 側では一定の取り組みがなされた。一方で、各プログラム成果が達成されることで、プログラム目標が達成されるシナリオになっており、各プログラム成果を跨ぐ構成案件間での活動レベルでは具体的な連携は計画上想定されていない。目標達成のシナリオや案件群の構成（相互補完）については、プログラムとしてさらに検討の余地があったと考えられる。

また、プログラムの構成案件では、対象者の選定でのリスク回避（コミュニティや投降兵士家族を対象とする和解促進や、貧困層や地雷被災によらない身体障害者など活動に密接にかかわる社会的弱者も最終裨益者とし、差別感の助長や衝突を避ける方針）や対象機関の選定（制度化に寄与するデザイン）に配慮があった。

(2) プログラムの実施プロセスについて

協力プログラム期間中、JICA コロンビア支所に派遣された企画調査員が主導して、プログラムの実施・管理・運営が行われた。PNA 策定、広報、セミナー、専門家定期会合等、プログラム中間レビュー、そして今般の終了時評価と、多様かつ連続的な活動によるプログラムの実施監理が行われた。

各成果においては、ドナーとの連携は十分にみられなかったものの、NGO や、カンボジアでの研修を通じた第三国との協力、そして高いオーナーシップをもったコロンビア側との協力・連携とその成果がみられ、効果的な実施プロセスであったと評価される。一方、プログラム期間中、コロンビア政府機関は、自身の実施している案件については精通しているが、プログラム全体像を把握していなかった。プログラム全体の情報共有及び目標に対する認識を共有していることで、更なる連携が図られた可能性も考えられ、本プログラムにおける教訓としたい。

6. プログラムの実績・成果

本プログラムの目標は、国内避難民、地雷被災者、投降兵士、その他の紛争被害者という紛争の影響を受けたすべてのカテゴリーの被害者・加害者と周辺コミュニティを対象として、①経済的・社会的統合の支援、②共生和解、を支援することである。この目標に対し、本プログラムによって実際に裨益した被害者・加害者及び周辺コミュニティの数は、コロンビア全土の被害者・加害者のうち、ごく一部である。しかしながら、本プログラムを通じ、紛争の影響を受けたすべてのカテゴリーの被害者・加害者に対し、経済面ないしは社会的統合を支援するモデルの基盤が形成された。また、一部のモデル（成果 1 の国内避難民の栄養改善に資する都市農業の普及や、成果 2 の地雷被災者を含む医療リハビリの支援モデル構築など）では実践と効果発現まで至っている。また、これら各モデルは、周辺コミュニティも対象としていることで、被害者・加害者の孤立防止や偏見の低減などの効果をもたらしており、共生和解の促進に資するものである。ま

た、すべてのカテゴリーの被害者・加害者に共通して必要な社会心理的ケアを行う能力も、コロンビア関係機関に定着、強化されたといえる。

以上から、本プログラムは、目標に資する実績・効果を提示できたと判断される。

7. プログラム貢献度

上記のとおり、本プログラムは適切な位置づけのもと、戦略的に改善の余地はあるものの一貫した方針で実施され、プログラムとして紛争の影響を受けたすべてのカテゴリーの被害者・加害者に対し、経済面ないしは社会的統合を支援するモデルの基盤が形成されるなどの成果も出ていることから、本プログラムは、コロンビアにおける紛争の被害者・共生和解の進展に貢献できたものと評価できる。

プログラムの各成果の実績とコロンビアにおける紛争の被害者・共生和解に関するコロンビア政府の取り組みの進展の関係を確認することで、本プログラムの貢献度（因果関係の可能性の高さ）を評価した結果、各成果において、コロンビアの紛争の被害者・共生和解の進展に直接・間接の貢献があることが確認された。各成果及びプログラム全体としての貢献度は図2のとおり評価できる。

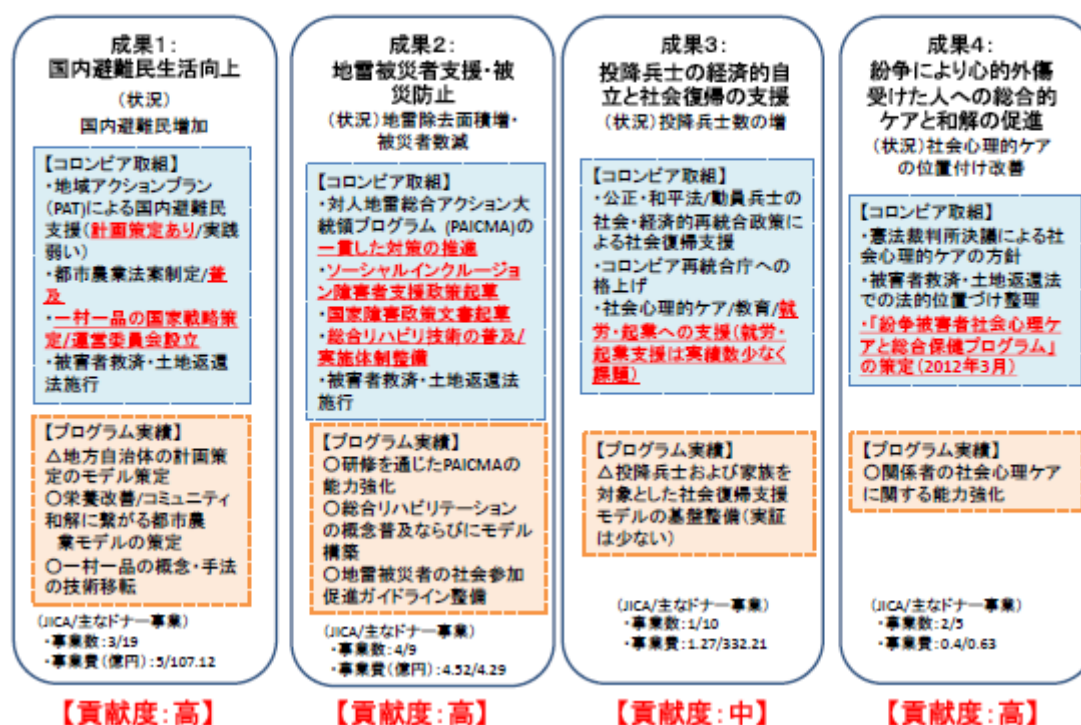


図2 コロンビア平和構築の進展へのプログラム貢献度

プログラム期間中の紛争の被害者・共生和解の進展として特筆すべきは、コロンビア政府による、被害者救済・土地返還法の制定と、それによる被害者補償の実施である。本プログラムは、被害者救済・土地返還法の制定自体には直接的には関与していないが、各成果の案件において直接・間接的に支援を行ったコロンビア側カウンターパート (C/P) 機関は、被害者救済・土地返還法の中の被害者補償の実施責務組織に含まれており、同法の実施に本プログラムは間接的に貢

献していると考えられる。以上から、各成果並びにプログラム全体として、本プログラムはコロンビアにおける紛争の被害者・共生和解の進展に貢献していると評価できる。

8. 提 言

2013年3月に策定された対コロンビア国別援助方針においては、基本方針「均衡のとれた持続的社会経済発展への支援」のもと、援助重点分野は「持続的な経済成長」及び「環境及び防災への取り組み」の二つに絞られている。これまで重点分野の柱の一つであった「平和の構築」については、本「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の協力期間を終えるにあたり、支援は収束の方向とされている。一方、今次のプログラム評価では、コロンビアの平和構築は過渡期にあり、同分野での課題はまだ多くあることが確認された。このため、今後は重点分野「持続的な経済成長」のもと、地域開発への支援を重点的に行うなかで、紛争・治安、紛争の被害者の動向をモニタリングし、安全対策や事業の裨益者を検討するなど、平和構築の要素を取り入れていくことが必要とされる。

また、JICAの対コロンビア支援の事業予算が限られているなか、地域開発分野において「プログラム」として成果を出すために、投入レベルを踏まえたうえで効果的な戦略が必要である。例えば、ある地域で集中的・重点的に事業を実施して地域開発のモデルを作ること、中心となるプロジェクトを立てること、分野に特化すること、これまで支援の実績がある地域・組織との連携を図ることなど、検討が必要である。今次の「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」評価の結果は、ある程度平和構築へのコミットメントがある形での、地域開発の支援を提言する。

9. プログラムの形成・実施・評価へのフィードバック

(1) プログラム形成時への示唆

本プログラムでは、プログラム策定時にプログラムの目標・各成果の指標が設定されていたが、紛争の被害者・共生和解支援の進展に該当する指標が設定されていたり、計測方法が明確でない指標等が用いられていた。また、本プログラムでは各構成案件のアウトカムとそれらが集まって達成されるプログラムの成果・目標のアウトカムの区分が難しいところがあった。本プログラムでは、上述のとおり、PNAに基づき策定されたが、一覧で視認できる様式には取りまとめられていなかった。これらの状況から得られる示唆は次のとおり。

- ・指標の設定：

プログラムの各成果の定性的・定量的指標を選定すること。

- ・協力目標・シナリオの立案におけるロジックの整理：

協力プログラムと同プログラムを構成する個別の案件との間には「目的」－「手段」の関係があり、当該協力プログラムを構成する各案件の目標達成により「開発効果」が発現すれば、最終的には協力プログラム目標が達成されるというロジックの整理が重要である。

- ・対象とする政策課題の設定と当該分野の関連情報の把握の重要性：

プログラムの対象とする政策課題の選定と指標の設定、関連ドナーでの実績などをあらかじめ確認し、プログラムの背景となる情報として整理（プログラム評価マトリックスや年表の形）し、必要に応じて更新することが必要である。

(2) プログラム実施時への示唆

本プログラムでは、当初コロンビア側がプログラムとしての協力の実施を認識しておらず、2012年のクロージングセミナーで初めてプログラムとしての認識を得た。一方、JICA側ではプログラムとしての実施監理が適切になされ、PNAによる定期的なデータ収集、実施期間中の基礎情報・確認調査によるレビューがなされた。こうした状況から得られる示唆は次のとおり。

- ・相手国政府、他ドナーに対してのプログラム情報の共有：

早い段階で相手国側機関や他ドナーにプログラム協力の全体像を共有し、JICAの協力に対する戦略の理解を深め、複数機関間での情報共有を促す。また、プログラムダイレクターを相手国側にも設定することで、プログラム全体の運営・管理が適切に行われ、案件間の相乗効果・連携が期待される。

- ・プログラムモニタリングの重要性：

プログラムを適切に運営・管理・評価するには、相手国が有する統計データベースの有無の確認、プログラムの対象セクターに関する情報の収集、特に、プログラム期間中の外部環境の変遷に係る情報の収集が必要となる。今次評価では定期的な実施されたPNAの情報が活用された。このように、在外事務所がイニシアチブをとったモニタリングが、プログラムの運営や評価の実施上必要不可欠である。

(3) プログラム評価方法に関するフィードバック

プログラムの試行的評価を実施して得られた気づき・教訓は次のとおり。

- ・評価方法の利点：

本プログラムでは、各構成案件が、コロンビア側・日本側双方ともに異なる実施機関（コロンビア側）、JICAの異なる部署（日本側）の管理及び実施のもとで目標を設定し、成果を上げてきたためプログラム総体としてのアウトカムを把握する機会はありませんでした。しかし、プログラムの視点での試行的評価の中で、コロンビア全体の政治情勢、和平進展、政策・法令等の変化の流れのなかで実施背景やプロセス及びアウトカム¹を把握し、プログラムの位置づけや戦略性を鳥瞰することが可能となった。

- ・評価報告会開催の利点：

今回の調査最終日には、プログラム評価結果の概要をコロンビア側関係機関にフィードバックした。これはコロンビア側のプログラムの成果の認識やJICAの支援の認知度を高めるなど、戦略的な利点につながると考えられ、また新プログラム戦略につながる情報の相互理解の構築にも役立つと考えられる。

次に、今次試行的プログラム評価を実施した結果得られた、プログラム評価手法へのフィードバックは次のとおり。

¹ アウトカムは、事業の結果生み出された産出物（アウトプット）によって達成されると見込まれる、または達成された直接的、中期的、長期的に望まれる効果や変化を指す。インパクトとは、受益者や社会に及ぼす長期的かつ広範囲に表れる最終的なアウトカムを指す。なお、個別案件のプロジェクト目標、プログラムの成果やプログラム目標は、プログラムのロジックモデル上設定されるものである。上記定義に従い、プロジェクト目標やプログラムの成果はアウトカム、最終的なプログラムが貢献する進展がインパクトのレベルに相当する。

- ・プログラム評価手法の整理とガイドライン化：

今回のプログラムの試行的評価の実施において、膨大な情報の整理のうえで、本プログラムの実施期間中に行われた「基礎情報収集・確認調査」の情報、分析に用いた「構成案件の2次評価グリッド」「年表」「プログラム評価マトリックス」などの各種ツールが大いに役立った。これらの評価ツールを、計画段階、モニタリング段階を含めどのタイミングで作成し、誰が情報を収集・アップデートするかを検討し、評価方法をガイドラインとして取りまとめることが必要と考えられる。

- ・「アウトカム・レベルの成果」と「インパクト・レベルの開発状況の進展」の明確な分離：

プログラム評価を行う際に、個別案件により直接もたらされる「アウトカム・レベルの成果」と、途上国や他のドナーとの共同による取り組みを通じて達成される「インパクト・レベルの開発状況の進展」を明確に区分し、それぞれ指標を設定することが重要である。

- ・時間軸に沿った評価：

プログラム評価は、対象期間における開発計画の進展とプログラムの位置づけ、戦略性、成果を比較し、貢献度を測るものである。進展の状況や外部環境はプログラム期間中、変化していくものであり、その変化に応じて、位置づけや戦略性、成果の内容を確認する必要がある。

- ・既存資料、データベースの活用：

上記の時間軸に沿った評価を行うには、モニタリング結果を示した既存資料や、過去のデータが抽出できるデータベースの有無が大きく影響する。プログラム評価を計画する際は、まずこれら資料があるかどうかを確認して評価デザインを検討することが重要である。

- ・プログラムの改善に向けた評価（形成評価）の重要性：

本プログラムの指標やロジックのシナリオ等、プログラム評価の計画はより精緻化できた可能性があった。そして、それらの影響から、貢献の概念に基づきプログラムの結果を総括して評価することは難しい側面もあった。このため、プログラムの熟度が発展途上のケースでは、結果を総括する評価（総括評価）より、事業改善を導き出す事業改善のための評価（形成評価）により比重を置いた評価とすべきと考えられる。

- ・平和構築分野におけるプログラム評価について：

今回のプログラム評価の手法を用いる場合、開発計画や政策・戦略等が明確になっている分野（ミレニアム開発目標やセクターワイドアプローチが取り入れられている農業分野や教育分野など）であれば、政策目標が明確かつ他ドナーの情報も体系的に入手しやすいため、より貢献度の検証が効果的・効率的に実施できたと考えられる。一方、平和構築分野などの場合は、計画目標の設定が難しく、また不安定要因が多いため、定量的に進展を測る情報を集めることが難しい。本プログラムにおいて貢献度を検証する際には、直接平和構築の進展への貢献度を測るのではなく、コロンビア政府の平和構築への取り組みにどれだけプログラムが貢献したかを測ることで評価を行った。こうした分野の特性を踏まえて評価を行うことが重要と考えられる。

第1章 調査の概要

1-1 背景と目的

コロンビア共和国（以下、「コロンビア」と記す）では50年以上にわたりゲリラ組織と政府軍・警察の間で国内武力紛争が続いている。左派非合法武力勢力のコロンビア革命軍（FARC）や国民解放軍（ELN）、極右非合法武装勢力パラミリタリーのコロンビア統一自衛軍（AUC）が武力衝突を繰り返し、これらの組織は誘拐、爆弾テロ、破壊活動等を展開し、麻薬密売組織とも深いつながりがある。ウリベ前政権及びサントス現政権がゲリラ組織の鎮圧に注力したことで、近年国内の治安は大幅に改善し、2003年にはAUCの武装解除が合意（サンタフェ・デ・ラリート合意）され、2012年には政府とFARC間の和平交渉が本格化された。今後の同国の治安状況に国際社会が注目している。

上記のような同国の国内武力紛争に係る現状を踏まえ、日本政府及びJICAは援助重点分野「平和の構築」において、「紛争の結果生じる社会的、経済的問題への対応」及び「紛争の構造的要因の低減」を開発課題として協力を行ってきた。2008年度には「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」（期間：2008～2013年度）がJICA重点プログラムとして承認され、紛争被害者の経済的支援と和解促進を目的とした支援が実施されてきた。同プログラムを構成する技術協力プロジェクト4案件は2012年度末までにすべて終了し、5年間に及ぶプログラム期間は実質2012年度末で終了した。紛争の被害者への今後の支援については、2013年4月に策定された援助重点分野「持続的経済成長」のもと、「地域開発プログラム」において計画されている。

こうした状況で、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」構成案件の成果や案件間の相乗効果（プログラムとしての効果）等について整理及び評価し、今後、少ない投入でより効果が高く、コロンビア側の自立発展性を促すための協力の必要性及びその方向性の検討のため、本基礎情報収集・確認調査を実施した。

1-2 調査手法

（1）プログラムの試行的評価の考え方

今次調査においてコロンビア紛争の被害者・共生和解支援プログラムの試行的評価を行うにあたり、過去の調査研究、現行のJICA評価ガイドラインやプログラム評価手法検討において整理された情報等をベースに、以下の考え方に基づき本プログラムの評価を試行的に実施した。

1) 貢献の概念に基づく評価

本プログラムによる支援は、コロンビア政府や他ドナー等を含めた全体的な取り組みにおける一つの介入としての位置づけであり、コロンビアの被害者の共生・和解の進展とJICAプログラムの成果の両者の直接的かつ厳密な因果関係を図ることは難しい。このため、本プログラムによる支援が、コロンビア政府や他ドナーとの共同による取り組みを通じ、コロンビアの紛争の被害者・共生和解の進展にどの程度寄与したかという「因果関係の可能性の高さ（貢献の概念）」を評価する。なお「因果関係の可能性の高さ」は、一つにはコロンビアの平和構築に対する全体的な取り組みの中で、本プログラムがどのような位置づけを占めていたのか、「位置づけ」によって確認を行う。また、プログラムの目標達成に向けて適切なシナリオが組まれていたか（プログラムの一貫性）、状況に応じたマ

ネジメントができていたかという「プログラムの戦略性（計画・プロセス）」を確認する。また、プログラムが達成した成果と実績につき確認する。本評価では、これら「位置づけ」と「戦略性」「実績・成果」の検証を分析のステップとしつつ、コロンビアでの紛争の被害者共生・和解の進展（他援助機関や当該国政府の実施する事業の総体としての成果）を踏まえたうえで、本協力プログラムによる「貢献度」についての評価を行う。したがって、コロンビアの平和構築の中で優先的な課題に取り組み、その中で適切な計画・プロセスに応じて高い成果が上がっており、なおかつ紛争の被害者共生・和解の改善がみられるのであれば、因果関係の可能性は高いとの結論を提示できる形になる。

具体的には、以下のロジック整理に基づき、評価を行う。

① JICA 協力プログラムのコロンビア平和構築政策における位置づけ

- ・コロンビア政府の平和構築に関する政策体系（計画、戦略等）との整合性はあるか。
- ・具体的に、JICA 協力プログラム全体や個別案件において解決に向けて取り組んだ課題は同国政府にとって優先度が高く、適切なものか。（「妥当性」に相当）



② プログラム構成案件群の戦略性

- ・協力プログラム全体として、また相手国政府や他のドナーとの関連性において、戦略的な案件の選択、組み合わせ（デザイン）を行っているか。また、その投入の質、量は十分かつ適切か。（「妥当性」「効率性」に相当）
- ※プログラム評価マトリックス（後述）により、同国の政策体系を整理し、事業をマッピングして検証。



③ JICA 協力プログラム実施による具体的な実績と成果

- ・構成案件の個別評価は DAC 5 項目に基づき実施済み。既存の個別案件の評価結果を活用し、実績や成果にかかわる評価項目（特に「有効性」と「インパクト（波及効果含む）」）結果を主に活用し 2 次的に評価。
- ・これら個別案件の実績や成果を総括し、協力プログラムによる投入の結果、コロンビア政府の紛争の被害者共生・和解の達成に具体的に貢献できるような実績や成果を上げているか。協力プログラムの「実績と成果」を整理。（「有効性」（＝プログラム目標の達成度、各成果との連関性）に相当）



④ 課題解決に向けた「進展」の検証と JICA 協力プログラムの貢献度の検証

- ・コロンビアにおける紛争の被害者支援と共生和解の促進は、2008 年～ 2013 年の評価対象期間中にどのように（歴史的な変遷、特筆すべきキーファクターなどを含めた“プロセス”）、どの程度「進展」したか。（「進展」の度合いとして、プログラム前後での最終碑益者の動態と、最終碑益者支援に関する政策・制度の制定を確認。なるべく定量的に示せるように留意）

- ・ 上述の期間中における「進展」プロセスに、JICA 協力プログラムがどのように、どの程度「貢献」できたか。（「インパクト」「持続性」に相当）
- ・ 総合的な貢献度の評価を踏まえ、戦略的枠組みとしての対象協力プログラムの改善や、継続プログラムへの教訓・提言を整理。（治安悪化や情勢変化等の不確定要因／外部要因等の管理を含む）

2) 個別案件のプロジェクト評価結果の活用

プログラムの構成案件により直接もたらされる「アウトカム・レベルの成果」と、コロンビア政府や他のドナーとの共同による取り組みを通じて達成される「インパクト・レベルの開発状況の進展（変化）」を明確に区分する。

3) DAC 評価 5 項目

プログラム評価では、プロジェクト評価のような「厳密かつ直接的な因果関係」の検証は、様々な外部要因が複雑に関与するため、技術的には困難であることもあり、従来型プロジェクト評価内容との差別化を図るうえでも、DAC 評価 5 項目に沿った評価や、評価項目用語による整理を行うことはしない。

4) 定量的かつ客観的なデータ

厳密な因果関係の検証が難しいことから、叙述的な説明とならざるを得ないが、よりわかりやすい“貢献度の評価”とすべく定量的かつ客観的に示せる指標・データ等があれば整理する。今回、プログラムの「実績・成果」については、プログラムの各構成案件のインパクト・波及効果に関する指標・データを用いた。コロンビアにおける平和構築の「進展」については、①プログラム期間前後における最終碑益者の動態変化（統計情報）、②最終碑益者支援に係る政策・法制度の整備状況に係る情報・データを用いた。

5) プログラム策定時の評価指標に係る考え方

プログラム策定時の決裁書には、プログラム目標の達成を測る指標として、以下が想定されていた。指標：収入創出支援を受けた国内避難民の数、社会・経済的再統合を終了した投降兵士の数、包括的支援を受けた地雷被災者の数、真実究明・補償・和解制度によって処理された行政事例数等。

また、各プログラム成果の達成を測る指標としては、以下の設定がなされていた。

成果 1：JICA 事業で開発されたモデルを国内他地域に普及させるための政府計画の有無

成果 2：JICA 事業で開発されたモデルを国内他地域に普及させるための政府計画の有無

成果 3：JICA 事業で開発されたモデルを国内他地域に普及させるための政府計画の有無

成果 4：紛争被害者の精神的・経済的回復手法に係るセミナー実施回数、真実究明・補償・和解のプロセス強化提案数と提案実行数

しかし、今般の評価において、貢献の概念を用いて評価を行うことから、下記の理由より、これら指標をプログラムの成果・実績を測る指標としては直接用いなかった。

- ① 当初設定された指標の中に、プログラムと直接因果関係がある実績を測る指標ではなく、コロンビアの平和構築及び紛争の被害者・共生和解支援の進展に該当する指標が含まれている。
- ② 当初計画された指標の中には評価時点での計測の仕方が明確でないものが含まれている。
- ③ プログラム期間中のプログラム目標（成果 4）の変更など計画の変更があり、指標の

変更の提案もあったものの²、最終化されていなかった。

これら理由により、当初の指標を直接プログラムの指標として用いることはことは難しいと判断された。なお、上記①のみに該当する指標、例えば「JICA 事業で開発されたモデルを国内他地域に普及させるための政府計画の有無」は、制度を政府が構築したか否かという観点から「課題解決に向けた『進展』の検証」に活用できるため、その視点を評価の中で活用した。

(2) 調査手順

上記考え方にに基づき、以下の手順に基づいて調査を実施した。

項 目	調査手順
事前準備	
1) プログラム構成案件に関する情報収集	プログラム構成案件の報告書等を参照し、各案件の投入、成果等を整理する。既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
2) プログラム構成案件 2 次評価グリッド (案) と質問票の作成	上記 1) で収集を決定した情報を基に、プログラム構成案件 2 次評価グリッド (案) を作成する。また、質問票を作成し、C/P 等に送付する。
3) プログラム評価マトリックス (案) の作成	コロンビア政府の政策体系と JICA 協力プログラムの関連性の検証を目的として、コロンビア政府の平和構築分野の「政策—施策—事業」の体系を目的として整理し、JICA 協力プロジェクトのほか、コロンビア政府機関や他のドナー等の取り組みをマッピングしたマトリックス (案) を作成する。
現地調査	
1) 評価手法の説明及び協力依頼	コロンビア C/P 機関に対して、今次のプログラム評価手法について説明を行い、ヒアリングや情報提供の協力を依頼する。
2) コロンビアにおける平和構築の現状調査	コロンビアの平和構築に対する政策、法制度、最終裨益者に係る統計、社会・経済治安状況、紛争関連要素 (安定要因・不安定要因)、関連事業、他ドナーの取り組みについて、最新情報を収集・確認する。
3) 協力効果、インパクト、安定・不安定要因の把握	コロンビア C/P 機関や他ドナーから事前に配布した質問票を回収・整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、各構成案件の協力効果、インパクト、安定・不安定要因の把握等について、情報・データ収集・整理を行う。
4) 活動現場視察による現状把握	活動現場視察を通して、協力終了後の状況と、波及効果やインパクトを把握する。

² 「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」監理・調整担当企画調査員 業務完了報告書 (2012 年 11 月) 参照

5) 各案件及びプログラムの課題整理、提言の取りまとめ	成果達成の貢献要因や阻害要因の分析を行い、プログラムの構成案件群の戦略性（計画・アプローチの適切性）、構成案件群がもたらした成果やプログラム成果・目標への貢献度を整理のうえ、当該プログラムの協力結果を評価するとともに、提言を取りまとめる。
6) コロンビア側との評価結果共有	事前に収集した情報、及び上記2) 3) 4) で確認された現状とプログラム目標・成果に係る協力効果を取りまとめ、コロンビア側 C/P 機関へ結果を報告する（簡易なプレゼンを予定）。
帰国後作業	
1) プログラム終了時評価調査報告書（和文）の作成	現地調査を経て、調査結果を和文報告書に取りまとめる。

（3）調査の中で用いた様式

本調査を行うにあたり、プログラム評価に必要な情報を集約するために、以下の様式を用いた。

1) 構成案件の2次評価グリッド

プログラムの構成案件別に、過去の終了時評価結果と今次調査で収集した情報を集約。付属資料4。

2) 構成案件別インパクト・効果、安定・不安定要因

プログラム構成各案件のインパクト・効果、安定・不安定要因を整理した。付属資料5。

3) プログラム評価マトリックス

コロンビア平和構築に係る8つの政策課題³に基づきコロンビア政府の「政策一施作／関連法」に体系整理し、JICA 及び他ドナーを含めた各アクターによる事業の情報を取りまとめマッピングした。今次評価で作成したプログラム評価マトリックス及びその作成方法については付属資料6 参照。

4) プログラム総合レビューグリッド

上記1) で取りまとめた各構成案件の調査結果、統計数値変化等を総合的にレビューし、ナラティブに取りまとめた。付属資料7 参照。

5) 年表

プログラム評価マトリックスの情報等を用い、本プログラムにかかわるコロンビアの主要法令・政策の変遷と平和構築・共生和解の進展に関する情報、JICA の協力を時系列的に整理した。第3章「図3-3 年表・関連法制度と最終裨益者の動向」(P.29) 参照。

1-3 調査の実施体制

本調査は、JICA コロンビア支所からの発案を基に、コロンビアを所掌する中南米部のイニシアティブのもと、平和構築関連の案件を所掌する経済基盤開発部、並びにプログラム評価の試行

³ JICA が2007年に実施した平和構築ニューズアセスメント（PNA）により特定された課題。詳細は、第3章参照

的实施の観点から評価部が関与して実施した。

調査団の団員構成は次のとおり。

担当業務	氏 名	所 属	期 間
団長／総括	小向 絵理	JICA 国際協力専門員	2013 年 7 月 28 日 -8 月 2 日
プログラム評価	齋藤 大輔	JICA 評価部事業評価第二課 職員	2013 年 7 月 28 日 -8 月 4 日
平和構築	小部 宣幸	JICA 経済基盤開発部平和構築・ 都市地域開発第二課 職員	2013 年 7 月 28 日 -8 月 2 日
協力企画	久保 彩子	JICA 中南米部南米課 職員	2013 年 7 月 28 日 -8 月 4 日
評価分析	小島 京子	株式会社レデス 代表取締役 シニアコンサルタント	2013 年 7 月 16 日 -8 月 4 日

第2章 コロンビアの平和構築の概観

JICA は本プログラム開始前から過去4回にわたって PNA を実施（P.29 図3-3の年表参照）した。また、プログラムの中間レビューを実施するなかで、コロンビアの平和構築の状況及び変遷をフォローし、支援の方針を決めるうえでその情報を役立ててきた。今般プログラムの終了時評価にあたっては、コロンビアにおける平和構築分野の現在の支援ニーズの分析及び今後の JICA の支援方針の検討に活用する目的で、コロンビア国内武力紛争の現状、コロンビア政府の取り組み、他ドナーの取り組みについて確認した。

2-1 コロンビアの国内紛争の動向・現状

2-1-1 和平プロセスの進捗

2012年8月26日、ハバナにおいて「紛争の終結と安定・持続性が伴う平和構築のための総合的合意書」が FARC 及びコロンビア政府間で署名された。同合意書では、今後以下5つの交渉テーマについて対話がなされ、最終合意書署名が双方の合意した時期内（2013年11月）に交わされる予定となっているが、交渉には時間がかかり遅れるとの予想が大方の見方である。テーマは①農村地域、農業開発、②政治参加、③紛争終結、④不法薬物問題解決、⑤紛争被害者補償となっており、このうち①農村地域・農業開発は2013年6月に合意報告書を発行し、現在②政治参加について交渉が行われている。

これらのテーマは非常に複雑で解決が容易でない課題であり、迅速な合意は期待されていないが、2014年に大統領選挙が控えているため、精力的に対話を進めてきたサントス大統領在任中に合意に到達したいという考えも一部にはあると考えられる⁴。

サントス大統領が和平交渉開始前に「国際機関の介入は必要がなく、国内の関係者により進める」と述べ、ハバナでの交渉はキューバ及びノルウェーがウィットネス（保証人）として署名しているほか、ベネズエラとチリのオブザーバー参加以外には他国政府及び国際機関はこれらの交渉には直接関与していない。和平交渉の開始は、国際機関から高く評価されており、国民や社会からの期待も高いだけに今後の進捗は注目されている。

プログラム開始時の2008年のポジションペーパーでは、ELN との和平交渉についても言及されていたが、現在まで交渉の実績はなく、今後も予定はない。これには ELN は軍と警察で制圧できるとの政府の考えが背景にあるといわれている。

AUC は、プログラム実施前の2003年のサンタフェデリート条約による全面武装解除と補償・支援の合意、法律第975号／2005年（公正・和平法）により投降兵士社会復帰支援、関連の被害者補償を明記し、2006年には動員解除を終了したとされているが、現在までその流れをくむ武装組織が全国に存在している。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、FARC 以外の AUC の流れをくむ武装組織、投降兵士の流れをくむ武装組織、Bandas Criminales と呼ばれる小規模犯罪グループ等が原因となる国内避難民の発生が公式データで全体の28%を占めるといわれているが⁵、実態はこれより多いものと推測される。FARC との和平交渉は非常に重要な動きではあるが、その最終合意が

⁴ PNA コンサルタントヒアリング

⁵ UNHCR メデジン事務所ヒアリング

コロンビアにおける暴力の終焉を意味することにはならない。

2-1-2 国内避難民の動向

2013年1月時点で被害者総合ケア・補償ユニット（以下、「被害者ユニット」と記す）に登録されている国内避難民は約440万人⁶となっており、UNHCRでは2013年2月時点で約550万人と推測している⁷。国内避難民の発生数は2011年14万3,000人、2012年約13万人とされ、国内避難民総数は近年増加の傾向をたどっている。

表2-1 被害原因別の被害者登録数（人数）と割合（％）

原 因	被害者数（人）	割合（％）
強制的な避難・移動	4,400,987	77.95
殺戮	835,426	14.80
強制的圧力による失踪	124,184	2.20
拷問	23,747	0.42
その他（地雷被災者含む）	261,567	4.63
計	5,645,911	100

出所：RUV、被害者ユニット、2013年7月

昨今の国内避難民発生の特徴は、以前に比べ特定の地域において集中的に発生することである。近年、特に発生が集中しているのは太平洋沿岸地域、エクアドル・ベネズエラ国境付近、アンティオキア県北部である。これらには麻薬の流通ルートのほかに水力発電や鉱工業開発等大規模経済開発に関連するものと考えられている。アンティオキア県北部に位置しコルドバ県境にあるイトゥアンゴ（Ituango）の水力発電所の開発や近接のバホカウカ（Bajo Cauca）の鉱工業開発によって少なからぬ国内避難民が発生している。

金をはじめとした多くの鉱物資源は、先住民族やアフロ系コロンビア人コミュニティの所有する土地に埋蔵されており、これらの利権を狙った武装組織による土地のコントロールや脅迫が増えている。

太平洋沿岸地域では特に、戦略的港湾都市であるブエナビントゥーラで国内避難民が約5,000人/年発生⁸しており、見せしめのための殺人等を含む懲罰的・牽制的な暴力を用いて武装組織等が農村や周辺地域のみならず都市部をもコントロールしている⁹。零細から中小まで経済活動を行う個人・企業を恐怖心によって支配し、納税（War Tax）を強要している¹⁰。

また、コロンビア全国における集団避難¹¹が2010年40件、2011年80件、2012年131件、

⁶ 被害者統一登録システム（Registro Único de Víctimas：RUV）、被害者ユニット、2013年7月

⁷ コロンビア国土返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、JICA、2013年4月

⁸ UNHCR メデジン事務所ヒアリング

⁹ UNHCR ヒアリング

¹⁰ UNHCR ヒアリング

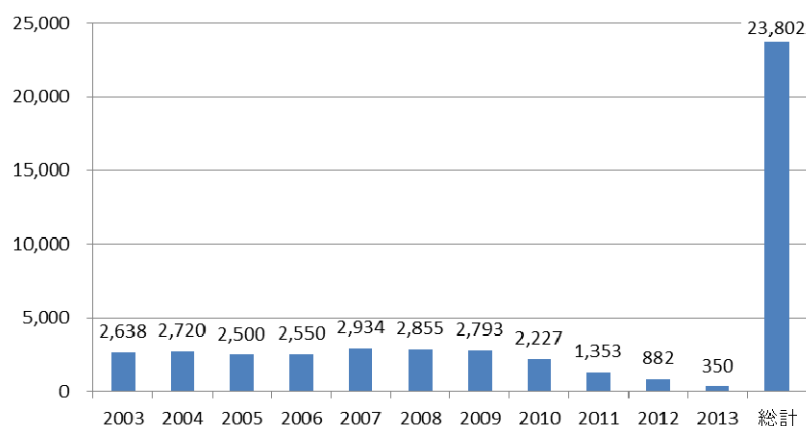
¹¹ UNHCRでは50名以上または10家族以上が一度に国内避難することを集団避難としている。

2013 年は 6 月までで 60 件以上¹² と、確認されているだけで顕著な増加傾向にあることも大きな特徴である。これらは政府の公式なデータとはなっていない。

2-1-3 投降兵士と地雷に対する取り組み

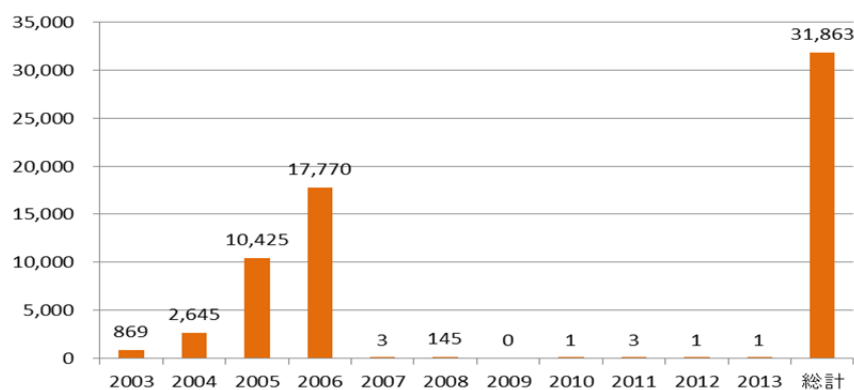
(1) 投降兵士

2013 年 6 月までにゲリラ（個人）で 23,802 人、集団のパラミリタリーが 31,863 人投降して武装解除しており、その総数は 55,665 名となっている¹³。



出所：Sistema de información para la Reintegración SIR, ACR 2013 年 6 月

図 2-1 個人投降による元兵士動員数（2013 年 5 月時）



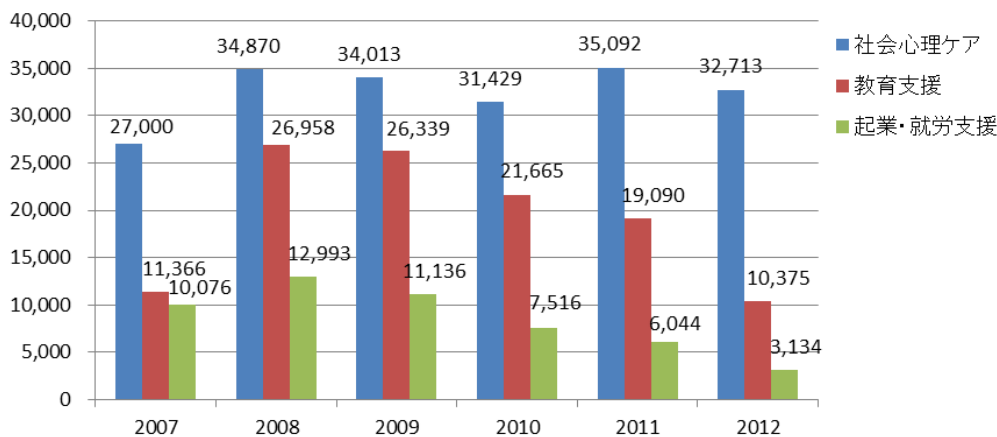
出所：Sistema de información para la Reintegración SIR, ACR 2013 年 6 月

図 2-2 集団投降による元兵士動員数（2013 年 5 月時）

投降兵士にはコロンビア政府より再統合プログラムが提供され、2012 年には社会心理的ケアに 32,713 名、教育支援に 10,375 名、起業・就労支援に 3,134 名が参加している。

¹² UNHCR ヒアリング

¹³ Sistema de información para la Reintegración SIR, ACR 2008-2011、及び 2012 年データについて Informe de Gestión 2012, ACR diciembre 2012



出所：Sistema de información para la Reintegración SIR, ACR 2008-2011、及び 2012 年データについて
Informe de Gestión 2012, ACR diciembre 2012

図 2-3 ACR の支援を受けた投降兵士数（2007-2012）

PNA バージョン 4¹⁴ では 2007 年以降、680 億コロンビアペソ（約 37 億 USD）が投降兵士再統合庁（ACR）¹⁵ に投入され、一人当たりの武装解除と再統合のコストは 3,900 USD/年とされている。

これらの進捗は、今後も保健、教育、社会心理的ケア等を含む政府のプログラムがあれば、現在交渉中の FARC との和平交渉が成功裏に合意された際に想定される、大量の投降兵士の武装解除も成功できるという根拠とされている。一方で、武装解除されたゲリラを喜んで受け入れるコミュニティは少なく、投降兵士はコミュニティからの報復等をおそれている。今後、治安の悪化が惹起されるのではないかと懸念されている。また、投降兵士の雇用は変わらず最大の課題とされ、今後再統合に向け投降兵士に対する市民社会及び公的機関のコミットメントが深まることが求められている。

（2）地雷被害者

Landmine Monitor 2012 によれば、2005～2006 年に地雷による年間死傷者は 1,200 名のピークを迎え、その後、2010 年、2011 年は約 500 名となっている。依然、世界でも 2 番目の被害者数ではあるものの、その数は大きく減少傾向にある。対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）によるデータにおいても、被災者数は 2006 年をピークにその後一定に減少傾向にあり、2013 年 7 月現在での被災者総数は 10,413 名とされている。

PNA バージョン 4 においても対人地雷・不発弾による被害者は、1990 年から 2012 年の 9 月までで 10,042 名となっている。前述のレポートらと数字に若干の差はあるものの、いずれにせよピーク時であった 2006 年以降、大幅な減少傾向にあるのは事実である。また、地雷除去面積は 2006 年には 3,259m² だったが、翌年には 10 倍、5 年後には 100 倍の面積を処理するほど革新的に進捗が改善している。2012 年の初めには 203,818m² のみ地雷埋設地が残っており、全体的には大きな改善がみられるものの、現在でも一部地域においては

¹⁴ PNA Support Document-Version IV, JICA, October 2012 (JICA 内部資料)

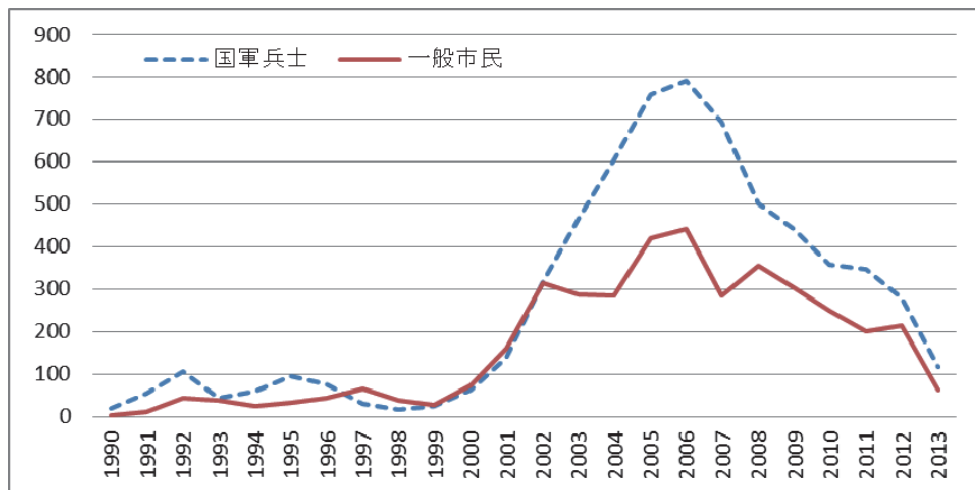
¹⁵ 2011 年 11 月に投降兵士再統合高等審議会から庁 (Agency) に組織変更され、決定権、独立性、財源を高め、投降兵士再統合庁 (ACR) に改名された。

地雷が新たに埋設されているとの情報もある。

表 2－2 地雷・不発弾等による被災者数（1990 年～ 2013 年 7 月時）（死亡を含む）

統計年	国軍兵士（人）	前年比（％）	一般市民（人）	前年比（％）	計（兵士＋民間人）
2013	118	n.a.	63	n.a.	181
2012	279	-19.8	215	7.0	494
2011	348	-2.5	201	-19.3	549
2010	357	-19.4	249	-17.8	606
2009	443	-11.9	303	-14.6	746
2008	503	-0.2	355	24.6	858
2007	693	-12.5	285	-35.5	978
2006	792	-4.3	442	5.0	1,234
2005	759	-25.5	421	47.7	1,180
2004	605	-29.6	285	-1.4	890
2003	467	-46.9	289	-8.5	756
2002	318	-127.1	316	97.5	634
2001	140	-118.8	160	116.2	300
2000	64	-146.2	74	164.3	138
1999	26	-44.4	28	-30.0	54
1998	18	40.0	40	-39.4	58
1997	30	60.5	66	50.0	96
1996	76	21.6	44	33.3	120
1995	97	-61.7	33	32.0	130
1994	60	-33.3	25	-35.9	85
1993	45	57.9	39	-11.4	84
1992	107	-91.1	44	238.5	151
1991	56	-194.7	13	333.3	69
1990	19	99.7	3	-99.9	22
計（累積）	6,420		3,993		10,413

出所：Estadísticas Sistema de Información – PAICMA、2013 年 7 月



出所：Estadísticas Sistema de Información – PAICMA、2013 年 7 月

図 2－4 地雷・不発弾等による被災者数（1990 ～ 2013 年 7 月時）（死亡を含む）

2－1－4 被害者支援・土地返還の枠組み整備

法律第 387 号／1997 年において国内避難民が政府により認定されるようになり、法律第 1448 号／2011 年によって国内紛争が政府によって公式に認知された。その被害者が定義・認定・登録され、暴力の被害の補償と、奪われたまたは放棄された土地の返還が国家政策として進められることになった。被害者登録は被害者ユニットが、土地返還事業は土地返還管理特別

行政ユニット（以下、「土地返還ユニット」と記す）が担うことになっている。

これまで法整備のみで実施が伴わなかった政策等から政府に不信感を募らせている国民や、国際機関からも、サントス大統領の強いイニシアティブによって法整備のみならず政策が強力に推進されていることもあり、その円滑な実施に懸念は示されながらも正しい方向へのステップとして高い評価と大きな期待が寄せられている。

（１）被害者支援

法律第 1448 号第 1 章第 3 条において被害者として認定される条件を定めている。国内武装紛争（ゲリラやパラミリタリーなど）により生じた人権の侵害を受けたこと、1985 年 1 月 1 日以降に発生した事実によること、個人あるいは集団で人権侵害や国際人権法違反の被害を受けたこと、が被害者としての登録の条件となる。

ただし、法律第 387 号で国内避難民と定められていた定義と異なり、コロンビア政府の軍隊や警察による国内避難が考慮されていないことや、2005 年公正・和平方で政策的に進められた投降兵士への配慮が不足しているとして、法律第 1448 号の定める被害者は「十分な人権保障ができない内容」とする憲法裁判所の意見が出された。その後、被害者ユニットはこれらの被害者を認定している。また、昨今パラミリタリーや投降兵士の一部が武装組織から犯罪組織へと変化しており、その被害者が被害者ユニットには当初認定されなかったが、メデジン市や UNHCR の働きかけをもとに憲法裁判所の意見を受け、現在では認定されるようになった。

UNHCR へのヒアリングでは、被害者数は 2011 年末で 390 万人、2012 年に被害者ユニットに引き継がれ、2013 年 4 月の時点で 470 万人¹⁶とされている。この間は単純な増加ではなく、統計の取り方や被害者の対象範囲等による増加も含まれている。

被害者ユニットが、2013 年 1 月現在の数字とした同年 7 月に入手したものでは約 560 万人とされている。

表 2－3 被害者登録数（2013 年 1 月現在）

年齢群（歳）	男性	女性	LGBT*	不詳	計（人）	%
0-5	175,610	165,083	2	0	340,695	6.0
6-12	372,257	352,288	4	12	724,561	12.8
13-17	291,844	278,363	4	29	570,240	10.1
18-26	417,118	436,521	10	112	853,761	15.1
27-60	746,070	997,423	26	1,511	1,745,030	30.9
61 以上	168,396	187,995	7	362	356,760	6.3
特定なし	628,402	365,023	26	61,413	1,054,864	18.7
計（人数）	2,799,697	2,782,696	79	63,439	5,645,911	100.0

注：性同一性障害者（性が男女に分類できない者）

出所：RUV、被害者ユニット、2013 年 7 月

¹⁶ UNHCR ヒアリング

被害者に対する補償・支援は、予算措置含め実施体制上の問題が深刻で、現行の計画がそのまま実施されることは難しいとの見方もある。また、現在の被害者ユニット登録数は紛争継続中のもので、恐怖から被害者として名乗り出ていないが、和平交渉が合意されれば被害者であることを申告する人々が一定程度と想定されていることなどから、大幅に増加する可能性がある¹⁷との意見もある。

（２）土地返還の進捗と課題

2011年6月に、コロンビアの暴力史上で歴史的とされる法律第1448号／2011年（被害者救済・土地返還法）が制定されたあと、最初の土地返還の司法判決は2012年10月16日に出された。ボリバル県マンブハン村において、2000年にパラミリタリーが収奪した65haの土地が、もともとの所有者であった農民14名に返還された¹⁸。

土地返還は土地返還ユニットが申請対象の土地であるかを確認し、暴力等の歴史的実態を確認・証明する行政手続きのあと、それらの事実が高等司法裁判所によって確認されることで、司法判決によって権利返還とその他の補償が確定される。2013年6月末時点で45,975件の土地返還申請が登録されており、7月末までに167件の司法判決が出されている¹⁹。

土地返還は、現在土地を占有している人／グループや、それらの地域から経済的／社会的／政治的な利益を享受している人／グループ、コロンビアに多い地方の大地主等からは必ずしも前向きに受け入れられていない。アンティオキア県北部のウラバ地域の返還について、ウリベ前大統領が土地返還ユニットを批判する声明をTwitterに掲載したり、反土地返還軍というグループが地方でデモを行うなどの反対意思が示されている。

反土地返還軍は、脅迫に加え殺人を犯した事例もあるが、「軍」というのは国内避難民を威嚇するために付けた名称で、実際には組織や秩序を有する武装組織ではないことが土地返還ユニットの依頼を受けた防衛省（Ministry of Defense）の調査で確認されている。これまで土地返還ユニットに対して、脅迫、反対等の文書が届くこともあったが、大規模な事業展開をしている米国国際開発庁（USAID）でも現在までに現地関係者含め脅迫等をされた事実はなく、土地返還ユニットにおいても関係職員等が実際に攻撃を受けた事例はない。土地返還の申請者が脅迫を受けている場合は、土地返還ユニットからの申請に基づき、内務省の国家保護ユニットが危険度を調査したうえで、ボディガードの派遣や防弾チョッキ、携帯電話を貸与するなど対策を講ずるが、現在全国で約300名が国家保護ユニットの保護対象となっている。

アンティオキア県の土地返還ユニットが担当する土地返還申請の中では、12件の司法判決が出ており、12家族に申請のあった260haの土地の返還を5日以内に行い、その家族への補償や住宅の新築、改修を支援することなどが命じられた。土地の権利返還を受けた申請者は、治安等に問題がなければ返還された土地へ帰還することになると想定されているが義務とはされておらず、代替の土地を得る、または金銭補償とすることも、諸条件に合致すれば可能となる。

¹⁷ USAID ヒアリング

¹⁸ <http://www.colombia.emb-japan.go.jp/JPN/documentosJP/seiji/201210.pdf>

¹⁹ 土地返還ユニットヒアリング

権利返還後の土地への帰還に関しては被害者グループや土地返還を受け入れるコミュニティ、国際機関等から、コミュニティにおける治安の改善・維持、社会経済インフラの整備、生計向上のための産業開発、行政のプレゼンスの向上、心理的ケア等の必要性が強調されているが、コミュニティレベルでの状況を踏まえた明確な対策の方向性が十分に検討されているようなことを示唆する情報は得られていない。しかしながら、関係ドナー等へのヒアリングでは、いずれにせよ農業がコロンビアの基幹産業であることとコミュニティにおける再統合や生計向上のための農村開発の重要性を認識して、ドナーが和平や被害者への直接的支援からポストコンフリクトを意識した地方開発へ舵を切り始めていることが確認された。

2-2 コロンビア政府による平和構築の取り組み

ここでは、本プログラムの理解に重要と考えられるコロンビアの和平の進展と、紛争被害者補償に係る代表的な法制度を紹介し、同国の平和構築に係る取り組みの動向を概観する。

2-2-1 紛争停止・和平実現に係る取り組み²⁰

ウリベ政権（Alvaro Uribe Vélez）は、2002年8月に就任すると、前任パストラナ大統領（Andrés Pastrana 1998～2002年）の方針であったFARCやELNとの対話路線を変更し、軍・警察組織を拡大して徹底的なゲリラ討伐作戦を進めた。政府は、地方の軍・警察を特に強化し、パラミリタリーグループに対し、地方の治安強化に努めることを約束したうえで投降を呼びかけた。この結果、サンタ・フェ・デ・ラリート協約（以下、「ラリート協約」と記す）が締結され、2005年には法律第975号（通称「公正・和平法」）²¹が制定された。同法により、AUCの集団投降とともに一部FARCやELNからの個人投降が促され、2003年から2006年にかけて過去10年で最多の（集団・個人合わせ42,000人以上の）投降が実現した²²。

さらに、ウリベ政権第II期（2006～2010年）の功績の一つは、治安の大幅な回復が挙げられ、2003年から2009年までの変化として、誘拐犯罪は90%、テロ犯罪は80%、破壊活動は64%減少したとされる。他方、強行路線による治安対策によってFARCとの対話は決裂した状況が続き、和平交渉には至らなかった。

2010年8月に、2期8年（2002～2006年、2006～2010年）の大統領職を務めたウリベ政権の後任として、フアン・マヌエル・サントス政権（Júan Manuel Santos 2010～2014年）が発足した。サントス大統領は、強行路線をとったウリベ政権第II期で国防大臣を務めた実績²³を有しながらも、大統領選では「民主的治安対策」を選挙公約に掲げ、就任後は政府軍・警察組織における人権擁護教育を徹底するなど、民主化路線、武装勢力との対話路線を進めてきた。この方針が功を奏し、2012年8月にはFARCとハバナにおいて和平交渉の枠組み合意に署名し、和平交渉を再開した。

²⁰ 主な情報源は、Acuerdo General para la terminación del conflicto y la construcción de una paz estable y duradera, 「コロンビア国平和構築に係る基礎情報収集・確認調査」JICA 中南米部（2011年3月）、ACR、JICA コロンビア支所ヒアリング（2013年7月）、「PNA version 3」JICA コロンビア支所（2010年）。

²¹ 正式名は、「非合法武装グループメンバーの社会復帰とこれによる国家平和及び人道的合意の促進を定める法律第975号」

²² ACR SIR 統計、2012年12月

²³ イングリッド・ベタンクール等人質の解放、ラウル・レイジェス等ゲリラ首領の戦死等が代表的な功績といわれる。

交渉では、①農村地域・農業開発、②政治参加、③紛争終結、④不法薬物問題解決、⑤紛争被害者補償、の5テーマについて協議が行われており、①農村地域・農業開発については既に基本合意を述べた報告書が2013年6月に発表された。2013年8月現在では、FARCの政党政治参加に影響を及ぼす「政治参加」の議題に係る協議が進められている。付属資料3. 紛争終結と持続安定的な平和構築のための総括的合意書を参照。

2-2-2 投降兵士の社会復帰支援に係る取り組み²⁴

ラリート協約に基づき、政府は法律第975号（公正・和平法）を制定し、暫定的司法手続きの適用を通じた投降兵士の再統合（社会復帰）を進めてきた。同法は、投降兵士、一般市民、武装紛争被害者の3者が共に「和解プロセス」に参加すべきことを明記し、歴史的事実（真実究明）を明らかに（告白）することで²⁵、受入れコミュニティとの共生、心身リハビリテーション、及び再武装予防と更生に係る支援を規定している。暫定的司法手続きを経た投降兵士に対しては、一般兵士について刑を免除し、重罪犯の組織指導者には一律に「軽減刑」が課せられ、併せて「代替刑」²⁶を課す。代替刑とは、武器放棄・武装解除にあたり、それまで違法行為により得た財産等を政府へ譲渡し、リクルートした未成年の少年・少女兵士をコロンビア家族福祉機構（ICBF）に引き渡し（第10条）、所属していた武装・犯罪組織に係る情報を提供し、再犯しないことを合意・署名し、武器引き渡しに協力することに合意する（第11条）などである。同法は、投降兵士の社会復帰プログラムの基本的枠組みを定めた法であり、近い将来に期待されるFARC兵士の武装解除、動員解除、元戦闘員の社会復帰（DDR）に係る司法プロセス、刑執行、及び、非武装グループ被害者に対する補償の根拠法となる。

投降兵士の再統合事業の実施については、2006年法令第3043号（動員兵士の社会・経済的再統合政策）によりACRを創設し、ACRをキープレイヤーとした行政及び民間セクターと協力した支援を進めている²⁷。

2-2-3 武装紛争被害者のケア・補償に係る取り組み

およそ50年近くにわたり紛争が続くコロンビアでは、紛争被害及び被害者への補償・賠償は人権保障・安全保障に係る大きなテーマである。紛争被害者への補償については、これまで複数の法令を公布し取り組みを進めてきた。ここでは主要法令を取り上げ、本プログラム期間を含むコロンビアの補償概念の発展と法的変遷の概要を紹介する。

（1）法律第975号²⁸

前述の法律第975号（公正・和平法）²⁹では、投降兵士の社会復帰に係る規定に加え、非合法武装勢力による被害者補償の規定を有し、第8条で回復（土地返還を含む）、補償（賠償支払い含む）、社会復帰、精神的満足（和解を含む）を定めている。被害者が真実を知

²⁴ 主な情報源は、Ley 975, ACR ヒアリング（2013年7月）、Homepage: <http://www.reintegracion.gov.co/Paginas/InicioACR.aspx>

²⁵ 投降兵士の動員条件として真実の告白が求められる。

²⁶ alternative penalty

²⁷ ACRの支援対象となる投降兵士は、旧EPL、旧AUC、FARC、ELN、その他武装グループ

²⁸ 主な情報源は、Ley 975, Decreto 1290、「コロンビア国平和構築に係る基礎情報収集・確認調査」、JICA中南米部（2011年3月）ACR, MinInterior, 被害者ユニットヒアリング調査（2013年7月）

²⁹ 正式名称は、非合法武装グループ・メンバーの社会復帰とそれによる国内の平和と人道的合意を促進する法律

る権利、正義の実現（加害者に司法の裁きを課す）、被害者の補償という3つの権利を示したことは同法の画期的な点とされる。さらに、第49条では「集団補償」³⁰を定め、公共インフラが破壊されたコミュニティにおける、公共サービスと社会保障サービスの回復を促す方策をとるべきことを明記している。

同法（第50条）により、法務長官（あるいは代理人）、内務司法省（あるいは代理人）、財務公共金融省（あるいは代理人）、国選弁護人、被害者代表者、社会団結ネットワーク（前 アクシオンソシアル、現 被害者ユニット）局長を委員とし、国家補償和解委員会（CNRR）及び歴史検証委員会（CMH）を設置し、CNRR 及び CMH は、投降兵士の社会復帰と被害者補償に係る司法手続き及び行政調整等を担った³¹。CNRR 解体後に同委員会の業務機能は、各委員の所属組織、官民の被害者支援組織、及び被害者ユニット等に引き継がれた。

（2）政令第1290号（被害者回復プログラム策定に係る政令）³²

法律第975号が被害者の補償に関し画期的な概念を導入したことは、上述のとおりであるが、同法が「非合法武装勢力による」被害（第5条）に限った補償であったことから、政府・公権力の武装活動による被害が排除される点が限界となっていた。司法プロセスを経なければ被害者認定を得られないことから、証拠・証言の収集に長い期間を要する点も、補償実現に係る阻害要因であった。このため、紛争状況が継続し被害者が増加するなかで、司法プロセスに依存しない、行政主導の被害者補償・賠償が必要であるとの認識が高まり、2008年4月に被害者個人補償に係る政令第1290号が公布された。同政令によって、被害者の個人補償の認定が初めて可能となり、それ以降法律第1448号制定までの間、同国の被害者補償プログラムはほぼすべて同政令の規定等に基づく。

政令第1290号で特記されるのは、投降兵士の「告白により」被害地域及び住民が特定され、これに基づき被害者リストが取りまとめられる点、リストに明記されていなくとも別途の証言や文書資料証拠があれば、被害者認定を受けることができるようになった点が挙げられる。法律第975号を根拠としては、補償に至るまでに長い司法プロセスを経ざるを得なかった反省が反映された規定である。また、第24条では地雷被災者の被害者認定の方法も定められた。

補償内容は（第4～9条）、補償・賠償（殺人・誘拐・強制失踪³³の被害に対し賃金40カ月相当以上を賠償することなど）、回復（土地返還を含む）、心身のリハビリテーション（治療・ケア支援）、満足を得る方策（真実究明・和解）、不法行為を再犯しない確約（教育等を通じた社会復帰措置）等の法律第975号において示された補償概念を発展させた。

同政令による行政主導の総合的補償は高く評価されたが、他方で、集団補償規定が含まれておらず、合法・非合法双方の紛争被害者への全面的補償は十分でなかった。

³⁰ Collective reparation

³¹ 同じく第50条で、CNRRの活動期間は8年と定められ、同委員会は2013年に解体・関係組織へ機能が移行された。

³² 正式名称は、行政プロセスによる武装グループによる被害者個人の回復プログラムを策定するための法律。主な情報源は、Decreto 1290、被害者ユニットヒアリング調査（2013年7月）

³³ 強制失踪とは、武装勢力により殺害されたと推測されるものの、遺体が発見されず、犯行が証明されていない状況を指す。

(3) 法律第 1448 号 (通称「被害者救済・土地返還法」)³⁴

同法は施行期間を 10 年に定め、司法プロセスを経ずとも行政の主導で被害者ケアを提供することを保障し、人道支援と司法補償を区別し、個人補償と集団補償の双方を定め、政府軍・公権力による紛争・暴力も被害対象とするものとして、先の法律第 975 号や政令 1290 号の不足点を補完した法律といえる。政令第 1290 号によるケア及び補償に係る保証は、同法へと移行された。同法で定められる被害者は、国内の合法・非合法双方の武装紛争因により被害を受けた者をいい、政府軍・公権活動から派生した被害を含み、1985 年 1 月 1 日以降に発生した事実により個人あるいは集団で損害を被った人々を意味する。地雷被災者、未成年の投降兵士³⁵、家族が武装グループに入ったために被害が発生したと認められた場合は投降兵士家族も、被害者認定が可能であり (第 3 条)、かつ、司法プロセスを経なくとも行政プロセスでの被害者認定が可能である。また、先の 2 法 (法律第 975 号及び法令第 1290 号) と同様に、真実を知る権利 (真実究明)、司法の裁きを行う国家義務、補償請求の権利が規定されている。土地収奪に係る現状回復プロセスについては、既存法の「回復」規定で言及されていたものの土地返還補償の具体性は十分なものでなかったが、同法において実施支援組織を含めた細則が設けられ、総合的なケア・補償の意義と実効性を高めたといえる。

武装紛争により強制的に居住地等を奪われ、あるいは、武装グループのリクルートを逃れるなどの理由から転居を余儀なくされた国内避難民は、紛争被害者全体の約 75 ～ 85% を占めており (2013 年 1 月時の被害者登録において約 440 万人)³⁶、これは全人口 (2012 年時推計、46,859,441 人) のおよそ 10% に上る。多様な紛争被害者を補償対象とする点が同法の特質ではあるが、国内避難民に係る法令・政策と実施組織の変遷をみれば、国内避難民がコロンビア武装紛争被害の中心的问题であり、かつ同法の中核的对象であることが理解できる。

³⁴ 正式名は、「国内武力紛争被害者へのケアと総合的補償措置及び土地返還措置、及びその他関連規定についての被害者救済・土地返還に関する法律第 1448 号」。主な参考情報は、Ley 1448, Guia practica para entender la Ley de Victimas, Unidad para las Victimas.

被害者ユニットヒアリング (2013 年 7 月)、「コロンビア共和国土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(2013 年 4 月)、JICA 経済基盤開発部 (第 2 章及び添付資料・法律和訳)。

³⁵ 未成年の非合法武装グループの投降兵士が被害者と認められるのは、未成年であるがゆえに本人の意思を無視し国際人権を侵害する強制的なリクルートがなされたと理解されるため。ACR ヒアリング (2013 年 7 月)

³⁶ RUV、被害者ユニット、2013 年 7 月

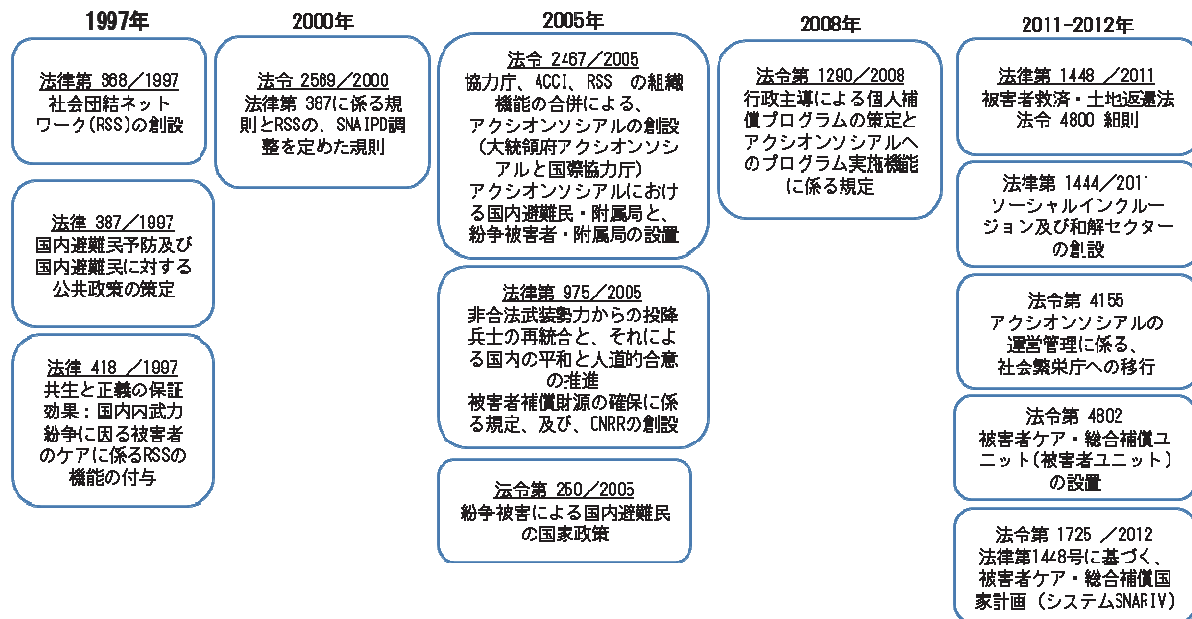


図 2 - 5 法律第 1448 号と被害者ユニット創設の法的経緯

法律第 1448 号 / 2011 年の施行およそ半年後の 2012 年に、被害者支援・総合補償国家計画システム (SNARIV) が発布され、法律第 368 号により約 13 年進められてきた「国内避難民国家支援システム (SNAIPD)」を、政府は SNARIV の枠組みへと移行させた。国内避難民の補償に係る新規プログラムは、今後 10 年、同法を根拠とした形で進められていく見込みである。また、同法施行後に従来の国内避難民統一登録システム (RUPD)³⁷ は被害者登録統一システム (RUV) へ移され、被害者ユニットが申請・登録を担うとともに統計整備を進めている。

施行期間 (10 年) 事業費見積は約 540 億ペソ (約 28 億 USD) とされ³⁸、政府としても賠償財源の確保が今後の課題であるとしている。また、これまでの補償の大部分が基礎的サービスや人道・緊急支援に占めてきたことから、SNARIV の施行期間においては生産的経済活動に参加しうる回復へつなげるための方策をめざすとしている。付属資料 1. 各種統計 (1) 被害者関連、2. 法律第 1448 号における紛争被害者ケア・補償に係る情報を参照。

2 - 2 - 4 地雷・不発弾対策に係る取り組み³⁹

地雷・不発弾等の非人道兵器が健全な社会経済発展を長期に妨げるとの認識から、政府は 2000 年 9 月オタワ条約に批准し、法律第 759 号 / 2002 年 (地雷・不発弾対策を定める法律) を制定して、政府軍所有については 2005 年までに全面廃棄を完了した。しかし、武装紛争に

³⁷ RUPD は内務司法省が所轄していた。

³⁸ SNARIV の実施を担うおよそ 51 組織が行う事業活動の総額を指す。他政府からの借款や無償資金は財源に含まれていない。

³⁹ 主な情報源は、「コロンビア国平和構築に係る基礎情報収集・確認調査」、JICA 中南米部、2011 年 3 月、PAICMA ヒアリング (2013 年 7 月)、PAICMA Homepage: <http://www.accioncontraminas.gov.co/Paginas/AICMA.aspx>

よる地雷埋設が継続するなかで、2004～2007年にかけて被災者数が世界最多となり⁴⁰、廃棄に係る対策と汚染地域の生産性回復は、現在も同国の優先的な取り組みとなっている。大統領令第2150号／2007年（地雷・不発弾総合プログラム実施組織創設に係る大統領令）では、現在のPAICMAの基盤組織を創設して、組織の強化を進めてきた。現行の「国家開発計画（PND）2010～2014」（第5章・平和の強化－1．治安対策）にも、PAICMAの包括的地雷・不発弾対策を盛り込み、治安政策における優先課題であることを改めて明確にしている。

被災者支援では、PAICMA内に被害者支援室を設置し、汚染地域やリスクに係る広報、予防教育、連帯補償基金（FOSYGA）等の被災者公的扶助情報の普及を進めている。地雷被災者への医療補償等の給付（現金及び現物）は、FOSYGAなど既存の行政サービスは維持されており⁴¹、地雷被災者が法律第1448号の認定対象となり、新たなケア・補償財源が確保されたといえる。

2-2-5 国内避難民支援に係る取り組み⁴²

コロンビアの国内避難民問題は国際的にも関心が高く、人道・生活支援が行政サービスとともに様々な国際援助組織や政府開発援助、市民社会組織等の協力を得て行われてきている。

特記される政府の取り組みとしては、法律第387号／1997年（SNAIPD）を端緒とし、2005年法律第250号／2005年（地方自治体統一計画（PIU）策定義務）、2006年国家経済社会審議会（CONPES）文書3400号「国内避難民支援の為の政府支出目標と優先付け」、法律第1190号／2008年（国内避難民支援地方自治体調整・FUユニット設置）などを通じた、自治体行政の公共サービスによる取り組みが挙げられる。

なかでもPIUの策定は、地域計画に裨益者の参加を求めた点で注目されてきた。法律第1448号の施行によりこれら行政サービスが、SNARIVの枠組みで行うものと定められ⁴³、市自治体及び県の地域アクションプラン（PAT）の策定対象が広げられた。これにより、地域行政組織・関係者との調整でも対象セクターが広げられた。地方自治体監督を担う内務省は、被害者予防地域計画やケア地域計画に係る技術的指導、CMH等司法プロセスにかかわる関係組織との調整に係る助言など、全国の自治体に対して、法律1448号の理解促進を含めた指導業務を行っている。

2-3 コロンビア平和構築分野の他ドナー協力の概要

2-3-1 対コロンビア政府開発援助及びドナー調整⁴⁴

コロンビアの政府開発援助（ODA）の受益総額は、2010年時で約9億7,200万USDに上る。コロンビア国際開発庁（APC）のドナーデータベース（SIAOD）に取りまとめられた1990年以降の国際協力実績によれば、二国間援助の最大支援国は米国、続いてEU⁴⁵、スイス、カナダである。国際機関では国連薬物犯罪事務所（UNODC）の協力規模が最も大きく、国連食糧農

⁴⁰ 外務省2010「コロンビア情報2009」

⁴¹ 行政サービス補償と司法補償は重複して給付されることはなく相互補完的に給付される。（法律第1448号第20条21条）

⁴² 主な情報源は、「コロンビア国平和構築に係る基礎情報収集・確認調査」、JICA中南米部、2011年3月、内務省ヒアリング（2013年7月）、MinInterior Homepage: <http://www.mininterior.gov.co/>

⁴³ 国内避難民を裨益対象としたPIUは、広く紛争被害者を対象とするPAT（地域アクションプラン）に改訂された。

⁴⁴ 出所：APCのSIAOD、APC及びJICAコロンビア支所ヒアリング調査（2013年7月）

⁴⁵ EUは、戦略ペーパーの中で自らを二国間援助とみなしているためここに加えた。

業機関（FAO）、UNDP が続いている⁴⁶。

ドナー協調に関しては、2013 年に入り、平和構築、経済開発、環境、人権、移行期正義（司法）、及びジェンダーの 6 つの協力組織グループ（Grupo de Cooperantes）が設けられ、グループ別の定例会合において支援事業の情報共有が行われている。JICA はこのうち、平和構築、経済開発、環境の 3 グループに参加している⁴⁷。

2-3-2 主要ドナーの支援動向

以下では、平和構築分野で支援を行う主要ドナーに係る情報を紹介する。

（1）米国国際開発庁（USAID）⁴⁸

USAID は長年にわたり、経済、麻薬対策・法励行、テロ対策・地雷撤去、軍事教育訓練等の分野で協力を継続しており、米国政府が 2000 年に発表した「プランコロンビア」に基づき、①麻薬栽培から合法的経済活動への転換・不法薬物の米国流入の撲滅、②国民主体の民主化、③国内避難民の生活環境改善、の 3 点を重点課題とした協力を展開してきた。現行の「対コロンビア支援戦略 2009～2013」では、ガバナンス醸成を重視し、紛争地域における麻薬問題からの解放と経済自由化を促す方針が示された。同戦略では「開発と持続的平和促進」を目的に掲げ、被害者・社会的弱者支援、団結・土地問題と生活環境の改善、民主化・司法・人権、及び環境の 4 側面で協力を進めている。

第一に、被害者・社会的弱者支援の分野では、紛争被害者の生活改善に係る公共事業の社会開発・経済生産性の向上に係る支援と、移行期正義プロセスでの土地返還事業の実施協力を進めている。第二に、団結・土地問題（土地返還）と生活環境の改善の分野では、支援が優先される 53 市自治体を対象にした国民団結政策（solidarity policy）の実施支援を行う。第三に、民主化・司法・人権分野では、法務人権省が所轄する国家人権擁護事務所を通じた、政府行政の民主化と司法・人権保証の取り組みを支援している。第四に、環境分野では、環境省を C/P として、森林保護戦略、気候変動、二酸化炭素排出低減への取り組みに協力している。

被害者支援で注目される支援として、前 アクションソシアル／現 被害者ユニットを主要 C/P とした、法律第 1448 号／2011 年の起草・制定への協力実績が挙げられる。さらに、2013 年 7 月現在、同法の施行開始から 3 年間を支援する「被害者支援機関強化プログラム（Victims Institutional Strengthening Program 2012 年 8 月～2015 年 8 月）」を実施中で、協力規模は約 1,500 万 USD の計画である。協力内容は、被害者ユニット、CMH、保健社会保障省（MinSalud）、地方自治体行政組織等を C/P として、①法律第 1448 号の施行に係る行政組織の能力強化⁴⁹、②社会心理的ケア及び総合的リハビリテーション支援、③移行期正義プロセスでの真実究明に係る手法の支援⁵⁰、④女性・少数民族・障害者等のニーズ把

⁴⁶ APC の SIAOD 分類による支援組織は全部で 43 組織ある。

⁴⁷ 6 グループの窓口は、平和構築グループが UNDP、経済開発グループは EU、環境グループはドイツ、人権グループはスイス、移行期正義（司法）グループは UNDP、そしてジェンダーグループは国連女性開発基金（UNFEM）が務める。

⁴⁸ 出所：USAID ヒアリング（2017 年 3 月）、US Staregy Outline 2009-2013, Fact Sheet, USAID, August 2012 ほか。

⁴⁹ 被害者ユニットや MinSalud への協力、被害者登録システムや予算計画戦略の策定支援を含む。

⁵⁰ コミュニティ・レベルでの真実究明・和解に係る「告白」の推進など。

握と対応システムの構築支援（横断的テーマ）⁵¹、の4つを柱とする。地方行政への組織能力強化にあたり、マグダレナ県、ボリバル県、アンティオキア県、ナリーニョ県、チョコ県及びボゴタ等の全21市自治体に対して、PAT策定に係る協力を進めてきた。

被害者支援方針での最近の変更として、従来の協力方針であった被害者への直接支援の成果に限界がみられたことを受け、政府組織の被害者支援行政能力強化を支援するアプローチへと方法論をシフトした点が挙げられる。さらに、土地返還問題では土地返還国家政策の策定支援、法律第1448号／2011年に基づく細則・規則の草案やマニュアル策定に係る協力を、2013年内に開始する予定である。協力ではコロンビア内12県に設置された12事務所を通じ、法務関係者（弁護士等）やソーシャルワーカーへの実施能力の強化を支援する計画がある。

他の平和構築に係る協力として、国際移住機構（IOM）等が実施する投降兵士支援事業への出資があり、動員・社会復帰プロセスのモニタリング、情報整備、官民連携による教育訓練、地域開発プロジェクトを通じた社会復帰事業、ICBFと協力した元児童兵士の家庭復帰や武装集団への再帰防止に係る事業協力がある。

（2）欧州連合（EU）⁵²

EUのコロンビアへの協力は、1993年署名のアンデス共同体諸国との協力枠組み合意（1998年に発効）に端を発する。現行「EU対コロンビア戦略2006～2013」では、①経済社会開発と貧困削減、②麻薬栽培の代替となる開発、③司法制度改革支援、④人権擁護・理解普及、⑤紛争被害者への人道的支援、が重点課題に挙げられている。同戦略の協力規模は約1億6,000万ユーロ、うち60%が平和構築関連、40%が人権及び横断的テーマへの投入である。

EUの平和構築に係る支援実績は、1993年の国内避難民への人道支援に始まり、当時2,000人を超える避難民の救済事業を実施した実績を有する。2002年にコロンビア政府と「マグダレナ・メディオ平和研究」に係る合意に署名し、紛争影響の大きいマグダレナ県で展開する「マグダレナ・メディオ開発と平和協力プログラム（PDPMM）」の策定・実施を支援してきた。

2009年には、人道支援戦略（ECHO）の枠組みで1,200万ユーロの協力を行い、開発パートナーと連携した紛争被害者及び自然災害被害者19万人に対する18カ月間の人道・緊急援助を実施した。同支援では、避難直後の未登録国内避難民、児童、女性、アフロカリビアン、少数民族など社会的弱者を優先対象とし、物資の流通促進、非合法武装組織による徴兵防止、学校教育アクセスの向上、地雷被災回避教育等の事業がある。

EUは安全保障政策に基づく地雷対策分野にも力を入れており、これまで地雷影響の大きいアンティオキア、スクレ、ボリバル、サントアンデールを中心に、地方自治体、市民団体、NGOを通じた被災者生活向上支援、社会心理的ケア、リハビリテーション、被災回避教育、地雷影響地の住民移動等に係る支援事業を行っている。PAICMAの「地雷による社会経済影響調査（LIS）」への資金援助では、事業費・計画額約720万ユーロのうちEU

⁵¹ IOMが実施を担う事業がある。

⁵² 主な出所：Colombia Country Strategy Paper 2007-2013, EU 2007 及び APC ヒアリング調査（2013年7月）

協力は約 600 万ユーロである（残り 120 万ユーロはコロンビア政府財源）。

注目される事業として、EU の「平和ラボラトリー」が挙げられる。同事業は、紛争地域の住民が市民社会代表かつ平和構築リソースとなって、地域の意見を表明しながら地域ベースのイニシアティブ（プロジェクト）を作りあげていく活動である⁵³。事業実績は既に 5 年が経過し、現在第 2 フェーズに当たる。事業の透明性や市民の参加度・モチベーションの高さから、APC や国連人道問題調整事務所（OCHA）等のドナー組織からの評価も高い事業で、EU はこれを継続的なパイロット・プロジェクトとして定着させていく意向がある。

（３）国連開発計画（UNDP）⁵⁴

UNDP は、コロンビア内地方部に 11 の事務所を有し、20 県の事業をマネジメントするなど、地域を重視した支援を進めている。2013 年現在、①平和構築（約 7,297 万 USD）、②農村開発（約 251 万 USD）、③ミレニアム目標と経済開発（約 2,734 万 USD）、④エネルギー・環境（約 2,142 万 USD）、⑤民主的ガバナンス（約 1 億 2,427 万 USD）の 5 つの主要プログラムを有し、5 プログラムの協力規模総額は約 2 億 4,854 万 USD、平和構築分野での支援事業は全体の約 30%を占める⁵⁵。

現在、政府及び支援組織間で注目される事業として、UNDP が主導するマルチ協力「Transitional Justice Fund（移行期正義ファンド 2008 ～ 2015 年）」（2013 年 7 月現在、約 2,600 万 USD）がある。同ファンドは、法律第 975 号／2005 年（公正・和平方）を根拠とし、ベルギー、スイス、スウェーデン、スペイン、カナダ、EU、オランダ等が参加している⁵⁶。計画から実施までに 3 段階のステップを踏み、第 1 段階では戦略委員会での出資ドナーが基金の用途に係る協議を行い、第 2 段階では専門技術者と有識者が実施に係る議論を行い、さらに第 3 段階では実施組織であるコロンビア側各組織が実施計画・プロセスを協議する。多様な省庁が列席し議論する組織調整のメカニズムとドナー間協調が促進される点で、効果的援助方法として評価が高い。

2013 年に発足したドナー協力会合は UNDP の主導力によるところが大きく、UNDP は平和構築と司法の 2 グループに参加しており、両分野は UNDP の重要分野とされている。過去 4 カ年（2009 ～ 2013）の協力では法律第 1448 号／2011 年（被害者救済・土地返還法）の草案に大きくかかわったが、特に司法プロセスと人権の条項での大きな技術的インプットを行った。

2013 年 7 月現在、今後 3 カ年の「地域レベルの平和構築戦略 2013 ～ 2016（Local Level Peace Building Strategy）」を策定中で、コロンビアが紛争期からポスト紛争への移行期にあることにかんがみて、紛争要因となる地域問題や格差是正への取り組みを重視した、協力枠組みの策定を進めている。同戦略では、①和平プロセスと紛争解決支援、②平和をめざした持続可能な地域開発、③法規と平和構築、④移行期にある司法と被害者の権

⁵³ 自治体が推進する PIU/PAT とは異なる。

⁵⁴ 出所：UNDP Colombia Outline, UNDP ヒアリング調査、及び、APC ヒアリング調査（2013 年 7 月）

⁵⁵ 各プログラム規模は、すべて 2010 ～ 2013 年予算

⁵⁶ 4 年間の暫定予算は約 800 万 USD を計画。スウェーデン、ノルウェー等が参加を表明している。財源協力はないが、USAID がオブザーバー参加している。

利、⑤平和文化（平和教育）、⑥女性の公正・権利と平和構築、の6つを軸とし、前述の Transitional Justice Fund のメカニズムを参考とする予定とされる⁵⁷。

（４）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）⁵⁸

UNHCR は、2005 年採択「メキシコ行動計画（Mexico Plan of Action）」に基づきコロンビアへの国内避難民支援を開始し、以降、権利保護、包括的人道支援、避難民保護を方針とした協力を継続しており、2013 年 1 月までに UNHCR が支援した国内避難民は 59 万人に上る⁵⁹。支援規模をみると、2006 年に約 800 万 USD、その後規模を拡大し 2011 年には約 3,400 万 USD、2012 年には縮小され、約 2,938 万 USD である。

2013 年現在、ボゴタ本部及び 10 の地方事務所を設け、内務省、被害者ユニット、土地返還ユニット、ICBF、副大統領府等を主要 C/P とした協力を進める。国内避難民予防、国内避難民保護、国内避難民問題の恒久的解決、の 3 つを優先事項に掲げ、①組織強化（行政組織の能力強化支援）、②コミュニティ支援（住民と寄り添い、若者・地域リーダーを支援する）、③発生している事実・脅威の視覚化（自治体、教会、市民団体を通じた広報など）、の 3 戦略に基づく活動を展開している。

予防分野では、国内避難民に対し、避難民地域支援センターでの一時保護、短期的な緊急人道支援を提供している。保護分野では、全国 17 カ所に UAO（Units for Orientation and Assistance for IDPs）と呼ぶモバイルユニットを設け、移動型支援活動を 2004 年から開始、自治体と協力した支援を行う。麻薬中毒や非行傾向にある若年層及びアフロカリビアンや少数民族など社会的弱者へは、教育やスポーツを通じた育成活動を重視する。恒久的解決の取り組みでは、PIU あるいは PAT に係る地域民及び市区自治体との活動があり、再定住支援を重視したプントウマヨ県サンイシドロ市への事業（2008 ～ 2010 年）は成功事例に挙げられている。

スーダン及びネパールでも展開する UNHCR-UNDP 共同プログラム「Transitional Solution Initiative」を 2012 年 5 月からコロンビアで開始、2012 年 9 月からフェーズ II、2013 年 6 月からフェーズ III に入った⁶⁰。全フェーズの対象は計 17 コミュニティとなり、各コミュニティでは中央・地方行政組織と NGO 等の草の根支援組織と協力したプロジェクトを進めている。

（５）国連人道問題調整事務所（OCHA）⁶¹

OCHA は、人道状況・権利保証の状況が最も劣悪な地域を支援の中心として、緊急・人道支援、及び、人道問題への対応に係る関係者調整を担う組織である。ボゴタの本部事務所のほかナリーニョ、プントウマヨ、バジェデカウカ、カウカ、チョコ、アンティオキア、モンテリア、アランカの各県に、地域事務所を設置している。2013 年現在は、CERF

⁵⁷ UNDP によれば、2013 年 8 月中に最終化の予定である。

⁵⁸ 出所：Operation in Colombia 2012, Transitional Solution Initiative, June 2013, Operation in Antioquia 2013, UNHCR サイト <http://www.acnur.org/t3/fileadmin/scripts/doc.php?file=t3/fileadmin/Documentos/Publicaciones/2012/8937>、及び、UNHCR ヒアリング調査（2013 年 7 月）

⁵⁹ UNHCR の支援数は、RUPD、RUV に未登録の国内避難民を含む。

⁶⁰ 同プログラムの参加国は、カナダ（CIDA）、米国、スウェーデン等がある。

⁶¹ 出所：Colombia Country Profile April 2013, OCHA、及び OCHA ヒアリング調査（2013 年 7 月）

(Common Emergency Response Fund)⁶² 及び ERF (Emergency Response Fund Colombia) の 2 プログラムが進行中で、2012 年の協力実績は、両プログラムを併せ約 526 万 USD ドル、過去 4 年毎年減少傾向にある⁶³。

OCHA の主要業務は、情報整備・マネジメント及び関係者調整であり、具体的には、①非人道的状況が発生した際の情報発信、②緊急時の状況アップデートレポート、③人道的基礎サービス（保健、教育、食糧など）の構造要因に係る支援調整、④人道活動での官民組織への支援、⑤人道支援での財源調達・融資メカニズムの構築支援、⑥人道支援事業マネジメントの技術的支援、などが挙げられる。

（６）世界銀行（WB）⁶⁴

WB によるコロンビアの平和構築分野への支援は、2005 年の「対コロンビア支援戦略（CAS）」に始まる。平和構築分野での代表事業「平和と開発プロジェクト」は 12 年続けられ、2013 年 3 月に完了した。事業総額は約 3,800 万 USD である。先行の「国別パートナーシップ戦略 2008 ～ 2011 年」では、持続的公正の拡充、貧困削減と機会均等、環境・天然資源、平和、公共サービスの 5 分野において、4 年間に約 40 億 USD 規模の協力を進めた。WB は国別戦略の対象期間を対象国の政権交代（選挙）期に合わせており、先戦略と同様に現行の「国別パートナーシップ戦略 2012 ～ 2016 年」もコロンビアの PND を支援する方針を踏襲している。新戦略では、官民セクターが最も優先事項と認める課題に対応することを基本として、コロンビアの経済成長を考慮した、①社会繁栄のための機会均等、②気候変動への柔軟な対応を伴う持続可能な成長、③生産性の拡大による包括的な成長、をめざした協力を進める。

2013 年 3 月に上述の「平和と開発プロジェクト」の完了・評価報告書が取りまとめられた。同プロジェクトの成果としては、中央集権から地方への権利委譲（地方分権）、地域に根づいた開発、参加型アプローチ、横断的取り組み、柔軟性・長期的視点による継続的支援、民間連携の促進、コミュニティ優先、組織化強化、極貧の低減、行政サービスを欠く地域の撲滅に焦点を置いた点が挙げられている。同プロジェクトを通じて、平和推進の方法論としてコロンビア側が挙げる教訓は、次のとおりである。

- 1）政府・国際コミュニティ・市民社会の 3 者連携で紛争の終結に係る取り組みに着手する場合、対象地域の決定を尊重し、段階的な信頼醸成を図るものであるべき。
- 2）地域団体と協働することで経費を抑え、地域力を育む取り組みが有効である。
- 3）社会経済的コンテキスト及び政治政党の動向につき、対象地域別での知識を深め、地域ニーズに合致し、かつ法制度を根拠とした活動計画の立案を行うことが重要である。
- 4）被害者ケアは、社会ネットワーク（公的扶助）の生計向上や生活回復の支援などの生活安定化に注目した支援が優先かつ重要となる。

⁶² 日本が財源出資に参加している。

⁶³ CERF 及び ERF の支援総額は、2009 年に約 956 万 USD、2010 年約 874 万 USD、2011 年に 840 万 USD である。

⁶⁴ 出所：Country Partnership Strategy 2008-2011 Progress Report, WB 2010, Country Partnership Strategy 2012-2016, WB June 2011, Implementaion Completion and Results Report, WB, March 2013、及び APC ヒアリング調査（2013 年 7 月）

第3章 紛争の被害者・共生和解支援プログラムの概要及び位置づけ

3-1 協力プログラムの概要

3-1-1 協力の背景・経緯

2003年に発表されたわが国のODA大綱においては、「平和構築」は4つの重点課題の一つに挙げられていた。2003年7月開催の対コロンビア支援ロンドン会合（第1回国際協力調整会合）では、コロンビアの抱える問題が国際社会に広く訴えられるとともに、「ロンドン宣言」が採択され、わが国を含むコロンビア支援国グループ（G24）⁶⁵が発足した。コロンビアの平和構築に係る支援は、この後さらに2005年2月にコロンビアのカタルヘナで開催された第2回国際協力調整会合において再確認され、G24及び国際機関による「カルタヘナ宣言」が取りまとめられ、2007年11月にはコロンビアのボゴタ市で第3回会合が開催され、平和構築に係る支援の意思が再度表明された⁶⁶。

本プログラムの形成に先立ち、JICAは2007年度にコロンビアの「国レベルPNA」を行い、その結果、植民地主義の遺産といえる不平等な社会構造がコロンビアにおける紛争の構造的要因となっていること⁶⁷、さらに法の支配の欠如や麻薬資金流入が紛争を長期化させる要因であることが判断された。

PNA分析を受けて、JICAはコロンビアが抱える平和構築に係る課題として、①国内武力紛争により発生する国内避難民への支援、②AUCから集団投降した元兵士とその家族、ゲリラ組織から個別投降した兵士とその家族の社会的・経済的再統合、③地雷被災者への支援と地雷撤去、④紛争被害者のための真実究明・補償・和解、⑤紛争や暴力の構造的要因である社会的・経済的格差への対応とガバナンスの強化、⑥司法の強化、⑦麻薬生産・流通・販売産業の解体、⑧FARC及びELNとの和平合意の達成、の8課題を特定した⁶⁸。

これら背景のもと、2008年8月に日本政府とコロンビア政府関係者の間で行われた協議では、平和構築分野を重点支援分野とすることが確認され、協力合意が交わされた。

3-1-2 協力方針

JICAは、上記8課題のうち、協力ニーズが極めて高く、JICAの協力量による対応が可能と考えられる①～⑦の課題を「平和構築」支援に係る援助重点分野とし、さらに①～④については「紛争の結果生じる社会的・経済的問題への対応」に係る開発課題、⑤～⑦については「紛争の構造的要因の低減」に係る開発課題として、大きく2つに分類したうえで、協力の方針と内容の特定を行った。

「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」は、平和構築支援において緊急性・人道的支援

⁶⁵ コロンビア支援国グループのメンバーは、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、米国、日本、メキシコ、ノルウェー、スイス、EU加盟国（ロンドン宣言時の加盟国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス）及びコロンビア政府。さらに、ロンドン及びカタルヘナ会合には、欧州委員会（EC）、国連機関、アンデス共同体（CAF）（宣言当時の加盟国はボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）、米州開発銀行（IDB）、国際通貨基金（IMF）、世界銀行（WB）が参加している。

⁶⁶ 日本は2008年7月から12月までの間においてG24の議長国を務めている。

⁶⁷ 2007年コロンビアPNAでは、紛争の構造的要因に、①富の不正分配に対する国民の不満、②複雑な土地制度・不平等な土地分配と生活状況の悪化、③農村部貧困層の生活困難からくる左翼ゲリラへの傾倒が挙げられた。

⁶⁸ 出所：「コロンビア国援助重点分野『平和の構築』ポジションペーパー（案）」、中南米部・コロンビア駐在員事務所、平成20年9月

としての優位性が高い前述の課題①～④に対応し、「紛争の結果生じる社会的・経済的問題へ対応する開発課題」に取り組むものとして実施された。「紛争の構造的要因の低減」に関しては、コロンビアの「平和の構築」には不可欠なものの、紛争が継続するコロンビア状況と和平交渉の進展等を注視しながら戦略化を検討することとされている。

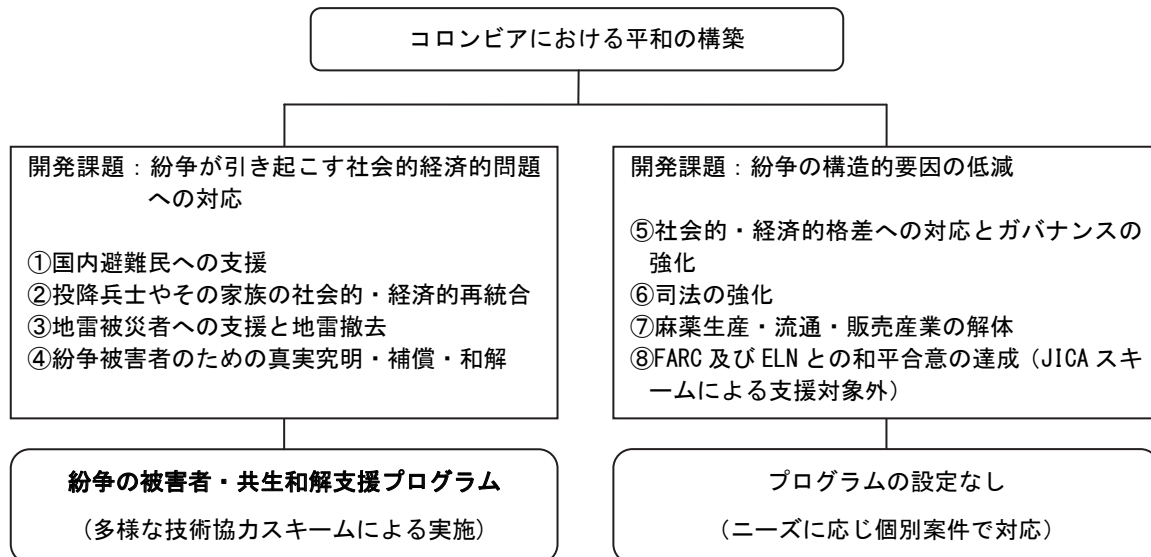


図3-1 平和の構築支援に係る開発課題と対応プログラム

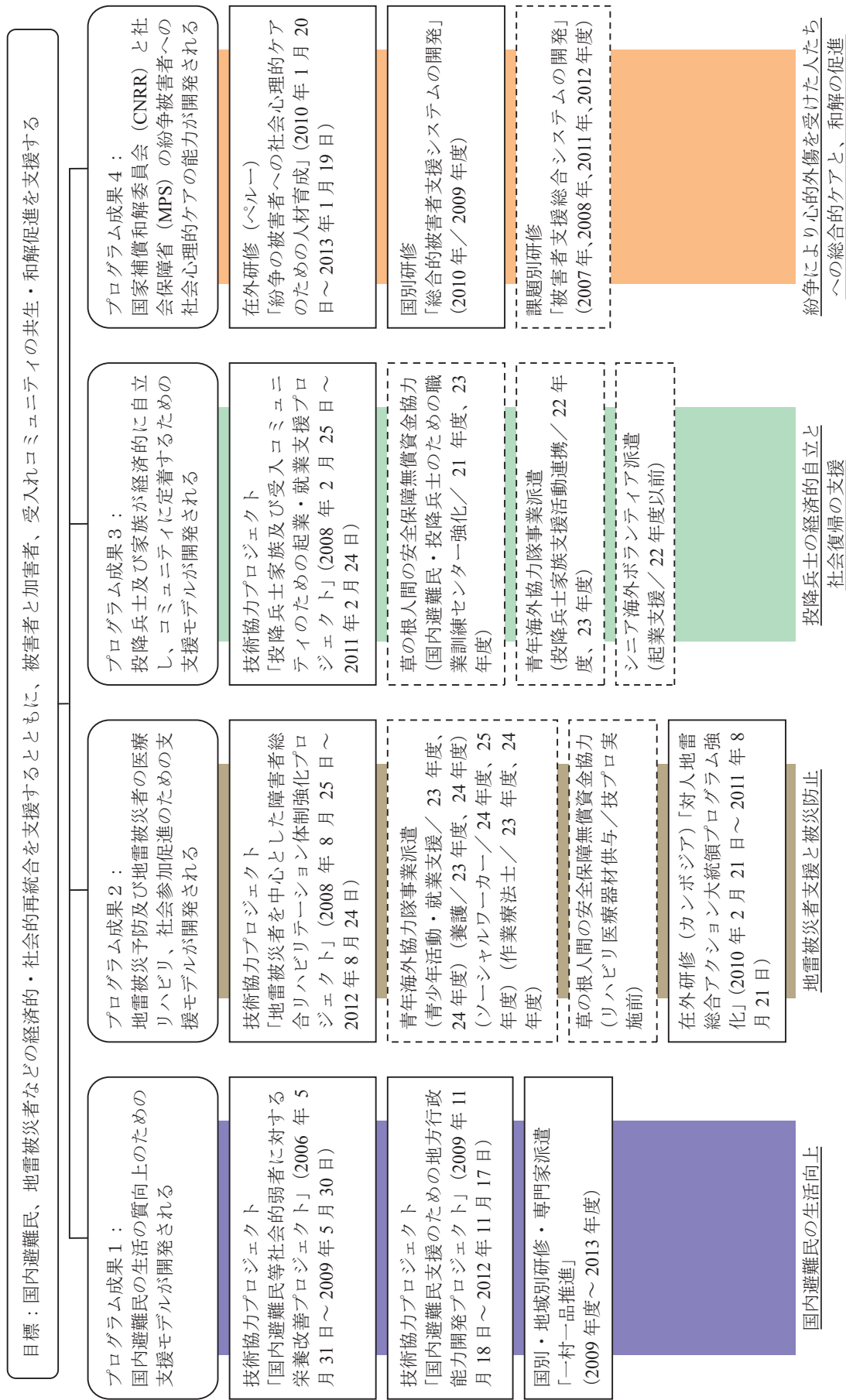
協力のモダリティーとして、技術協力、ボランティア事業、在コロンビア日本大使館を通じた草の根・人間の安全保障無償資金協力等を組み合わせ、中南米地域での技術協力実績やリソースを活用する南南協力や、二国間・マルチドナーの多くの支援がある状況にかんがみて、類似事業では連携協力を行い効率性を高めることが方針とされた。

3-1-3 協力の枠組み・関連協力

本プログラムは「国内避難民、地雷被災者などの経済的・社会的再統合を支援するとともに、被害者と加害者、受入れコミュニティの共生・和解促進を支援する」という全体目標のもとに4つの成果を掲げている。プログラム決定時（2008年）において、2008年度から2013年度の協力暫定予算は、約10億5,200万円（技術協力プロジェクトに約7億2,000万円、研修事業に約9,000万円、ボランティア事業に約2億3,000万円）である。

2012年度をもって技術協力プロジェクト及び研修事業など、主要協力は終了し、2013年7月現在は青年海外協力隊派遣事業が継続している。図3-2 紛争の被害者・共生和解支援プログラムの協力概要（構成案件）、及び付属資料4. 構成案件2次評価グリッドを参照。

なお、日本政府によるプログラム枠組み外での平和構築分野への協力として、WB日本社会開発基金JDSFへのマルチ協力（無償拠出）が2件（「2008年度採択・貧困層のための平和的な紛争解決サービス」（約2.00百万USD）、「2009年度採択・暴力の被害者であるコロンビアの若い女性へのエンパワメント」（約1.56百万USD））、及び、国連人間の安全保障基金へのマルチ協力（無償拠出）1件（「2010年度採択・ソアチャにおける脆弱なグループの人間の安全保障状況改善」（約2.55百万USD））がある。



注：社会保障省は 2011 年に分割され、現在の保健社会保障省 (Ministerio de Salud y Protección Social：MinSalud) と労働省 (Ministerio del Trabajo) となった。
参考：「プログラムの小冊子」「Construcción de paz en Colombia：Programa de apoyo a los víctimas del Conflicto, Convivencia y Reconciliación」、JICA コロンビア支所、『コロンビア国援助重点分野「平和の構築」ポジションペーパー(案)』、中南米部・JICA コロンビア駐在員事務所、平成 20 年 9 月、及び「24 年度国別ボランティア派遣計画」、JICA コロンビア支所、平成 24 年 5 月 28 日。

図 3-2 紛争の被害者・共生和解支援プログラムの協力概要 (構成案件)

3-2 JICA 協力プログラムのコロンビア平和構築政策における位置づけ

本項では、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の同国政府の平和構築に関する政策体系（計画、戦略等）との整合性を主な観点として分析・評価する。

3-2-1 政策におけるプログラムの位置づけ

3-1 に説明したとおり、本プログラムはわが国の同国・平和構築支援に係る国際的合意を根拠に、政策課題・裨益者動向に応じた協力を方針とした。主要な同国政策・法制度と本協力の時系列的関係を、図 3-3 に示す。

年	政権 和平プロセス	法・政令	裨益/者に係る情報	JICA平和構築プログラムの協力
1994-1998	サンベル	法律第387号/1997 (国家国内避難民支援計画策定法)	国内避難民 67,197	
2000-2002	パストラナ	オタワ条約(対人地雷使用・貯蔵・生産・移転禁止と廃棄に関する条約/2000年9月批准)	地雷被災者 634 (国軍兵 50% 市民 50%)	
2002	ウリベ(1期)	法律第782号/2002(対人地雷被災者支援法)	国内避難民 462,015 / 年	
2003	↑ サンタフェデラリート協約 (AUC 武装解除・投降兵士再統合支援交渉の合意)			
2004	↓ 和平交渉			※ 最終裨益者: 紛争の被害者 (2011~)
2005		法律975号/2005 (共生和平法)	地雷被災者 1,180	
		政令第250号/2005 (紛争による国内避難民総合ケア)	AUC 兵士集団投降 17,770	国内避難民 地雷被災者・ 障害者 暴力・紛争 被害者 投降兵士 家族
2006	ウリベ(2期)	食糧安全保障政策, 都市農業政策	都市農業 栽培野菜 29種 (ホゴタ市サンクリストバル区)	
		国家開発計画 2006-2010 共同体国家にむけた万人の開発 (民主的安全、国民の自由、社会の団結 政府の透明性拡大、政府組織の自治性の尊重)	地雷被災者 1,234 (国軍兵 64% 市民 36%) 国内避難民 302,789/ 年	
2007		大統領令2150号/2007(地雷対策令)		
2008		政令第1290号/2008 (被害者補償と救済)	国内避難民 294,664 / 年 地雷被災者 858	PNA Version I (2008)
2009			都市農業 栽培野菜 33 種 (ホゴタ市サンクリストバル区)	PNA Version II (2009)
2010	サントス	国家開発計画 2010-2014: 全国民の繁栄 (雇用創出、貧困削減、治安向上)		
		コロンビア一村一品 事業選定		
		憲法裁判所決議 (T-045/2010)(紛争被害者の人権保障と回復支援に係る決議)	国内避難民 129,883 / 年	
2011		法律1448号/2011 (被害者救済土地返還法)	累積計 3,875,988 人	
		被害者総合ケア・補償システム(SNARIV)		
		紛争被害者の心理社会的ケアと総合保健医療 プログラム PAPSIVI (MinSalud)		
2012		紛争被害者ケア人材育成方針 (MinSalud)	社会心理的ケア優先地域: 18 県 233 市	
		国連障害者権利条約の批准 (ソーシャルインクルージョン政策の開始)	ACR支援をうけた投降兵士 46,222 / 年	
	↑ ハバナ合意 (FARCとの紛争停止・交渉開始に係る決議)	都市農業 栽培野菜種 63 種 (ホゴタ市サンクリストバル区)		
	↓ 和平交渉			
2013			地雷被災者 181 (国軍兵 65% 市民 35%) 被害者登録 5,645,911 (全人口の約12%) (被害者登録のうちに占める) 国内避難民 約440万 / 全登録 社会復帰プロセスに参加している 投降兵士 32,168 / 年	

注：2012 年までの国内避難民数は発生数。統計は付属資料 1 参照

図 3 - 3 年表・関連法制度と最終裨益者の動向

(1) 協力時期・政策課題対応に係る適性

本プログラムはコロンビアにおける紛争の状況を分析したうえで計画されたものであったが、図3-3年表でも確認できるように、本プログラムがコロンビアにとって、「紛争の被害者・共生和解」が重要課題であった時期に実施されたことが評価される。主な理由として、第一に地雷被災者数が世界最多(2005～2006年)、国連避難民数が世界最多(2006年)とされた時期であったこと、第二にコロンビア政府の関連政策・法制度の変遷と本プログラムにおける支援内容が整合していたことが挙げられる。また、局地紛争が継続する時期に支援を行い、コロンビアの喫緊のニーズに応えたことも重視される。

本プログラムの「コロンビア政府の平和構築に対する政策体系(計画、戦略)との整合性」、「相手国政府や他のドナーとの関連性におけるプログラム内の案件選択の適切性」を確認するために作成されたプログラム評価マトリックス(付属資料6)においても、本プログラムはコロンビアの優先度の高い政策課題に対応していることが示された。

3-1で示したとおり、本プログラムの計画時には、PNAを実施し、コロンビアの抱える平和構築分野を8つの政策課題に分類し、そのうち紛争が引き起こす社会経済的問題へ対応するため4つの政策課題に対応する形で本プログラムが設計された。プログラム評価マトリックスでは、プログラム開始当初選定された政策課題に対して、コロンビア政府の施策・関連法、コロンビア政府の事業、JICA事業と他ドナーの事業を体系的に整理している。その結果、本プログラムで対象とした政策課題において、コロンビア側の施策・法律が多数制定・改訂され、それに伴いコロンビアのプログラムや実施体制が整備されていることがわかる。特に、本プログラム実施期間後期に、プログラムの対象者であった国内避難民、地雷被災者、紛争被害者を対象とする法律第1448号(被害者救済・土地返還法)が成立し、統合的に支援する方針が決定したことは特筆に値する。

また、コロンビア国家開発庁(APC)所有の過去(1990～2013年現在)の平和構築関連のドナー事業データを参照した。その結果、JICAプログラムが取り組んだ4つの政策課題に対するドナー事業費は、ドナーの平和構築関連事業全体の事業費のうち28.9%を占めていた。なお、社会的・経済的格差への対応分野が全事業費の71.1%を占めていたが、これはインフラ開発を含む総合地域開発事業等が含まれることも一因である。一方、案件数では、本プログラム対象分野で1,427件、ほかは265件であり、本プログラム分野での取り組み件数が過去多かったことがわかる。また、プログラム評価マトリックスからわかるように、本プログラムが取り組んだ分野において、コロンビアが多数の施策・法律を制定したことも重視すべき点である。

なお、PNAに基づき本プログラムを実施した理由については、①平和構築分野では援助実施機関が協力を実施する際に中立な立場で紛争要因を確認し、紛争要因を縮小するために適切な手段を選択すること、②コロンビアにおいて平和構築の取り組みは分野横断的に実施されており、平和構築に特化したセクターとしての国家政策や戦略がなかったことの2点に起因する。PNAはJICAのアセスメント結果であるが、コロンビアのPNDの優先分野に対応するところもある(PNAとPNDの関係については、付属資料9参照)。紛争影響国での支援の際には、当事国が紛争のアクターであるなど、政府自身が中立でないこともあることから、国連や英・米など二国間援助のドナーでも、当事国政府の政策と別にPNA的な分析をして協力を検討することもあり、JICAのPNAに基づく協力もコロン

ビア側の政策の整備状況に応じ、妥当であったと考えられる。

以上から、本プログラムが対象とした課題は、コロンビアにおいても優先度の高い課題であったと判断される。

（２）協力方針の一貫性・事業評価の効果

今般調査において、関係者から「コロンビアの政策・法制度に即した事業形成・協力が行われる点が JICA 協力の利点・強みである」と述べられたことは⁶⁹、協力方針が一貫して維持され、JICA 事業評価（事前評価）のしくみが効果的に働いたことを示す。構成案件の実施（介入）は、（案件形成・承認・開始に要する時間を考慮したうえで）最終裨益者の支援ニーズ（国内避難民発生の増加、和平合意と DDR、地雷・不発弾被災の増加など）、及び、政策的要請の双方を見据えたうえでなされた。判断プロセスでは、前期のわが国対コロンビア支援計画（事業展開計画）を引き継いだ「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」を除けば、案件形成時に「PNA」が実施され、政治動向・和平進展の動向及び最終裨益者の動態統計の把握が行われている。

表 3－1 平和構築（対応可能な 4 課題）プログラム・プロジェクト

JICA 特定の平和構築課題	サブプログラム（プログラム成果）	主要案件（プロジェクト略名）
国内避難民支援	1. 国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される	栄養改善／都市農業（技プロ） 地方行政能力向上（技プロ） 一村一品（研修、専門家／アドバイザー派遣）
地雷被災者支援と地雷撤去	2. 地雷被災予防及び地雷被災者の医療リハビリ、社会参加促進のための支援モデルが開発される	地雷被災者／障害者総合リハビリテーション（技プロ） 大統領地雷総合アクションプログラム強化（技プロ）
投降兵士・家族の社会経済的再統合	3. 投降兵士及び家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルが開発される	投降兵士家族の起業・就業支援（技プロ）
紛争被害者の真実究明・補償・和解	4. 紛争被害者への社会心理的ケアの能力が開発される	社会心理的ケア・被害者総合補償システム開発（研修）

3－3 構成案件別の協力の政策根拠・経緯

構成案件別の根拠政策・法令と各事業の協力背景は、次のとおりである。

（１）国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト

協力期間	3 年（2006 年 5 月 31 日～2009 年 5 月 30 日）FU：2010 年 12 月～2011 年 3 月
協力開始時・実施期間の根拠政策・法令	政令第 250 号／2005 年「国内避難民の総合ケア」 ボゴタ市食料安全保障政策、都市農業政策

2002 年に歴史的な国内避難民の急増と都市部への国内避難民流動が発生し、政府は政令第 250 号／2005 年「国内避難民の総合ケア」を發布し、国内避難支援に係る公共政策を拡

⁶⁹ APC、MinSalud、内務省、PAICMA、ACR はこの点を高く評価すると述べている。各組織へのヒアリング調査（2013 年 7 月）。

大した。さらに、貧困層の増加と栄養状況の悪化に対応するため、食料安全保障政策及び都市農業政策の推進を開始している。2005 年 11 月末までに登録された国内避難民は約 170 万人に上り、うち約 10 万人がボゴタ市に移動（多くが南部に定住）、パイロットのサンクリストバル区⁷⁰では多数の避難民と貧困世帯が暮らしており⁷¹、国家保健局（INS）の調査により彼らの経済状況・栄養状況が他区民に比し劣悪であることが明らかとなった。

本協力は、都市農業の研究・推進を業務とするボゴタ市植物園を C/P とし、既に進められていた都市農業の人材・実績をリソースとして、区民の栄養改善をめざし、市が進める都市農業普及に協力した事業である⁷²。

（２）国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト

協力期間	3 年（2009 年 11 月 18 日～2012 年 11 月 17 日）
協力開始時・実施期間 の根拠政策・法令	法律第 387 号／1997 年（SNAIPD） 政令第 1290 号／2008 年（被害者補償と救済） 法律第 1448 号／2011 年（被害者救済・土地返還法）

コロンビアでは法律第 387 号／1997 年（国内避難民総合支援国家計画）により「国内避難民総合的支援の統合的支援国家システム（SNAIPD）」⁷³が施行され、国内避難民の生活向上を目的とした PIU の策定が市自治体に義務づけられた。しかし、PIU の策定率・実施率は低く、自治体の組織能力の向上が急務であった⁷⁴。本協力は、現内務省（旧内務司法省）とマグダレナ県を C/P とし、PCM 手法を活用した PIU の策定、モニタリング・評価に係る能力育成と、内務省の地方自治体モニタリング機能を強化し、地方自治体の SNAIPD 実施能力の強化をめざした協力である。法律第 1448 号／2011 年（被害者救済・土地返還法）の制定・施行により 2011 年 6 月から SNAIPD は「紛争被害者ケア・総合補償システム（SNARIV）」に、自治体の国内避難民支援は「紛争被害者支援業務」とに移され、新たに移行期正義地域委員会（CTJT）が設置され、PIU は PAT に改訂⁷⁵、被害者ユニットが SNARIV に従事する中央・地域関係者の調整組織となった。しかし、この制度的変更によっても内務省の自治体調整・フォローアップ責務に変更はなく、本協力の活動を妨げるものではなく、むしろコロンビア側の法制度を根拠とした業務拡大を本協力が支援するという、新たな意義が付加された。

⁷⁰ サンクリストバル地区は、居住区階層 1 と 2 に該当する貧困地域である。

⁷¹ 状況は現在も同様であり、同区には国内避難民のほか投降兵士世帯も多い。出所：ボゴタ植物園ヒアリング、2013 年 7 月

⁷² 本案件では、国内避難民は「都市農業に従事可能な定住生活を営み始めたグループ」と定義し、栄養改善は「総合的な都市農業戦略を実施することで消費野菜量と種類が増加すること」と定義された。

⁷³ 法令第 387 号／1997 年に基づき、地方自治体の国内避難民支援計画の策定を義務づけている。

⁷⁴ 2008 年、憲法裁判所が国内避難民の人権侵害状況を指摘し、社会問題として取り上げた。

⁷⁵ PAT は、被害者支援ニーズ、行政組織の支援業務範囲、支援方策の記載を含む。支援方策は、①保護・予防、②緊急人道・生活支援、③家族生活の保障、④真相究明（司法）、⑤制度的強化、の 5 つの権利で構成される。出所：「国内避難民のための地方行政能力開発プロジェクト・専門家派遣業務完了報告書」、アイシーネット（株）世古明也、2012 年 11 月

(3) 一村一品

協力期間	2009 ～ 2012 年度
協力開始時・実施期間 の根拠政策・法令	政令第 250 号／ 2005 年「国内避難民の総合ケア」 PND 2006 ～ 2010 における紛争・貧困要因となる地域格差の是正 PND 2010 ～ 2014 に基づく地域開発戦略（2013 年 7 月最終化中）

長期にわたる国内武装紛争によってコロンビアでは多くの国内避難民、地雷被災者、投降兵士家族を含む社会的弱者が農村・地方部に暮らしている⁷⁶。農村部では長引く武装紛争や犯罪活動によって住民の健全・有機的なつながりが断ち切れ、住民の協働・団結が脆弱化している地域が多いとされ、政府は地域格差の是正や地域安定化を実現するには、地域住民の関係性回復と社会経済的復興プロセスへの参加が必要と認識していた。こうした社会状況を背景に、2008 年に当時コロンビア副大統領が大分県の「一村一品運動」を視察したことが契機となり、日本の一村一品がめざす協働・共生・忍耐・相互扶助の体験は、地域社会・経済の安定化に有効なアプローチとなると認識された。同年の JICA-JETRO 共催「アンデス地域一村一品運動セミナー」は大きな反響をもたらし、コロンビア側に一村一品を政府・地域開発戦略とする意向が強まった。

本協力はコロンビア側の強い要請・意向を受けて、一村一品の経験と知見をコロンビアに導入しメカニズムを構築することをめざしたもので、地域開発・戦略の政策策定を担う国家企画庁を主要 C/P として、大分県での一村一品を学ぶ本邦研修を中心に、専門家・アドバイザー派遣、フォローアップ活動等、複数スキームによる一連の協力が行われた。

(4) 地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト

協力期間	4 年（2008 年 8 月 25 日～ 2012 年 8 月 24 日）
協力開始時・実施期間 の根拠政策・法令	法律第 100 号／ 1993 年（総合的リハビリテーション対策） 法律第 418 号／ 1997 年、法律第 782 号／ 2002 年（対人地雷被災者法） コロンビア憲法（1991 年）13 条 24 条 47 条 54 条 68 条（障害者の保健医療サービス受給権利の保障） 法律第 100 号／ 1999 年（総合社会・医療保障制度、障害者の医療保障の実現） 障害国家政策文書（CONPES 80） 法律第 1448 / 2011 年（被害者救済法）

コロンビアでは長期にわたる紛争を通じて地雷埋設が続けられており⁷⁷、四肢損傷・切断、視覚損傷などの障害因となるこの非人道的兵器による災害は、被災・負傷者の約 60% が政府軍兵士、約 40% は一般市民とされ（2010 年 PAICMA 統計）、被災者支援への取り組みは、政府の優先的課題である。コロンビア憲法は障害者の基本的生活と社会統合の権利を保障し、政府は法律第 100 号／ 1993 年を根拠に「総合的リハビリテーション対策」を打ち出したが、効果的なリハビリテーションサービスの提供には、専門技術と理解の向上、障害当事者のサービス・アクセス向上や権利理解の促進が求められていた。本協力は、国内で地雷被

⁷⁶ 2013 年時の紛争被害者登録数は全人口の約 12% に達する。出所：被害者ユニット統計、2013 年 1 月

⁷⁷ ただし、非政府軍による埋設。政府所有の地雷・不発弾はオタワ条約に準じて 2005 年までに全面廃棄・破壊されている。

災者数が多く周辺県のレファラル／カウンターレファラル⁷⁸の中核であるアンティオキア県と、南西部リハビリテーション医療の拠点となるバジェ県を対象地とし、バジェ大学病院、フンダシオンイデアル、サンビセンテデパウロ病院、コミテデリハビリタシオン、県保健局等の医療リハビリテーションと地域医療に従事する専門職の育成、及び被災防止や障害者の権利敷衍を目的として実施された。

(5) 対人地雷総合アクション大統領プログラム強化

協力期間	1.5 年（2010 年 2 月 21 日～2011 年 8 月 21 日）FU：2012 年 1～2 月
協力開始時・実施期間 の根拠政策・法令	オタワ条約署名（2000 年 9 月批准） 法律第 418 号／1997 年、法律第 782 号／2002 年（オタワ条約に基づく地雷・不発弾対策を定める法律／地雷・不発弾対策法） 大統領令 2150 号／2007 年（地雷・不発弾総合プログラム実施組織創設に係る大統領令／PAICMA 創設に係る大統領令） 法律第 1448 / 2011 年（被害者救済法）

コロンビアにおける地雷・不発弾兵器による災害が国民の安全を脅かすとともに、同国の復興と社会経済安定化を長期に妨げることから、政府は法律第 418 号／1997 年施行、オタワ条約署名（2000 年 9 月批准）、法令第 782 号／2002 年施行（対人地雷被災者法）、大統領令 2150 号／2007 年発布（地雷対策令）など法制度化を強め、地雷対策と被災者支援に取り組んでいる。本協力は、地雷対策で実績と豊富な知見を有する CMAC を実施組織として、PAICMA が担う地雷対策業務の強化を図る協力である。

(6) 投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト

協力期間	3 年（2008 年 2 月 25 日～2011 年 2 月 24 日）FU：2011 年 6 月～2012 年 3 月
協力開始時・実施期間 の根拠政策・法令	法律第 975 号／2005 年：公正和平法 2006 年法令第 3043 号 投降兵士の社会・経済的再統合政策 2008 年 CONPES No.3554 投降兵士の再統合国家政策 政府兵士動員・解除・再統合（DDR）方針（PND 2006-2010 及び 2010-2014）

内戦状態が続くコロンビアでは、2003 年よりサンタフェデリート協約に基づく政府と AUC の和平プロセスを開始し、和平合意に基づき法律 975 号／2005 年（公正・和平法）が制定・施行され、直後の 2006 年には個人投降・集団投降併せて約 2 万人規模に上っていた。政府は、これら規模の投降兵士への生活支援は、紛争悪化（再武装化）の防止や社会安定化にも重要なものと認識し、2008 年公布「投降兵士再統合の国家政策（CONPES No.3554）」、2010 年「兵士の武装解除・動員・再統合（DDR）政策」によって、投降兵士の社会復帰を国家の重要政策としている。国内外支援組織による取り組みから、投降兵士と家族の生活安定には、世帯単位に注目した収入向上が必要であるとの認識は高まっていたが、有効な方法

⁷⁸ コロンビアにおけるレファラル／カウンターレファラルについては、2007 年社会保障省・省令第 4747 号で次のように定義されている（第 1 項・目的と定義）：①レファラル／カウンターレファラルは、患者への適切な内容・質の医療を提供するための技術的・管理的プロセスで、医療ネットワークの医療施設間で行われる、②レファラルは医療施設から別の医療施設に対し必要な医療ニーズに応じて患者を紹介すること、もしくは診断に係る支援を与えることを意味する、③カウンターレファラルは、レファラルにより患者を受け入れた医療施設側が、レファラルを行った医療施設に対して行うもので、搬送元の医療施設へ再度患者を搬送すること、もしくは医療ケアや診断に関し情報を提供することを意味する。

論は定まっていなかった。

本協力は投降兵士家族と受入れコミュニティを直接裨益者として、職能訓練の提供を含む起業・就業の支援モデルの開発を行うことで、投降兵士の社会復帰に係る新たなモデルの有効性を検証し、かつ、長期的に対象世帯の自立支援をめざした協力である。

(7) 紛争の被害者への社会心理的ケア人材育成⁷⁹／総合的被害者支援システムの開発

協力期間	3 年（2010 年 1 月 20 日～2013 年 1 月 19 日）
協力開始時・実施期間 の根拠政策・法令	法律 975 号／2005 年：公正・和平方 政令第 1290 号／2008 年（被害者補償と救済） PND 2006-2010 における「国民全体の安全の確保」 法律第 1448 / 2011 年（被害者救済法）SNARIV

紛争が長期にわたるコロンビアでは多くの国民が心的外傷・精神的障害を被っている事実から、政府は「PND 2006-2010」において「国民全体の安全の確保」のための暴力・紛争被害者の心身回復・社会復帰を推進してきた。紛争被害者救済は法律第 975 号／2005 年（公正・和平方）の補償条項や政令第 1290 号／2008 年（被害者補償と救済）にも明記されていたが、施行は十分なものでなかった。政府は社会心理的ケアや総合的補償システムにあたり、技術開発と人材育成が必要であることを重要視し、「紛争被害者の社会心理的ケアに係る国家プログラム」の起草を開始した。本協力は、紛争被害者の社会心理的ケア・総合補償を担う MinSalud、CNRR、被害者ユニット、PAICMA、その他保健医療に従事する関係者を研修生として、同分野の知見・技術を提供し、コロンビアの同分野に係る国家政策・プログラムへの反映をめざした協力である。

⁷⁹「社会心理的ケア」とは、紛争や暴力の被害者となった人や地域住民を対象として、医療的ケアにとどまらない、個人や地域住民の心身健康回復や、地域の絆の回復、法的措置支援など、総合的なリハビリテーションや共生につながるケアを意味する。そのため従事人材の専門性は保健医療、心理、法律、政治、政策など多様である。

第4章 JICA 協力プログラム「紛争の被害者・共生和解支援」の戦略性・成果

4-1 JICA 協力プログラム構成案件群の戦略性

本項においては、協力プログラム全体として、また、相手国政府や他のドナーとの関連性において、戦略的な案件の選択、組み合わせ（デザイン）を行っているか、またその投入の質、量は十分かつ適切であったか（「妥当性」「効率性」に相当）を分析することで、本プログラムの戦略性を評価する。

4-1-1 プログラムの計画について

（1）プログラムの計画時、目標達成のシナリオ、案件群の構成（相互補完）は適切に設定されていたか

第3章で説明したとおり、JICA はコロンビアが有する平和構築の課題を8つに分類したうえで、本プログラムの策定時には最終裨益者を国内避難民、地雷被災者、投降兵士とその家族、紛争により心的外傷を受けた人たちに分けて、4つの成果を設定した。2008年9月作成のポジションペーパー時点では、各成果ごとに、中心となる案件が設定されており、各成果内での他の投入要素との連携により、各成果の達成を図るという構成になっていた（ポジションペーパー「プログラム目標と各成果・案件の相関図（案）」（付属資料8）参照）。特に、成果2の地雷被災予防リハビリテーションでは、技術協力プロジェクトによる技術移転、草の根無償による必要機材の供与、コミテデリハビリタシオン（公益医療・福祉法人）ボランティア派遣による技術定着のフォローなどが、有機的に連携する計画であった。成果3では、技術協力プロジェクトと青年海外協力隊派遣の連携を想定していた。成果4については、暴力・紛争被害者全般を最終裨益者として設定し、成果1～3を横断して社会的心理ケアの観点から補完する取り組みが想定された。各成果が達成されることで、プログラム目標「国内避難民、地雷被災者などの経済的・社会的再統合を支援するとともに、被害者と加害者、受入れコミュニティの共生・和解促進を支援する」に包括的に達成されるという構成であった。確かに各成果の達成はプロジェクト目標に貢献し、プログラムの成果と目標の設定に一定の妥当性は認められる。しかしながら、例えば成果4については、前述のとおり成果1～3の活動を補完すると想定されていたこともあり、より具体的に他の成果との連携を計画することで、実績を上げられた可能性がある。本プログラムの計画時に想定されていなかった、成果を跨ぐ構成案件間での活動レベルでの具体的な連携については、検討する余地があったと思われる。

他ドナーとの活動においては、成果1でPIU作成支援のUNHCRと連携を進める、成果2で国際赤十字社との連携、成果3でUNDP、米国などとの連携、成果4ではメンタルヘルスを支援するNGO等との連携が想定されていた。結果的に、4-1-2（3）に示すとおり、当初計画された連携は実施されなかったため、計画が不十分であったことが指摘される。しかしながら、各案件において、他ドナー・NGO等との連携は常に視野に入れられており、実績を上げた事例があることは評価される。

(2) 対象地やターゲットグループ・裨益者に及ぼすリスク回避の対策が盛り込まれていたか

プログラムのコンセプトにおいて、プログラムの実施により住民における行政サービスや国際支援に格差が生じるリスクを避けるため、あるいは紛争以外の暴力による被害者がケアの対象から外れるリスクを防ぐため、更には最終裨益者と他住民との共生や和解が上記リスクにより妨げられることがないように策が講じられるべきと認識された。このため、貧困層、地雷被災によらない身体障害者など、活動展開において密接にかかわる社会的弱者も併せて最終裨益者とする方針があった。

各案件でもこれを引き継ぎ、住民間の差別感の助長や衝突を避けた。例えば「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」では、国内避難民のみならず貧困層等社会的弱者が多く暮らす地区を対象とし、住民組織化の環境を強化し、国内避難民に特化しないコミュニティ事業とする配慮がなされたことで、住民間の支援の差別感や栄養改善状況の格差発生の予防と、共生理解の向上を図ることが可能となった。「投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト」対象地域には貧困世帯が多く、投降兵士家庭に特化した公的扶助があることを考慮して、地域住民との行政支援の格差・差別感を引き起さない配慮が必要とされた。そのため裨益者に、投降兵士以外のコミュニティ住民を加えた。また、投降兵士個人ではなく、その家族を対象とするアプローチをとった。

(3) ターゲットグループ、対象地域、C/P 機関の選定は、プログラム成果達成のために適切であったか

ターゲットグループの選定に関し、本プログラムの協力期間中「紛争の被害者」への支援が必要とされていたなか、個別案件で「紛争の被害者」すべてをカバーするのは困難であったが、本プログラムのもと、「紛争の被害者」を国内避難民、地雷被災者、投降兵士家族等のカテゴリーに分類し、個別案件でそれぞれカバーする方法をとったことで、広く属性の異なる被害者に裨益する支援を行うことができた。

対象地域に関しては、安全基準の範囲内で、各成果下のプロジェクトでニーズの高い地域を選定して対応した。例えば、成果1「国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト」においては、難民人口が極めて多く行政の積極的な支援を必要とした地域を対象とした点から、ニーズに応じた協力であった。成果1「一村一品推進」については、安全基準から地方対応ができなかったため、戦略策定時から中央省庁を対象としての支援とした。成果4「総合的被害者支援システムの開発」及び成果2「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」については、構成案件2次評価グリッド（付属資料4）より、対象県、対象病院の選定が適切だったといえる。

実施組織の選定に関しては、施策や戦略を起草する中央機関を対象とし、併せて実施する部局を対象とし、モデル構築と制度化に寄与する案件デザインを中心にしてプログラムを実施した。例えば、成果1「国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト」は、協力開始当時に喫緊の課題であった、省と地方自治体の国内避難民支援にかかわる調整業務や、PIU 策定・モニタリングのメカニズムの改善をめざした。

4-1-2 プログラムの実施プロセスについて

(1) 協力プログラムの管理・運営は適切に行われたか

実施段階においては、平和構築分野の企画調査員を2009年9月より1名 JICA コロンビア支所に配置し、プログラム全体及び構成案件の管理・運営を行った⁸⁰。企画調査員の主導により、PNA のアップデート、関連政策マトリックスの作成、プログラム計画に係る新規案件形成、プログラム広報、被害者救済・土地返還法勉強会と各案件に係る軌道修正の検討協議、プログラム構成案件の日本人専門家を集めた定期会合、中間レビュー、プログラム最終セミナーが実施された。特に、PNA をプログラム開始時及びその後コロンビアの施策に重要な変化があった時期に実施したことは、コロンビアの平和構築の現状を十分に把握し、プログラム全体の方針を調整するうえで有効であった。

ポジションペーパー策定当初提案されていた投入案件のうち、実施されなかった案件があるが、各案件への対応は次のとおり。成果1：「国内避難民のための収入創出プロジェクト」「国内避難民及び社会的弱者を対象としたマイクロファイナンス」。前者は、一村一品関連の個別案件（研修・専門家）で対応された。後者は、提案に至る経緯が確認されておらず、どういった課題に対する支援とするか改めて検討が必要とされ、本プログラム期間中には実施されなかった。なお、両者とも、次期「地域開発プログラム」で実施される「一村一品コロンビア推進プロジェクト」においてその要素が取り込まれる予定である。成果2：「地雷被災者を中心とした障害者社会参加促進プロジェクト」については、予算上の都合等から、本プログラム期間中には形成されなかった。「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」後継案件として、2012年度要望調査において「障害のある紛争被害者のソーシャル・インクルージョンプロジェクト」が採択され、現在詳細計画策定調査中（2013年8月）である。

プログラム構成各案件においては、日本側とコロンビア側は密に情報共有・意見交換を行っていたが、プログラムとしての情報共有・意見交換の場は、2012年10月のプログラムクロージングセミナーが初めてとなった。セミナーは JICA コロンビア支所主催で実施され、コロンビア側関係機関がプログラム関係者として初めて一堂に会した。この場での情報共有は有用であったとの意見もコロンビア側関係機関から挙げられており、プログラム実施期間中にそのような場を設定するなど、よりプログラムを意識して個別案件を実施すれば、個別案件の質がより良いものとなった可能性や、成果間の連携のアイデアが出た可能性が考えられる。また、2013年7月にプログラム評価現地調査報告会を開催したことは、コロンビア側関係機関や他ドナーが、JICA のプログラムとしての取り組みを把握する良い機会となった。

コロンビア側にプログラムダイレクターが設定されていなかったため、プログラムとしての戦略・進め方等について JICA が直接協議をする相手がいなかった。プログラムの実施にあたって、プログラムダイレクターの配置の是非、役割等について検討する余地がある。また、他ドナーや NGO 等の機関に対しても、JICA のプログラムとしての取り組みに対して理解を深めてもらうことは、プログラムの実施・運営に有益と考えられる。

⁸⁰ 本平和構築分野企画調査員の前に、2005年9月から3年間、広域企画調査員を派遣しており、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」のコンセプトを構築し、同プログラム下での複数の技術協力プロジェクトの立ち上げを行った。

(2) 協力プログラムの構成案件間の実施段階では十分な連携・調整が図られたか

実施中の案件間での連携や相乗効果を高める取り組みについては、案件間の情報共有や在外事業強化費を活用したサポート業務の実施、シニア海外ボランティアや青年海外協力隊と技術協力プロジェクトの連携等がみられた。特に、成果2では技術協力プロジェクトと草の根人間の安全保障無償資金協力のリハビリテーション機材、コミテデリハビリタシオン（公益医療・福祉法人）への青年海外協力隊の派遣が成果定着・発現の促進につながった。医療リハビリテーションについては本協力が、地域での地雷予防等についてはPAICMAが担うという点で、本協力和PAICMA強化（研修）は、地雷被災者支援に係る相互補完的な事業である。PAICMAが両事業のプロジェクトダイレクターを務めていることから、地雷被災者支援のコンポーネントでの知見交換、研修活動での関係者調整、アウトプット（成果）文書の作成にも活かされた。

(3) 協力プログラムの目標達成の観点から構成案件は他ドナーやNGOとの連携がみられたか

ポジションペーパー作成時に想定されていた連携は実施されなかったが、成果1については、「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」の成果を普及する形で、NGOや他の行政区、大学等多数の主体と連携があり、プログラム成果へ向けた連携がみられた。その他の案件では、プロジェクトの成果や目標達成に関する連携がいくつかみられた。（成果2：「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」において視覚障害者支援NGOである成人視覚障害リハビリテーションセンター（CRAC）、バジェ視覚聴覚障害児センターの協力を得て、バジェ大学病院とサンビセンテデパウロ大学病院への技術協力が行われた。国際赤十字と協力し、C/P以外・他施設の専門職切断患者リハビリテーションの研修参加が行われた。成果3：「投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト」では、NGO/HAMECUMAの協力を得て、研修を実施。一部の裨益者の起業・就労で、COOMEVA財団の融資を受けた。）

また、本プログラムの構成案件においては、南南協力を活用したものが複数ある。成果2ではカンボジアでの在外研修「PAICMA強化」、成果4ではペルーでの在外研修「紛争の被害者への社会心理的ケアのための人材育成」、また成果1「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」では、アルゼンチン、ペルー、キューバの都市農業実施国での技術視察・栽培技術研修等が行われた。これらの活動に関しては、研修提供側の国と、受け手であるコロンビア側に経験・課題上の類似点も多く、コロンビア側が実践的な内容を学ぶことができ、有用であった。

(4) 協力プログラムの目標達成の観点から構成案件は先方政府とうまく協力できていたか

プログラム成果ごとに、プロジェクト実施中に行われたコロンビア政府への働きかけ及びコロンビア政府側の対応の主なものは次のとおり。

成果1：「国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト」

内務司法省は元来、制度的にPIU策定の指導・推進を業務とし、実施に直接かかわるものでなかったが、本協力を通じて、PIU策定に係る技術会合への出席、パイロットサイトの視察、ベースライン調査への参画など、裨益地域の現状やニーズ把握の活動へのコミッ

トメントが拡大した。

成果 2 : 「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」

社会保障省（現 MinSalud）の活動参加が、協力を通じて拡大し、被災者救急搬送や急性期処置等知識の普及で、県保健局との協働が協力を通じて拡大した。

成果 3 : 「投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト」

SENA（国立職業訓練庁）-ACR に働きかけ、投降兵士家族と受入れコミュニティ（本案件裨益者）も研修生となれるように、SENA-ACR の投降兵士研修受入れに係る協定の解釈変更を合意・実施した。また、起業・就業を拡大するために、ボゴタ市や他ドナーによる既存の起業・就業支援事業に、投降兵士家族やコミュニティ住民の参加枠を確保した（IOM 事業 2 名、ボゴタ市事業 3 名）。

上記（3）、（4）について、各プログラム成果ごとには他機関や先方政府との協力・連携とその成果がみられた。しかしながら、4-1-2（1）に記載のとおり、プログラム期間中、コロンビア政府機関は自身の実施している案件については精通しているが、プログラムの全体像を把握していなかった。プログラム全体の情報共有及び目標に対する認識を共有していることで、更なる連携が図られた可能性も考えられ、本プログラムにおける教訓としたい。

4-2 JICA 協力プログラム実施による具体的な実績と成果

4-2-1 構成案件の実績と目標達成・効果

ここでは、各構成案件の投入実績と成果、期間目標及び上位目標の達成状況や波及効果を概観する。巻末の附属資料 4. 構成案件 2 次評価グリッドを併せて参照。

（1）国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト

案件名	国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト
協力形態	技術協力プロジェクト
協力期間	3 年（2006 年 5 月 31 日～2009 年 5 月 30 日）FU：2010 年 12 月～2011 年 3 月
プロジェクト目標	都市農業の強化を通じて、サンクリストバル区の国内避難民を含む社会的弱者の栄養摂取状況が改善される
主な日本側投入	長期専門家 1 名 36MM、短期専門家複数名、第三国研修（アルゼンチン、ペルー、キューバ）、本邦研修 3 コース 6 名（2006 年度に 2 名を集団研修「参加型地域社会開発の理論と実践」、2007 年度・2008 年度地域別研修「小規模農民支援有機農業普及手法（中米カリブ地域）、機材供与、在外事業強化費（機器等）、国内セミナー、インフラ整備
主な成果品（文書化・政策反映）	栽培技術マニュアル、都市農業社会開発マニュアル、都市農業普及教データベース、都市農業普及対象作物別の特徴・栽培方法・料理方法パンフレット ボゴタ植物園が行う市区民への都市農業支援における住民主体の方法論

1）目標達成状況

実施に際してはボゴタ市の既存のプログラム「プロジェクト 319」と連携し、区民主体の活動に取り組んだ。この結果、従来食用とされていた 29 種の野菜に加え、新たに 4 種が定着し、協力終了時には 33 種が栽培されていた。協力終盤に行ったインパクト調査では、対象区民における高頻度消費類型（消費回数 5～7 回/週）の野菜、中頻度

の野菜（消費回数2～4回/週）について12～14%、低頻度消費類型（0～1回/週）の野菜について8～12%の消費増加があり、住民の野菜等栽培面積は32.1%の増加で、期間目標が達成された。ICBFが2007～2011年にボゴタ市の乳幼児調査を行ったところ、約10%のミネラル・タンパク質摂取に係る栄養改善が確認されている⁸¹。

ボゴタ市植物園の都市農業普及能力の強化の点では、アルゼンチン、ペルー、キューバなど都市農業実施国の技術視察と栽培技術研修が行われ、「栽培技術マニュアル」がまとめられた。社会学的知見に基づく住民主体のアプローチや活動グループの組織化は、本協力の重要な成果であり、「都市農業社会開発マニュアル」にまとめられ、モデルの方法論として有用なリソースとなった。協力により拡大されたボゴタ植物園内の共同圃場や研修棟は、住民の栽培技術研修や職員・大学等の研究を目的に現在も利用されている。

2) インパクト・波及効果

今般調査において、過去7年の市民の栄養状況は大幅な改善にあり、都市農業普及が栄養改善の効果要因であることが認められた。事業終了後4年以上を経過した現在、栽培植物種は63種まで増加し、過去4年で31種の増加がみられる。サンクリストバル区民への菜園視察・ヒアリング調査では、世帯の食習慣の改善のほかに協力終了後には「子どもの食生活改善・栄養向上活動」（環境・保健教育）が始められるなど栄養改善への意識拡大が確認されていたが（2011年時調査）、今般調査では余剰食物からハーブ軟膏、薬草茶、搾り油、大豆製粉等を製造・販売し、これを通じて社会と新しい関係を築いている状況を、区民からうかがうことができた。彼らによれば、JICA協力事業を契機に都市農業を開始したことで、食費を節約しながら食生活を豊かにできたことにとどまらず、生計向上の新たなリソースを生んでいる⁸²。

都市農業・家庭菜園は、食費に十分な経費をかけられない貧困層にとって栄養を確保する効果的な活動であるほか、野菜・果物等を育てて家族と分かちあう喜びを生み、活動を通じて地域交流を育むなど、複数の効果が認められる。農村部地域出身者である国内避難民にとって農業は馴染みやすく、孤立しがちな都市で地域とつながるきっかけを与えるほか⁸³、かつて農業従事者であった者としてのアイデンティティの回復が得られている⁸⁴。

今般調査で、区民からは「JICAが協力期間中に一貫して説いた住民主体のアプローチが活動を持続させ拡大している大きな理由」という声も聞かれた。本協力では、始めに区民の各世帯の食生活を調査したうえで不足する栄養素を特定し、農業活動では区民の意向と参加が常に強調された。本協力の効果を確認したことから、ボゴタ植物園も住民主体のアプローチを公共サービスの有効な方法論として重視している。本協力

⁸¹ 栽培植物にはタンパク源、ミネラル源、薬草になる種が多く、都市農業によってこれらの野菜種が区民の家庭で食されている。ボゴタ植物園へのヒアリング調査（2013年7月）

⁸² 都市農業を継続するサンクリストバル区民3名へのヒアリング調査（2013年7月）

⁸³ 市では新しく転居した国内避難民や投降兵士世帯に野菜栽培を始めるための種苗の無償提供を行っている。このほか市内にはWOWという国内避難民、投降兵士支援集会（市民団体）があり、ボゴタ植物園ではこの集会での都市農業普及にもかかわっている。このように、都市農業は栄養改善のための活動目的であるとともに、国内避難民や投降兵士らの地域復帰を促すツールともなっている。出所：ボゴタ市・サンクリストバル区民へのヒアリング調査（2013年7月）

⁸⁴ 2011年の調査（国内避難民へのヒアリング）及び今般調査（ボゴタ植物園職員）

のハード・ソフト双方のアウトプットが現在も活用されており、区民における効果と意欲の高さもみられる点から、裨益寄与の高い協力といえる。

(2) 国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト

案件名	国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト
協力形態	技術協力プロジェクト
協力期間	3年（2009年11月18日～2012年11月17日）
プロジェクト目標	対象地方自治体における国内避難民支援のためのPIU開発プロジェクトの立案・モニタリング・評価に係る組織能力が強化される
主な日本側投入	長期専門家3名（チーフアドバイザー、PCM／総括、地方行政／業務調整） 短期専門家3名（組織分析、情報システム、PCM研修等） 現地コンサルタント雇用（4名）本邦研修、技術交換事業
主な成果品（文書化・政策反映）	モニタリング評価テキスト、簡易PCM実施要項、PIU6件 避難民統計ソフト、RUSICSTの簡易様式

1) 目標達成状況

国内避難民支援に係る中央・地方間の調整強化に係る取り組みとして、内務省がPATの策定・実施・モニタリング研修を主導してマグダレナ県を支援し、県・市自治体と他政府組織支局やNGOなど地域アクターとの協力関係が築かれた。結果、内務省と県庁により技術支援（被害者法、地域活動計画、被害者支援のモニタリングレポート）を受けた各市役所職員は、2011年時の3割から2012年には9割を超えた。各県・市の被害者支援室と支援団体で構成されるCTJT⁸⁵の出席率は、2011年時の4割から7割へ向上した。自治体職員の能力強化の取り組みとして、PAT策定についてマグダレナ県自治体関係者を対象に「(PCM手法による)計画立案・モニタリング評価のガイドライン」を活用した研修が開催され、社会繁栄庁(DPS)、被害者ユニット、被害者ユニット・マグダレナ県支局職員へのモデレーター研修とともに、被害者支援関係組織のPDCA(計画・実施・評価・改善サイクル)強化を進めた。さらに、マグダレナ県サンタマルタ市では研修受講者がパイロット・プロジェクト(国内避難民の歴史ドキュメンタリー作成)の計画立案・モニタリング評価でPCM手法を活用するなど、実践力が強化された。

マグダレナ県庁が中心となり県内30市中22市の国内避難民統計情報収集が行われ、被害者支援ユニットと協力した「統計データ分析のためのデータ集計ソフト」が開発されたことで、自治体の(PAT等)地域計画にフィードバックされたのは、特記される成果である。内務省への提出義務である「RUSICST」⁸⁶簡易フォーマットを県に提供し、同県のRUSICSTの提出実施を促した⁸⁷。こうした活動を通じて、PAT策定率は2013年7月時点で100%に達し⁸⁸、策定プロセス支援に関しては一定の目標を達成した。とりわけ、自

⁸⁵ 法律第1448号／2011年により設置が義務化されたもの。

⁸⁶ 各県は年2回、県内市自治体のPATをRUSICSTに取りまとめ、内務省に提出することが義務づけられている。

⁸⁷ このほか、2011年の調査では、PCMワークショップに参加した国内避難民代表2名から、全国的に国内避難民の参加が希薄であるPIU策定プロセスに対し、本協力のPCMワークショップは国内避難民の意見吸い上げに有効な手法であったとの感想が述べられた。出所：「コロンビア国平和構築分野の基礎情報収集・確認調査」、JICA中南米部、2011年3月

⁸⁸ 内務省へのヒアリング(2013年7月)。2013年1月時の被害者ユニット統計による同県のPAT策定率は77%である。

治体にきわめて不足していた「計画立案の文化」を導入したことは大きな成果である。他方、2013年7月現在までPAT実施実績はなく（実施率0%）、協力期間中にモニタリング・評価に係る支援は理論的なレベルにとどまった⁸⁹。

2) インパクト・波及効果

協力終了時に「情報共有セミナー」が開催され、PAT策定手法としてのPCM計画策定方法、RUSICSTの簡易フォーマット、特性情報データベース及び調査ツール等が、バジェ・デル・カウカ県（カリ市）、ボリバル県（カタルヘナ市）、アンティオキア県（メデジン市）へ紹介された。この実績は、上位目標達成に資する。波及効果としては、協力開始によりマグダレナ県庁内に国内避難民支援室（現 被害者支援室）が設置され、人員配置がなされた点がある。また、市自治体にPAT（旧PIU）策定に係る認識が高まった点や、PAT（旧PIU）策定段階での市民参加を通じ、市民の自治体行政への意識が高まった点も挙げられる。マグダレナ県内30市のうち約70%の市役所で連絡協議・助言活動が発現したのは本協力による変化である⁹⁰。

（3）一村一品

案件名	一村一品推進（One Village One Product：OVOP）
協力形態	国別研修（本邦）、地域別研修（本邦）、専門家派遣、フォローアップ
協力期間	本邦研修：2009～2012年度　FU：2011年1月～3月 専門家派遣：2010年1月25日～7月31日、2009年11月1日～2010年7月31日、2010年7月21日～31日
長期目標	・コロンビア国内におけるOVOP推進メカニズムが強化される ・地方政府を通じて地域を活性化させる
事業目標	1. 中央及び地方レベルでの助言・講義を通じ一村一品の概念・手法の理解を深める 2. 本研修を通じOVOP全国大会において表彰された12イニシアティブの地域リーダー、及びOVOP推進関係者の地域コミュニティ開発に関する知見が強化されると同時に、帰国後のアクションプランが策定される 3. コロンビアのOVOPメカニズムを強化する
主な日本側投入	専門家3名以上、現地コンサルタント2名（2.5MM×2名） 本邦研修員受入れ15名×3年間、普及セミナー実施（FU） 現地業務費、アクションプランに係るフォローアップ経費の一部
主な成果品（文書化・政策反映）	イニシアティブ選定に係る各資料：OVOP推進コンセプトペーパー、案件評価票 OVOP中央実行委員会発足、研修参加者アクションプラン 12イニシアティブ特性調査、OVOP地域委員会発足 PND2010～2014・地域開発戦略への導入（草案）

1) 目標達成状況

大分県をフォーカルポイントとした研修事業（国別・地域別）は、2009年度から年1回以上のペースで行われ、地域開発、事業計画・実施・評価、道の駅などの販促方法、

⁸⁹ 内務省によれば、PATの実施率の低さは全国的・全自治体の問題であり、活動予算の積算及び予算計画の能力が低いゆえに省への予算申請を円滑にできない点が大きな原因となっている。

⁹⁰ マグダレナ県庁被害者支援室へのヒアリング（2013年7月）

地場産業の活性化手法、オンパク手法⁹¹、行政の役割と組織連携、リーダーシップ、女性生産者グループ活動など、一村一品に有用な概念・技術・ツールを学んだ。研修生の受講満足度評価は高い。派遣専門家や JICA の技術助言及び全国セミナー（計 3 回）の取り組みを通じて、中央一村一品運営委員会（推進委員会）が立ち上げられ、「一村一品コンセプトペーパー」が作成された。パイロット事業 12 イニシアティブ⁹²の選定プロセスは、選定ツール・案件評価表を作成し、応募 213 団体案件から 71 団体の優良案件を選定、さらにパイロット 12 案件が最終的に絞り込めた（サービス／商品 9 件、アイデア商品 2 件、イベント 1 件）。このように、透明性の高い選定プロセスが取られた点は注目に値する。

一村一品中央委員会は「コロンビアー村一品」を、①地域が独自製品を開発し住民の生計を改善するとともにオーナーシップと地域愛・アイデンティティを強化する地域開発戦略とする、②国・県・市町村が地域提案を受けた技術的支援を行う政策ツールとする、③「一村一品発展への道」を地域開発のスローガンとする、という 3 点で合意した。2013 年 7 月時点で既に実施段階に入ったイニシアティブもあり、コンセプトペーパーや戦略としての合意、イニシアティブの選定、実施と段階的に進展が確認され、目標は達成されたと考えられる。

2) インパクト・波及効果

コロンビアー村一品の哲学・概念が定着し、イニシアティブが実施段階に入った点、DNP、通産省、農業・農村開発省、文化省、SENA、PPS、APC、各種の商業組合組織、コロンア工芸団体等の協力体制が整備され、役割を共有した点から、コロンビアー村一品メカニズムの構築がなされたといえる。地域一村一品委員会の活動が開始された地域もある。現在「一村一品コンセプトペーパー」を基本情報として「PND 2010 ～ 2014」に基づく DNP の「地域開発戦略」に、一村一品の概念とアプローチを組み込むことが計画されている⁹³。

⁹¹ オンパクとは、大分県の「別府八湯温泉泊覧会」のこと。別府八湯地域にウェルネス産業を起こすことを目的としたもので、その手法は、地域資源（温泉、自然、町並み、人材等）を活かした多彩なプログラム提供によりサービス産業を成長させ、オンパク参加を通じ住民が健康と生活の質（QOL）向上を実現すること、及びオンパクに参加旅行者に各種体験や交流機会により別府ファン、長期滞在者となってもらうこと、など。

⁹² ここでいう「イニシアティブ」は、「事業」とほぼ同義であるが、事業活動とともに事業に従事する市町村民、事業団体、事業実施や商品・サービス等の販売促進を支援する地方自治体、SENA や教育機関など主要アクター全体を含み、イニシアティブと呼ばれる。

⁹³ 文書化としては、国家計画の「内発的開発」における「地方自治体能力強化」の方法論として明記される見込みである。2013 年 7 月現在、草案を修正段階であり、2013 年 10 月には最終化される予定。出所：DNP ヒアリング調査（2013 年 7 月）

(4) 地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト

案件名	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト
協力形態	技術協力プロジェクト
協力期間	4年(2008年8月25日～2012年8月24日)
プロジェクト目標	バジェ県及びアンティオキア県において、地雷被災者を中心とした障害者のための総合リハビリテーションの質が改善する
主な日本側投入	長期専門家4名(チーフアドバイザー／総合リハビリテーション、住民参加／公衆衛生、住民啓発／障害者教育、業務調整)、短期専門家5名(総合リハビリテーション、視覚障害リハビリテーション、住民参加、チームリハビリテーション) 本邦研修「総合リハビリテーション(8名)」「切断障害者への総合リハビリテーション(6名)」「視覚障害者への総合リハビリテーション(8名)」「チームリハビリテーション(4名)」 コロンビア国内セミナー：JICA 専門家講師による「日常生活活動」「視覚障害リハビリテーション」等計18回・延べ846名参加、及びC/Pによる計34回・延べ1,333名参加、メキシコ CBR 国際会議7名参加、JICA コスタリカ技プロ「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」フォーラム参加2名、供与機材、在外事業強化費
主な成果品(文書化・政策反映)	「下肢切断患者のリハビリテーションガイド」「視覚障害／全盲リハビリテーションガイド」「視覚障害／弱視リハビリテーションガイド」「患者台帳(リハビリテーションケアのためのADL評価票)」「地雷・不発弾等の被災時における医療施設受診前措置基本手順ガイド」「被災者・障害者の権利と義務ガイドライン」 総合リハビリテーション概念のCONPES 障害政策への反映(草案)、及びソーシャル・インクルージョン障害者政策への反映導入

1) 目標達成状況

本協力を通じ、専門職人材は「チームリハビリテーション」を導入し、患者ニーズと意思を尊重したリハビリテーション診療を実践することとなった。対象C/Pの4施設において、身体機能や日常生活活動(ADL)⁹⁴の回復度を把握する「ADL評価票」や、「切断リハビリテーションガイド」「視聴覚リハビリテーションガイド」が作成された。終了時評価時にはC/P人材の99.6%がこれらガイドを診療マニュアルとして日常的に利用していることが把握され、今般調査でもこれが確認されている。本協力によって、機能リハビリテーションに係る専門職の能力が確実に強化され、通院患者のADL向上に貢献した⁹⁵。

地雷被災者含む障害者の公的サービスに係る権利・義務・制度知識に普及については、MinSaludと協力して教材を作成し普及用ツールが準備された。フンダシオンイデアルとコミテデリハビリタシオン⁹⁶が、カスケード形式での障害者の権利・義務研修を実施し、バジェ県の研修受講生98%、アンティオキア県の82.5%が「公的サービスに係る市民の権利・義務・制度の知識が向上した」と回答している。被災者の感染軽減や2次障害予防に係る受診前処置知識の普及活動は、各県予算措置を得て看護師、看護助手、地域保健師、患者移送の関係者、公衆衛生担当者、コミュニティリーダー、義勇

⁹⁴ 食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴など生活を営むうえで不可欠な基本的行動のこと。

⁹⁵ サンビセンテパウロ大学病院に通院する地雷被災患者へのヒアリング調査(2013年7月及び2011年時調査)

⁹⁶ フンダシオンイデアル(カリ市)及びコミテデリハビリタシオン(メデジン市)は、福祉色の強い公益医療法人あるいは公益社会福祉法人に相当する組織で、地域リハビリテーションのアクターである。

消防団、コミュニティ青年リーダー、災害予防局職員を対象に「医療施設受診前処置研修」が実施され⁹⁷、受講者の 79.35%が「地雷被災者のための医療施設受診前処置に関する知識が向上した」と回答、「診療前処置ガイド」は地域普及員からも高い評価を受け、良好に目標を達成した事業である。

2) インパクト・波及効果

コロンビア政府は 2011 年、国連障害者権利条約に批准した。同条約の実施責務として、本協力において技術支援した「総合リハビリテーション」の概念・方法論の導入を含む、ソーシャル・インクルージョン政策方針を、2012 年後半より本格的に開始した⁹⁸。現在、国家障害政策文書（CONPES 80）（草案）への記載も進められており⁹⁹、政策反映の観点で予定より早い上位目標の達成が見込まれる。また、本協力には次の多面的な波及効果がみられる。

期間中に視覚障害リハビリテーションが新規に開設されるに至った。これはバジェ大学病院、成人視覚障害リハビリテーションセンター（CRAC）、バジェ視覚聴覚障害児センター（NGO）の 3 機関が協定を結び実現したもので、第 3 次レベルの医療機関（バジェ大学病院）が地域医療施設・NGO と連携した成功例である。プロジェクトの終了時には、PAICMA の財源支援及び MinSalud との連携により、国内・障害者関係団体（障害者団体、障害者家族団体、支援団体等）による障害連合委員会が設立された。これは今後のソーシャル・インクルージョンの実現に向けたネットワーク・リソースとして期待されている。また、MinSalud はプロジェクトで作成された「切断患者リハビリガイド」「弱視・視覚障害リハビリガイド」「全盲リハビリテーションガイド」を広く活用する意向で、協力終了後に非対象県の国公立病院へこれらを配布した実績をもつ。MinSalud はバジェ大学病院やフンダシオンイデアルと協定を結び、PAICMA と協力することで、非対象県・市町村への官民組織への上記ガイドを用いた専門家育成（TOT）研修を進めている¹⁰⁰。

プロジェクトダイレクターを務めた PAICMA の組織能力の強化も特記される。具体的には、被災者支援の活動が拡大され、総合的復帰（機能回復にとどまらない心理的・社会的回復）の支援に係る認識が高まった。また、被災地域支援・地雷対策での地域意見の吸い上げや計画段階での地域参加拡大がなされた。2013 年度は、MinSalud と協力し「被災者・障害者の権利と義務ガイドライン」を活用し、被災件数の多いアンティオキア、アラウカ、ボリバル、カサナレ、カウカ、コルドバ、ナリーニョ、サントアンデール県を対象とした「2013 年度レプリケーション活動」を予定しており、本協力成果の普及が期待できる¹⁰¹。

⁹⁷ 研修はアンティオキア県大学、民間専門機関（RELIEF）に委託し行われた。

⁹⁸ APC 及び MinSalud のヒアリング（2013 年 7 月）

⁹⁹ MinSalud のヒアリング（2013 年 7 月）

¹⁰⁰ Cauca 県と Narino 県で計 62 名（Cauca 26, Narino 36）。参加組織は Cauca 県では 4 行政機関、8 民間組織、1 NGO, Narino 県では 9 行政機関と 10 民間機関である。MinSalud ヒアリング調査（2013 年 7 月）

¹⁰¹ カスケード方式の研修であり、活動で Handicap International の協力がある。PAICMA ヒアリング調査（2013 年 7 月）

(5) 対人地雷総合アクション大統領プログラム (PAICMA) 強化

案件名	対人地雷総合アクション大統領プログラム強化
協力形態	在外研修 (カンボジア)、一部本邦研修
協力期間	1.5 年 (2010 年 2 月 21 日～2011 年 8 月 21 日) FU: 2012 年 1～2 月
研修目標	対人地雷総合アクション大統領プログラム (PAICMA) の組織機能が強化される。
主な日本側投入	第三国研修: カンボジア CMAC 研修 (15 人×2 週間×3 回) 本邦研修: 計画・立案研修 (4 人×5 日間×1 回) FU: コロンビア国内地方自治体研修 (10 県自治体を対象)
主な成果品 (文書化・政策反映)	「研修マニュアル」「PAICMA アクションプラン」、PAICMA 年次計画及び中期計画への反映、「地域ニーズによる人道的地雷対策」の拡大、調整・協力地域関係者の拡大

1) 目標達成状況

CMAC での研修は、地雷災害予防教育、地雷被災者支援、地雷埋設特定調査、地雷撤去方法等、コロンビアに適応可能かつ PAICMA が得るべき内容で、研修に職員 55 名中 45 名が参加し、人道的地雷対策の知見向上が図られた。

特に次の事項には、法令第 418 号／1997 年に基づく施策の実施を実現したもので、PAICMA 組織能力強化への効果として把握される。

- ① 協力開始当時には、地雷対策で働く関係組織が自己裁量で地雷対策活動を行っており、PAICMA では各関係者の決定に任せる実情があったが、研修から得た知見によって、中央政策から地域活動実施までの円滑な地雷対策の取り組みが開始されたこと
- ② 地雷対策・被災者支援活動、情報管理の整備を行う方針を採用するに至ったこと
- ③ 地雷撤去調査技術を導入し、アクションプラン策定、PND (2010～2014) に基づく PAICMA 年時及び中期活動計画への反映がなされたこと
- ④ 「地雷による LIS」の方法論を効果の高い手法 (non-technical survey: base line survey) へ修正したこと

これらにより、中央政策と自治体行政をつなぐ一貫した人道的地雷対策の環境を整備し、PAICMA 活動計画の実効性向上に寄与している。

2) インパクト・波及効果

2011 年の調査時には被災事故と被災者数は減少傾向にあり、PAICMA が行う地雷埋設地情報、地雷教育、情報普及の効果と考えられている。研修効果と PAICMA の積極的な組織強化の取り組みから、中央・地方間での政策制度的かつ効率的な地雷対策が拡大した。2012 年 1 月～2 月のフォローアップ (FU) 活動では、PAICMA がカンボジアから CMAC 専門家 3 名を講師に招き、紛争被害者支援で働く政府、国際機関、NGO、大学を対象に、ボゴタ、メデジン、カルタヘナ 3 都市において、「地雷対策の活動計画・実施・モニタリング、コミュニティベースの地雷撤去」に係るセミナーが開催された (各 2 日間、45 組織)。PAICMA の政策と地域間のシステムティックな地雷埋設特定・埋設情報提供・予防活動が継続されれば、長期的な地雷被災者の低減が期待できる¹⁰²。

¹⁰² PAICMA には地雷撤去部隊はなく、撤去作業は国軍の責務であるが、埋設地域情報や撤去計画は PAICMA が作成し、国軍に提供することで撤去活動が実施されており、共同的業務として進められている。PAICMA ヒアリング調査 (2013 年 7 月)

(6) 投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト

案件名	投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト
協力形態	技術協力プロジェクト
協力期間	3年(2008年2月25日～2011年2月24日) FU: 2011年6月～2012年3月
プロジェクト目標	投降兵士の家族及び受入れコミュニティ構成員の起業・就業が促進される
主な日本側投入	長期専門家1名(企業・就業支援/業務調整)、短期専門家4名(就業支援事業強化2名、小規模ビジネス事業支援強化2名)、本邦研修に10名、在外事業強化費(現地コンサルタント備上など)
主な成果品(文書化・政策反映)	就業・起業ルートモデル(特に、家族世帯への支援というコンセプト) 「就業支援ルートマップ」「就業支援ガイドライン案」 「面接シート」(就業支援ツール)「フォローアップシート」

1) 目標達成状況

本協力では、投降兵士家族が多く暮らすボゴタを活動実施サイトとし¹⁰³、投降兵士支援を主幹業務とする ACR を主要 C/P として、自治体で包括的支援を行うボゴタ市役所内務局投降・再統合支援プログラム事務局(PAPDREB)¹⁰⁴、同市役所社会経済問題担当事務所(IPES)、職業訓練を実施する SENA との協力によって活動が進められた。直接対象者を投降兵士に限らず「投降兵士家族」とした点が特徴的であり、この「家族全体の社会復帰」をめざすアプローチが、世帯生計向上の取り組みで女性が大きな役割を担えることや、家庭の生計の安定は投降兵士本人の武装集団への再武装防止に効果があることが明らかとなった¹⁰⁵。

ボゴタ市内務局生産性開発チーム開発の「特性把握のツール」を用いたプロモーター戸別訪問によりニーズ把握が行われ、294 人がプロファイリングされた。うち起業希望者 173 名と就業希望者 77 名にジョブカウンセリングを行い(計 250 名)、結果、起業希望者のうち 55 名、就業希望者のうち 42 名が起業・就労研修に参加した(計 97 名)。

研修は SENA を中心に、短期専門家による会計講習、青年海外協力隊派遣先である NGO/HAMECUMA が行う女性研修が提供された。起業・就業に際しては、マイクロクレジットの融資等支援を行う COOMEVA 財団の紹介を行うなど、他の支援組織のリソースを活用した取り組みもみられた。最終的な起業は 2 例、就業は 16 例にとどまったが、ジョブカウンセリング数は計 250 名とある程度の数を得た¹⁰⁶。ACR は協力以前より行政組織や民間組織との協力を有し、JICA 協力が ACR の組織業務の実績に大きく貢献したわけではなかったが、プロファイリング・訓練・起業就業に至る一連の「プロセスのモデル」が文書化され、投降兵士の孤立や再武装を防止の側面で家族・コミュニティに注目するアプローチの有効性が認められた点は特記される。

¹⁰³ 投降兵士の 40%の居住地が 4 都市に集中し、最多がボゴタ、続いてメデジンである。ボゴタでは個人投降が多く、メデジンは集団投降が多い。ACR SIR 統計 2013 年 7 月

¹⁰⁴ PAPDREB では約 3,000 人が参加し、81%が男性、19%が女性、26～40 歳の経済活動人口が主流であった。SEGOB へのヒアリング調査(2013 年 7 月)

¹⁰⁵ 受益者の 63%は女性であった。ACR ヒアリング調査(2013 年 7 月)

¹⁰⁶ ACR による投降兵士への起業・就業支援数は、2009 年 1,136 件、2010 年 7,561 件、2011 年 6,044 件で(ACR SIR 統計、付属資料 1.(5)を参照)、2010 年の起業就業支援数に比した本事業ジョブカウンセリング数が占める割合は約 3.3%である。

2) インパクト・波及効果

投降兵士家族とコミュニティを共に裨益者とした点の波及効果は示唆的である。すなわち、起業・就労を果たした裨益者家族における生計向上に加え、子どもの養育環境の向上、貯蓄の開始、研修受講により就労の可能性や将来の目標が生まれたこと、投降兵士家族の心理的・情緒的安定を生んだこと、投降兵士家族と他市民が同じ研修に受講する体験を通じて、地域民の投降兵士家族に対する偏見が低減されたこと、地域からの孤立が緩和されたこと、投降兵士家族の家族構成員の絆が深まったこと、投降兵士家族の自律性や自尊心・自信の高まったことなど、生活の安定と共生につながる変化が得られた。

(7) 紛争の被害者への社会心理的ケアのための人材育成¹⁰⁷／総合的被害者支援システムの開発

案件名	紛争の被害者への社会心理的ケアのための人材育成
協力形態	在外研修（ペルー）
協力期間	3年（2010年1月20日～2013年1月19日）
研修目標	対象地域において紛争の被害者への社会心理的ケアを提供・促進するための中核人材が育成される
主な日本側投入	ペルー在外研修（中央及び地域の専門職人材15名×4回、計60名）、在外事業強化費（ペルーでの研修受講に係る航空賃、研修員旅費、ペルー国立サンマルコス大学（UNMSM）との契約等研修受講経費） 現地コンサルタントの備上、コロンビア国内セミナー実施
主な成果品（文書化・政策反映）	12支援組織を想定したアクションプラン・マトリックス（社会心理的ケア戦略）案 MinSalud＜社会心理的ケアと総合保健プログラム＞への反映

案件名	総合的被害者支援システムの開発
協力形態	国別研修、課題別研修（本邦研修）
協力期間	国別研修：2010年2月28日～3月20日 課題別研修：2007年、2008年、2009年、2011年、2012年
研修目標	コロンビアにおいて暴力犠牲者のための総合的社会心理ケアシステムが向上する
主な日本側投入	国別研修：1回（CNRR 8名）実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、研修教材等 課題別研修：3回（MinSalud 1名、PAICMA 2名、被害者ユニット2名、計5名） 実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、来日後の医療費、研修教材等
主な成果品（文書化・政策反映）	12支援組織を想定したアクションプラン・マトリックス（社会心理的ケア戦略）案 MinSalud＜社会心理的ケアと総合保健プログラム＞への反映

1) 目標達成状況

案件形成時、CNRR¹⁰⁸と社会保障省（現 MinSalud）を主要 C/P としたが（及び研修生はこれに係る中央・地域の専門職人材）、コロンビアの政策動向を遵守し、法律第 1448

¹⁰⁷ 「社会心理的ケア」とは、紛争や暴力の被害者となった人や地域住民を対象として、医療的ケアにとどまらない個人や地域住民の心身健康回復や、地域の絆の回復、法的措置支援など、総合的なリハビリテーションや共生につながるケアを意味する。そのため従事人材の専門性は保健医療、心理、法律、政治、政策など、多様である。

¹⁰⁸ 法律第 975 号／2005 年（公正・和平法）により、真実究明・和解・共生に係る司法と総合補償の実施を目的に 8 年間の期限で設立された委員会／組織。当初計画どおり 2013 年に解体され、委員会の各業務機能は 5 分野の官民組織へ移行された。総合補償（社会心理的ケアを含む）については被害者ユニットに移行されている。

号が成立した 2011 年以降には、同法が対象とする被害者とその補償の規定に遵じるため、MinSalud、被害者ユニット、PAICMA¹⁰⁹ から研修生を招き、被害者ケア・総合補償に従事する多様な専門人材が育成に資するよう配慮されている。

ペルー研修には MinSalud、CNRR、内務省被害者支援室（当時、国内避難民支援室）等中央行政官のほか、地域の保健医療・福祉施設や、権利養護組織の人材計 60 名が参加した。第 1 回研修（2010 年 2 月）ではコロンビア側参加者が考える社会心理的ケアのニーズと研修内容との隔たりがあった。研修生の満足度は十分でなかったが、第 2 回研修（2010 年 11 月）以降、実績ある NGO へ委託を変更し、研修内容を改善することで研修生のニーズ対応を高めた。研修ではクライアント中心型ケア、イメージネーションケアアプローチなど新しい技術を学ぶ機会となった。

本邦研修には MinSalud、被害者ユニット、PAICMA、CNRR の 4 組織、計 13 名の法律専門家、政治専門家、心理専門家、福祉専門家など専門人材が参加した。日本の広島・長崎原爆被災者へのケア技術、復興政策、モニタリング・評価技術など、ペルー研修を補完しかつ総合補償に係る各論の学習機会が提供された。学術レベルと現場視察での実践技術の高さは、研修生から高い評価を受けている。研修成果は各研修生のアクションプランにまとめられるとともに、「12 支援組織を想定したアクションプラン（社会心理的ケア戦略）」マトリックスに結集された¹¹⁰。研修で学んだ技術や知識は「ケア戦略」の有用情報として各研修生が所属する部署業務にフィードバックされている。被害者ユニットでは、参加研修生が前年のアクションプランを策定し、次年の研修生へ渡すプロセスによりアクションプランを毎年改善することで活動計画へ反映された。これらから、本研修事業は、暴力・紛争被害者の社会心理的ケア人材の育成、及び総合補償システムの向上の 2 点に係る一定の成果・目標を達成したといえる。

2) インパクト・波及効果

本協力開始時には政策として明確でなかった社会心理的ケアが、被害者総合ケア・補償の一方法として法律に明記されたことで、MinSalud の業務として位置づけられることとなった。2011 年時には研修成果が、法律第 1448 号／2011 年を根拠とする「SNARIV」に基づく MinSalud の「紛争被害者社会心理ケアと総合保健プログラム」に反映された。MinSalud では策定した「紛争被害者社会心理ケアと総合保健プログラム」の本格活動を 2013 年 8 月から開始する予定である。このように、制度的・組織的な実施体制は事業前に比し、格段に強化されている。

上記の政策的・制度的発展は、本協力開始以前よりコロンビアがめざしていたところであり、研修生の規模にかんがみれば、本協力が同国の法制度的発展大きく貢献したといえるものではないが、関係組織の中核人材に社会心理的ケアの技術を紹介し・知見を高めたことは今般調査で把握されたとおりである。このことから被害者への社会

¹⁰⁹ 地雷被災者は、法律第 1448 号／2011 年を根拠とする「被害者」に該当する。

¹¹⁰ 2011 年時に想定された 12 組織は、社会保障省（現 MinSalud）、内務司法省（現 内務省）、権利擁護事務所 DF、CNRR（2013 年に解体、一部機能が被害者ユニットに移行）、犠牲者ケアと権利擁護センター（CAVIDH）、国際赤十字、メディアルナロハ国際財団（FISC）、医療電子化サービス（CAMED）、被害者支援センター（CAV（一部機能が被害者ユニットに導入））、メデジン市保健局、ボゴタ市保健局、カルタヘナ保健局、ツツラ保健局。出所：「コロンビア国平和構築分野の基礎情報収集・確認調査報告書」、JICA 中南米部、2011 年 3 月

心理的ケアの実施体制が強化（上位目標）に有効な事業であったといえる。

4-2-2 プログラム実績と成果

上記、各構成案件の実績と目標達成・効果の発現状況を踏まえ、プログラムの成果は次のとおり整理できる。各成果及びプログラム全体での実績と成果は次のとおり。

（１）成果１「国内避難民の生活の質向上のための支援モデルが開発される」

国内避難民の生活の質向上に向けて、「栄養改善」「地方自治体行政サービスの向上」「一村一品」という異なる側面から、国内避難民を含む地域住民の生活の向上に対して取り組み、それぞれ以下の成果が達成された。

「栄養改善」に関しては、上述のとおり、地域住民の栄養改善及び一部生計向上に資する都市型農業の有効な実践方法論が整備された。また、国内避難民への都市農業の支援は、元農民である国内避難民のアイデンティティの回復、地域との交流促進に効果的であることが確認された。

「地方自治体行政サービスの向上」については、計画立案の手法とツールが紹介され、地方自治体が担う地域アクションプラン（PIU/PAT）の作成が促進され、かつ自治体の計画策定の方法論と計画立案の能力が形成された。

「一村一品」については、地域経済の発展と地域住民の団結、相互扶助を促すツールとして認識され、その概念や手法に対する関係者の理解が形成され、後述するようにコロンビア側の各種施策に反映されている。なお、一村一品への支援は、プログラム計画当初に想定されていた「収入向上プロジェクト」に対応する要素があり、計画していた成果は一定程度代替できたものと考えられる。また、プログラム計画当時に想定されていた「国内避難民及び社会的弱者を対象としたマイクロファイナンス支援」は、提案までの経緯が特に確認されておらず、どいういった課題に対する支援とするかが明確に提示されていない。案件としてのサブプログラム内での位置づけは明確だったとは言い難い。このようななか、マイクロファイナンス支援については実施されず、プログラム構成要素の計画が変更されているものであり、実施されなかったプロジェクトによる本サブプログラムの成果に対する影響は少ないと判断される。

以上から、「地方自治体行政サービスの向上」については有用な成果が達成されたが、国内避難民の生活の質の向上支援モデルとしての成果は限定的であった。「栄養改善」や「一村一品」に関してはモデルが構築され、生活の質の向上に資するモデルが整備されたと判断される。

（２）成果２「地雷被災予防及び地雷被災者の医療リハビリ、社会参加促進のための支援モデルが開発される」

地雷被災予防のモデル、地雷被災者を含む障害者の医療リハビリテーション・社会参加促進モデルの開発に向けた協力が実施された。主要な案件である「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」と在外研修「PAICMA 強化」がそれぞれ地雷被災者への支援、地雷被災予防の両側面から実施された。

リハビリ・社会参加促進のモデル構築においては、「地雷被災者を中心とした障害者総

「総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」を中心に、青年海外協力隊による技術支援、草の根人間の安全保障無償資金協力によるリハビリ関連の機材投入がなされた。その結果、総合リハビリテーションについて、プロジェクトによるリハビリ技術ガイドラインの整備等の有用なモデルリソースの形成、並びに中央から地方への連携体制が構築された。また、草の根人間の安全保障無償資金協力で投入された機材・青年海外協力隊の派遣により、プロジェクトで形成・導入したリハビリの専門技術の定着が促進された。これら投入要素の相乗効果の結果、総合リハビリテーションの質の向上に資する能力強化が実施できたと判断できる。

社会参加促進のモデルについては、「被害者・障害者の権利と義務ガイドライン」が整備され、有効なツールが形成されたが、今後更なる取り組みが求められる。

地雷被災予防のモデルについては、研修事業による PAICMA の能力強化を通じて、実施体制構築、情報管理整備方針の設定、「地雷による LIS の計画」、アクションプランの作成などが行われた。また、総合リハビリテーション体制強化プロジェクトとの知見交換が、地雷被災者支援のアクションプランに反映されるなどの相乗効果もあった。このように、本プログラムの実施により、PAICMA の実務に対する能力強化が達成されたと考えられる。

以上から成果 2 については、地雷被災予防、地雷被災者の医療リハビリ、社会参加促進のための支援モデルが構築されたと判断できる。

(3) 成果 3 「投降兵士及び家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルが開発される」

成果 3 の支援モデル開発に向けて、「投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業プロジェクト」を中心に、投降兵士家族／就業・企業支援分野のシニア海外ボランティア派遣、青年海外協力隊の派遣（投降兵士家族支援活動での連携）、草の根人間の安全保障無償資金協力（国内避難民・投降兵士のための職業訓練センター強化）が行われた。

プロジェクトでは、4－2－1 で言及したとおり、投降兵士家族に対する就労・起業に向けた一連の活動とツールが整えられ、プロセス・モデルが文書化された。また、投降兵士家族と受入れコミュニティの双方を裨益者とするアプローチが提示され、その効果（地域住民との偏見の低減、孤立の回避）がもたらされることも実証できた。

また、青年海外協力隊派遣では、派遣先 NGO/HAMECUMA とソーシャルワークを通じた投降兵士家族支援での協力活動が効果的に行われ、プロジェクトとの連携がみられた。草の根人間の安全保障無償資金協力においては、今後企業・就労の実践に向けてコミットメントが求められる職業訓練センターの強化に一定の寄与がなされた。

以上から、成果 3 としては、投降兵士及び家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルの基盤（ツールとプロセス整理やアプローチの提示、関連アクターの強化・連携構築）の整備を達成した。一方、モデルのフィージビリティについては、プログラム期間中の就業・起業例が限られており、今後さらに多くの支援ケースと効果検証が必要となる。

(4) 成果4「国家補償和解委員会（CNRR）と社会保障省（MPS）の紛争被害者への社会心理的ケアの能力が開発される」

4-2-1で記載したとおり、関係組織の中核人材を対象として研修を行い、クライアント中心型ケア、イメージーション・ケアアプローチなど、コロンビアには新しくかつ有効な技術が学ばれた。また、地域の現場で働く専門職とともに法制度にかかわる専門家が研修に参加し、政策及び施行の異なるレベルでの相互補完的な能力育成が図られた。また、研修成果が MinsSalud の「紛争被害者社会心理ケアと総合保険プログラム」に反映されるなどのインパクトも出ている。これにより、プログラムのめざしていた関係者の社会心理的ケアの能力開発は達成されたと考えられる。

(5) プログラム全体

プログラム目標は、国内避難民、地雷被災者、投降兵士、その他の紛争被害者という紛争の影響を受けたすべてのカテゴリーの被害者・加害者と周辺コミュニティを対象として、①経済的・社会的統合の支援、②共生和解、を支援することである。

この目標に対し、本プログラムによって実際に裨益した被害者・加害者及び周辺コミュニティの数は、コロンビア全土の被害者・加害者のうち、ごく一部である。しかしながら、本プログラムを通じ、紛争の影響を受けたすべてのカテゴリーの被害者・加害者に対し、経済面ないしは社会的統合を支援するモデルの基盤が形成された。また、一部のモデルでは実践と効果発現まで至っている。また、これら各モデルは、周辺コミュニティも対象としていることで、被害者・加害者の孤立防止や偏見の低減などの効果をもたらしており、共生和解の促進に資するものである。また、すべてのカテゴリーの被害者・加害者に共通して必要な社会心理的ケアを行う能力も形成したといえる。

以上から、本プログラムは、目標に資する実績・効果を提示できたと判断される。

第5章 貢献の概念に基づく JICA 協力プログラム「紛争の被害者・共生和解支援」評価

5-1 コロンビアにおける当該期間の平和構築の進展

ここでは、本プログラムの最終裨益あるいは関連裨益に係る統計的変化・動向に注目して、同国の各サブプログラムが対象とした分野における平和構築進展状況を概観する。付属資料5．構成案件別インパクト・効果、安定・不安定要因、及び6．プログラム評価マトリックスを併せて参照。

5-1-1 成果1：国内避難民の生活の質向上支援

成果1は、国内避難民を裨益者の中心に置きながら、対象コミュニティも支援対象とする協力を行うもので、特に地方自治体行政への支援事業については、2011年の法律第1448号の施行によって支援対象が紛争被害者へと広げられた。2013年7月の被害者統計に占める国内避難民累積数（登録数）は、約44万に達する（全人口の約10%に相当）。経年の発生数変化をみると、2002年に最多ピークを迎え、その後、協力開始の2007年頃に2度目のピークがみられるが、本協力開始から現在までは減少向にある。

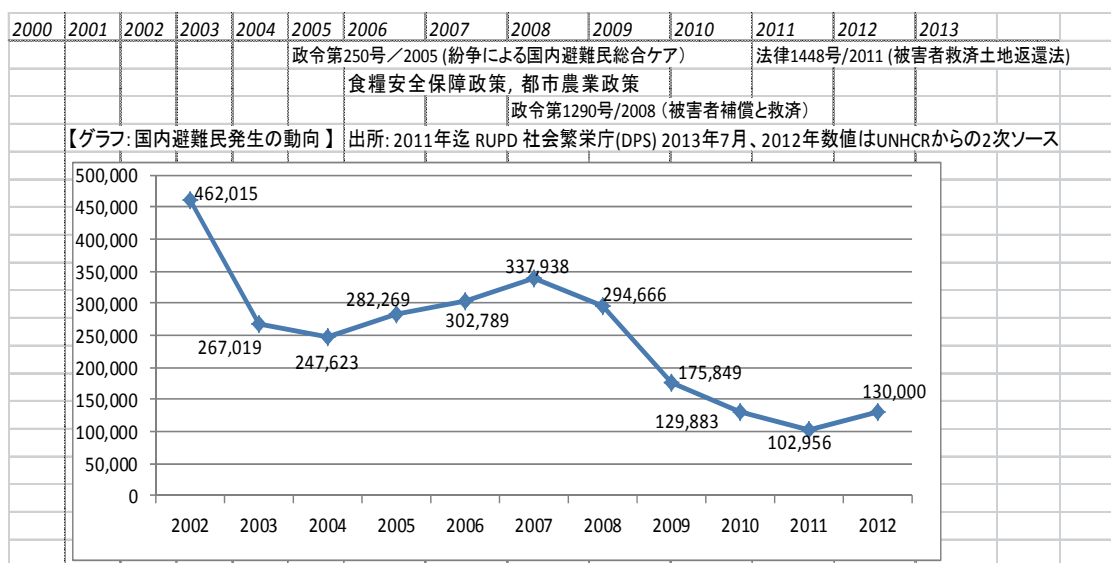


図5-1 国内避難民発生数の動向

法律第1448号／2011年によって設置が定められたCTJT¹¹¹の設置率は、2013年1月には98%に達した。PATの策定率は2013年1月時全国平均68%で、マグダレナ県では7月時に100%に達した¹¹²。しかしながら、PAT実施率はほぼ0%といわれており、前身のPIUを義務づけた1997年施行の法律第387号（国家国内避難民支援計画策定法）から既に16年が経過しているにもかかわらず事業実施に至らない状況が続いており、実施効果の検証結果は未だ十分に

¹¹¹ CTJTは、自治体行政及び官民の支援組織により構成される。

¹¹² 1月情報は被害者ユニット統計、7月情報は内務省のヒアリング調査による（2013年7月）

得られていない¹¹³。

5-1-2 成果2：地雷被災者／障害者の総合リハビリテーション

コロンビアの対人地雷・不発弾被災者数は、2004～2007年時にかけて世界最多となり¹¹⁴、その後急速に少している。

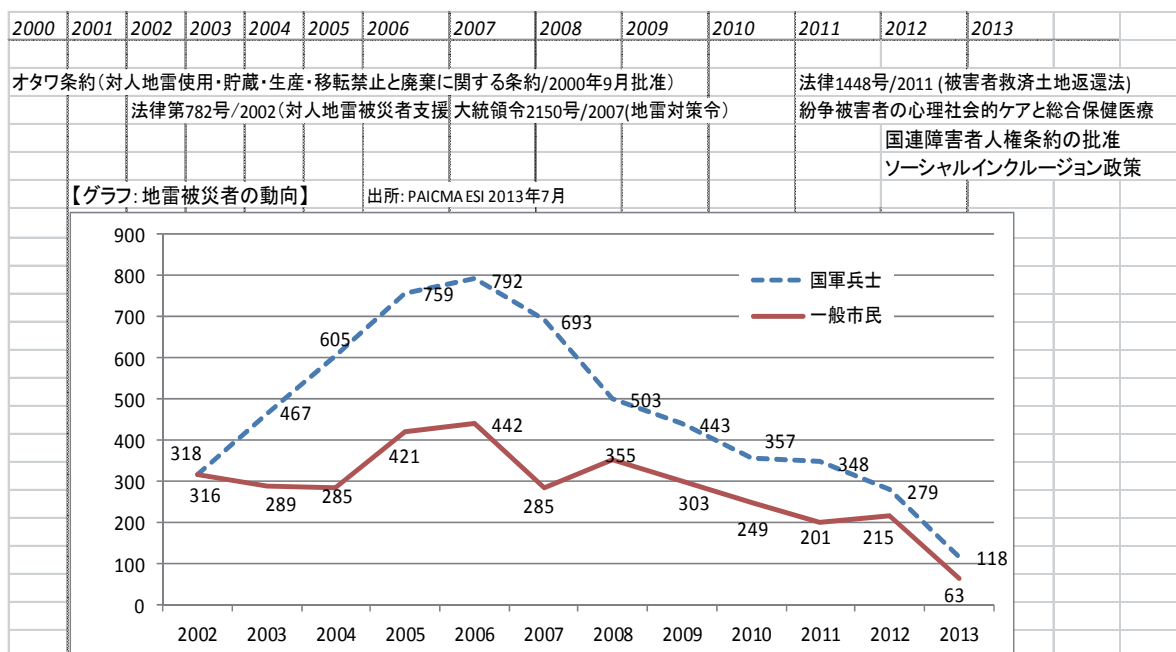


図 5-2 地雷被災者の動向

2000 年にオタワ条約に批准する一方で国内紛争の激化があり、その後被災者数が急増するなか、政府は既存地雷の破壊・破棄とともに、地雷・不発弾埋設地調査、危険地域情報の広報、被災予防教育など、多面的な取り組みを展開してきた。現在も紛争が継続するなかで、被災者数が 2006 年をピークに急激な減少傾向にあるのは、AUC との和平合意など政府政策が功を奏するとともに、PAICMA が行う地雷調査の質・量や被災予防教育・広報活動が拡大されたこと、地雷等武器処理に係る PAICMA と政府軍との連携が良好に進められた点が貢献要因といえる。

汚染地（地雷・不発弾等の埋設があり生産性を失くした危険地）の処理面積数は、2007 年以降大幅に拡大しており、過去 6 年（2008 ～ 2013 年 7 月現在）の処理面積総数は、132 万 m² 以上となる。しかし、2013 年現在も、全自治体の 65%が汚染地を所轄している現状があるため¹¹⁵、処理と並行した土地生産性の回復に係る取り組みを加速させる必要がある。

¹¹³ 低い PAT 実施率の原因として、自治体に十分な財源がない、被害者の参加度が低い、自治体の SNARIV 関連官民組織との連携が未熟である、県と市区自治体の連携が未熟であるなどが指摘されている。内務省及び USAID ヒアリング調査（2013 年 7 月）

114 「コロンビア情報 2009」、外務省、2010

¹¹⁵ PAICMA、2013 年 5 月データ

5-1-3 成果3：投降兵士の起業・就労支援

ラリート協約及び2005年法律975号制定直後の2006年には、AUCの集団投降が1万7,000人規模でなされ、これに伴いFARCやELNの個人投降が促されている。結果、2009年までの投降数はAUCから約3万5,000人、FARCから約1万2,000人、ELNから2,500人となった¹¹⁶。法律第975号（公正・和平法）が制定されたものの、この間の政府による社会復帰支援事業は量的に十分なものではなく、ACRにとって最もチャレンジングな時期であったといえる。

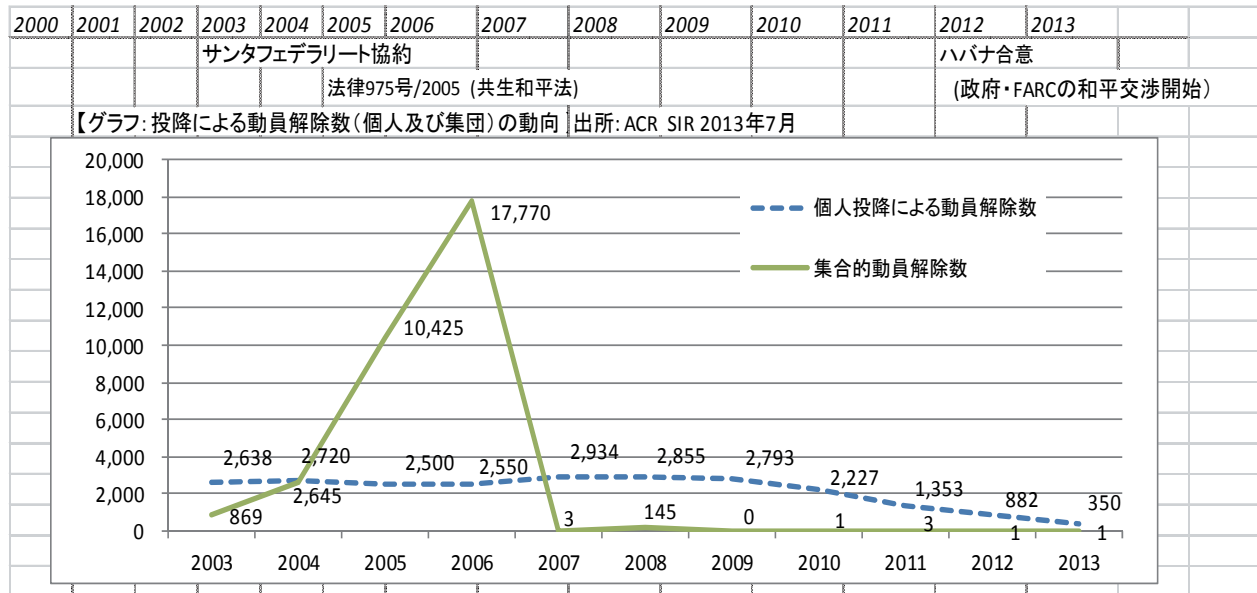


図5-3 投降による動員解除数（個人及び集団）の動向

2008年までには急速に支援事業数を伸ばし、特に教育セクターでの伸びが顕著であるが、他方、社会心理的ケアが横ばいに進められ、教育、起業・就労支援は減少傾向にある。

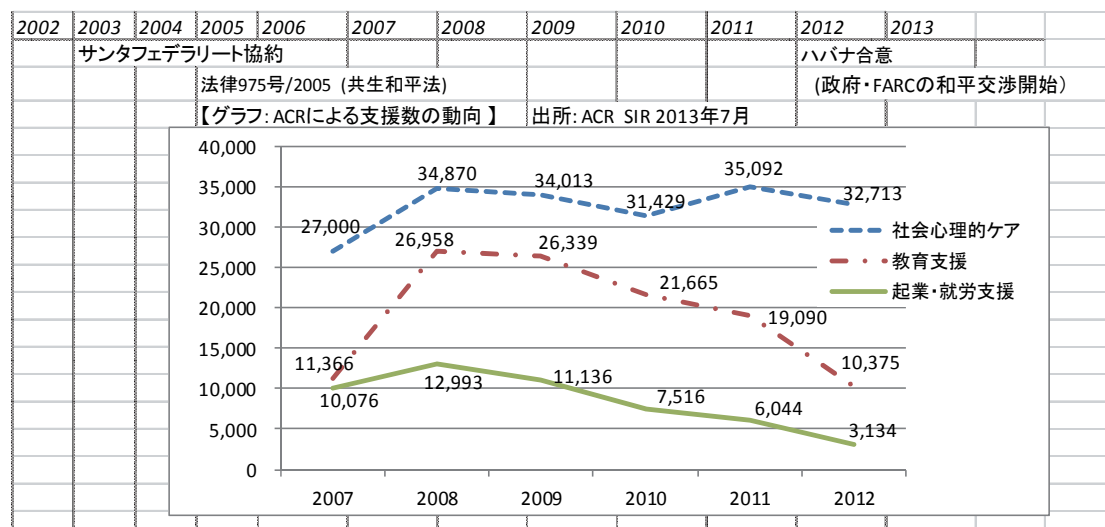


図5-4 ACRによる支援数の動向

¹¹⁶ 出所：CNRR 2010

ACR や OCHA によれば、支援内容の多くは生活基礎サービスなど人道的支援が占め、就労・起業など生産的プロセスに移行できる実績を十分に上げられない実態がある¹¹⁷。投降兵士世帯が最低限の日常生活を営む生活保護的支援や身体的・心的外傷からの心身の健康回復に係るケアがまず必要とされること、識字・教育が十分でない元兵士の職能の育成に多くの時間を要すること、元兵士を雇用する先が職能水準や治安を理由に多くは得られないことなどが指摘されている。現在進められている政府・FARC の和平交渉が合意に達した場合、約 8,000 人規模の DDR が実施される可能性もある。このため、既存の元兵士の経済・社会活動への参加を早急に推し進めること、併せて ACR を含む支援リソースやマンパワーの確保を行うことが喫緊の課題である。

なお、投降兵士の社会復帰・補償条件となる「告白（真実究明・和解）」については、2013 年 7 月現在、4,867 名の投降兵士が社会復帰支援に係る申請を行っており（パラミタリーからの投降が 4,317 名、FARC からの投降兵士が 550 名）、計 39,546 件の犯罪事実が告白されている。これら犯罪による直接的な被害者数は、推計 420,989 人に上る¹¹⁸。

5-1-4 成果 4：暴力・紛争被害者の社会心理的ケア・総合補償システム

協力開始当時、社会心理的ケアに類似する知見は行政組織の公共サービスで用いられていたが、「社会心理的ケア」は専門的技術と認識されておらず技術的に未熟な段であった。

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013								
			憲法裁判所決議 (T-045/2010)(紛争被害者の人権保障と回復支援に係る決議)											
			「総合ケア方法の適用のための社会心理的取り組みの取扱いと、武装紛争被害者の社会心理的ケアとサービス」											
			「武装紛争被害者の非人道的犯罪による傷害別の地域精神保健の介入ガイド」											
			ケア実績: 6市・1区・888人											

社会心理的ケアを受けた自治体・登録・実績（2012 年 10 月 - 2013 年 2 月）

県	支援対象市	管轄区	ケア登録者数	支援実績
Atlántico	Soledad	-	35	35
Atlántico	Barranquilla	-	103	103
Bolívar	Carmen de Bolívar	El Salado	771	154
Bolívar	Cartagena	-	1,982	396
Sucre	Los Palmitos	-	40	40
Sucre	Sincelejo	-	703	160
計	6	1	3,634	888

出所：MinSalud, Convenio 654/ 2012, 2013 年 7 月

図 5-5 社会心理ケアを受けた自治体・登録・実績（2012 年 10 月～2013 年 2 月）

2010 年の憲法裁判所決議（T-045 / 2010 年）¹¹⁹を受け「総合ケア方法の適用のための社会心理的取り組みの取扱いと、武装紛争被害者の社会心理的ケアとサービス」及び「武装紛争被害者の非人道的犯罪による傷害別の地域精神保健の介入ガイド」が作成され、法律第 1448 号 / 2011 年（被害者救済・土地返還法）により政策的根拠が一層強められることとなった。上記ガイド及び法的リソースを投入とし、2012 年 3 月に「社会心理的ケアと総合保健プログラム」

¹¹⁷ ACR 及び OCHA へのヒアリング調査（2013 年 7 月）

¹¹⁸ 告白（犯罪）件数と犯罪による被害者数の出所は、El Tiempo（2013 年 7 月 26 日）からの政府公表統計 2 次データ

¹¹⁹ 武力紛争被害者の人権保障と回復支援のために取り組みを行うべきことを述べた決議

が成立している。同プログラムは、①保健医療における総合的ケアと②社会心理的ケアの2側面を有し、JICA 協力は双方側面の策定プロセスでの技術的インプットに貢献した¹²⁰。

同プログラムによるケア実績は2012～2013年の約半年間には6市1区888人で、2013年度計画では約8倍の規模となる42,760人への被害者ケアが予定されている。

5-2 JICA 協力プログラムの貢献度

今回のプログラムの試行的評価では、本プログラムの成果がプログラムの実施期間中、コロンビア政府による紛争の被害者の共生・和解に向けた取り組みの進展にどのような貢献を果たしたか総合的に検証した。各成果及びプログラム全体としての貢献度は以下のとおり。

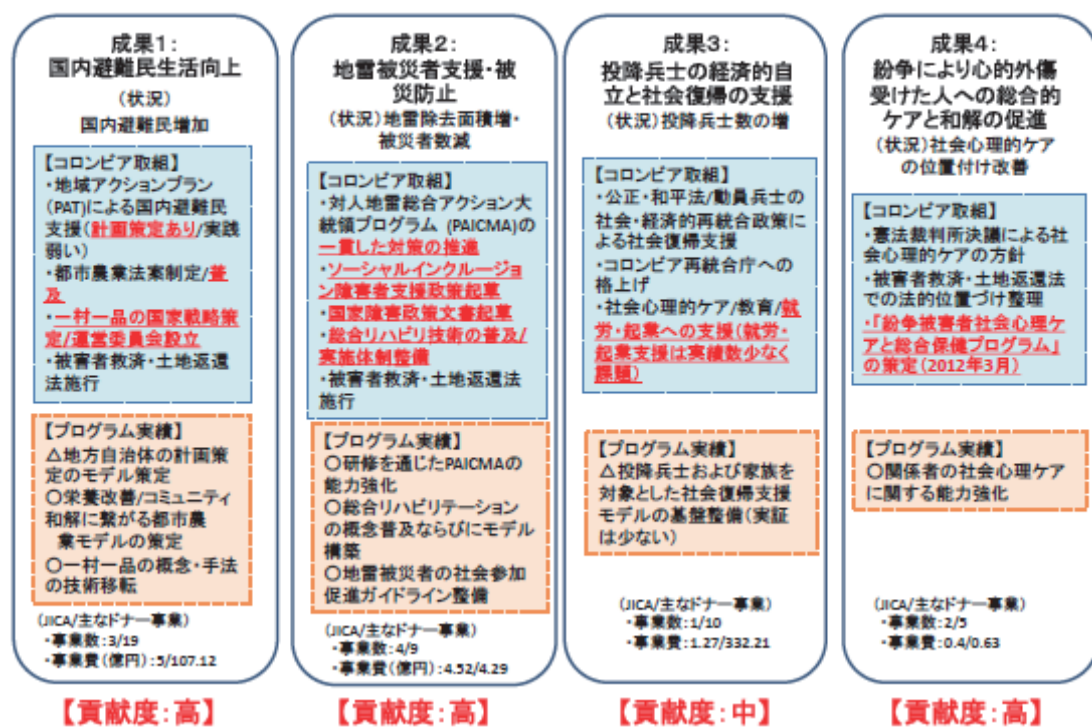


図5-6 コロンビア平和構築の進展へのプログラム貢献度

5-2-1 プログラム成果1

「国内避難民の生活の質向上のための支援モデルが開発される」

5-1でみたように、国内避難民の年間発生件数は減少傾向だが、累積登録数は44万人に到達している。FARCとの和平合意は進みつつあるが、今後も国内避難民が生まれる素地がある。

このようななか、コロンビア側の国内避難民支援に関する取り組みの進展とそれに対する本プログラムの貢献は次のように評価できる。

(1) 地方自治体行政サービスの向上

1) コロンビア側の取り組み

- ・法律第387号/1997年を端緒として、プログラム開始までに各種法律、取り組みに

¹²⁰ MinSalud へのヒアリング調査(2013年7月)

よって自治体行政の公共サービスによる国内避難民支援の取り組みの基盤が整備されていた。その中で PIU 策定が義務づけられた。

- ・被害者救済・土地返還法により、PIU が地方自治体及び県の PAT に対象が広げられた。
- ・PIU/PAT の計画策定は進んだが、計画の実践率は低い。

2) プログラムによる貢献

- ・プログラムの成果として、計画策定の手法の開発並びに地方自治体の計画策定能力の向上が達成された。しかしながら、同手法の主管官庁であった内務省が他県への波及に取り組む予定はない。また、PAT の計画・実施促進を支援している USAID との情報共有もされていない。このため、本プログラムにおける「地方自治体行政サービスの向上」への支援は、国内避難民の生活の質の向上までは届いておらず、計画立案というモデルの初期段階の形成に一定の寄与はあったものの、その効果は限定的であると考えられる。なお、コロンビア国内での進展状況（計画立案で止まっていること）を勘案すると、プログラムの効果は現状の進展には寄与したものと考えられる。

(2) 栄養改善

1) コロンビア側の取り組み

- ・食料安全保障政策、国内避難民支援対策等が実施され、取り組みが進められた。
- ・2011 年都市農業法案が起草され、国会で法律化が進められる。また、ボゴタ市議会において条例化が審議され、都市農業の価値が高まる。

2) プログラムによる貢献

都市農業の普及に関する各種技術とモデルが構築された。同モデルでは、国内避難民の孤立化の防止や、周辺住民との交流や相互扶助など、共生に一定の寄与があることが示されている。そのようななか、本モデルの栽培技術がコロンビア側既存プログラムである「プロジェクト 319」を通じて普及するなどの効果も出ている。

このことから、本プログラムを通じて、具体的なモデルの提供とその効能を示したことが、都市農業の機運の高まりに一定程度貢献したと考えられ、また今後の実践には大いに活用されると考えられ、貢献度は高いと考えられる。

(3) 一村一品

1) コロンビア側の取り組み

一村一品が地域経済の発展と地域住民の団結、相互扶助を促すツールとして認識され、以下の取り組みがなされた。

- ・一村一品コンセプトペーパーの作成
- ・一村一品運営委員会／地方委員会の設立
- ・PND（2010-2014）に基づく DNP の地域開発戦略に一村一品の概念反映
- ・一村一品イニシアティブとして 12 のイニシアティブの選定

2) プログラムによる貢献

プログラムの実施により、一村一品の概念・手法がコロンビア関係者に深く理解された。すなわち、一村一品の相互扶助や協働を必要とし、村民のイニシアティブや意向

を尊重する方法論が、紛争などにより有機的なつながりを破壊された地域村民におけるコミュニティの復興の契機となり、地域の価値を醸成する可能性があることが理解された。また、研修を通じて作成したアクションプラン等がコロンビア側の具体的な施策に反映されている。

このように、本プログラムの成果は、直接、間接的にコロンビア側での進展と関連している。以上から、プログラムの貢献度は高いと考えられる。

5-2-2 プログラム成果2

「地雷被災予防及び地雷被災者の医療リハビリ、社会参加促進のための支援モデルが開発される」

第2章及び第5章5-1で提示されるように、地雷除去面積が増加し、地雷被災者の数は減少している。こうしたなか、コロンビア側が取り組んだ事項とそれに対する本プログラムの貢献は次のように評価される。

(1) 地雷被災予防を含む取り組み

1) コロンビア側の取り組み

- ・大統領令 2150 号／2007 年による現在の PAICMA の基盤組織を創設、その後組織強化された。
- ・PND2010～2014 に PAICMA の包括的地雷・不発弾対策が盛り込まれ、治安対策としての強化が進められている。
- ・PAICMA による政策と地方自治体行政をつなぐ一貫した人道的地雷対策（既存地雷の破壊・破棄、地雷埋設地調査、危険地域情報の広報、被災予防教育）が実施されるようになった。
- ・LIS が EU の資金協力で実践された。

2) プログラムによる貢献

- ・成果・実績で示したとおり、プログラムで取り組んだ PAICMA の実施能力強化を通じて、実施体制構築、情報管理整備方針の設定、「地雷による LIS の計画」が策定され、上記コロンビアの取り組みで活用された。
- ・研修で得た地雷撤去調査技術の導入がなされ、研修生の帰国後のアクションプランや PAICMA 年次計画に反映がされた。
- ・以上から、プログラムの実施で達成された能力強化や各種計画は、他ドナーや NGO との連携も含めて PAICMA の各種取り組みに反映されており、本プログラムの実施は一定の貢献を果たしたと考えられる。

(2) 総合リハビリテーション・社会参加促進

1) コロンビア側の取り組み

- ・2011 年国連障害者権利条約の批准
- ・ソーシャル・インクルージョン障害者支援の政策方針設定
- ・国家障害政策文書（CONPES 80）の草案起草

- ・視覚障害リハビリテーションの新規開設
- ・ソーシャル・インクルージョンの実現に向けたネットワーク・リソースとしての障害連合委員会の設立
- ・MinSalud によるプロジェクトで作成された各種ガイドラインを用いた専門家育成 TOT 研修が実施されている。
- ・PAICMA と MinSalud による「被害者・障害者の権利と義務ガイドライン」のレプリケーション活動（2013）

2) プログラムによる貢献

- ・上述のとおり、本プログラムを通じて総合リハビリテーションの支援モデルが構築された。社会参加促進のモデルについては、今後更なる取り組みが必要なものの、「被害者・障害者の権利と義務ガイドライン」が整備されている。両者とも形成されたモデルやツールはコロンビア政府により普及が行われている。
- ・プログラムで支援した総合リハビリテーションの概念・方法論が上記コロンビア側の政策に反映された。すなわち、総合リハビリテーションにより、被災者・障害者の日常生活動作が向上することが社会復帰をめざすプロセスの第一歩となり、続く社会参加の基盤となることが理解され反映された。また、その概念・方法論を実践するための体制もコロンビア政府の取り組みで設立されている。
- ・これらの観点から、本プログラムは、コロンビア政府の総合リハビリテーションの取り組みに大きく貢献していると考えられる。

以上から、成果 2 はコロンビアの地雷被災予防及び総合リハビリテーションへの取り組みに高い貢献をしたと評価できる。

5-2-3 プログラム成果 3

「投降兵士及び家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルが開発される」

第 2 章及び第 5 章 5-1 で示されるように、投降兵士の数は AUC の集団投降、他武装勢力からの個人投降により、年々増加している。今後政府・FARC の合意が進めば、さらに投降兵士の数は増加し、約 8,000 人規模の DDR が実施される可能性もある。このため、プログラム期間中から現在に至るまで、政府による投降兵士の社会復帰支援事業は必要性が高い。こうした状況のなか、コロンビアの投降兵士の社会復帰・補償への取り組みと、本プログラムの貢献度は次のように整理できる。

(1) コロンビア側の取り組み

- ・2005 年法律第 975 号（公正・和平法）による投降兵士の再統合への法的基盤の整備
- ・2006 年法令第 3043 号（投降兵士の社会・経済的再統合政策）による投降兵士再統合高等審議会の設立
- ・2011 年被害者救済・土地返還法の整備
- ・2011 年投降兵士再統合高等審議会がコロンビア投降兵士再統合庁（ACR）へと格上げ。公正・和平法も一部改訂
- ・上記政策・体制に基づき、コロンビア政府の支援事業数は 2008 年までに急速に実施。

社会心理的ケアが継続して支援されるなか、教育、企業・就労は2008～2009年をピークに支援数が減少。特に、起業・就労支援は、社会心理的ケアや教育支援に対して、実施数が少なく、実践が困難とされている。

（2）プログラムによる貢献

- ・プログラムの成果として、投降兵士及び家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルの基盤（ツールとプロセス整理やアプローチの提示、関連アクターの強化・連携構築）の整備を達成した。特に、4-2でも記載したとおり、投降兵士家族世帯を対象とした点は新しいアプローチであり、効果が高いものであった。一方、モデルのフィージビリティについては、プログラム期間中の就業・起業例が限られており、今後さらに多くの支援ケースと効果検証が必要となるという段階であった。

以上から、ACRでも実績が出にくい分野での取り組みと基盤整備ができたという観点から、一定の貢献がなされたものの、実証に至っていないことを勘案し、その貢献度は中程度と考えられる。

5-2-4 プログラム成果4

「国家補償和解委員会（CNRR）と社会保障省（MPS）の紛争被害者への社会心理的ケアの能力が開発される」

5-1でみたように、協力開始当時、社会心理的ケアに類似する知見は、行政組織の公共サービスで用いられていたが、「社会心理的ケア」は低い技術レベルで、認識も低い状況であった。かかる状況のなか実施されたコロンビア側の取り組みとプログラムの貢献は次のとおり。

（1）コロンビア側の取り組み

- ・憲法裁判所決議（T-045／2010年）（紛争被害者の人権保障と回復支援に係る決議による方針設定）
- ・法律第1448号（被害者救済・土地返還法）による補償の一方法として社会心理的ケアが認定される
- ・「紛争被害者社会心理的ケアと総合保健プログラム」の策定（2012年3月）
→ 2012～2013年の約半年間で888人のケアを実施。2013年度計画では約8倍の規模で実施予定

（2）プログラムによる貢献

本プログラムにより、関係者の社会心理的ケアの能力開発が実施されたこと、得られた知見が、上記コロンビア側での進展で記載した「社会心理的ケアと総合保健プログラム」に反映されたことから、本プログラムの貢献度は高いものと判断される。

5-2-5 プログラム全体（まとめ）

以上のとおり、各プログラムにおいて、コロンビアの紛争の被害者・共生和解の進展に直接・間接の貢献があることが確認された。

プログラム期間中の紛争の被害者・共生和解の進展として特筆すべきは、コロンビア政府による被害者救済・土地返還法の制定と、それによる被害者補償の実施である。本プログラムは、被害者救済・土地返還法の制定自体には直接的には関与していないが、各成果の案件において直接・間接的に支援を行ったコロンビア側 C/P 機関は、被害者救済・土地返還法の中の被害者補償の実施責務組織に含まれており、同法の実施に本プログラムは間接的に貢献していると考えられる。以上から、各成果並びにプログラム全体として、本プログラムはコロンビアにおける紛争の被害者・共生和解の進展に貢献していると評価できる。

5-3 団長所感

コロンビアは、JICA が平和構築支援を実施している国の中でも特殊な事例である。すなわち、①局地紛争が長期にわたる、②紛争アクターが複数かつ変遷、③紛争地が移動するという特徴を持っており、紛争が継続している状況で、他国では紛争後に実施しているような課題に対応している（図 5-7 参照）。本プログラム形成時、国レベル PNA を実施し、コロンビアの抱える平和構築分野の課題を 8 つの政策課題に分類した。8 課題のうち構造的要因の低減に該当する 4 つの政策課題（「FARC との和平交渉」「社会的・経済的格差への対応とガバナンスの強化」「司法の強化」「麻薬の生産・流通・販売産業の解体」）に JICA が対応するのは難しかったため、紛争が引き起こす社会的経済的問題への対応を優先し、「国内避難民への支援」「地雷被災者の支援及び地雷撤去・破壊」「投降兵士とその家族の社会的・経済的再統合」「紛争被害の真実究明・補償・和解」の 4 つの政策課題に対応することとした。

通常、JICA は開発援助機関の強みを活かして、国家の再建やコミュニティの再生等のプロセスで、紛争の構造的要因に対応することを平和構築支援を通じてめざしているが、コロンビアにおいては紛争が終結する前に平和構築の課題に取り組もうとしたために、その時点でできる表面化した問題への対処に着手したという構図となっている。しかし、支援実施に際しては、政策官庁へのインプットと現場での事業の実施の双方を組み合わせたり、被害者個人への支援ではなく、周辺コミュニティや他の社会的弱者も受益対象とするアプローチなど、随所に JICA の特色を活かしており、今般の調査においてもこれらの点について好意的なコメントが聞かれた。

コロンビアにおいては、FARC との和平交渉が開始されるなどポジティブな側面もみられる一方で、紛争が激化している地域もあり、多くの関係者から「FARC と和平合意が万一締結されたとしても、暴力が停止するとは考えないほうがよい」とのコメントが聞かれた。国内の非合法の武力行為がコントロールされ、全域に当局の実効支配が確立する、すなわち、政府により治安・公共サービスが提供される状況になるには一定の時間を要すると考えられる。

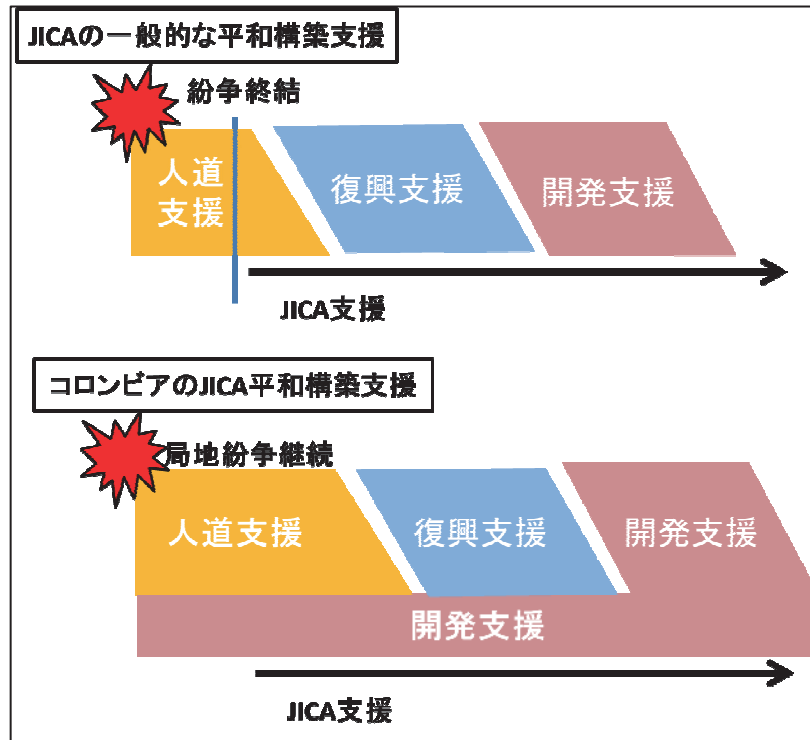


図5-7 JICAの一般的な平和構築支援とコロンビアへの平和構築支援

紛争の結果、地方部が開発から取り残され、これらの地域に政府が十分な公共サービスを提供できていないという現象は、同時に紛争の構造要因でもある。地方部の開発は、これまで治安や紛争の流動性によってJICAが本格的に取り組むことが難しかったが、この問題への対応なしに、紛争が発生・持続しやすいというこの国のこれまでの体質を改善することはできない。地方部の開発は、国内避難民の帰還を促し、コミュニティの政府への信頼を醸成する。そういう意味で、FARCとの和平交渉が開始され、被害者救済・土地返還法が執行され、場所によっては治安が回復し、国内避難民の帰還も少ないながらもみられてきたこの段階において、可能な場所から地方のコミュニティへの支援を政府とともに実施していくことは平和構築の視点からも意義が高い。

一方で、上図のとおり、コロンビアは事実上ポストコンフリクトにも至っておらず、通常平和構築のために必要とされるような支援が引き続き必要と考えられる。この点については、プログラム関係者を招いて開催した評価結果共有セミナーにおいても、コロンビア関係者複数名から言及された。今般調査の聞き取りからは、紛争が早急に停止し、全国的に急激に治安が良くなるとは考えられず、地雷の除去が完了していないばかりか、いまでもFARCが埋設を継続しているような状況もあることが改めて確認された。仮に紛争が停止しても、その土地を巡って、国内避難民とその他の関係アクター等の間での土地紛争など、紛争とは異なる治安事案がより顕在化してくるリスクも想定される。したがって、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」は終了するが、それ以降も対コロンビア支援については、平和構築の要素は引き続き必要と考える。2013年に発足したドナー協力会合においても「平和構築」の作業部会は設置されており、UNDPのように、2013年から平和構築の戦略を策定し実施中という援助機関もある。JICAは「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」から移行する形で、「地域開発プログラム」を策定中であるが、コロンビアの地方部には多くの紛争被害者（国内避難民、地雷被災者含む）が存在すること、同プロ

グラムの構成案件の一部は、直接的にコロンビアの平和構築に貢献することが期待されていること、そもそも現在のコロンビアにおいて地域開発を促進し格差是正に取り組むことはコロンビアの平和構築に対する根本的な貢献であることから、同プログラムの実施においては引き続き平和構築の側面を認識するのはもちろんのこと、同プログラムのタイトルにおいても「平和構築」を加えることは検討に値する。

具体的には、①コロンビアの紛争・治安の動向と政府の取り組み、地雷・国内避難民等の動向をモニタリングすることを目的として、国レベルの PNA として、2007 年から 2012 年まで作成された 4 つのバージョンのような大きなものは必要ないが、今般 2－1 にまとめられたような情報について、節目節目で取りまとめ（コロンビアの政情・治安で大きな動きがあったとき、プログラムのポジションペーパー作成の際等）、プログラム関係者（プログラム構成案件の専門家や地域部、案件主管部等）と共有する、②地域開発の案件の形成・実施に際しては、対象地域のリスク（紛争アクター、地雷、土地紛争等）を把握しておく、③地域開発の案件の受益者として、国内避難民等の紛争被害者や社会的弱者（貧困層、少数民族等）を可能な範囲で含むことができないか検討し、少なくとも、これらの人々が地域の開発から取り残されることがないように案件の形成・実施する、④「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の実施を通じて得られた教訓、ネットワーク、知見等を十分に活用し、JICA の強みを活かした支援を行うの 4 点を提案したい。地域開発プログラムとなっても、引き続き平和構築のノウハウが必要であることから、それについては経済基盤開発部、専門員から適宜インプットを行っていくことが望ましい。コロンビアにおける平和構築分野の個別の取り組みについて、中南米地域の治安が不安定な国において汎用性をもつ可能性があれば、域内での知見共有の推進も検討に値する。

地域開発は今後のコロンビアの安定にとって不可欠であるが、これまで治安問題で長期間放置されてきた膨大な農村地域の開発を実施するためには効果的な戦略が必要と考える。カナダが IOM を通じて実施を検討している農村開発は、地域分析をして地域特性（沿岸部、山岳部、平野部等）を踏まえたうえでの統合的農村開発計画策定のための能力強化支援を計画しており、EU は実施中の土地返還を支援する事業と関係づけて農村開発を推進していく方針とのことである。USAID は“National Consolidation Plan”と連動して、優先地域において治安確立と生活向上の両面からの支援を行ってきている。JICA としても、地域開発分野において「プログラム」として成果を出すために、投入レベルを踏まえたうえで効果的な戦略を検討し、それに沿った案件の形成・既存案件の活用を推進していくべきと考える。

「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」は 2008 年にプログラムとして形成され、2011 年に中間レビュー、今般、試行的とはいえ終了時評価を行った。JICA 内でも先駆的なプログラムである。今般終了時評価を実施して得られた教訓、またプログラム評価の手法そのものについても、まずはコロンビアの「地域開発プログラム」の実施運営に活用していくとともに、コロンビア内にとどまらず、JICA の他国で活用できるところが多くあると考えられるので、中南米部、評価部を中心にその方策を検討していくことが期待される。

第6章 提 言

6-1 対コロンビア支援の次期協力プログラムへの提言

2013年3月に策定された対コロンビア国別援助方針においては、基本方針「均衡のとれた持続的社会経済発展への支援」のもと、援助重点分野は「持続的な経済成長」及び「環境及び防災への取り組み」の二つに絞られている。これまで重点分野の柱の一つであった「平和の構築」については、本「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の協力期間を終えるにあたり、支援は収束の方向とされている。今後は、重点分野「持続的な経済成長」のもと、地域開発への支援を重点的に行うなかで平和構築の要素を取り入れていくことが必要とされることが、今次のプログラム評価で確認された。

コロンビア政府は地域開発を重点分野とし、現在 DNP がその戦略ペーパーを策定中である。JICA はコロンビアの地域開発を支援する方針で、一村一品プロジェクトを軸として、地域開発プログラムのポジションペーパー策定を予定している。コロンビアにおける地域開発の支援は、紛争の結果、開発から取り残された地域の活性化を図るものであり、これまでの平和構築分野への支援が土台となって進めていくことができるものである。特に、平和構築分野での事業実施体制の経験を活かし、事業実施にあたっては中央政府と実施機関、県、市など様々な行政レベルのアクターを取り込んでいくことで、住民の中央政府への信頼回復や事業モデルの形成から政策への反映といった効果を生み出すことが期待される。

今回のプログラムの試行的評価では、コロンビアの平和構築は過渡期にあり、同分野での課題はまだ多くあることが確認された。地域開発プログラムの実施に際しては、紛争・治安の動向、地雷・国内避難民等の動向をモニタリングしていくことが、プログラム実施にあたっての治安対策、個別案件の裨益者等の検討のうえで必要と考える。地方部の開発を推進する際には、国内避難民を含む紛争被害者等が開発から取り残されないよう十分留意が必要である。

今後、和平交渉が順調に進んだ場合、コロンビアの平和構築が過渡期からポストコンフリクトに移行していくと想定されるなか、地域開発が今後の国の発展の鍵となることは、PAICMA などコロンビア側 C/P からコメントがあった。既に、アンティオキア県では和平交渉が締結されると想定して、独自の様々な取り組みをしているとのことである。アンティオキア県は地域開発プログラム下の新規技術協力プロジェクト「障害のある紛争被害者のソーシャル・インクルージョンプロジェクト」の C/P の一つでもあるが、個別プロジェクトを通して、こうした各県の取り組みについても情報収集を行い、コロンビアの地方部がどのような発展をめざしているのか、タイムリーに把握していくことは、地域開発プログラム全体の管理・運営上有用であろう。

また、対コロンビア支援の事業予算が限られているなか、地域開発分野において「プログラム」として成果を出すために、投入レベルを踏まえたうえで効果的な戦略が必要である。例えば、ある地域で集中的・重点的に事業を実施して地域開発のモデルを作ること、中心となるプロジェクトを立てること、分野に特化すること、これまで支援の実績がある地域・組織との連携を図ることなど検討が必要である。今回の「紛争の被害者・共生和解支援」プログラム評価の結果は、ある程度平和構築へのコミットメントがある形での地域開発の支援を提言する。

6-2 プログラムの形成・実施・評価へのフィードバック

今回のプログラム評価は試行的に貢献の概念を用いて実施した。すなわち、「紛争の被害者・

共生和解支援プログラム」の位置づけ、戦略性、プログラムの実績と成果を確認し、コロンビアの紛争の被害者支援と共生和解の進展とを比較することで、JICA 協力プログラムがもたらした貢献の可能性の高さを評価した。今回のプログラムの試行的評価から得られた視点と今後のプログラム評価の方法に関するフィードバックは次のとおり。

6-2-1 プログラム形成時への示唆

(1) 指標の設定

本プログラムでは、プログラム形成時にプログラムの目標・各成果の指標が設定されていたが、紛争の被害者・共生和解支援の進展に該当する指標が設定されていたり、計測方法が明確でない指標等が用いられていた。プログラムの形成時においては、適切な成果設定にあわせて、各成果の定性的・定量的指標を選定されるのが望ましい。

(2) 協力目標・シナリオの立案におけるロジックの整理

今回のプログラムの試行的評価において、各構成案件のアウトカムとそれらが集まって達成されるプログラムの成果・目標のアウトカムの区分が難しいところがあった。これは、プログラム形成段階での協力目標・シナリオの設定においてロジックの整理に係る情報が残されていなかったことが原因である。

協力プログラムと同プログラムを構成する個別の案件との間には「目的」－「手段」の関係があり、当該協力プログラムを構成する各案件の目標達成により「開発効果」が発現すれば、最終的には協力プログラム目標が達成されるというロジックの整理が重要である。プログラム形成段階でこのような協力目標・シナリオに関するロジックの整理を適切に行うとともに、モニタリングや評価段階を想定して、ロジックに関する情報を残しておくことが重要である。

(3) 対象とする政策課題の設定と当該分野の関連情報の把握の重要性

本プログラムでは、上述のとおり、PNA に基づき策定されたが、一覧で視認できる様式には取りまとめられていなかった。プログラムを形成する際には、プログラムの評価に耐えられるよう、対象とする政策課題の選定と指標の設定、関連ドナーの実績などをあらかじめ確認する必要がある。それらデータを基に、プログラム評価マトリックスや年表の基本骨格などをプログラム形成段階で作成し、必要に応じて更新することが必要である。

6-2-2 プログラム実施時への示唆

(1) 相手国政府、他ドナーに対してのプログラム情報の共有

「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」は、当初コロンビア側が JICA による協力プログラムとしての協力の枠組みを認識しておらず、2012 年のクロージングセミナーで初めて C/P 機関が一堂に会した際にプログラムの枠組みに関する情報共有が行われ、コロンビア側機関にとっても大変有益であったとの意見が多数あった。プログラム実施時には、早い段階（可能であればプログラム形成時）で相手国側機関にプログラム協力の全体像を共有し、JICA の協力に対する相手国側の理解を深め、複数機関間での情報共有を促すことで、案件間での相乗効果・連携が期待される。また、プログラムダイレクターを相

手国側にも設定することで、プログラム全体の運営・管理が適切に行われることも考えられる。

また、同分野での支援を行う他のドナーに対しても、JICA の協力プログラムの情報を共有することで、相互に有用な情報・意見交換が行えると考えられ、ドナー間連携を促進することが期待される。

(2) プログラムモニタリングの重要性

プログラムを適切に運営・管理・評価するには、プログラムの対象セクターに関する情報の収集、特にプログラム期間中の外部環境の変遷に係る情報の収集は必要不可欠である。また、相手国が有する統計データのデータベースの有無も確認が必要である。今次評価対象プログラムでは、企画調査員による日常的なプログラムの運営・管理をベースに、PNA による定期的なデータ収集、実施期間中の基礎情報・確認調査によるレビューの実施と終了時評価の実施、インテンシブなモニタリング・評価が行われた。このように、在外事務所がイニシアチブをとったモニタリングが、プログラムの運営や評価の実施上必要不可欠である。

6-2-3 プログラム評価方法に関するフィードバック

(1) プログラムの試行的評価を実施して得られた気づき・教訓

プログラムの試行的評価を実施することで得られた利点は次のとおり。

1) 評価方法の利点

本プログラムでは、各構成案件が、コロンビア側・日本側双方ともに異なる実施機関（コロンビア側）、JICA の異なる部署（日本側）の管理及び実施のもとで目標を設定し、成果を上げてきたため、プログラム総体としてのアウトカムを把握する機会はありませんでした。しかし、プログラムの視点での試行的評価において、コロンビア全体の政治情勢、和平進展、政策・法令等の変化の流れのなかで実施背景やプロセス及びアウトカムを把握し、コロンビア側政策・裨益者ニーズとの整合、日本の ODA 政策（コロンビア支援戦略、G24 メンバーとしての役割）、JICA の協力課題と係る戦略性との整合を鳥瞰することが可能となった。

・貢献の概念による評価により、事業単独の効果だけでなく、他ドナーやコロンビア側の取り組みも含めたコロンビアの紛争被害者の共生・和解支援に対するプログラムの効果を評価することができた。プロジェクト評価などで用いられている、帰属の概念による評価では、実績と成果の直接的な因果関係の評価をする。このため、帰属の概念による評価を行った場合は、個々の案件の積み上げにより「JICA のプログラム」単体での成果やインパクトの考察にとどまってしまう。JICA のプログラムが当該セクターの支援の大部分を占めている場合は、プログラム単体での成果＝当該セクターの開発効果を示すことができると考えられる。しかし、今回のように、JICA の取り組みが、コロンビア側の取り組みや他ドナーの支援の一部分である場合、コロンビアの被害者の共生・和解の進展を JICA プログラムの成果だけで説明することはできず、両者の因果関係を直接測ることはできない。このため、コロンビア側の取り組み、並びに他ドナーの支援の効果を踏まえ、コロンビアの被害者の共生・和解支援の進展

と、JICA プログラムの成果の因果関係の可能性を評価する必要がある。これにより、定性的ではあるが、結果としてより大局的な観点から評価することが可能になったと考えられる。

- ・プログラム評価マトリックスを作成することで、コロンビアの平和構築の全体像（課題—政府や他ドナーの取り組み）を把握することができた。そのなかで JICA 事業の位置づけを確認し、プログラムの運営・管理や方向性を確認することができた（例：本プログラムの位置づけが被害者救済という観点から妥当であること、一方、ドナーの支援全体では、格差是正への投入が多いことが同時に確認されたこと）。
- ・プログラム評価を行うことで、プログラム目標達成に向けた案件の計画・運営に関する知見が得られた。

例）・戦略性の確認→成果発現のタイミングをそろえることでのプログラムの相乗効果、裨益対象者の設定の仕方（紛争被害者以外の社会的弱者を対象とすることの優位性）

- ・実績・効果の確認→C/P 機関の選定方法（関係機関の連携強化によるモデル構築と制度化への寄与の確認）

2) 評価報告会開催の利点

今回のプログラムの試行的評価では、最終日にプログラム評価結果の概要をコロンビア側関係機関にフィードバックした。その結果、2012 年 10 月に JICA コロンビア支所により開催されたクロージングセミナーと同様に、JICA のこれまでの協力が平和構築に係る支援の総体であったことをコロンビア側に認知させることができた。また、JICA の支援は、コロンビア国内の過去 6～7 年の和平・政策・法令・最終裨益者の権利享受に係る動向を見据えた協力であることについて理解を共通することができた。このように、プログラムとしての評価結果等を先方政府と共有することは、プログラムの成果の認識や JICA の支援の認知度を高めるなど、戦略的な利点につながると考えられる。また、従前のプログラムが続き新たな協力戦略・プログラムの土台及びリソースとなることにかんがみれば、新プログラム戦略につながる情報の相互理解の構築にも役立つと考えられる。

(2) プログラム評価手法に関するフィードバック

今回のプログラムの試行的評価を実施した結果得られた、プログラム評価手法へのフィードバックは次のとおり。

1) プログラム評価手法の整理とガイドライン化

今回のプログラムの試行的評価の実施において、膨大な情報を収集・分析する必要があった。これら情報を整理するうえで、①本プログラムの実施中に行った基礎情報収集・確認調査の情報、②分析に用いた各種ツールが大いに役立った。

まず①本プログラムの開始時点での PNA の実施や、中間レビューの時点で基本的な情報が整理されていたため、今次調査はそれら情報のアップデートで対応することができ、プログラム期間中の進捗に関する情報を入手することができた。仮に今回のプログラムの試行的な終了時評価だけであったとすると、同じ情報量を収集・分析することは困難だったと考えられる。この観点から、プログラム評価を適切に実施するに

は、上述のとおり、計画段階での一連の評価プロセスを経た一貫したレビューのしくみ（必要な統計やプログラム目標・成果の定点観測）の設定、適切なタイミングでのモニタリングの実施が必要である。

次に②分析に用いた各種ツールについて、本調査では「構成案件の2次評価グリッド」（付属資料4）、「構成案件別インパクト・効果、安定・不安定要因」（付属資料5）、「コロンビア政府課題によるプログラム評価マトリックス」（付属資料6）、「プログラム総合レビューグリッド」（付属資料7）、「年表」（図3-3）を用いて情報収集・整理をして評価を行った。これらツールを利用した評価の手順は、効率的な情報収集・分析とはいえ、他のプログラム評価の手法としても適切である。一方、これらのツールのなかには、プログラム評価マトリックスなど、その作成に労力がかかるものも含まれており、調査団や受け入れる事務所・支所が作成するのが難しいものもある。

以上を踏まえ、今後プログラム評価を行ううえでの視点をより明確にし、必要な情報の属性を整理し、効率的な情報収集の方法を整備する必要がある。特に、効率的かつ体系的に必要な情報を収集できるように、上述の評価ツールを、計画段階、モニタリング段階を含め、どのタイミングで作成し、誰が情報を収集・アップデートするか、検討する必要がある。そして、その検討結果を踏まえて、評価方法をガイドラインとして取りまとめることが必要と考えられる。

2) 「アウトカム・レベルの成果」と「インパクト・レベルの開発状況の進展」の明確な分離

「1-2 調査手法」でも記載したように、プログラム評価を行う際に、個別案件により直接もたらされる「アウトカム・レベルの成果」と、途上国や他のドナーとの共同による取り組みを通じて達成される「インパクト・レベルの開発状況の進展」を明確に区分することが重要である。実際にプログラム評価を行う際には、これらの判別が難しいことがあり、評価のなかで混乱が生じることがある。今回のプログラムの試行的評価では、開発状況の進展を測るための指標が明示されておらず、様々な影響がある平和構築分野で統計に基づく裨益者に関する指標を設定することが困難であった。このため、今回は「コロンビアの平和構築の進捗に対するコロンビア政府の取り組み状況」を協力プログラムによる支援が貢献する部分の指標として採用し、評価を行った。

プログラムを評価する際、形成時に明確な指標が設定されていない場合は、今回の評価で行ったように、プログラム目標が貢献する部分の「インパクト・レベルの開発状況の進展」をどの指標で測るかを明確にする必要がある。

3) 時間軸に沿った評価

プログラム評価では、プログラム対象期間の開発計画の進展とプログラムの位置づけ、戦略性、成果を比較することで、プログラムの開発計画への貢献度を測るものである。今回のプログラムの試行的評価では、プログラムの位置づけを、根拠法（被害者救済・土地返還法に関する項目）の変遷に照らして確認し、それにより当該プログラムの位置づけが適切であったとの評価を得た。よって、開発計画の進展だけでなく、位置づけや戦略性、成果の内容を評価する際にも、プログラム期間中の前後など外部環境の変遷に応じて確認することが必要である。

4) 既存資料、データベースの活用

上記の時間軸に沿った評価をプログラムの終了時点で実施するには、モニタリング結果を示した既存資料や、過去のデータが抽出できるデータベースの有無が大きく影響する。今次評価対象のプログラムでは、プログラム期間中を網羅する形でコロンビアの国レベル PNA が作成されており、またドナーの援助動向を把握することができるコロンビア援助機関 APC のデータベースがあった。こういった全体像を把握できるようなデータを用いることで、プログラムの試行的評価ができた。

プログラム評価を計画する際は、まずこれら資料があるかどうかを確認して評価デザインを検討することが重要である。

5) プログラムの改善に向けた評価（形成評価）の重要性

本プログラムの目標・各成果の指標が設定されていたが、一部、計測方法が明確でない指標等が用いられていた。また、上述のとおり、協力目標・シナリオに係るロジックの整理も十分明確でない点もみられ、プログラム評価の計画はより精緻化できた可能性があった。これらの影響から、貢献の概念に基づきプログラムの結果を総括して評価することは難しい側面もあった。このため、プログラムの熟度が発展途上のケースでは、結果を総括する評価（総括評価）より、事業改善を導き出す事業改善のための評価（形成評価）に、より比重を置いた評価とすべきと考えられる。形成評価とは、事業の完了を待たず、外部要因の変化を敏感にモニターしながら経営判断に反映するマネジメント・プロセスであり、その観点からモニタリングによる情報収集並びに、プログラムのマネジメントの強化を行うことが重要と考えられる。

6) 平和構築分野におけるプログラム評価について

今回のプログラムの評価の手法を用いる場合、開発計画や政策・戦略等が明確になっている分野（ミレニアム開発目標やセクターワイドアプローチが取り入れられている農業分野や教育分野など）であれば、政策目標が明確かつ他ドナーの情報も体系的に入手しやすいため、より貢献度の検証が効果的・効率的に実施できたと考えられる。一方、平和構築分野などの場合は、計画目標の設定が難しく、また不安定要因が多いため、定量的に進展を測る情報を集めることが難しい。本プログラムにおいて貢献度を検証する際には、直接平和構築の進展への貢献度を測るのではなく、コロンビア政府の平和構築への取り組みにどれだけプログラムが貢献したかを測ることで評価を行った。こうした分野の特性を踏まえて評価を行うことが重要と考えられる。

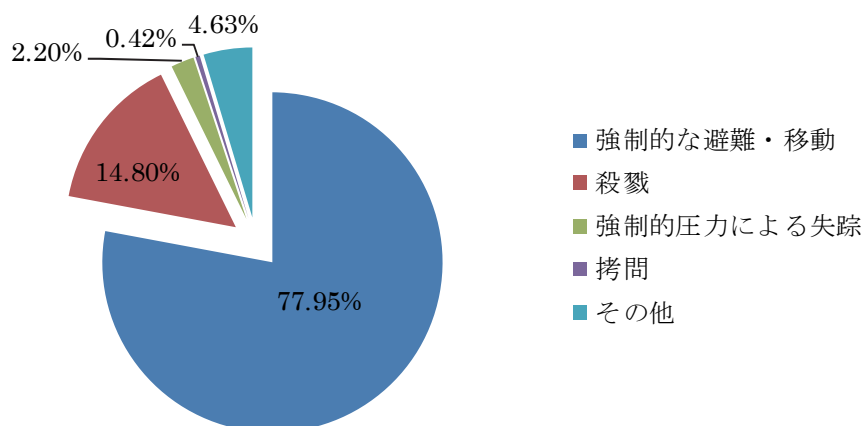
付 属 資 料

1. 各種統計
 - (1) 被害者関連
 - (2) 国内避難民 (2011 年まで)
 - (3) 地雷・不発弾被災関連
 - (4) 障害者関連
 - (5) 投降兵士関連
 - (6) 社会心理的ケア関連
2. 法律第 1448 号における紛争被害者ケア・補償に係る情報
3. 紛争終決と持続安定的な平和構築のための総括的合意書
(ハバナ合意抄訳)
4. 構成案件 2 次評価グリッド (基本情報及び案件別 2 次評価)
5. 構成案件別インパクト・効果、安定・不安定要因
6. コロンビア政府課題によるプログラム評価マトリックス
7. プログラム総合レビューグリッド
8. プログラム目標と各成果・案件の相関図
(2008 年 10 月プログラムポジションペーパー策定時の案)
9. コロンビアの国家開発計画 (PND) と JICA 平和構築プログラムの関連性
10. 主要面談者
11. 主要参考資料一覧

1. 各種統計

(1) 被害者関連

被害原因別の被害者登録数と割合（2013 年 1 月時）



原因	被害者数（人）	割合
強制的な避難・移動*	4,400,987	77.95%
殺戮	835,426	14.80%
強制的圧力による失踪	124,184	2.20%
拷問	23,747	0.42%
その他（地雷被災者含む）	261,567	4.63%
計	5,645,911	100%

出所：Registro Único de Víctimas (RUV) 被害者統一登録、被害者ユニット 2013 年 7 月

注：2012 年の推定コロンビア全人口は約 46,859,441、上被害者人口は約 12% に相当。

*強制的な避難・移動は、国内避難民数を示す。

被害者登録数（2013 年 1 月現在）

年齢群(歳)	男性	女性	LGBT*	不詳	計	%
0-5	175,610	165,083	2	0	340,695	6.0%
6-12	372,257	352,288	4	12	724,561	12.8%
13-17	291,844	278,363	4	29	570,240	10.1%
18-26	417,118	436,521	10	112	853,761	15.1%
27-60	746,070	997,423	26	1511	1,745,030	30.9%
61 以上	168,396	187,995	7	362	356,760	6.3%
特定なし	628,402	365,023	26	61413	1,054,864	18.7%
計（人数）	2,799,697	2,782,696	79	63,439	5,645,911	100.0%

出所：Registro Único de Víctimas (RUV) 被害者統一登録システム、被害者ユニット 2013 年 7 月

注：* LGBT：性同一性障害者（性が男女に分類できない者）

被害者ユニットによる被害者補償実績と計画（2013 年 1 月現在）

統計年月	実 績			計 画（見込）	
	2012 年 6 月	2012 年 9 月	2013 年 7 月	2013 年 12 月	2014 年 12 月
被害者登録数（年間）	N. A	226, 550	60, 750	N. A	N. A
補償申請受付数（年間）	20	192	N. A	300	300
総合補償件数（年間）	41	51, 000	N. A	100, 230	100, 230
補償対象被害者数（累積）*	37, 099*	157, 013*	16, 185*	257, 013*	357, 013*
補償給付（現金・現物）	N. A	7, 719 億ペソ	1, 001 億ペソ	N. A	N. A

出所：被害者ユニット 2013 年 7～8 月、2012 年 9 月は PNA Version IV からの 2 次ソース

注：* 補償の支払い対象数は、家族数とは異なる。理由は、被害者ユニットの補償・回復業務は世帯を対象とする（個人や被害者家族構成員ではない）が、補償額の支払いは、家族構成員の血縁関係の基準に従い行われ、家族構成員の各人が支払対象となるため。

県別の、土地返還申請数及び土地面積（2012 年 10 月時）

申請数	土地面積（ha）
23, 199	1, 754, 276

出所：土地返還ユニット（UAEGR）統計 2012 年 10 月

移行期正義地域員会（CTJT）の設置および地域アクションプラン（PAT）策定状況（2013 年 1 月現在）

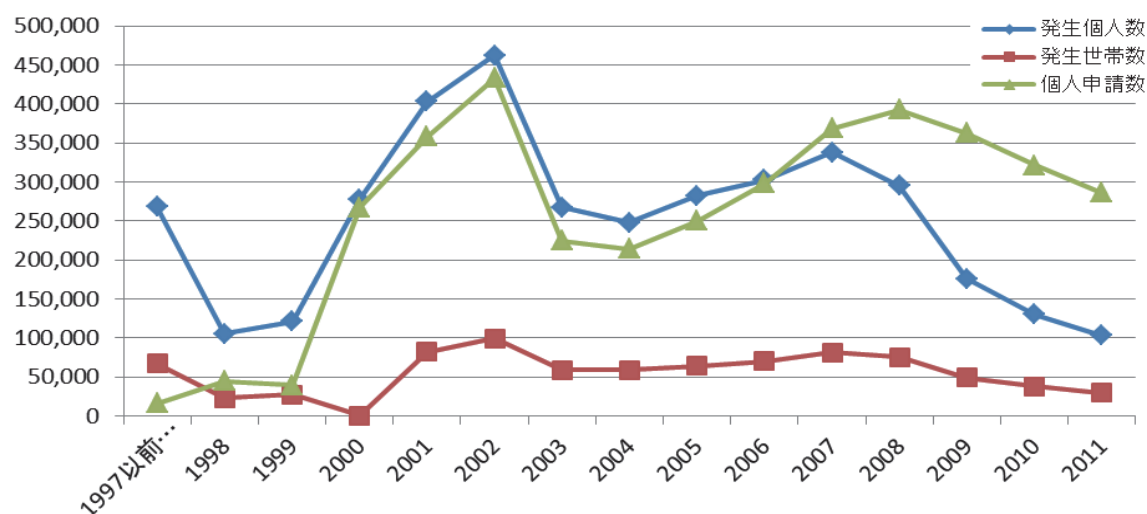
県	移行期正義地域委員会（CTJT）の設置数	CTJT 設置率	PAT 策定済報告数	PAT 策定率
AMAZONAS	3	100%	2	67%
ANTIOQUIA	126	100%	101	80%
ARAUCA	8	100%	5	62%
ATLÁNTICO	24	100%	7	29%
BOGOTÁ D. C.	1	100%	1	100%
BOLIVAR	46	98%	20	42%
BOYACÁ	124	100%	72	58%
CALDAS	27	96%	21	75%
CAQUETA	17	100%	5	29%
CASANARE	20	100%	16	80%
CAUCA	43	100%	8	19%
CESAR	26	100%	24	92%
CHOCÓ	32	100%	16	50%
CÓRDOBA	31	100%	31	100%
CUNDINAMARCA	117	100%	77	66%
GUANÍA	2	100%	2	100%
GUAVIARE	5	100%	3	60%
HUILA	38	100%	6	16%
LA GUAJIRA	16	100%	7	43%
MAGDALENA	31	100%	24	77%
META	30	100%	24	80%
NARIÑO	65	100%	41	63%
NORTE DE SANTANDER	41	100%	40	97%
PUTUMAYO	14	100%	12	86%
QUINDIO	13	100%	13	100%
RISARALDA	15	100%	14	94%
SAN ANDRÉS Y PROV.	2	100%	1	50%
SANTANDER	69	78%	45	51%
SUCRE	27	100%	23	85%
TOLIMA	47	98%	17	35%
VALLE DEL CAUCA	43	100%	11	25%
VAUPÉS	4	100%	4	100%
VICHADA	5	100%	5	100%
計	1, 112	98%	698	62%

出所：被害者ユニット 2013 年 7 月

注：CTJT は 法律第 1448 号／2011 により、設置が定められた。

(2) 国内避難民 (2011 年まで)

コロンビア政府発表による国内避難民発生の動向 (1997 年以前累積～2011 年 6 月)



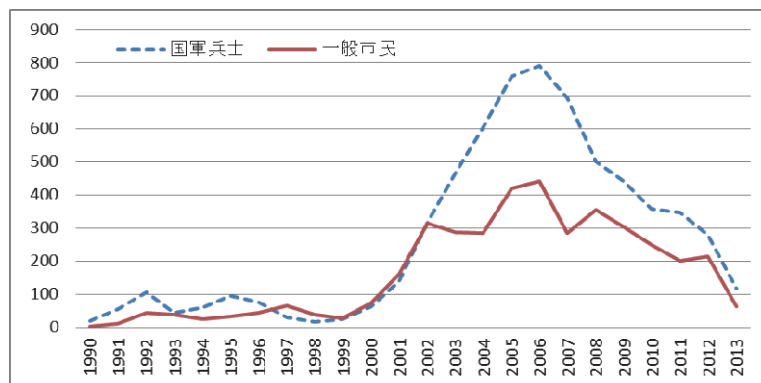
出所: El Registro Único de Población Desplazada-RUPD, 社会繁栄庁 (DPS) 2013 年 7 月

(注) 1) 申請数は、国内避難民登録の申請数を示す。

2) 2011 年 6 月を最後に、コロンビア政府の公的な国内避難民統一登録システム (RUPD) が終了。国難避難民登録は、同年 7 月から被害者統一登録システム (RUV) へ統合され、以降の RUPD 統計なし。

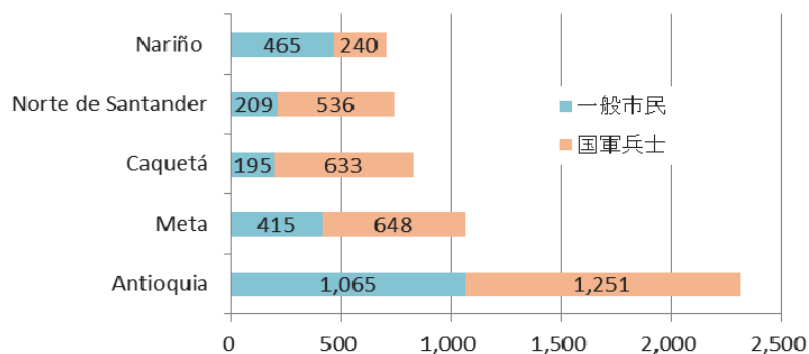
(3) 地雷・不発弾被災関連

地雷・不発弾等の被災者数（1990年～2013年7月）（死亡含む）



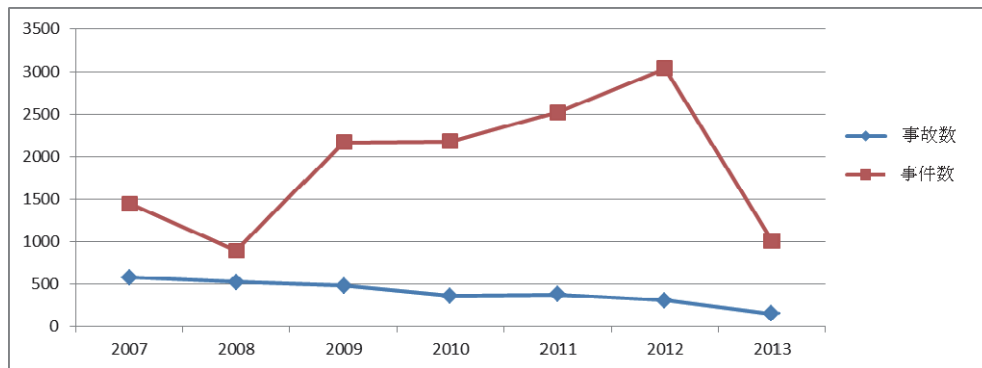
統計年	国軍兵士	前年比	一般市民	前年比	計
2013	118	n. a.	63	n. a.	181
2012	279	-19.8%	215	7.0%	494
2011	348	-2.5%	201	-19.3%	549
2010	357	-19.4%	249	-17.8%	606
2009	443	-11.9%	303	-14.6%	746
2008	503	-0.2%	355	24.6%	858
2007	693	-12.5%	285	-35.5%	978
2006	792	-4.3%	442	5.0%	1,234
2005	759	-25.5%	421	47.7%	1,180
2004	605	-29.6%	285	-1.4%	890
2003	467	-46.9%	289	-8.5%	756
2002	318	-127.1%	316	97.5%	634
2001	140	-118.8%	160	116.2%	300
2000	64	-146.2%	74	164.3%	138
1999	26	-44.4%	28	-30.0%	54
1998	18	40.0%	40	-39.4%	58
1997	30	60.5%	66	50.0%	96
1996	76	21.6%	44	33.3%	120
1995	97	-61.7%	33	32.0%	130
1994	60	-33.3%	25	-35.9%	85
1993	45	57.9%	39	-11.4%	84
1992	107	-91.1%	44	238.5%	151
1991	56	-194.7%	13	333.3%	69
1990	19	99.7%	3	-99.9%	22
計（累積）	6,420		3,993		10,413

地域別の被災者数（1990年～2013年7月累積）



出所：Estadísticas Sistema de Información-PAICMA 2013年7月

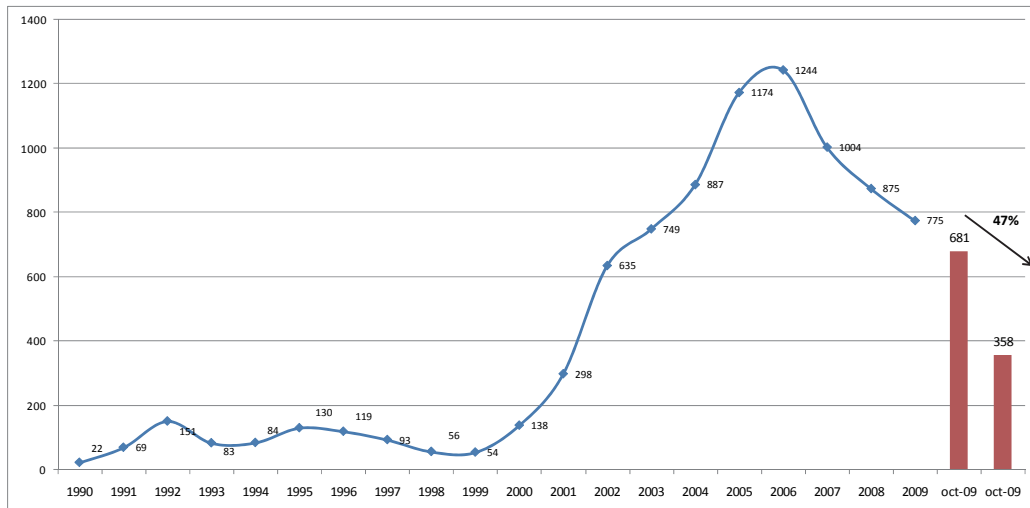
地雷被災事故・事件数の変動（2007年～2013年7月時）



出所: Estadísticas Sistema de Información-PAICMA 2013年7月

(注) 事故数とは生存あるいは死亡被災者を伴う事故の件数を、事件数は被災者・死亡者を伴わない爆発物武器等の発見件数を意味する。事故1件における被災者数は1名以上であることがある。

地雷・不発弾事故発生の変動（1990年～2011年）



出所: Estadísticas Sistema de Información-PAICMA 2013年7月

地雷撤去等実績（年間）（2005年～2013年6月末）

年	処理面積 (m2)	対人地雷 撤去・廃棄数
2013	191,947	959
2012	261,116	2,936
2011	333,227	2,426
2010	247,178	2,038
2009	170,218	1,806
2008	122,236	671
2007	34,140	796
2006	3,260	98
2005	4,831	400

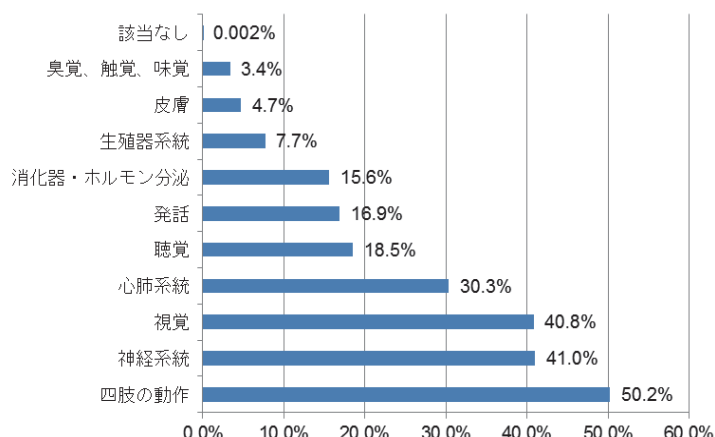
出所: Estadísticas Sistema de Información-PAICMA 2013年7月

注: PAICMAには地雷撤去部隊はないが、埋設地域情報や撤去計画を作成し国軍に提供、国軍が行う。

(4) 障害者関連

全障害者に占める障害因別の人口割合 (2007～2013 年)

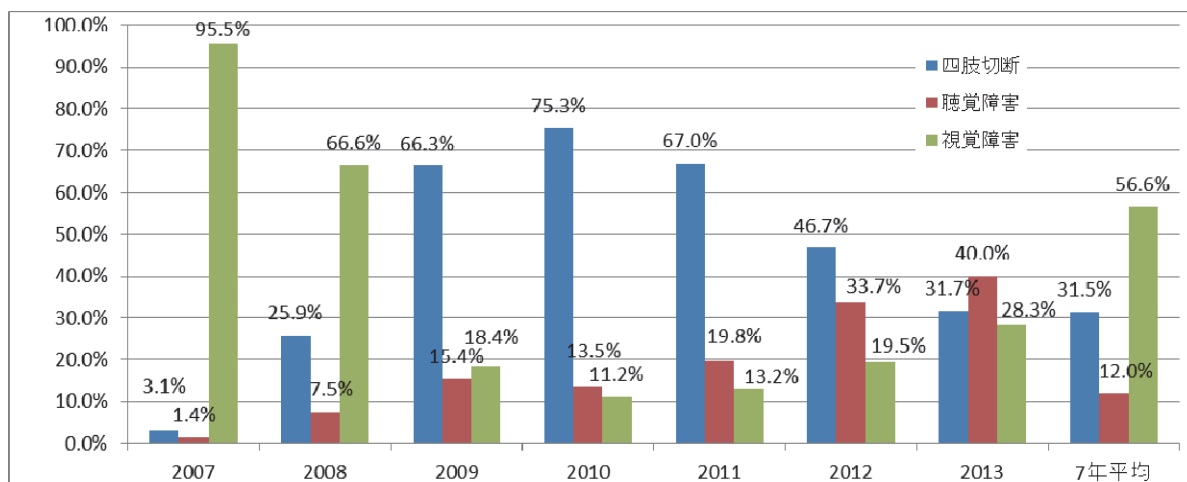
恒常的な障害の内容	割合 (%)	障害者数
四肢の動作	50.2%	497,239
神経系統	41.0%	405,945
視覚	40.8%	403,868
心肺系統	30.3%	299,824
聴覚	18.5%	183,489
発話	16.9%	167,118
消化器・ホルモン分泌	15.6%	154,512
生殖器系統	7.7%	76,043
皮膚	4.7%	46,154
臭覚、触覚、味覚	3.4%	33,306
該当なし	0.002%	23
計	100%	990,777



出所: Registro para la Localización y Caracterización de Personas con Discapacidad, MinSalud 2013 年 5 月

地雷・不発弾被災による、障害別の被災障害者数／割合

障害種	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
四肢切断	26	142	177	128	122	115	38
聴覚障害	12	41	41	23	36	83	48
視覚障害	805	365	49	19	24	48	34
計	843	548	267	170	182	246	120

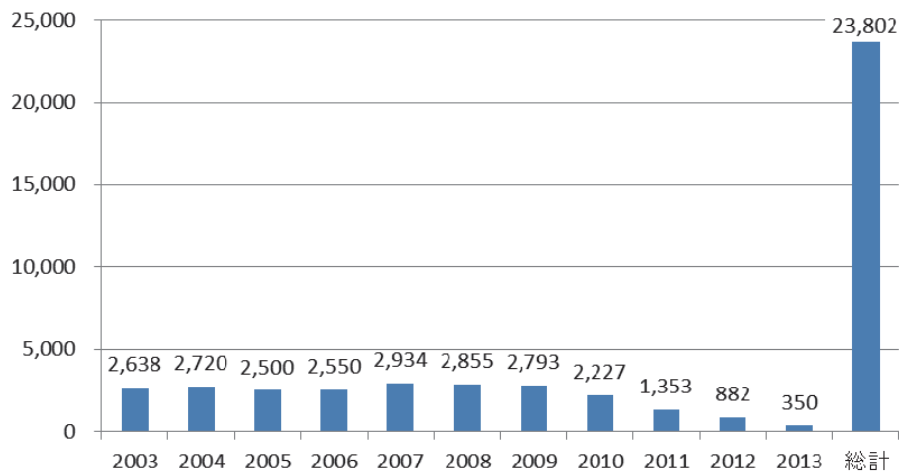


出所: Estadísticas Sistema de Información -PAICMA 2013 年 6 月

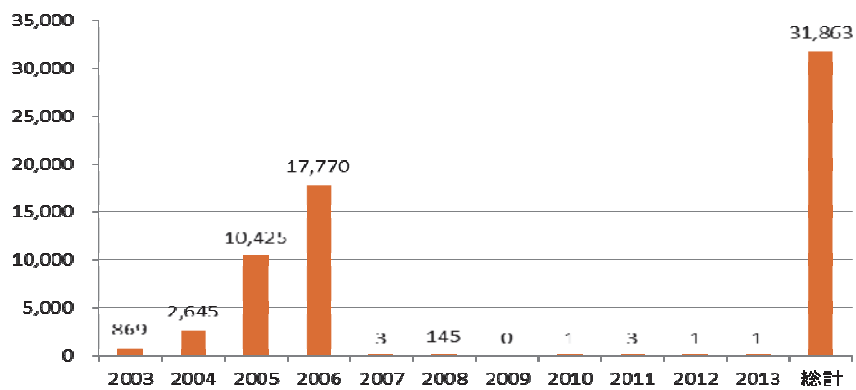
注: PAICMA によれば地雷被災者の障害種別に係る統計はデータ収集が十分とは言えず、人口の実数は更に大きい可能性がある。(PAICMA 聴き取り調査 2013 年 7 月)

(5) 投降兵士関連

個人投降による元兵士動員解除（投降）数（2013 年 5 月時）

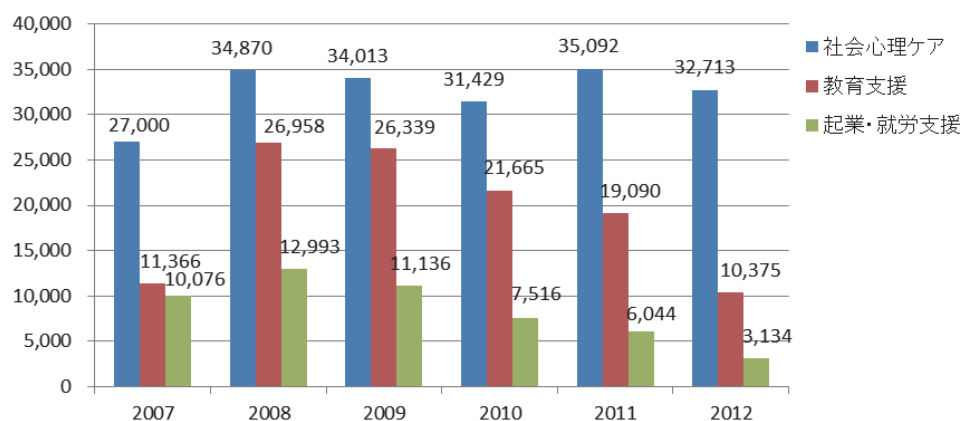


集団投降による元兵士動員解除（投降）数（2013 年 5 月時）



出所：Sistema de información para la Reintegración SIR, ACR 2013 年 6 月

ACR の支援を受けた投降兵士数（2007-2012）



出所：Sistema de información para la Reintegración SIR, ACR 2008～2011 及び 2012 年データについて *Informe de Gestión 2012*, ACR diciembre 2012

(6) 社会心理的ケア関連

社会心理的ケアを受けた自治体・市民 (2012 年 10 月 - 2013 年 2 月)

地域チーム	支援対象市	グループ数	参加者数	個別ケア	家族ケア
Antioquia	Medellín	1	33	7	0
	Apartado	6	170	3	0
Cauca	Popayán	3	77	8	1
	Tambo	3	99	27	1
Cesar	Valledupar	3	82	5	0
	Aguachica	3	109	8	0
Córdoba	Montería	4	150	12	0
	Tierra Alta	2	60	6	2
Choco	Quibdó	3	92	12	0
	Riosucio	3	120	6	0
Huila	Neiva	3	78	16	4
	Pitalito	3	96	10	3
Sucre	Sincelejo	3	101	3	1
	San onofre	3	88	16	2
Nariño	Pasto	1	22	2	0
	Tumaco	4	110	3	1
計	16 市	48 グループ	1,487	144	15

出所: MinSalud, Convenio 464 / 2012, 2013 年 7 月

社会心理的ケアを受けた自治体・登録・実績 (2012 年 10 月 - 2013 年 2 月)

県	支援対象市	管轄区	ケア登録者数	支援実績
Atlántico	Soledad	-	35	35
Atlántico	Barranquilla	-	103	103
Bolívar	Carmen de Bolívar	El Salado	771	154
Bolívar	Cartagena	-	1,982	396
Sucre	Los Palmitos	-	40	40
Sucre	Sincelejo	-	703	160
計	6	1	3,634	888

出所: MinSalud, Convenio 654 / 2012, 2013 年 7 月

2013 年度・紛争被害者社会心理的ケアと総合保健プログラム(PAPSIV) (計画)

県	事業数	対象人口規模
ANTIOQUIA	17	6,625
ARAUCA	5	1,790
ATLÁNTICO	6	1,850
BOLIVAR	6	2,190
BOGOTÁ D. C.	2	922
CAUCA	5	1,706
CESAR	6	1,956
CHOCÓ	6	1,585
CÓRDOBA	10	3,325
LA GUAJIRA	5	1,804
HUILA	2	922
MAGDALENA	6	1,922
META	6	1,860
NARINO	8	2,780
NORTE DE SANTANDER	7	2,257
SANTANDER	14	4,562
SUCRE	7	2,132
VALLE DEL CAUCA	8	2,572
計	136	42,760

出所: MinSalud, 2013 年 7 月

2. 法律第 1448 号における紛争被害者ケア・補償に係る情報

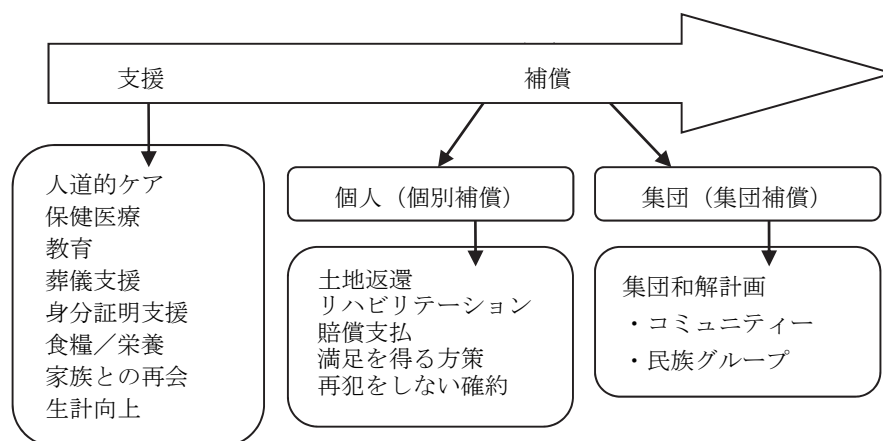
被害者総合ケア・補償国家システムの実施責務組織 (2011 年時細則)

内務省	農業農村開発省	文化省	被害者総合ケア・補償 特別運営局（ユニット）	
法務司法省	保健社会福祉省	情報通信技術省	国家監査室	検察局
外務省	労働社会保障省	国家企画庁	国民オンブズマン	社会繁栄庁
財務金融省	運輸通産省	大統領府人権国際人道権プログラム		国民戸籍登録局
国防省	環境住居土地開発省	大統領府女性平等高等審議会		高等裁判所
職業訓練庁	大統領府対地雷総合アクションプログラム			国家警察
コロンビア対外技術・金融研究所		歴史・記憶検証センター		コロンビア家族福祉研究所
国家貧困撲滅庁	国立公文書・資料館	公証・登録局		コロンビア農村開発研究所
国家団結局	国立法医学研究所	国際商業銀行		アグスティンゴ地理研究所
同法に基づくケア・補償に従事する公的機関・県市町村自治体・民間組織				国家参画会

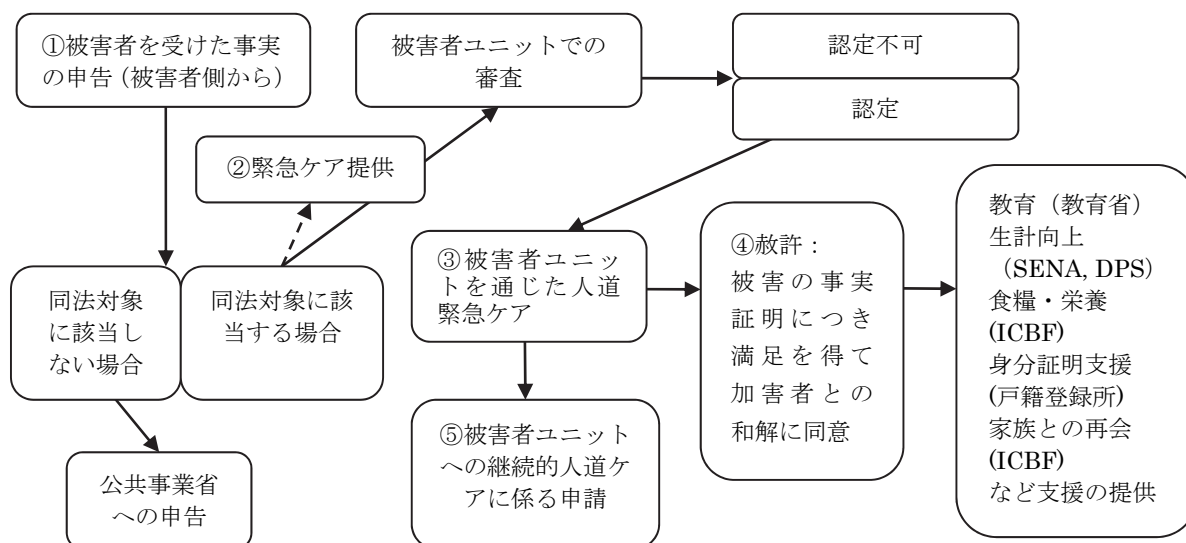
出所： *Guía práctica para entender la Ley de Víctimas*, Unidad para las Víctimas

注) 2011 年時細則では上 41 が挙げられたが、省庁改編（分割等）の影響を受け、2013 年現在は 52 である。

法律第 1448 号によるケア・補償フロー

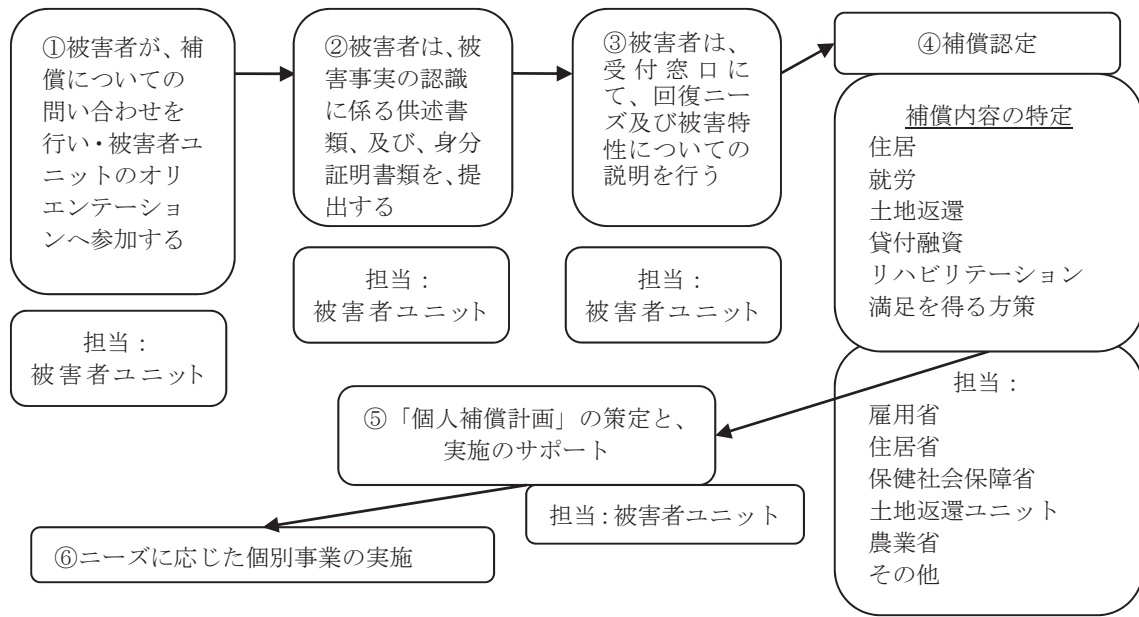


被害者認定・支援フロー

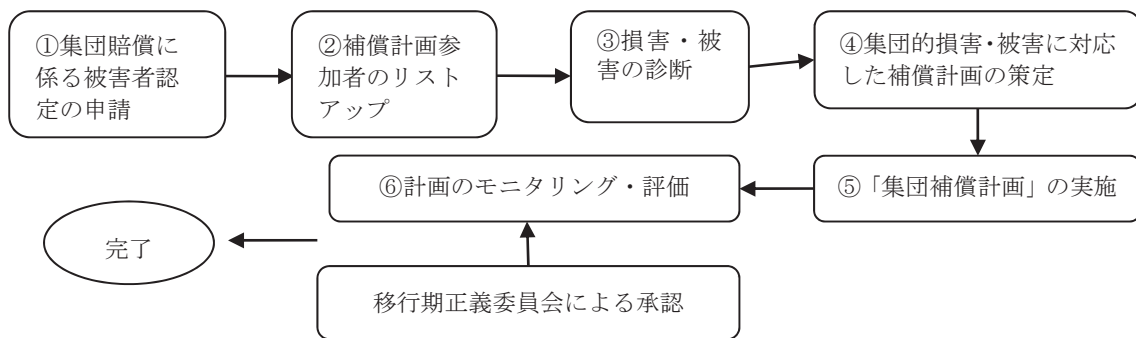


出所： *Guía práctica para entender la Ley de Víctimas*, Unidad para las Víctimas

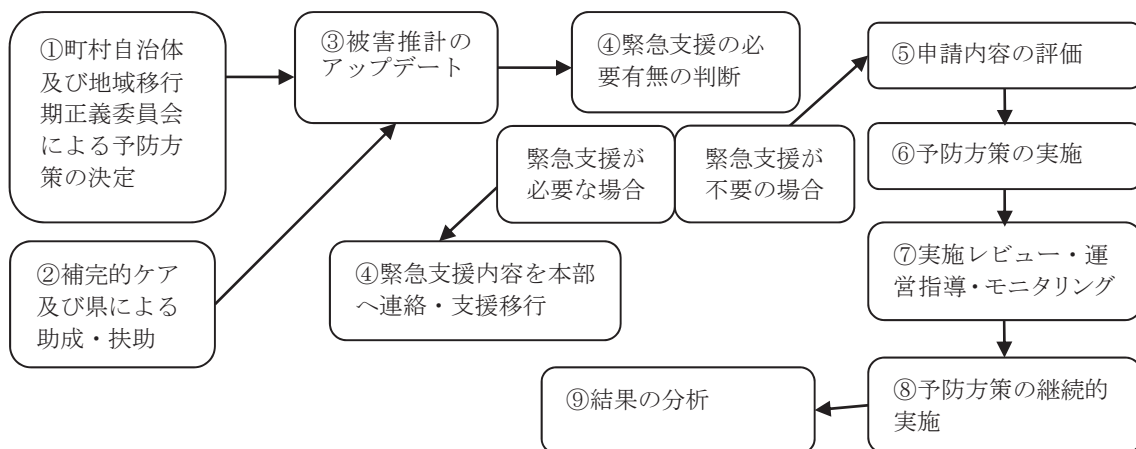
個人補償フロー



集団補償フロー



被害予防フロー



出所：Guía práctica para entender la Ley de Víctimas, Unidad para las Víctimas

3. 紛争終決と持続安定的な平和構築のための総括的合意書（ハバナ合意抄訳）

紛争終決と持続安定的な平和構築のための総括的合意書（抄訳）

（2012 年 8 月 26 日署名）

（序および I～IV 省略）

V. アジェンダは次の通り：

1. 総合的農業開発政策

国の地域間統合と公平な社会的・経済的開発を推進するために総合的農業開発が不可欠である。

- 1) 土地へのアクセスと土地利用。生産していない土地。土地所有権の取得手続き。農業地の境界と保全地域の保護。
- 2) テリトリー（地方自治体）に焦点を当てた開発プログラム。
- 3) 土地のインフラと適正化。
- 4) 社会開発：保健、教育、住居、貧困撲滅。
- 5) 農畜産業生産と連带的・共同的経済へと導くインセンティブ。技術支援、補助金、融資。収入の創出。マーケティング。労働の正規化。
- 6) 食料安全システム。

2. 政治への参加

- 1) 野党一般が活動するための権利と保証。特に最終的合意書がサインされた後に生じる新規の（社会・政治的）運動に対して。マスメディアへのアクセス。
- 2) 様々なレベルとテーマにおける直接的参加をも含めた市民参加のための民主的メカニズム。
- 3) 貧困で脆弱な国民をも同等の条件と安全の保証を伴った形で含めた、全てのセクターの国、地域、自治体レベルにおける政治への参加を促進するために有効な措置。

3. 紛争の終決

総合的、同時並行的プロセスは、次を意味する。

- 1) 双方による最終的な戦争行為の停止。
- 2) 武器放棄。FARC-EP メンバーをその利害に応じ経済的・社会的・政治的に市民社会へ再統合する。
- 3) 国家政府は FARC-EP に所属するもしくは協力することによって自由を奪われた者、もしくは起訴・裁定された者たちの状況を調査するため調整を行う。
- 4) 国家政府は、並行して、腐敗と無処罰との戦いを継続し、特に殺人・虐殺の責任組織や、人権擁護者や社会的・政治的運動を侵害するいかなる組織をも含めて、犯罪組織とその支援ネットワークを撲滅する戦いを強化する。
- 5) 国家政府は平和構築のチャレンジに対応するため必要な改革や組織的改定を検討し実施する。
- 6) 安全保証
- 7) 本合意書の第五項目（犠牲者）に定められた枠内においてパラミリタリー現象等をも究明する。

本プロセスが、最終的合意書(Final Agreement) 署名のための始めであり、双方が合意した限定期間内に、最終合意がサインされなければならない。

4. 不法薬物問題の解決

- 1) 不法栽培種を代替種に交換するプログラム。不法種が栽培されていた地域のコミュニティが代替種作物栽培・環境回復プログラムのための総合的開発プログラムに設計、実施、評価において参加する。
- 2) 麻薬消費予防・公衆衛生プログラム。
- 3) 麻薬の生産と流通現象の問題解決。

5. 犠牲者（被害者）

国家政府—FARC-EP 間合意の核心は犠牲者（被害者）への賠償である。そのため次が検討される。

- 1) 被害者たちの人権
- 2) 真実

6. 実施、確認と批准

合意のサインによって全ての合意項目実施がスタートする。

- 1) 実施と検証のメカニズム
 - a. 地域に特別の重要性を与えた実施システム
 - b. フォローアップ・検証のための委員会
 - c. 対立の解消メカニズム

これらメカニズムは実施のための能力と権限を有し、双方代表者がメンバーとなり、場合によっては社会メンバーも加わる。

- 2) 国際機関の同行
- 3) スケジュール
- 4) 予算
- 5) 普及、通信のためのツール
- 6) 合意書の副署メカニズム

キューバ国ハバナ市において 2012 年 8 月 26 日に調印

(署名者) コロンビア共和国政府側代表者
 コロンビア革命武装軍・民衆軍（FARC-EP）側代表者
 ウィットネス： キューバ共和国代表者
 ノルウエー政府代表者
 コロンビア政府代表者

4. 構成案件 2 次評価グリッド（基本情報及び案件別 2 次評価）

4-1 基本情報															紛争の被害者・共生和解支援プログラム（構成案件情報）＜プログラム目標＞ 国内避難民、地雷被災者などの経済的・社会的再統合を支援するとともに、被害者と加害者、受入れコミュニティの共生・和解促進を支援する。														
プログラム成果 （サブプログラム）	調査 Code	案件名	協力形態	協力期間	協力金額	案件形成時・期間中のコロンビア国関連政策 及び主な根拠法令	関連事業（プロジェクト）	実施組織（PD）	最終裨益者	ターゲットグループ、C/P	実施サイト	直接裨益地域	日本側投入実績	アウトプット（文書・情報化・ 政策反映）	日本及び第三国の協力 組織														
成果 1：国内避難 民の生活の質の向 上のための支援モ デルが開発される。	1	国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト	技プロ FU（フォローアップ支援）	3 年、2006 年 5 月 31 日 ～ 2009 年 5 月 30 日（終了） FU:2010 年 12 月 ～ 2011 年 3 月（終了）	約 1.06 億円	ボゴタ市食料安全保障栄養改善政策 アキシオン・食糧安全保障都市農業普及政策（アキシオン・RESA URBANA） 国家社会経済審議会文書 3400 号「国内避難民支援のための政府支出目標と優先付け」	ボゴタ市南部地区の都市農業普及プロジェクト（Bogota319／有機栽培）、ボゴタ市コミュニティ・キッチン炊き出し事業、ボゴタ飢饉の追放（Bogotá sin Hambre）、食の行き届いたボゴタ（Bogotá bien Alimentada）、前向きなボゴタ（Bogotá Positiva） 食糧安全保障委員会	ボゴタ市植物園	国内避難民を含む社会的弱者	ボゴタ市植物園、ボゴタ市役所、プロジェクト 319 雇用職員、 ナリニョ地区の国内避難民を含む住民	ボゴダ市サンクリストバル地区	ボゴダ市サンクリストバル区	長期専門家 1 名 36MM、短期専門家複数名、第三国研修（アルゼンチン、ペルー、キューバ）、本邦参加型地域開発研修 3 コース 6 名（2006 年度に 2 名を集団研修「参加型地域社会開発の理論と実践」、2007 年度・2008 年度地域別研修「小規模農民支援有機農業普及手法（中米カリブ地域）、機材供与（車輻、事務機器）、在外事業強化費（機器等）、国内セミナー、インフラ整備費等。	栽培技術マニュアル 都市農業社会開発マニュアル 都市農業普及ガイドブック 都市農業普及対象作物別の特徴・栽培方法・料理方法パンフレット 農業円卓会議組織化	第三国での都市農業及び参加型地域開発研修受入れ組織（アルゼンチン、ペルー、キューバ）														
	2	国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト	技プロ	3 年、2009 年 11 月 19 日 ～ 2012 年 11 月 18 日（終了）	約 177,123 千円	法律第 387 号／1997（国家国内避難民支援計画策定義務） 法律第 250 号／2005（地方自治体統一包括計画 PIU 策定義務） 国家社会経済審議会文書 3400 号／2006「国内避難民支援のための政府支出目標と優先付け」 法律第 1190/2008（国内避難民支援地方自治体調整 /FUユニットの設置に係る法律） 法律第 1448/2011（被害者救済法）被害者総合ケア・補償国家システム（SNARIV）	国内避難民の統合的支援国家システム（SNAIPD） 地方自治体における包括統一計画（PIU）／地域アクション（PAT）策定・実施 被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）	内務司法省（MI J）（現・内務省）	国内避難民を含む社会的弱者	内務司法省（MIJ） 国内避難民支援地方自治体調整フォローアップユニット 地方自治体（マグダレナ県サンタマルタ特別市） 自治体の国内避難民支援委員会メンバー	ボゴタ マグダレナ県（サンタマルタ市）	マグダレナ県	長期専門家 3 名（チーフアドバイザー、PCM/ 総括、 地方行政 /業務調整）、 短期専門家 3 名（組織分析、情報システム、PCM 研修等）、 現地コンサルタント雇用（4 名） 本邦研修、技術交換事業	モニタリング評価マトリ 簡易 PCM 実施要項 PIU（統一包括計画）6 件 避難民統計ソフト RUSICST（地域被害者支援情報システム統一報告）様式	N.A														
	3-1	（補正）地域振興アドバイザー（一村一品）	専門家派遣	約 8 か月、2010 年 1 月 25 日 ～ 2010 年 7 月 31 日（終了）	約 0.16 億円	政令第 250 号／2005「国内避難民の総合ケア」	OVOP 推進中央委員会（2009 設立） 一村一品 12 インシヤティブ／一村一品推進（JICA 技プロ）（実施中）	国家企画庁（DNP）	国内避難民を含む社会的弱者（貧困層等）と市民	国家企画庁（DNP） 一村一品運動推進組織間運営委員会（国家企画庁、国立職業訓練庁 SENA、アクションソシアル、農業農村開発省、商工観光省） 一村一品大会で表彰・選定された事業体地域リーダー（連事業体／自治体・市町村民） 一村一品運動推進関係者（アソシエイト県農林業発展室、ナリニョ県生産委員会、コルドバ県文化秘書室、労働組合、サンタンデル県農業・地域開発室、文化省、コロンビア国際開発庁 APC、国立学習サービス・サンタンデル農業観光センター、大学、等）	コロンビア全域	1 2 インシヤティブ 地域：トリマ県 アンティオキア県 ボジャカ県 コルドバ県 カウカ県 キンディオ県 クンディナマルカ県 ナリニョ県	専門家 1 名：8.3MM、現地業務費	インシヤティブ 選定に係る各資料：一村一品推進コンセプト・ガイド、案件評価票 OVOP 中央実行委員会発足 研修参加者アクションプラン 12 インシヤティブ 特性調査 OVOP 地域委員会発足 国家開発計画 2010 – 2014・地域開発戦略への導入（草案）	大分県、大分市町村自治体、同県内商工業関係者（民間） JETRO 立命館アジア太平洋大学														
	3-2	（補正）一村一品推進アドバイザー	専門家派遣	約 9 か月、2009 年 11 月 1 日 ～ 2010 年 7 月 31 日（終了）	約 7,381 千円	国家開発計画 2006-2010 における地域開発戦略（紛争・貧困因となる地域格差の是正） 国家開発計画 2010-2014 に基づく地域開発戦略（2013 年 7 月最終化中）							専門家、現地業務費																
	3-3	一村一品推進アドバイザー	専門家派遣	2010 年 7 月 21 日 ～ 31 日（終了）	約 2,592 千円								専門家、現地業務費																
	3-4	（補正）一村一品推進研修	国別研修	2009 年度	約 33,113 千円						日本 トウチン市 サンタンデル県 プトゥマヨ県	ワイラ県	研修員受入れ ・研修実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、来日後の医療費、研修教材等																
	3-5	一村一品研修（アンデス地域一村一品推進）	地域別研修	2010 年 10 月（終了）	N.A.						日本	※社会経済活動コミュニティであるインシヤティブ関係者の居住地域は行政区を跨ぐ場合がある。	・研修実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、来日後の医療費、研修教材等 ・アクションプランに係る FU 経費の一部																
	3-6	一村一品推進	国別研修	約 2 年 3 か月、2011 年 1 月 6 日 ～ 2013 年 3 月 31 日（終了） FU:2010 年 12 月 ～ 2011 年 3 月（終了）	約 22,000 千円						日本 FU：コロンビア		本邦研修員受入 15 名（予定）× 3 年間 ・研修実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、来日後の医療費、研修教材等 FU:12 インシヤティブ 12 か所での普及と普及 - 実施																
3-7	一村一品推進	フォローアップ	2011 年 1 月 ～ 3 月	約 4,685 千円						コロンビア		ローカルコンサルタント 2 名（2.5MMx2 名）																	
成果 2：地雷被災 予防及び地雷被災 者の医療リハビリ 、社会参加促進 のための支援モ デルが開発される。	4	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト	技プロ	4 年、2008 年 8 月 25 日 ～ 2012 年 8 月 24 日（終了）	約 2.5 億円	法律第 418 号／1997、法律第 782 号／2002（対人地雷被災者法） コ国憲法（1991 年）13 条 24 条 47 条 54 条 68 条（障害者の保健医療サービス受給の権利の保障）、法律第 100 号／1999（総合社会・医療保障制度、障害者の医療保障の実現） 障害国家政策文書（CONPES 80） 法律第 1448/2011（被害者救済・土地返還法） 被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）	対人地雷総合アクション大統領プログラム 連帯保障基金（FOSYGA）（地雷被災者・家族対象） 被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）	対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）、 社会保障省（現・保健社会保障省） パジェ保健局保健局 アンティオキア保健局 バジェ大学病院 サンビセンテデバウロ財団大学病院 フンダシオンイデア ル コミテデリハビリタシオン	地雷被災者を含む障害者と家族	対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA） アンティオキア県メデジン市 バジェデルカウカ県カリ市	ボゴタ市 （政策・モニタリング） アンティオキア県メデジン市 バジェデルカウカ県カリ市	アンティオキア県 バジェ県、及び 両県の対象医療施設のレファラル県	・長期専門家 4 名（チーフアドバイザー／総合リハビリテーション、住民参加／公衆衛生、住民啓発／障害者教育、業務調整） ・短期専門家 5 名（総合リハビリテーション、視覚障害リハビリテーション、住民参加、チームリハビリテーション） ・本邦研修「総合リハビリテーション（8 名）」「切断障害者への総合リハビリテーション（6 名）」「視覚障害者への総合リハビリテーション（8 名）」「チームリハビリテーション（4 名）」 ・コンビニア国内セミナー：JICA 専門家講師による「日常生活活動」「視覚障害リハビリテーション」等計 18 回・延べ 846 名参加、及び C/P による計 34 回・延べ 1,333 名参加 ・メキシコ CBR 国際会議 7 名参加 ・JICA コスタリカ技プロ「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」フォーラム参加 2 名 ・供与機材、在外事業強化費	下肢切断患者のリハビリテーションガイド、視覚障害／全盲リハビリテーションガイド、視覚障害／弱視リハビリテーションガイド、患者台帳（リハビリテーションのための ADL 評価票） 地雷・不発弾等の被災時における医療施設受診前措置基本手順ガイド、被災者・障害者の権利と義務ガイド CONPES 障害政策への反映（草案） ソーシャル・インクルージョン政策への反映（2012）	厚生労働省、国立身体障害者リハビリテーションセンター等 メキシコ 第 2 回 CBR 国際会議参加 コスタリカ KALOIE プロジェクトフォーラム参加														
	5	対人地雷総合アクション大統領プログラム強化	在外・本邦研修 FU（フォローアップ支援）	1.5 年、2010 年 2 月 21 日 ～ 2011 年 8 月 21 日（終了） FU:2012 年 1 ～ 2 月	約 4,700 万（FU 含む）	法律第 418 号／1997 及び法令第 782 号／2002（対人地雷被災者法）、 オタワ条約（対人地雷の使用・貯蔵・生産・移転の禁止とその廃棄に関する条約 /2000 年 9 月批准）、 法律第 1448/2011（被害者救済法）被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）	対人地雷総合アクション大統領プログラム 紛争被害者総合ケア・補償国家システム（SNARIV） EU-PAICMA プロジェクト UNMAS プロジェクト	対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）	コロンビア国民	対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）	カンボジア（カンボジア地雷対策センター（CMAC）、 本邦研修について、日本	コロンビア全土	第三国研修：カンボジア CMAC での研修に 15 人 x 2 週間 x 3 回 本邦研修：計画・立案研修に 4 人 x 5 日間 x 1 回 FU:コンビニア国内地方自治体研修（10 の県自治体を対象）	研修マニュアル PAICMA アクションプラン PAICMA 年次計画への反映 地域ニュースによる人道的地雷対策の拡大 調整・協力する地域関係者の拡大	カンボジア地雷アクションセンター（CMAC）														
成果 3：投降兵士 及び家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルが開発される。	6	投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト	技プロ FU（フォローアップ支援）	3 年、2008 年 2 月 25 日 ～ 2011 年 2 月 24 日（終了） FU:2011 年 6 月 ～ 2012 年 3 月（終了）	約 1.27 億	ナリニョ条約（2003 年） 法律 975 号／2005: 公正と平和 2006 年法令第 3043 動員兵士の社会・経済的再統合政策 2008 年 CONPES No.3554 投降兵士の再統合国家政策（La Política de Reintegración Social y Económica:PRSE） 政府武装解除・動員解除・元戦闘員の社会復帰（DDR）方針（国家開発計画 PND 2006-2010 及び 2010-2014）	武装集団投降兵士の社会復帰プログラム ボゴタ市投降兵士支援補償プログラム（PADREB/SEGOB） メデジン市投降兵士支援事業（メデジンモデル）	投降兵士再統合高等審議会（ACR） （現・コンビニア投降兵士再統合庁）	投降兵士とその家族、受入れコミュニティ構成員	投降再統合高等審議会（ACR）、 ボゴタ市役所内務局投降・再統合支援プログラム（PADREB）事務所、社会経済問題担当事務所（IPES）、国立職業訓練庁（SENA）、 投降兵士と家族、受入れコミュニティ住民	ボゴタ市	ボゴタ市	長期専門家 1 名（企業・就業支援 /業務調整）、短期専門家 4 名（就業支援事業強化 2 名、小規模ビジネス事業支援強化 2 名）、本邦研修に 10 名、在外事業強化費（現地コンサルタント備上など）	就業・起業ルートモデル 就業支援ルートマップ 就業支援ガイドライン案（就業支援ツールとして面接シート、フォローアップシート）	N.A														
	7	紛争被害者への社会心理的ケアのための人材育成	在外研修	3 年、2010 年 1 月 20 日 ～ 2013 年 1 月 19 日（終了）	約 3,000 万	法律 975 号／2005: 公正・と平和 政令第 1290 号 /2008（被害者補償と救済） 国家開発計画 2006-2010 における「国民全体の安全の確保」 法律第 1448/2011（被害者救済法）被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV）	被害者補償和解委員会（CNRR）の設立 歴史検証委員会（CMH）の設立（2011 年、歴史記憶検証センターに移行） 被害者支援・総合補償国家システム（SNARIV） 紛争被害者社会心理的ケア国家プログラム 連帯保障基金（FOSYGA）（地雷被災者・家族対象）	被害者補償和解委員会（CNRR）、 社会保障省（現・保健社会保障省） （研修生の活動地はボゴタ市、カリ市、メデジン市、カルタヘナ市）	暴力・紛争被害者	国家補償和解委員会（CNRR）の社会心理士、社会福祉省（MPS）所轄医療等施設の医師・看護師・ソーシャルワーカー・臨床心理士など専門職人材、 社会福祉省（MPS）の社会的弱者支援担当者（15 名 x2 回）	ペルー（研修地）、ボゴタ（研修生選定調整） （研修生の活動地はボゴタ市、カリ市、メデジン市、カルタヘナ市）	ボゴタ市、カリ市、メデジン市、カルタヘナ市	ペルー-在外研修（中央及び地域の専門職人材、15 名 x4 回） 在外事業強化費（ペルーでの研修受講にかかる航空費、研修員旅費、ペルー UNMSM との契約等研修受講経費、現地コンサルタントの備上、コロンビア国内セミナー実施等）	12 支援組織を想定したアクションプラン・マトリックス（社会心理的ケア戦略）ドキュメント 保健社会保障省＜社会心理的ケアと総合保健プログラム＞への反映	ペルー-研修実施組織：（第一回目研修）ナリニョ大学 / JICA 委託、ペルー側研修協力組織：国立野口英世精神衛生研究所（INSM）、平和共生和解国家委員会（CMAN）及び保健省（MINSa）														
成果 4：国家補償 和解委員会（CNRR）と保健 社会保障省（MPS）の 紛争被害者への 社会心理的ケアの 能力が開発される。	8	総合的被害者支援システムの開発	国別研修	2010 年 2 月 28 日 ～ 3 月 20 日（終了）	約 937 万円			国家補償和解委員会（CNRR）	暴力・紛争被害者	国家補償和解委員会（CNRR）の法律専門家、心理士、政治学者など専門職人材 保健社会保障省、被害者ユニット、 PAICMA の被害者・被災者支援担当専門職員	日本	コロンビア全土	国別研修 1 回（CNRR8 名）実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、来日後の医療費、研修教材等 課題別研修 3 回（MinSalud 1 名、PAICMA 2 名、被害者ユニット 2 名、計 5 名）実施費、宿泊費・生活費、研修旅行費、来日後の医療費、研修教材等		常盤大学														
		（被害者支援総合システム）	課題別研修	2007 年、2008 年、2009、2011 年、2012 年（終了）	N.A（プロジェクト外予算）																								

外務省所轄案件		貧困層のための平和的な紛争解決サービス	マルチ、世銀日本社会開発基金 JDSF	2008 年度採択	約 1,90 百 万 米ドル	国家開発計画 2006-2010 における「国民全体の安全の確保」	N.A	内務司法省・国際協力局	女性、先住民、アフリカ系コロンビア人、障害者、貧困層を含む。社会的弱者	自治体（5 か所）、市民団体			世銀日本社会開発基金への無償拠出	N.A	N.A
		暴力の被害者であるコロンビアの若い女性へのエンパワメント：持続可能な社会経済的取り込みに向けた革新的アプローチ	マルチ、世銀日本社会開発基金 JDSF	2009 年度採択	約 1,48 百 万 米ドル	国家開発計画 2006-2010 における「国民全体の安全の確保」	N.A	(コロンビア NGO) Corporación Escuela Galán para la Democracia	紛争・暴力被害者女性（15-25 歳）				世銀日本社会開発基金への無償拠出	N.A	N.A
		ソアチャにおける脆弱なグループの人間の安全保障状況改善	マルチ、国連人間の安全保障基金	2010 年度採択	約 2,55 百 万 米ドル	国家開発計画 2006-2010 における「国民全体の安全の確保」	N.A		避難民、避難民受入れコミュニティ、女性、青少年		クンディナマルカ県ソアチャ地域	クンディナマルカ県ソアチャ地域	国連人間の安全保障基金への無償拠出	N.A	N.A

調査コード 事業名称 協力形態 協力期間 実施組織 最終受益者 実施サイト 実施時業務主管				国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト 3年、2006年5月31日～2009年5月30日（終了）FU:2010年12月～2011年3月（終了） ボゴタ市植物園 国内避難民を含む社会的弱者 ボゴタ市サンクリストバル地区 ボゴタ市植物園、ボゴタ市役所、プロジェクト319雇用職員、サンクリストバル区の国内避難民を含む住民 農村開発部・畑作地帯第1課			入事情報／結果概要		情報源／調査対象	
項目	調査事項（設問大項目）	設問小項目	項目							
計画性とア プローチの 戦略性（妥 当性）	1	1	コ国政府の平和構築政策・紛争被害者・共生和解支援に係るプログラムとの整合性	1			本事業は、コロンビアの食糧安全保障ネットワークが推進する都市農業支援政策と、国内避難民支援政策、及び、プロジェクト319を含むボゴタ市の食糧安全保障・栄養改善政策を支援するものである。国内避難民の支援の観点で都市部避難民の栄養改善が目指され、本プログラムの成果の達成に資する事業である。		終了時評価調査報告書 2009、業務完了報告書 2010、2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認）コロンビアPNA、ボゴタ植物園	
				2			案件実施当時において、ボゴタ特区では避難民や貧困層が増加しており、日本の平和構築への支援決議から当時のコ国・避難民支援の一貫として取り組む課題とされており、日本の平和構築への支援決議から、時機がなかった協力と判断できる。		2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、ボゴタ植物園	
				3			我が国は紛争被害者支援を人間の安全保障の観点から認識し、2008 年 8 月のコロンビア ODA タスクフォース及びコ国政府との経済協力政策協議により、紛争の結果生じる社会的・経済的問題へ対策を講じる」意向を表明した。本案件は同対策に対応し政策的な根拠・意義が高い。		平和の構築プロジェクト2008、プログラム調査報告書 2010、G-24 Cartagena Declaration	
				4			本案件は JICA の対コロンビア国別実施計画の援助重点課題「平和構築支援」における「国内避難民等社会的弱者協力（サブプログラム）」に位置づけられ、2008 年の平和構築支援に係る調査・協議（プロジェクト2008）により「紛争被害者」と共生・和解支援プログラム」に組み込まれた。計画の前後があったものの、本案件の目標及び最終受益者は同プログラムの成果・裨益者に合致する点で、支援戦略と整合する。		対コ国実施計画・展開計画（2008） 終了時評価調査報告書、2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、 「平和の構築」プロジェクト2008（2008）	
				5			対象地域のボゴタ市サンクリストバル地区は、居住区階層 1 と 2 に該当する貧困地域で、国内避難民や貧困世帯で、エネルギーやたばく質の質の不足など栄養パランスの欠如や貧困世帯で、栄養失調状況が見られ、政府や地方自治体も栄養改善や摂取栄養素の改善に取り組んでいたところであった。都市農業は政府・自治体の政策・事業の方法論であり、これ通じた栄養改善は、裨益者ニーズに応えた。		終了時評価調査報告書 2009、業務完了報告書 2010、2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） コロンビアPNA、ボゴタ植物園	
				6			既に都市農業事業を進めるボゴタ市植物園を実施組織とし、共生・コミュニティ強化の観点から避難民と共に対象地区の貧困層世帯を対象とした点は適切な選定であった。 （注）本案件では、国内避難民を「都市農業に従事可能な定住生活を営み始めたグループ」と定義し、栄養改善を「総合的な都市農業戦略を実施することで消費野菜料と種類が増加すること」と定義した。		終了時評価調査報告書 2009、業務完了報告書 2010、2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）	
				7			避難民のみならず貧困層等社会的弱者が多く暮らす地区を対象とし、住民組織化の環境を強化し、避難民に特化しないコミュニティ事業とする配慮がなされたことで、住民間の支援の差別感や栄養改善状況の格差発生予防と、共生理解の向上を図ることが可能となった。		同上	
				8			ボゴタ市植物園の都市農業能力強化（成果 1）の観点では、プロジェクト・ヘル・キューパの都市農業実施国での技術観察・研修技術研修等を行い能力向上が図られた。蓄積した通正技術は「幹路技術マニキュアル」に継承された。更にコミュニティでの良好な関係づくりや組織化に活用可能な能力強化（成果 2）については、インパクト調査（2009）にて対象住民の栽培面積が 32.1%増加したことが確認され、目標指標を達成した。住民は新しい都市農業栽培技術を活用し、料理・食品加工・栄養に係る研修実施による知識習得がなされた。区の都市農業活動持続性確保するコミュニティでの枠組み作りの強化（成果 3）では、都市農業円卓会議が期間中 11 回開催され 10 以上のコミュニティが参加した。2009 年 1 月時点で 8 グループが事業を実施している。円卓会議によって区行政と住民グループの連携が促進された。 これら成果により、期間中に、ボゴタ市植物園では野菜栽培においては従来食用とされてきた野菜に 加え、新たに 6 種の野菜を導入しうち 4 種（キュア、クビ、パスタ、ベビンドリ）が定着した。ヘル・パルサーに比して 4 種の増加で結果は 33 種となった。高頻度消費型（消費回数 5-7 回/週）の野菜、中頻度の野菜（消費回数 2-4 回/週）について 12～14%、低頻度消費型（0-1 回/週）の野菜について 8～12%の増加が確認され目標は概ね達成された。更に、対象区における参加者の増加、円卓会議など住民組織化や活動参加の広がり、避難民と受入れ住民の関係性の構築が見られた。		終了時評価調査報告書 2009 業務完了報告書 2010 2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）	

		2	プログラムの他構成案件との相乗効果	9	プログラム成果1「国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される」ための他案件との相乗効果	他の構成案件との直接のリンケージはなかったが本「栄養改善プロジェクト」が既存の都市農業政策に基づく草の根の根の活動を行い、「地方行政能力向上プロジェクト」が地方自治体行政サービスにコミットした取り組みを行い、「一村一品」が地域民と密接した経済・社会文化活動を行う点で、それぞれ異なる側面から避難民を含む地域民の生活支援に補完的に取り組んだ。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
		3	プロジェクト目標達成に寄与した、安定要因	10	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・ボゴタ植物園は都市農業や緑化事業を主幹業務とするため、市民コミュニティへの家庭栽培・共同園場栽培の普及活動を安定的に継続していること。 ・プロジェクトが地区民を都市農業・野菜栽培の主体とした方法論を導入したため、住民の自主性・積極性の高い活動であった点。 ・地区に從來なかった集会を組織化したことで近隣住民と行政の定期的な意思共有習慣が生まれたこと。	同上 コロンビアPNA ボゴタ植物園、受益住民
		4	プロジェクト目標達成を阻害した、不安定要因	11	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・期間中、政権交代の影響で市職員やボゴタ植物園の人員交代が頻発し、更にプロジェクト319人員が契約職員であったため、技術の組織的な機能化が不十分であった点が、技術の安定性に影響した。	終了時評価調査報告書2009、業務完了報告書2010、2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）コロンビアPNA
		5	裨益発現のための取り組みの迅速性、投入・活動の効率性	12	期間中に裨益が把握されたか	期間中に新たな野菜栽培と食用利用の広がり、野菜摂取量や種類の拡大が認められた。円卓会議の開始や野菜栽培の情報交換の習慣が住民間に生まれ、避難民と受け入れコミュニティの新たな関係性が構築された。	終了時評価調査報告書 2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
		6	投入対効果	13	開発パートナー（他政府・ドナー・NGO）活動との効果的な調整・連携がなされたか	事業開始前に行われていた Planeta Paz（NGO）の支援では、家庭世帯の個別ニーズに基づく家庭菜園指導を行っていたところ、終了時に JICA 協力が開始されたことから、継続的なコミュニティ支援・効果を可能とした。都市農業円卓会議についてはサンクリストバル市立病院、ボゴタ市立エントレ・ヌーベス公園、都市農業普及活動についてはサンクリストバル市立病院、都市農業技術の研修については国際 NGO（IPES/RUAF）やロサリオ大学との協力が都市農業の普及と展開を促進した。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）JICA 専門家（2011年）、ボゴタ市植物園（2011）、都市農業の NGO（2011）
					14	投入規模（人材・経費・期間・他）に対し目標・成果達成は妥当か	同上
インパクト	1	上位目標の達成度・見込み		15	「都市農業の強化を通じて、ボゴタ市の国内避難民を含む社会的弱者の栄養摂取状況が改善される」（上位目標）が達成されているか	過去7年の市民の栄養状況は、大幅な改善にある。プロジェクト完了時に31種であった栽培植物種は今般調査時（2013年）に63種で、32種の増加が見られた。ICBFは2007-2011年にかけてボゴタの乳幼児について約10%のミネラル・タンパク質等の栄養状況改善が見られたとしている。聴き取り調査でも受益者/世帯の野菜摂取種と量は増加しており、食習慣の改善、栄養摂取の向上、子どもたちへの食生活改善・栄養向上活動がプロジェクト終了後から展開されており、広範囲での栄養改善があると推定される。	終了時評価調査報告書2009、業務完了報告書2010、2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） ボゴタ市植物園、受益住民
	2	プログラム成果との関係性		16	プログラム成果1「国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される」への寄与	ボゴタ植物園と受益者住民への聴き取りによれば、都市農業を通じて栄養改善が継続している要因は、住民主体の活動を重視し、技術とツール双方から都市農業普及の方法論（モデル）を定着させてきたこと。農村部の出身者が多い避難民には、都市農業は馴染み易いと同時にアイデンティティの回復に資し、地域との交流の契機をつくる活動として効果的である。住民の円卓集会、栽培、技術普及活動、苗圃や栽培土の確保、野菜栽培を行う住民・面積規模の拡大から寄与があった。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、企画調査員（プログラム監理・監）業務完了報告-2013.JICA セミナー資料 2012 ボゴタ市植物園、受益住民
	3	波及効果の有無と、安定・不安定要因		17	紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティとの共生等、平和構築に係る波及効果	・栽培技術の情報提供や種苗や栽培植物の提供などコミュニティの相互互助に繋がっている。 ・故郷で農業に従事していた避難民が、栽培活動を再開することで、アイデンティティの回復や、心の安定のきっかけを得たこと。 ・有機栽培を通じて環境・食の安全に係る住民の意識が向上した。 ・自身が栽培した植物を料理して家族と分かち合うことが、生活の喜びとなった。 ・栽培野菜の収穫余剰分を販売する機会が生まれた。 ・栽培野菜から、2次産品を製造して販売する住民が出てきていること（生計への貢献）。 ・子どもたちへの環境・保健に係る教育活動にて、栽培アクティビティが開始されたこと。 ・本事業以外の都市農業事業で紹介した社会開発技術を活用する動きが始まった。 ・都市農業を公共政策の一つとする体制基盤が築かれた。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） ボゴタ市植物園 受益住民

		18 中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因	【安定要因】 ・野菜栽培をする人が増加を続けている。 ・区に難民・投降兵士支援習慣がある（支援集会の存在、転居難民への市場の産物提供等） ・住民団卓会議が継続されている。 ・対象地では、避難民の受入れは寛容で、協力的である。 ・区民と避難民当事者は、避難民であることが理由で生活に障害を抱えるということとは特にないと考 - えており、野菜栽培活動においても区別はない。 ・ボゴタ植物園は、現在も都市農業・緑化事業を主幹業務としている。 ・プロジェクト319が普及し本案件が支援した栽培技術が、住民間で普及・実践されている。 ・農業出身が多い避難民にとつて野菜栽培は慣れ親しんだ活動であり、生活の喜びとなりうる。 ・景観など環境の観点から、都市農業の価値が高まっている。 ・都市農業法／条例が国会と市議会で審議され法律／条例となれば普及活動が活発化する。 【不安定要因】 ・野菜種子や栽培資材の確保が住民世帯の負担となる場合は、活動を低下させる可能性がある ・紛争が続いているため都市部に難民・貧困層が極端に急増し栄養状況に影響する可能性がある	2012 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） ボゴタ市植物園 受益住民
持続性	1 政策・制度面での持続性	19 本協力を支援する政策・プログラムの有無	食糧安全保障政策、国内避難民支援対策、ボゴタ市食糧安全保障政策および都市農業プログラムの継続されている。2011 年時には都市農業法案を起草し、現在は国会にて法律化、ボゴタ市議会にて条例化が審議されており、都市農業の価値が高まっており、政策的支援が持続する可能性が高い。	2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） ボゴタ市植物園
	2 組織財政面での持続性	20 上位目標達成、裨益効果波及のための、実施組織・カントリー・パートナー組織の組織の機能・マバ・ラの安定性・継続性	ボゴタ市植物園の人材は安定しており、2011 年より増員された。ボゴタ植物園によれば、住民への栽培支援は今後も活発に継続される。植物園の訪問者は過去数年増加傾向で、都市農業や緑化の普及は市の重要な公共サービスと認識されている点からも、安定性が見込まれる。	2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） ボゴタ市植物園、受益住民
	3 技術面での持続性	21 カントリー・パートナー、ターゲットグループ、直接裨益者の技術活用に係る安定性・継続性	ボゴタ市植物園は都市農業・緑化を業務とし、園内圃場での地域民への栽培研修を拡大している。住民間での技術や情報の交換も広がり、家庭菜園や共同圃場の面積や活動に参加する市民の人口は増えている。都市農業が公共サービスとして価値を高めていること、市民の関心が一層高まっている点から、安定性・継続性の見込みは高い。	2011 年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） ボゴタ市植物園、受益住民

調査 code

事業名称
協力形態
協力期間
実施組織
最終裨益者
実施サイト
ターゲットグループ

2 国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト
3年、2009年11月19日～2012年11月18日（終了）
内務司法省（MIJ）（現・内務省）
国内避難民を含む社会的弱者
ボゴタマダレナ県（サンタマルタ市）
内務司法省（MIJ）
国内避難民支援地方自治体調整フォローアップユニット
地方自治体（マダレナ県サンタマルタ特別市）
自治体の国内避難民支援委員会メンバー
公共政策部・行政機能課

実施時業務主管

項目	調査事項（設問大項目）	設問小項目	入手情報／結果概要	情報源／調査対象
計画性とア プローチの 戦略性（妥 当性）	1	コ国政府の平和構築政 策・国家開発政策・プ ログラムとの整合性	1	コ国政府の平和構築政策、紛争 被害者・共生和解支援に係るプ ログラムに整合しているか
	2	日本のコ国支援戦略、 JICAの対コ国事業実 施計画との整合性	2	実施のタイミニングはコ国の平和 構築のプロセス・政治社会情勢 に対し適切であるか
	3	裨益者・裨益地域の ニーズに対する実施の 必要性	3	日本の支援政策と合致し支援の 政治的・政策的意義があるか
	4	アプローチ（戦略）の 適切性	4	JICAの実施計画・支援戦略の観 点での意義
効果 （有効性・ 効率性）	1	プロジェクト目標の達成度	5	対象裨益者・地域での裨益者 ニーズに応じたものであるか
	2	プロジェクト目標の達成度	6	直接受益者・ターゲットグルー プ・実施組織の選定は適切であ るか、選定では必要な関係者が 十分に巻き込まれていたか
	3	プロジェクト目標の達成度	7	案件対象地やターゲットグルー プ・直接裨益者に及ぼしうる悪 影響・リスクを回避する対策が 盛り込まれているか
	4	プロジェクト目標の達成度	8	「対象地方自治体における、国 内避難民支援のためのPIU開発 プロジェクトの立案・モニタリ ング・評価に係る組織能力が強 化される」（プロジェクト目標）が 実現されているか

			国内避難民支援委員会及び国内避難民支援に携わる関係機関職員的能力の強化（成果2）について、地方自治体が活用する「PCM手法による」計画立案・モニタリング評価ガイドライン」が整備され、マダゲナ県自治体関係者を対象に研修が行われた。社会警察ユニット、被害者ユニット・マダゲナ県職員におけるモデルリーダー育成が進められた。マダゲナ県サントマルタ市では研修受講者がバイロットプロジェクト（IDP）の歴史ドキュメンタリー作成）の計画の立案、モニタリング評価でPCM手法を活用するなど、実践力が強化された。 避難民の情報が対象自治体で把握されPIU開発プロジェクトに設立されたか（成果3）については、マダゲナ県庁を中心となり県内30市中の22市の避難民統計情報収集が行われ、被害者支援ユニットと協力し統計データ分析のためのデータ集計ソフトも開発された。内務省の義務であるSNAIPDの進捗モニタリングのための「地域被害者支援情報システム統一報告（RUSICST）」の簡易フォーマットも整備された。 以上の成果から、マダゲナ県PIU策定に進展が見られた点、自治体が業務においてPCM手法を活用した実績も把握された点から、ある程度の目標達成が得られたと言える。	マダゲナ県被害者ユニット
2	プログラムの他構成案件との相乗効果	9	プログラム成果1「国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される」のための他案件との相乗効果	2012年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査） コロンビア支所 内務省、マダゲナ県、サントマルタ市
3	プロジェクト目標達成に寄与した、安定要因	10	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	2012年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
4	プロジェクト目標達成を阻害した、不安定要因	11	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	2011年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 終了時評価概要表2013
5	神益発現のための取り組みの迅速性、投入・活動の効率性	12	期間中に裨益が把握されたか	2011年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 内務省、マダゲナ県、被害者ユニットマダゲナ県事務所
6	投入対効果	13	開発パートナー（他政府・ドナー・NGO）活動との効果的な調整・連携がなされたか	2012年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 内務省、マダゲナ県、被害者ユニットマダゲナ県事務所
		14	投入規模（人材・経費・期間・他）に対し目標・成果達成は妥当か	2011年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 業務主管部
1	上位目標の達成度・見込み	15	「対象地方自治体の組織能力強化の教訓が他の市に紹介される」（上位目標）の達成が見込まれるか	終了時評価概要表2013 内務省、マダゲナ県
2	プログラム成果との関係性	16	プログラム成果1「国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される」への寄与	2011年マダゲナ県中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、企画調査員（マダゲナ県）業務完了報告2013、JICAセミナ資料2012、JICAセミナ資料2012、内務省、マダゲナ県

3	波及効果の有無と安定・不安定要因	17 紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティとの共生等、平和構築に係る波及効果	・県庁内に難民支援室（現・被害者支援室）が設置され人員が配置されたのは特記される。 ・市自治体でのPAT（旧PIU）策定を通じ、行政の社会的弱者支援に係る認識が高まった。 ・PIU・PATの策定に市民が参加することで、市民の行政サービス意識が高まった。 ・マグダレナ県内の30市のうち約70%の市役所において、連絡協議や助言活動が発現した。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 終了時評価概要表2013 内務省、マグダレナ県 被害者ユニット・マグダレナ県事務所
		18 中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因	【安定要因】 ・PAT策定において論理的・参加型の計画率文化が導入された。 ・法律1448/2011とSNARIVにより、自治体の被害者支援の責務が拡大したことに合わせて、技術・財源双方での業務リソースが広がっている。 ・マグダレナ県・市行政の、被害者支援に係る公共サービスの意識が高まっている。 ・市民の行政サービスへの関心が高まっている。 ・本協力の分野で支援を継続する国際機関がある。（USAID他） ・本案件で雇用了たローカルコンサルタントが、被害者支援ユニットマグダレナ県事務所長に就任し、県関係者間のコミュニケーションが改善している。 ・受入れ住民は避難民や社会的弱者層に協力的であり、目立った争いがない。 【不安定要因】 ・PATが策定段階に留まり殆どが実施率が低い。 ・紛争が継続しており難民人口が増加する可能性があること。 ・難民の動態が流動的で、最終受益者が所属する自治体も流動的になる可能性があること。 ・マグダレナ県は財政健全化が指導される（財源の私的流用問題が多い）自治体である。 ・マグダレナ県は、難民発生、及び、難民受入れ双方の影響が比較的大きい地域である。 ・難民・暴力被害者は、行政に対し不信感を抱くケースが多く、参加型の建設的な議論をもつのが難しい傾向がある。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） コロンビアPNA 内務省 マグダレナ県 被害者ユニットマグダレナ県事務所
持続性	1 政策・制度面での持続性	19 本協力効果を支援する政策・プログラムの有無	法令1448号/2011（被害者救済法）の制定・施行により、避難民を含む被害者支援の業務が改めて優先的な国家政策となり、地方自治体能力強化に係る政策的な優位性は高まっている。マグダレナ県の被害者支援室の人員数、予算等は、過去数年一定に推移している点も、持続的な発展につながる要因といえる。	内務省、マグダレナ県、被害者ユニット・マグダレナ県事務所
	2 組織財政面での持続性	20 上位目標達成、神益効果波及のための、実施組織・カウンターパート組織の組織の機能・マバリーの安定性・継続性	マグダレナ県の被害者支援室の人員数、予算等は、過去数年一定に推移、被害者法の制定により業務意識も高まった。被害者ユニット事務所など関係組織との地域レベルの調整・連携も進められている点は、今後の進展の安定要因となる。同県が財政健全化が求められる自治体である点が懸念事項である。	同上
	3 技術面での持続性	21 カウンターパート、ターゲットグループ、直接神益者の技術活用に係る安定性・継続性	マグダレナ県ではPAT計画立案でのPCM手法の応用、RUSICST簡易様式、国内避難民・特性データベース等の利用を継続する予定である。他方、他県へのこれらアウトプットの普及について内務省では計画はなく、他県への普及の見込みは低い。又、財源に余裕がない或いは財源計画・措置が効率的でない県・市においてPATの実行性が低いという全域の状況があり、マグダレナ県が財政健全化が求められる自治体である点は、懸念事項となる。	同上

調査 code

事業名称

協力形態

協力期間

実施組織

最終裨益者

実施サイト

ターゲットグループ

3

一村一品

個別案件（専門家、アドバイザー派遣）、地域別研修、国別研修

2009年度～2013年（継続中）

国家企画庁（DNP）

国内避難民を含む社会的弱者（貧困層等）と市民

コロンビア（専門家派遣）、日本（研修）

国家企画庁（DNP）、一村一品運動推進のための組織間・運営委員会（国家企画庁、国立職業訓練庁 SENA、アクシオンソシアル、農業農村開発省、商工観光省）

一村一品運動推進関係者、一村一品大会で表彰された事業体の地域リーダー（選定されたバリエット事業体/村）

産業開発部・産業貿易課

実施時業務主管

項目	調査事項（設問大項目）	設問小項目	入手情報／結果概要	情報源／調査対象
計画性とアプローチの戦略性（妥当性）	1 一国政府の平和構築政策・政策・国家開発政策・プログラムとの整合性	1 一国政府の平和構築政策、紛争被害者・共生と和解支援に係るプログラムに整合しているか	長期に亘る国内武装紛争により国には国内避難民や地震被災者などの紛争被害者や貧困層が地方・農村部に多く暮らし、これら社会的弱者の社会復帰や生計向上・地域共生の推進を通じて地方・地域の安定化は、社会経済の発展に必須である。政府は、地域格差の是正や経済活動の活性化が必要と認識し、2008年当時のコロンビア大統領による大分県一村一品運動の視察結果も契機となり、一村一品の知見が有効との見解を示した。本協力は、国内に一村一品の概念と方法論を定着させ、同国の社会・経済的格差の是正に寄与することを旨とするもので、政府方針及びプログラム目標を支援する。	要請案件調査票 2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
	2 日本のコロンビア支援戦略、JICAの対コロンビア実施計画との整合性	2 実施のタイミミングはコロンビアの平和構築のプロセス・政治社会情勢に対し適切であるか	2008年のJICE-JETRO 共催「アンデス地域一村一品運動セミナー」を端緒に、コロンビア側から強い要請を受けて採択・開始協力であること、政府側にも一村一品運動を政府の地域開発戦略とする意向が強く示され続けていること、コロンビア全域での社会・経済的安定化のニーズが極めて高いことから、時機を得た協力と言える。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
3 裨益者・裨益地域のニーズに対する実施の必要性	4 JICAの実施計画・支援戦略の観点での意義	3 日本の支援政策と合致し支援の政治的・政策的意義があるか	我が国は「紛争被害者支援」を人間の安全保障の視点による「平和構築」課題の取り組みと認識し、2008年8月のコロンビアODAタスクフォース及びコロンビア政府との経済協力政策協議により、「紛争の結果生じる社会的・経済的問題への対策を講じる」意向を表明した。本案件は同対策に対応し、政策的な根拠・意義が高い。	平和の構築プロジェクト2008年報告書（情報収集報告 2010, G-24 Cartagena Declaration）
		4 JICAの実施計画・支援戦略の観点での意義	本案件は、JICAの対コロンビア国別実施計画の援助重点課題「平和構築支援」下の国内避難民等社会的弱者プログラムに位置付けられ、紛争被害者と受入れコミュニティとの共生・和解促進を目指すプロジェクト方針に基づき事業である。大分県の実績を代表とする日本の一村一品の技術は、国際的にも高く評価されているもので、技術の比較優位性から、実施の妥当性が高い。	要請案件調査票 対コロンビア国別実施計画・展開計画「平和の構築」プロジェクト2008年報告書（情報収集確認調査）
4 アプローチ（戦略）の適切性	5 対象裨益者・地域での裨益者ニーズに応じたものであるか	5 対象裨益者・地域での裨益者ニーズに応じたものであるか	国内紛争が続くコロンビアでは難民を中心として全域で人口動態が激しく、地域の社会経済発展において住民の共生・団結を行うことが極めて重要である。行政に依存しない村民の自主的活動を重視し、村民の生計活動を繋ぐ一村一品の活動は、地域の団結と価値を高めながら経済安定化と社会安定化を必要とする地域ニーズに応じた協力であると言える。	要請案件調査票 一村一品インテリムレポート 2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
		6 直接受益者・ターゲットグループ、実施組織の選定は適切であるか、選定では必要な関係者が十分に巻き込まれていたか	地域開発戦略の策定を担う国家企画庁を主要CPとして、一村一品インシヤティブ（事業体/官民参加者）、及びインシヤティブ活動を技術的・制度的に支援する地方自治体、技術訓練公社（SENA）、農業組合など、インシヤティブの活動ニーズに応じた官民の関係者が研修に参加し、かつ現地活動に協力している点で、必要な関係者が参画している。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 業務主管部
		7 案件対象地やターゲットグループ・直接裨益者に及ぼす悪影響・リスクを回避する対策が盛り込まれているか	インシヤティブ選定では全国29県・213自治体地区に呼びかけ、事業案と関心表明がされた24県から12県12地区が選定された。選定評価は本協力を通じて基準が設定されたシステムティックな評価方法が用いられ、透明性が高く、関係者が納得できる方法が採用されている。 ・地方の農村部では避難民と同様市民の経済状況は厳しく、地域活動では支援格差や差別感を冗長しない配慮が必要であり、裨益対象には貧困層等を含む社会的弱者層を含めることとされている。 ・農村地域・地方部の生産者グループは性別で分かれるケースが多く見られることに鑑み、女性生産者グループが一村一品メカニズムから排除されないよう、参加市民・団体への配慮がされている。	要請案件調査票 2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）

効果 (有効性・効率性)	1 プログラム目標の達成度	8 プログラム目標が実現されているか 1. 中央及び地方レベルにおいて助言や講義を通じて一村一品の概念及び手法の理解を深める 2. 本研修を通して一村一品全国大会にて表彰された1イニシアティブにかかると地域リーダー及び一村一品推進関係者の地域コミュニケーションに関する知見が強化されると同時に帰国後のアクションプランが策定される 3. コロンビアの一村一品メカニズムを強化する	国家企画庁が主導し、国立職業訓練庁 (SENA)、アグシオネソシアル、農業農村開発省、商工観光省、JICA をメンバーとする中央一村一品推進運営委員会 (OVOP 中央委員会) が設置され「一村一品コンセプトベーパー」を取りまとめた。OVOP 先進地域である大分県での本邦研修、コロンビア国内でのセミナー、関係者への継続的な助言、地方委員会立上げ支援が進められてきた。大分県研修では、地域開発、計画・実施・評価、道の駅での販促方法論など、地場産業の活性化や行政の役割と官民の連携、リーダーシップの育成、女性生産者グループ活動など、一村一品に有用かつ必要な知見・技術・ツールが学ばれた。イニシアティブ選定は、案件評価表 (Ficha de la identificación productos con potencial OVOP) を作成し、27 県 213 団体から 71 団体の事業を優良案件に特定、最終的に 12 案件を選定し、シヤティグがつつ透明性の高いプロセスである (サービス/商品 9 件、アイデア商品 2 件、イベント 1 件)。研修受講後に策定されたアクションプランは、イニシアティブの活動計画の改善へフィードバックされていることに加え、政府は「一村一品発展への道」を地域開発のスローガンとし、国家開発計画 2010 - 2014 に準拠した「地域開発戦略」として導入する計画が具体化しつつある。これらから目標達成は良好。	一村一品イニテリムレポート アンデス一村一品研修概要 案件概要表、研修計画 フォローアップ計画書 地域振興専門家業務完了報告書 (情報収集確認調査) 2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 業務主管部
	2 プログラムの他構成案件との相乗効果	9 プログラム成果 1「国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される」ための他案件との相乗効果	他の構成案件との直接のリンケージはなかったが「栄養改善プロジェクト」が既存の都市農業政策に基づき章の根の活動を行い、「地方行政能力向上プロジェクト」が地方自治体行政サービスにコミットした取り組みを行い、本件が地域での住民と密接した経済活動・社会文化に係る活動を行った点で、異なる側面からの避難民を含む社会的弱者の生活支援であり、モデルのコンポーネントとして相互補完的に促えられる。	2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)、企画調査員 (プログラム監理・調整) 業務完了報告 2013
	3 プログラム目標達成に寄与した、安定要因	10 プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・ 政府側に一村一品を国の地域戦略として導入する意向が強く、コミットメントが高かった点。 ・ 中央 OVOP 推進委員会のメンバーに見られるように、企画庁のほか中央・地方で官民組織の協力が得られ、知見・技術指導・行政サービスの側面でも、地域の一村一品事業の実現化への協力が提供されたこと。 ・ 地域市民に、地域活性・経済活性への希望が強く、一村一品への関心が強かった点。 ・ コロンの市町村には一村一品のリソースとならう豊富な天然・観光資源が潜在していたこと。 ・ 地方自治体や市町村民の中に、一村一品を観光リソースと繋げ観光開発を目指すなど、一村一品を発展させる生産的なアイデアが生まれたこと。	2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
	4 プログラム目標達成を阻害した、不安定要因	11 プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・ 地場事業や財源の決議権を含む、地方開発促進に係る機能が十分でない地方自治体があること ・ 対象市町村で、市町村民の意見を公平に吸い上げるノウハウが十分でない地域があること ・ 貧困や生計の問題から、市町村民における主体的活動のモチベーションを維持することに、大きな努力が必要とされること。	終了時評価調査報告書 2009、業務完了報告書 2010、2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
	5 権益発現のための取り組みの迅速性、投入・活動の効率性	12 期間中に裨益が把握されたか	相手側の意向の強さやニーズの高さ、日本の技術の優位性等から、要請から協力開始まで非常に迅速に行われた事業である。2009 年から本邦/現地での研修として開始され、2011 年時には地域のイニシアティブが選定され、現在ではは幾つかのイニシアティブが事業を展開しており、政府側では一村一品を国の地域開発戦略に組み込む予定があるなど多面的成果が把握ある。	産業開発部・産業貿易課 国家企画庁 (DNP) / 推進委員会 一村一品事業体 (大分での一村一品研修参加者)
	6 投入対効果	13 開発パートナー (他政府・ドナー・NGO) 活動との効果的な調整・連携がなされたか 14 投入規模 (人材・経費・期間・他) に対し目標・成果達成は妥当か	一村一品は日本主導の技術であり、他政府支援組織・国際機関は、直接的には関わっていない。 これまでの成果の内容から、投入対効果は適切と言える。	産業開発部・産業貿易課 国家企画庁 (DNP) / 運営委員
イバ	1 上位目標の達成度・見込み	15 上位目標の達成が見込まれるか 1. コロンビア国内における一村一品推進メカニズムが強化される 2. 地方政府を通じて地域を活性化させる	・ コロンビア一村一品の哲学・概念が定着しつつありイニシアティブが実施段階に入っている。 ・ 国家企画庁 (DNP)、通産省、農業・農村開発省、文化省、職業訓練庁、社会繁栄庁、国家開発庁、各種の商業組合組織、コロンビア芸術団体等の協力体制が整備され、役割を共有した。 ・ 上記から、コロンビア OVOP メカニズムが構築されたといえる。 ・ 地域差はあるが地域 OVOP 委員会の設立にある通り、自治体との協力関係が築かれた。	2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 業務主管部 国家企画庁

2	プログラム成果との関係性	16	プログラム成果1「国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される」への寄与	・コロンビアは一村一品を地域経済の発展と地域住民の団結・相互扶助を促す効果的なツールと認識し、地域開発戦略の採用して戦略文書の最終化段階にある。過去5年の継続的・段階的な協力を通じ、一村一品がコロンビアで実施に至った点は特筆すべき点である。 ・歴史的・政治的理由や紛争により住民同士の繋がりが断ち切られた地域が多いコロンビアでは、一村一品は地域の相互扶助や信頼の構築に資する方法論と期待される。 ・コロンビア側は一村一品を全市民を対象とすると考え、避難民等の属性を特化した想定はない。	国家企画庁 (DNP) / 運営委員 一村一品事業体 (大分での一村一品研修参加者)、2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)、JICA セミナ資料 2012、業務主管部、国家企画庁
3	波及効果の有無と、安定・不安定要因	17	紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティとの共生等、平和構築に係る波及効果	一村一品は、共生・経済・相互扶助など地域の活力を培養し、地域市場を優先にした地域の自尊心や価値を高める目的を伴う。国家企画庁も「一村一品は地域経済の発展だけを指すものではない」としており、社会的弱者を排除しない地域開発の方針は、本平和構築プログラムが目指す被害者・共生支援に貢献する可能性がある。	一村一品インテリムレポート 国家企画庁 (DNP) / 運営委員 一村一品事業体 (大分での一村一品研修参加者)、国家企画庁
		18	中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因	【安定要因】 ・国家開発計画 2010-2014 に基づく DNP の地域開発戦略に、一村一品が取り入れられた。 ・国内の 12 自治体以外の一村一品への関心が高まっている。 ・一村一品がもたらす協働・相互扶助の体験が、崩された地域民の関係性の回復と、紛争からの社会的経済的復興に寄与できると、コロンビア関係者が認識している。 【不安定要因】 ・農村部では個人主義的商業文化、競争文化が強く、チーム活動が難しい傾向がある。 ・地域の動機の高まりにより、地域の安定した・団結した活動の持続が難しいケースがある。 ・行政への依存体質が強い地域がある (マインドセットの変革が必要) ・幾つかのインシヤティブでは運営管理能力が欠けている (持続性に懸念) ・相互信頼関係の構築が容易でない地域がある。 ・農村部では共同事業を特定する習慣が根付いておらず住民間で意見交換したり相互理解構築のに努力と努力を要する。 ・事業特定が、行政提案や個人のアイデアに依存してしまうと、市町村民の意欲を引出すことや、市町村の自主的な地域活性化に影響する。 ・一村一品を地域で展開する上での社会インフラ (道路等) が十分に整備されていない地域がある (陸・空・水路など輸送手段や、地域活動の拠点への市民の移動など) ・治安のために介入できない危険地域があり、全域への普及を阻害する可能性がある。	2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 業務主管部 国家企画庁
持続性	1 政策・制度面での持続性	19	本協力効果を支援する政策・プログラムの有無	国家企画庁の作成義務である国家開発計画に準拠した地域開発戦略に、一村一品の方法論が導入される見込み (現在最終化段階) であり、JICA 協力による新規技術協力プロジェクトも予定されている。コロンビア政府の一村一品推進の意向は強く、政策的持続性も安定している。	2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 業務主管部、国家企画庁
2	組織財政面での持続性	20	上位目標達成、裨益効果波及のための、実施組織・ガバナンス、組織の組織の機能・マナーの安定性・継続性	中央 OVOP 委員会メンバー (12 組織)、地方 OVOP 委員会の設立など、OVOP の実施環境が整いつつあり、JICA 協力技術プロジェクトにて 12 インシヤティブへの技術的支援やモニタリングが進められる予定であることから、今後の進展が期待できる。	2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 国家企画庁
3	技術面での持続性	21	ガバナンス、ターゲットグループ、直接裨益者の技術活用に係る安定性・継続性	中央 OVOP 委員会と地域 OVOP 委員会からインシヤティブへの技術支援があり、JICA 技術協など技術発展のリソースが期待できる。地域住民においては、事業計画・実施運営・自己管理能力が未熟なところが多く、地域によっては行政依存体質が残るとされ、今後は、村民の主体性の醸成と一村一品に係るモチベーションの持続的高揚に、一層の努力が必要となると考えられる。	2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) 国家企画庁

3	波及効果の有無と安定・不安定要因	17 紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティとの共生等、平和構築に係る波及効果	・期間中、視覚障害リハビリテーションが新規に開設されるに至った。これはバジェエ大学病院、成人視覚障害リハビリテーションセンター (CRAC)、バジェエ視覚聴覚障害児センター (NGO) の3機関が協定を結び実現したもので第3次レベルの医療機関 (バジェエ大学病院) が地域医療施設・NGO と連携した成功例である。 ・終了時に PAICMA の財源支援及び MinSalud との連携を受けて、国内・障害者関係団体 (障害者団体、障害者家族団体、支援団体等) による障害連合委員会が設立された。 ・プロジェクト終了後に保健社会保障省は、プロジェクトで作成された「弱視・視覚障害リハビリガイド」「全盲リハビリテーションガイド」を、非対象県の国立公立病院へ配布した実績をもち、これを広く活用したいと考えている。MinSalud はカリのバジェエ大学病院およびフンダシオンイデアールと協定を結び、PAICMA と協力し非対象県・市町村の官民組織への上記ガイドを用いた専門家育成 (TOT) 研修を進めている。 ・PAICMA の組織能力の強化が進められた。具体的には、PAICMA 被災者支援の活動が拡大され、総合的な復興 (機能回復に留まらない心理的・社会的回復) の支援が明確化され、被災地域への支援、地雷対策活動における地域意見の吸い上げ、計画段階での地域の参加が拡大された。 ・協力終了後に PAICMA 主導/MinSalud 協力で「被災者・障害者の権利と義務ガイド」を活用し被災件数の多い Antioquia, Arauca, Bolivar, Casanare, Cauca, Córdoba, Nariño, Santander 県を対象とした 2013 年度レブリーケーションを進めている。	2011 年プロジェクト中間レビュー報告書 (平和構築分野の情報収集確認調査) 終了時評価調査報告 2012 業務主管部, MinSalud, PAICMA
18	中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因		【安定要因】 ・保健社会保障省が、本協力のアウトプットを地域保健医療、医療制度、障害政策、被害者総合ケアに、活用する意向がある。 ・政府の障害者政策に導入・制度化されつつあり、政策的根拠が明確になった。 ・障害者の社会参加の分野で、コボレアー-JICA の新しい協力事業が開始される予定である。 ・総合リハビリテーションに係り、障害者権利条約の批准、「総合リハビリテーション政策」「障害者ソーシャルインクルージョン政策」が開始されたことで、国家政策・公共サービスとして明確な法的根拠・リソースを得られるようになった。 ・障害者連合会が8月より発足し、総合リハビリテーションの知見・技術の普及と、一層の成熟が期待できる。 【不安定要因】 ・チームリハビリテーションの診療項目のうち診療報酬規程 (Plan Obligatorio de Salud:POS) の対象に含まれないものがあり、ケアの質向上が診療報酬の増に直結しない。 ・本件の対象病院が指定病院とならない健康保険に加入する患者は、診療の途中段階で病院を移らざるをえない状況が発生し、長期的ケアや効果のトラッキングが難しくなる。(保険制度) ・被災者を含む患者がどのように総合的リハビリテーション (家庭復帰、地域復帰、学校・職場復帰、心身の回復、本人の主体的な経済・社会参加など) を実現するか把握されていない。 ・地雷埋設が特定されない地域が多く、一般市民が労働等に従事する際に事故に合うケースが多い。 「コ」国は 2012 年に国連障害者人権条約を批准し「ソーシャル・インクルージョン障害者政策」を開始した。又、法律第 1448 号/2011 (被害者救済・土地返還法) に「リハビリテーションは (地雷被災者を含む) 被害者の総合ケア・補償の一方法」と明記されたことで、政府・行政における公共サービスとしての総合リハビリテーション責務が高まっている。総合リハビリテーション政策が確立されたことから、各県保健事務所を含む官民の連携も進められていくと期待される。 本協力の対象医療施設はリハビリテーションを主業務・サービスとしており、専門職人材も十分であり組織体制・財政的側面で安定している。専門職人材の能力は高く、患者中心のリハビリテーションが実践されていく潜在力は高い。県内医療施設への研修セッションが定期化されていけば、技術の普及が見込まれる。 チームリハビリテーション概念や方法論をモデルとして全国に普及するためには、地雷被災者を含む障害者の ADL や QOL の効果検証が技術的課題となる。又、地雷被災や紛争被害を含む障害者には家庭・学校・就労への復帰に繋がる継続的な「総合リハビリテーション」が必要で、これには急性期医療での処置技術や地域リハビリテーション (CBR) が鍵となる。本年 8 月に保健社会保障省のほか、プロジェクトのメインアクター (バジェエ大学病院、フンダシオンイデアール、サンビセンテデパワロ病院、ロミテデリバリタシオン)、Handicap International、教育機関からの専門家と有識者による「障害者連合会」が開始され、カリキュラム開発を含めた総合リハビリテーションに係る専門性・専門家の育成の問題、MinSalud の総合保障システムの枠組みとの調整が議論される予定である。ソーシャル・インクルージョンを発展させるには、これら官民の協力と知見が、最終被害者である被災者・障害者・紛争被害者が自らの主体的な活動を展開できる環境の整備に繋げていくことが必須となる。	中間レビュー報告書 2011 年プロジェクト中間レビュー報告書 (平和構築分野の情報収集確認調査)、終了時評価調査報告 2012 MinSalud, Victim Unit サンビセンテデパワロ病院、コミテ・リハ・リダシオン 受益者
1	政策・制度面での持続性	19 本協力効果を支援する政策・プログラムの有無	終了時評価調査報告 2012 PAICMA, MinSalud, Victim Unit	
2	組織財政面での持続性	20 上位目標達成、裨益効果波及のための、実施組織・パートナー組織の組織の機能・マナーの安定性・継続性	中間レビュー報告書 終了時評価調査報告書 サンビセンテデパワロ病院、コミテ・リハ・リダシオン	
3	技術面での持続性	21 パートナー、ターゲットグループ、直接裨益者の技術活用に係る安定性・継続性	終了時評価調査報告 2012 PAICMA, MSPS サンビセンテデパワロ病院、コミテ・リハ・リダシオン	

調査 code

事業名称 対人地雷総合アクション大統領プログラム強化

協力形態 在外・本邦研修 FU (フォローアップ 支援)

協力期間 1.5 年、2010 年 2 月 21 日～2011 年 8 月 21 日 (終了) FU:2012 年 1～2 月

実施組織 対人地雷総合アクション大統領プログラム (PAICMA)

最終裨益者 コロンビア国民

実施サイト カンボジア (カンボジア地雷対策センター CMAC)、本邦研修について、日本

実施時業務主管 対人地雷総合アクション大統領プログラム (PAICMA)

公共政策部・平和構築貧困削減課

項目	調査事項 (設問大項目)	設問小項目	入手情報／結果概要	情報源／調査対象
計画性とア プローチの 戦略性 (妥 当性)	1	コ国政府の平和構築政 策・国家開発政策・プ ログラムとの整合性	「コ」国の対人地雷・不発弾被災者数は 2005 年時に世界 1 位となり、地雷対策は政府の優先的取組 みである。政府はオタワ条約署名 (2000 年 9 月批准) を始めとした地雷対策の法制度化を進めている。 同国では現在も新たな地雷埋設が続いており、この無差別かつ非人道的兵器により被災するものは兵士 に留まらず、2010 年 PAICMA 統計によれば、負傷者の約 60% が政府軍兵士、約 40% は一般市民であ る。地雷・不発弾被災・被害は、同国の復興と社会経済安定化を長期に妨げることから、政府はオタ ワ条約署名 (2000 年 9 月批准) や法律 759 号/2002 や大統領令 2150 号/2007 等の地雷対策法制度 化を進め、地雷対策と被災者支援に取り組んでいる。本協力は、大統領地雷総合アクションプログラ ム (PAICMA) 地雷対策業務の強化を図るもので、同国の政策方針とプログラム目標を支援する。	実施計画書 外務省送付案件概要書 コロンビア PNA 2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報 収集確認調査)
	2	実施のタイミングはコ国の平和 構築のプロセス・政治社会情勢 に対し適切であるか	2008 年オタワ条約国際会議にて日本は地雷対策分野の国際協力を発表した。コ国からは PAICMA の 設立直後より協力要請がなされ、オタワ条約の実施、及び、PAICMA の組織育成ニーズに応じた協力 である。	平和の構築アクションプラン 2008、プ ログラム調査報告 2010、G-24 Cartagena Declaration、2011 年プログラム中間レビュー報 告書 (情報収集確認調査)
	3	日本の支援政策と合致し支援の JICA の対コ国事業実 施計画との整合性	我が国は「紛争被害者支援」を人間の安全保障の視点による「平和構築」課題の取り組みと認識し、 2008 年 8 月のコロンビア ODA タスクフォース及びコ国政府との経済協力政策協議により、「紛争の 結果生じる社会的・経済的問題へ対策を講じる」意向を表明した。本案件は同対策に対応するもので あり、政策的な根拠・意義が高い。	平和の構築アクションプラン 2008、プ ログラム調査報告 2010、G-24 Cartagena Declaration、2011 年プログラム中間レビュー報 告書 (情報収集確認調査)
	4	JICA の実施計画・支援戦略の観 点での意義	本案件は JICA の対コロンビア国別実施計画における援助重点課題・平和構築支援における国内避難 民等社会的弱者プログラムに位置付けられる。我が国は地雷・不発弾処理や対策の分野で十数年の活 動実績を有し、カンボジア地雷対策センター (CMAC) を C/P とした技術協力プロジェクトの経験を もつ。本協力は CMAC を研修実施組織として、PAICMA に対し総合的な技術研修を提供するもので あり、日本及び協力関係にあるカンボジアの技術を生かした戦略性の高い協力である。	実施計画書 外務省送付案件概要書 対コ国国別実施計画・展開計画 「平和の構築」アクションプラン 事業主管部
	5	裨益者・裨益地域の ニーズに対する実施の 必要性	国民の安全保障、地雷予防、オタワ条約の実施等のために、早急に PAICMA が活発に業務を遂行す る必要性があったが、組織育成に係るリソースや方法論が求められていた。特に CMAC の協力を得 た本研修事業は、ニーズに応じた効果的な事業であったと言える。	実施計画書、 外務省送付案件概要書 コロンビア PNA
効果 (有効性・ 効率性)	4	アプローチ (戦略) の 適切性	PAICMA を C/P として、地雷対策分野で高い技術と実績をもつカンボジア地雷対策アクションセン ター (CMAC) を研修実施者としたことは適切・効果的な実施体制であった。	2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報 収集確認調査) 業務主管部
	7	案件対象地やターゲットグルー プ・直接裨益者に及ぼしうる悪 影響・リスクを回避する対策が 盛り込まれているか	N/A	
	8	PAICMA の組織機能が強化さ れる (プロジェクト目標) が実現 されているか	カンボジア CMAC 研修は地雷災害予防教育、地雷被災者支援、地雷埋設特定調査、地雷撤去方法等、 コ国に適応可能な PAICMA が得るべき内容で、研修に職員 55 名中 45 名が参加し、人道的地雷対 策の知見向上が図られた。特に中央政策と自治体含む地域関係者との一貫した人道的地雷対策の環境 を向上させた点、地雷情報管理が拡大した点は、PAICMA の活動計画の実効性の向上に寄与した。	研修報告書 2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報 収集確認調査) 業務主管部、PAICMA
	9	プログラム成果 2 「地雷被災予 防及び地雷被災者の医療リハビ リ、社会参加促進のための支援 モデルが開発される」ための他 案件との相乗効果	PAICMA の活動が地雷被災予防に大きく貢献するものであるのに対し、「地雷被災者を中心とした障 害者総合リハビリテーション強化プロジェクト」では、被災者の日常生活動作の機能回復に直結 する医療リハビリテーションでの協力を行っている点で、相互補完的な協力である。被災者への被災 後の対応方法については、PAICMA の活動であるとともに、リハビリテーション事業でも「被災後の 診療前急措置ガイド」を普及する取り組みがあり、異なる技術やツールを活用した、被災者支援に 取り組んでいる。	2011 年プログラム中間レビュー報告書 (情報 収集確認調査) 業務主管部 PAICMA

3	プロジェクト目標達成に寄与した、安定要因	10	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・2010年2月にPAICMA長官のもと、PAICMA組織的能力強化セミナーがコ国で開催され、研修実施概要・報告書、アクションプラン策定手法、技術委員会、アクションプラン実践計画等が関係機関に報告された。副大統領府、国家統計管理局（DARE）に報告書が提出され、2011年度のPAICMA活動と予算計画に反映された。 ・研修開始前には、PAICMAの各ユニットが担当業務の課題と短期中期目標を取り纏め全ユニット間で共有したうえで研修に望み、研修後にはコ国内で関係者を集めた協議や勉強会を開催するなど、研修効果を高める活動が行われていた。	2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 業務主管部
4	プロジェクト目標達成を阻害した、不安定要因	11	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	特になし	
5	機益発現のための取り組みの迅速性、投入・活動の効率性	12	期間中に裨益が把握されたか	法令第418号/1997に基づき施策の実施を実現したPAICMA組織能力強化として次が把握された： ①協力開始当時には、地雷対策で働く関係組織が自己裁量で地雷対策活動を行っており、PAICMAでは各関係者の決定に任せる実情があったが、研修から得た知見により中央政策から地域活動実施までの円滑な地雷対策の取り組みが開始されたこと、 ②地雷対策・被災者支援活動、情報管理の整備を行う方針を採用するに至ったこと、 ③地雷撤去調査技術を導入し、アクションプラン策定、開発計画（2010-2014）に基づくPAICMA年時及び注記活動計画への反映がなされたこと、④「地雷による社会経済影響調査」の方法論を効果の高い手法へ修正したこと。これらにより、中央政策と自治体行政を繋ぐ一貫した人道的地雷対策の環境を整備し、PAICMA活動計画の実効性向上に寄与している。	研修報告書 業務主管部 PAICMA
6	投入対効果	13	開発パートナー（他政府・ドナー・NGO）活動との効果的な調整・連携がなされたか	・EUは「対コロンビア支援戦略2007-2013年」にて地雷対策協力を明記し現在事業が進められており、PAICMAA「地雷による社会経済影響調査」の実施資金支援を行った。 ・2010年12月には、包括的地雷対策を実際に行っている地方自治体の中で、地雷埋設のある11県の県庁担当職員、市民団体、関連ドナーの参加を得て、PAICMAのアクションプラン（案）の共有を行った。 ・PAICMAは地雷撤去活動を、自治体、国際機関、NGOの協力を得て及び委託により行っている。	2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 業務主管部 PAICMA
7	投入対効果	14	投入規模（人材・経費・期間・他）に対し目標・成果達成は妥当か	・研修結果はアクションプランに纏められるだけでなく、はPAICMAの業務に直接に活かされている成果から、適切な進捗である。	主管業務部
8	上位目標の達成度・見込み	15	「コロンビア国における人道的地雷除去活動が、より効率的かつ効果的に実施され、対人地雷による被災者が削減される」（上位目標）の達成が見込めるか	2011年の調査時には被災事故と被災者数は減少傾向にあり、PAICMAが行う地雷埋設地情報、地雷教育、情報普及の効果と考えられている。研修効果とPAICMAの積極的な組織強化の取り組みから、中央・他方間で政策制度的かつ効率的な地雷対策が拡大した。2012年1月～2月のFU活動では、PAICMAがカンボジアCMAC専門家3名を講師に招き、紛争被害者支援で働く政府、国際機関、NGO、大学を対象に、ボゴタ、メデジン、カルタヘナ3都市にて、「地雷対策の活動計画・実施・モニタリング、コミュニケーションベースの地雷撤去」に係るセミナーが開催された（各2日間、45組織／名の参加）。PAICMAの政策と地域間のシナジー的な地雷埋設特定・埋設情報提供・予防活動が継続されれば、長期的に地雷被災者の低減が期待できる。	2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） FU報告2012 業務主管部
9	プログラム成果との関係性	16	プログラム成果2「地雷被災予防及び地雷被災者の医療リハビリ、社会参加促進のための支援モデルが開発される」への寄与	PAICMAが担う地雷被災予防、地雷教育は国民を被災から守り生活の安定と向上を実現し、かつ被災者支援では、彼らの生活の回復を支援する。コ国における地雷事故の多さと市民生活への影響の大きさを鑑みた場合、PAICMAのこれらに係る業務活動の拡大や質の向上は、プログラム成果の実現には不可欠な分野である点から、寄与する協力があつたと判断できる。	2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） JICA セミナ資料 2012、業務主管部、コロンビア支所、PAICMA
10	波及効果の有無と、安定・不安定要因	17	紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティの共生等、平和構築に係る波及効果	・地雷埋設地の特定と、危険情報提供を含む被災予防活動によって、住民に危険地域情報を提供し、日常生活や経済生活の安全、被災予防に寄与している。 ・国交を有しなかったカンボジア国・コロンビア国間での始めての協力であったことから、両政府の友好関係の構築に貢献した。	2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） 業務主管部 PAICMA
11	中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因	18	中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因	【安定要因】 ・PAICMAの主導力・能力が高く、組織が安定的であること。 ・EU、UNMAS、NGOなど、地雷対策や地雷被災者支援を長期的に行う、協力組織が存在する。 【不安定要因】 ・治安の問題で入ることのできない土地が多く、地雷調査、地雷撤去が困難な状況にある。 ・紛争が続いている（和平交渉が終結していない）ためにPAICMAの活動を拒否する地域が存在する。 ・現在も新たな地雷埋設が続いている。 ・地雷埋設が特定されていない地域が多く存在する。	研修報告書、実施計画書 2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、PAICMA HP FU報告書 APC, Victim Unit, ドナー

持続性	1 政策・制度面での持続性	19 本協力効果を支援する政策・プログラムの有無	オタワ条約や開港法、紛争が継続し地雷埋設等が続く現状から地雷対策が重要な政策であり続けていること、法律第1448号/2011年の制定・施行により地雷被災者支援の責務が高まった点から、政策的持続性は高い。	研修報告書・実施計画書 2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、PAICMA HP/APC、Victim Unit
	2 組織財政面での持続性	20 上位目標達成、裨益効果波及のための、実施組織・カンタール・パートナー組織の組織の機能・メンバーの安定性・継続性	コ国の地雷対策の優先度の高さと、過去5年のPAICMAスタッフと活動財源の増加傾向から、PAICMAは今後も重要な政策組織として積極的な活動展開が期待できる。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） PAICMA
	3 技術面での持続性	21 カンタール・パートナー、タケツトグループ、直接裨益者の技術活用に係る安定性・継続性	研修を通じて技術が迅速にPCIMAの業務にフィードバックされてきた状況から、活動は安定して継続されることが期待できる。	2011年プログラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） PAICMA HP

調査 code

事業名称

協力形態

協力期間

実施組織

最終裨益者

実施サイト

ターゲットグループ

6

投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト

投プロ FU (フォローアップ 支援)

3年、2008年2月25日～2011年2月24日(終了) FU:2011年6月～2012年3月(終了)

投降兵士再統合高等審議会 (ACR) (現・コロンビア投降兵士再統合庁)

投降兵士とその家族、受入れコミュニティ構成員

ボゴタ市

投降兵士社会・経済的再統合のための高等審議会 (ACR)、ボゴタ市役所内務局投降・再統合支援プログラム (PAPDREB) 事務局、社会経済問題担当事務所 (IPES)、国立職業訓練所 (SENA)

投降兵士と家族、受入れコミュニティ住民

産業開発部・産業貿易課

実施時業務主管

項目	調査事項 (設問大項目)	設問小項目	入手情報／結果概要	情報源／調査対象
計画性とアプローチの戦略性 (妥当性)	1	コ国政府の平和構築政策・紛争被害者・共生和解支援に係るプログラムに整合しているか	内戦状態が続くコ国では、サタエリット協約 (2003 年)、法律 975 号 / 2005 (公正・和平法)、2008 年公布、投降兵士再統合の国家政策 (CONPES No.3554)、兵士の動員・解除・再統合 (DDR) (2010) 等により、和平合意とそのための投降兵士の社会復帰を、国家の重要政策として進めている。本協力には、就労・起業支援を通じて投降兵士の社会・経済的自立と復帰を支援する事業であり、政府政策を支援する協力である。	事前調査報告書 2007、終了時評価調査報告書 2011、2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) コロンビア PNA
	2	実施のタイミングはコ国の平和構築のプロセス・政治社会情勢に対し適切であるか	和プロセス進展に投降兵士の社会的・経済的な復帰が必須であり、再武装リスク予防の取り組みと併せて早急に進める必要があったことは、サタエリット協約 (2003 年) や CONPES 3554 (2008) に示された通りである。本協力はコ国の平和構築で喫緊の課題にコミットし、日本の平和構築支援決議から適切な時機での協力である。	2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)、コロンビア PNA
	3	日本の支援政策と合致し支援の政治的・政策的意義があるか	我が国は「紛争被害者支援」を人間の安全保障の視点による「平和構築」課題の取り組みと認識し、2008 年 8 月 コロンビア ODA タスクフォース、及び、コ国政府との経済協力政策協議により「紛争の結果生じる社会的・経済的問題へ対策を講じる」意向を表明している。本案件は同対策に対応し、政策的な視點・意義が高い。	平和の構築ボジョーンバー 2008、プロگرام調査報告 2010、G-24 Cartagena Declaration
	4	JICA の実施計画・支援戦略の観点での意義	本案件は、JICA の対コ国別実施計画の援助重点課題「平和構築」課題の取り組みと認識し、弱者プログラム」下の、紛争被害者と受入れコミュニティとの共生・和解促進を目指すプロگرام方針に合致する。JICA が豊富に有する起業・就業支援の実績・技術を生かした点、投降兵士支援が新分野であったことから開始後に事業デザインを形成するという慎重なプロセスが取られている。	対コ国国別実施計画・展開計画、「平和の構築」ボジョーンバー、2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
3	裨益者・裨益地域のニーズに対する実施の必要性	対象裨益者・地域での裨益者ニーズに応じたものであるか	投降兵士家族が多く暮らすボゴタを支援サイトとした点、世帯収入の向上が社会復帰や生活安定に有効であることから投降兵士家族とコミュニティを直接裨益者として職訓・起業・就業支援を行った点は、裨益者ニーズ・地域ニーズに応じている。	事前調査報告書 2007、終了時評価調査報告書 2011、2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) APC
4	アプローチ (戦略) の適切性	直接受益者・ターゲットグループ、実施組織の選定は適切であるか、選定では必要な関係者が十分に巻き込まれていたか	投降兵士と家族、及び、地域民を直接裨益者とし、投降兵士支援を主幹業務とする投降兵士再統合高等審議会 (ACR) を主要 C/P とし、自治体で包括的支援を行うボゴタ市役所内務局 (SEGOB) 投降再統合プロダクト支援プログラム (PAPDREB)、職業訓練を実施する国立職業訓練庁 (SENA) が活動に参加した。本件の実施プロセスで必要なアクター (職訓、就労・起業支援で鍵となる) 関係者が巻き込まれた。	終了時評価調査報告書 2011、2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
		案件対象地やターゲットグループ・直接裨益者に及ぼしうる悪影響・リスクを回避する対策が盛り込まれているか	対象地域には、貧困世帯が多く、投降兵士家庭に特化した公的融資などの公的扶助があることを考慮して、地域民との行政支援の格差・差別感を惹き起こさない配慮が必要とされた。その為、裨益者に、投降兵士以外のコミュニティ住民が加えられた。	終了時評価調査報告書 2011、2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
効果 (有効性・効率性)	1	プロダクト目標の達成度	・ 294 名のニーズ対象を把握し、うち起業希望者 173 名、就業希望者 77 名にジョブ・カウンセリングを行った。起業希望者 55 名、就業希望者 42 名が研修に参加し、起業・就業支援を行った。就労は 16 例、起業 2 例である。 ・ 訓練・就労支援迄のプロセス及びアクターの役割は、一連のプロローとして文書化された。これらから、投降兵士家族とコミュニティの起業・就業の対応の基礎的なモデルが作られた (成果 1)。ニーズ調査はボゴタ市内務局生産性開発チームが開発した「特性把握ツール」とプロモーターの戸別訪問で行われた。ACR、SENA、SEGOB、IPES のが技術委員会にて情報共有し四者協定が合意され連携強化 (成果 2) が図られた。 ・ ACR 事業全体の調整・裨益者のプロファイルリング (情報整備) ・ SENA: 技能研修、起業家育成研修、就業能力強化研修の実施 ・ SEGOB (PAPDREB) : 裨益者のプロファイルリング (情報整備)、リエンゲージメント、関連サービスについてのボゴタ市役所・他市部局への照会、起業・就業モニタリングとフォローアップ、研修後の起業・就業の仲介サービス	終了時評価調査報告書 2011、2011 年プロگرام中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) APC

3	波及効果の有無と、安定・不安定要因	17 紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティとの共生等、平和構築に係る波及効果	・研修受講・元兵士家族に、心理的・情緒的な安定や、将来計画に対する安心感が生まれた、 ・投降兵士と住民が共に研修・就労活動することを通じ、投降兵士家族の孤立化が緩和され、市民の彼らへの偏見が提言された。 ・起業した投降兵士家族に、生活の質向上、家族の絆の深まり、地域との肯定的関係の構築が見られた。 ・貧困層への生計向上を図り「家庭における貧困の連鎖」を断ち切るチャンスを提供した。 ・元兵士の、紛争グループへの回帰防止に役だった。	2011 年ブローラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）コロンビア PNA
		18 中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因	【安定要因】 ・政令 4138 / 2011 により ACR が 2011 年戸へ格上げされ業務・予算計画やブローラム採択で決定権を増した。 ・複数の国際機関、NGO が支援を継続している。 【不安定要因】 ・求職内容と給付先の業務がマッチしないケースが多い（就業の長期的な定着の懸念）。 ・セクティイ面で、投降兵士の雇用に積極でない企業がある（就業先確保の課題）。 ・居住地域の産業と、投降兵士のリンケージが容易でない。（投降兵士の 60 ～ 70% は故郷に戻る） ・投降兵士家族当回事業と、支援関係者の、活動モチベーションの維持が容易でない。 ・公的子育て支援、ジョブカウセリング、マイクロファイナンス等のサービスが欠けている場合、就労・起業意欲があっても実現できない可能性がある。 ・国内経済が低迷し雇用創出が減っている点。国の失業率は約 10% で投降兵士の失業率は 20% 以上になる。 ・小規模都市では長期就労が難しい（季節雇用・短期雇用が多く生計の安定を得るのが容易でない） ・武装グループが投降兵士をトラッキングして投降兵士を再リクルートするリスクがある。 ・麻薬カルテルや密売組織が、投降兵士をリクルートするリスクがある。 ・上記のリスクから逃れるため転居をくり返す投降兵士家族が多く支援効果のトラッキング・モデル効果検証が難しい。 ・投降兵士・家族は孤立して隠れるように暮らす傾向がある（支援プログラムへの参加が困難）。 ・多くの投降兵士は学歴が十分でなく社会生活・就業に十分な知識・技術を身につけるまでに長い時間を必要とする。 ・教育を十分に受けていない元兵士は他住民と同等の資質や競争力を育成するのがむずかしい。	事前調査報告書 2007、終了時評価調査報告書 2011、2011 年ブローラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査） APC、Victim Unit、ドナー
1	政策・制度面での持続性	19 本協力効果を支援する政策・ブローラムの有無	2008 年公布・投降兵士再統合の国家政策（CONPES No.3554）、政府兵士動員・解除・再統合（DDR）方針（国家開発計画 PND 2006-2010 及び 2010-2014）及び 2010-2014）、法律第 975 号/2005（公正和平法）の改正、政令 4138 / 2011（戸への組織改編）等の政策的根拠は明確である。政府と FARC との和平交渉が進められている現在、FARC 兵士の DDR を見据えた ACR の責務の重要性がより増している。	2011 年ブローラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）、ACR、Victim Unit
2	組織財政面での持続性	20 上位目標達成、裨益効果波及のための、実施組織・カウンターパート組織の組織の機能・マナリーの安定性・継続性	こうした中、投降兵士再統合高等審議会はコロンビア投降兵士再統合庁（ACR）に格上げされ、事業前に比して ACR の決定権・活動範囲は拡大している。現在はスーダンなど他国への南南協力を視野に入れた活動も行うなどサービスを拡大している。SEGOB や SENA など政府組織や民間企業・大学等民間組織との協力が活発化されることで、今後の成長も期待できる。	終了時評価調査報告書 2011、2011 年ブローラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）ACR
3	技術面での持続性	21 カウンターパート、ターゲットグループ、直接裨益者の技術活用に係る安定性・継続性	ACR、SENA、SEGOB 等の行政組織の技術については安定した継続・発展性が見込まれる。就業・雇用の定着度を高めるには ACR が行う投降兵士と家族の情報整備、ニーズと研修のマッチング、求人先と職能のマッチングを高める必要があると、SENA との調整や NGO 等他組織の研修サービスの活用が重要となる。他方、政府・FARC の和平交渉が終結すれば約 8000 人規模の FARC 兵士の DDR が実施され大きなリソースとマンパワーが必要となる。ACR が技術を最大限に生かし質の高い社会復帰支援を行うには、政府・市民関係者のこれまでに以上のコミットメントが求められる。	終了時評価調査報告書 2011、2011 年ブローラム中間レビュー報告書（情報収集確認調査）ACR

調査 code

事業名称

協力形態

協力期間

実施組織

最終裨益者

実施サイト

実施時業務主管

7及び8

(ペルー研修) 紛争の被害者への社会心理的ケアのための人材育成、及び、(本邦研修) 総合的被害者支援システムの開発

在外ペルー研修 及び 本邦研修 (筑波 JICA)

在外ペルー研修：3年、2010年1月20日～2013年1月19日 (実施中)、本邦研修：2010年2月28日～3月20日 (終了)

被害者補償和解委員会 (CNRR)、社会保障省 (現・保健社会保護省)

暴力・紛争被害者

ペルー及び日本

国家補償和解委員会 (CNRR) の社会心理士、政治学専門士、弁護士、国内の医師・看護士・ソーシャルワーカー・臨床心理士など専門職人材、社会保障省 (MPS) の社会的弱者支援担当者

ペルー研修：人間開発部・保健第四課、本邦研修：筑波 JICA

項目	調査事項 (設問大項目)	設問小項目	入手情報／結果概要	情報源／調査対象
計画性とアプローチの戦略性 (妥当性)	1	コ国政府の平和構築政策・平和構築政策、紛争被害者・共生和解支援に係るプログラムとの整合性	紛争が長期に亘るコ国では多くの国民が人的外傷・精神的障害を被っている事実から、政府は「国家開発計画2006-2010」にて「国民全体の安全の確保」の為の暴力・紛争被害者の心身回復・社会復帰を推進してきた。紛争被害者救済は法律第975号/2005 (公正・和平法) の補償条項や政令第1290号/2008 (被害者補償と救済) にも明記されているが、政府は技術や人材が十分ではない社会心理的ケアや総合的補償システムの改善を目指して「紛争被害者の社会心理的ケアに係る国家プログラム」の起草を開始した。本協力は、上記コ国の政策方針を支援しつつ知見・技術の国家プログラムへの反映を目指した協力である。	実施計画書、運営指導調査報告書 2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud, 被害者ユニット PAICMA
	2	実施のタイミングはコ国の平和構築のプロセス・政治社会情勢に対し適切であるか	コ国政府が「紛争被害者の社会的心理ケア国家プログラム」草案を進めていた段階において開始された協力であり、日本の平和構築への支援決議からも、時機を得た協力であった。	2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
2	日本のコ国支援戦略、JICAの対コ国事業実施計画との整合性	日本の支援政策と合致し支援の政治的・政策的意義があるか	我が国は「紛争被害者支援」を人間の安全保障の視点による「平和構築」課題の取り組みと認識し、2008年8月のコロンビア ODA タスクフォース及びコ国政府との経済協力政策協議により、「紛争の結果生じる社会的・経済的問題へ対策を講じる」意向を表明した。本案件は同対策に対応するものであり、政策的な根拠・意義が高い。	平和の構築プロジェクトレポート - 2008、プログラム調査報告 2010, G-24 Cartagena Declaration
3	裨益者・裨益地域のニーズに対する実施の必要性	JICAの実施計画・支援戦略の観点での意義	本協力は、JICAの対コロンビア国別実施計画における援助重点課題・平和構築支援における国内避難民等社会的弱者プログラム、紛争被害者と受入れコミュニティとの共生・和解促進を目指すプログラム方針に基づく。JICAはペルーで類似プロジェクト「暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト」(2009.6.10～2012.6.9)の実績があり本協力でも経験が生かされた。筑波研修では、広島・長崎の原爆被害からの復興や被害者支援の技術や学ぶ内容が提供され、日本の実績や教訓を活用する点で意義がある協力である。	実施計画書、対コ国国別実施計画・展開計画、「平和の構築」プロジェクトレポート - 2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
4	アプローチ (戦略) の適切性	対象裨益者・地域での裨益者ニーズに応じたものであるか	コ国には社会心理士等の心理的ケアを担う人材が十分でなく、既存の人材における被害者の特徴やケースに応じた合ったケアのには技能も不十分であった。本案件は国家補償和解委員会 (CNRR) の社会心理士、弁護士、政治学専門士や、地域で活動する臨床心理士など精神保健に従事する人材の専門的な知識や技能を向上させることを目的とし、長期的に、心的外傷をうけた紛争・暴力被害者の健康回復と社会復帰を目指しており、裨益者ニーズに合致する。	運営指導調査報告書、2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)
6	直接受益者・ターゲットグループ、実施組織の選定は適切であるか、選定では必要な関係者が十分に巻き込まれていたか	直接受益者・ターゲットグループ、実施組織の選定は適切であるか、選定では必要な関係者が十分に巻き込まれていたか	難民・暴力・被災障害者など多様な被害者への総合支援や社会心理的ケアに従事する中央 (CNRR, MinSalud, アカソパル、被害者ユニット)、地域施策従事者 (県保健局、市保健事務所等) 及びケア現場専門職 (医療・福祉施設専門職) が参加した点は、被害者総合ケア・補償システムの概念と技術の導入において効果的な選定。	2011年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud Victimes Unit
7	案件対象地やターゲットグループ・直接裨益者に及ぼしうる悪影響・リスクを回避する対策が盛り込まれているか	案件対象地やターゲットグループ・直接裨益者に及ぼしうる悪影響・リスクを回避する対策が盛り込まれているか	・CNRR 研修生 (法学者、心理学者) については、被害者総合支援・社会心理的ケアの知見として法律1448号に反映され、被害者ユニットの業務移行された点で、意義がある。 難民・暴力・被災障害者など多様被害者・社会的弱者への総合支援や社会心理的ケアに従事する、中央及び地域の政策・施策従事者 (MinSalud, CNRR, アカソパル/被害者ユニット、県保健局、市保健事務所) ケア現場の専門職 (医師、看護師、ソーシャルワーカー、法医学研究所) が参加した。CNRR は2011年の法律1448施行と併せ解体したが、同組織の法学家・政治家・心理専門家が得た学習は言及法の被害者総合支援・社会心理的ケアに反映され、現在の被害者支援ユニットへと機能が移行された点は注目される。	2012年プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud, Victims Unit

効果 (有効性・効率性)	1	プロジェクト目標の達成度	8	以下プロジェクト目標が実現されているか： 1) コロンビアにおいて、紛争の被害者への社会心理的ケアを提供・促進するための中核人材が育成される、 2) コロンビアにおいて暴力犠牲者のための総合的社会心理ケアシステムが向上する。	・ペルー研修には MinSalud、CNRR、内務省被害者支援室（当時、国内避難民支援室）等中央政府官の他、地域の保健医療・福祉施設や、権利擁護組織の人材計60名が参加した。第一回研修(2010年2月)では「コ」国側参加者が考える社会心理的ケアのニーズと研修内容との隔たりがあり研修生の満足度は十分でなかったが、第二回研修(2010年11月)以降、実績ある NGOへ委託を変更し研修内容を改善することで、研修生のニーズ対応を高めた。クライアント中心型ケア、イメージネーションケアアプローチなど新しい技術が学ばれた。 ・本邦研修には MinSalud、被害者ユニット、PAICMA、CNRR の4組織、計13名の法律専門家、政治専門家、心理専門家、福祉専門家など専門人材が参加し、日本の広島・長崎原爆被災者へのケア技術、復興政策、モニタリング評価技術など、ペルー研修を補完しつつ総合補償に係る各論の学習機会が提供された。学術レベルの高さと実践現場観察は高い評価を受けた。 ・研修成果は各研修生のアクションプランに纏められるとともに、「12 支援組織を想定したアクションプラン(社会心理的ケア戦略)」マトリックスに結集された。 ・研修で学んだ技術や知識は「ケア戦略」の有用情報として各研修生が所属する部署業務にフィードバックされている。被害者ユニットでは、参加研修生が前年のアクションプランを策定し、次年の研修生へ渡すプロセスによりアクションプランを毎年改善することで活動計画へ反映された。これらから、本研修事業は、暴力・紛争被害者の社会心理的ケア人材の育成、及び総合補償システムの向上の2点に係る一定の成果・目標を達成したと言える。	・ペルー研修概要・報告書（第1回、第2回）、本邦研修概要・報告書、2011年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） MinSalud
	2	プロジェクトの他構成案件との相乗効果	9	プログラム成果4「国家補償和解委員会 (CNRR) と保健社会保障省 (MSPS) の紛争被害者への社会心理的ケアの能力が開発される」ための他案件との相乗効果	同分野が保健衛生の側面をもつサービスであることから、「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」が行った地域研修に MPS 所轄の施設職員が参加するなど、間接的なリンク機会があった。地雷被災者の社会心理的ケアの観点では、本研修技術の活用の可能性がある。	2011 年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） MinSalud
	3	プロジェクト目標達成に寄与した、安定要因	10	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・第一回研修の結果・問題点を受けて、迅速に研修内容を修正された点。・広島・長崎の事例研究研修が（アジア中心型ケア・人道的方法論）が心地的外傷・喪失回復技術として有効であった点。	2011 年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） PNA
	4	プロジェクト目標達成を阻害した、不安定要因	11	プロジェクト活動や実施組織・アクターに関するファクター	・ CNRR は元来、真実究明・補償・和解の司法プロセスに従事するものであったこと。 ・ CNRR が 2013 年に解体し機能が（副大統領の下で）5 分野の官民組織に分割されたこと。	2011 年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査） CNRR HP
	5	裨益発現のための取り組みの迅速性、投入・活動の効率性	12	期間中に裨益が把握されたか	協力開始当時、社会心理的ケアに類似する知見は行政組織の公共サービスにて無意識に用いられていたが、「社会心理的ケア」との名称をもつ専門的技術と認識されておらず、技術的にも未熟な段階であった。2010 年の憲法裁判所決議 (T-045/2010) により「総合ケア方法の適用のための社会心理的取組みの取扱いと、武装紛争被害者の社会心理的ケアとサービス」及び「武装紛争被害者の非人道的犯罪による傷害別の地域精神保健の介入ガイド」が作成され、これらを投入として 2012 年 3 月に「社会的心理的ケアと総合保健プログラム」が成立した。同プログラムには①保健医療における総合的ケア、②社会心理的ケアの 2 側面があり、本研修はプログラム策定に至るプロセスで、技術の導入に貢献している。	2011 年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査）
	6	投入対効果	13	開発パートナー（他政府・ドナー・NGO）活動との効果的な調整・連携がなされたか	NGO、国政機関（スウェーデン等）の支援がある。JICA との連携はない。	2011 年プロジェクト中間レビュー報告書（情報収集確認調査）

イ/外	1	上位目標の達成度・見込み	15	「コロンビアの紛争の被害者への社会心理的ケアの実施体制が強化される」（上位目標）の達成が見込めるか	・本協力開始時には政策として明確でなかった社会心理的ケアが、被害者総合ケア・補償の一方法として法律に明記されたことで保健社会保護省の業務として位置づけれることとなった。2011 年時に研修結果・アクションプランが法を根拠とした政府の「紛争被害者総合ケア・補償システム (SNARIV)」に基づく MinSalud の「紛争被害者社会心理ケアと総合保健プログラム」に反映され、制度的・組織的実施体制は事業前に比し各段に強化されている。 ・政策的・制度的発展は本協力開始以前より「コ」国が目指していたところであり、研修生の規模を鑑みれば、本協力が同国の法制度の発展大きく貢献したとは言えないが、関係組織の中核人材に社会心理的ケアの技術を紹介し・知見を高めたことは今後調査で把握された通りである点から被災者への社会心理的ケアの実施体制が強化（上位目標）に貢献したと言える。	MinSalud APC donor
-----	---	--------------	----	---	--	--------------------------

2	プログラム成果との関係性	16 プログラム成果4「国家補償和解委員会 (CNRR) と保健社会保障省 (MSPS) の紛争被害者への社会心理的ケアの能力が開発される」への寄与	2011年調査では、7/17は中心型ケア、イメージネーション・ケアアプローチ等々の国には新しくかつ有効な技術が学ばれ、CNRR と MPS が行う援助技術として応用が検討された。地域の現場で働く専門職とともに、法制度に関わる専門家が研修に参加し、政策及び施行の異なるレベルでの相互補完的な能力育成が図られた。	2011 年7月プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)、JICA セミナ資料 2012、業務主管部、コロンビア支所、元 CNRR, MPS
3	波及効果の有無と、安定・不安定要因	17 紛争被害者を含む社会的弱者の生活支援・コミュニティとの共生等、平和構築に係る波及効果	・研修成果は、研修参加者の所属組織を含む12の支援組織 (内務司法省 MJJ、権利擁護事務所 DF、CNRR、MPS、犠牲者ケアと権利擁護センター-CAVIDH、赤十字及びデ・イカハの国際財団 FISC、医療電子化サービス CAMED、犠牲者支援センター-CAW、デ・サン・市保健局、ボゴタ市保健局、加パキ保健局、7/17保健局) を想定した支援アプローチのマトリックスに取りまとめられた。(2011 年時) 7/17は「被害者支援・総合補償システム (SNARIV)」に基づく「紛争被害者社会心理ケアと総合保健プログラム (PAPSIVI)」に結実した。研修開始時に、社会心理的ケアを専門技術と把握する理解がコロンビア側にはなかったが、本事業を通じて技術の意義が認められることとなった。 ・サン・ス大統領も述べているとおり、SNARIV の仕組みの中で被害者ケアの効果をどのようにモニタリングし測定するかが被害者支援における国の課題である。被害者ユニットとは本邦研修で学んだ学術的方法論によるモニタリング・効果測定の方法及びツールに注目し、ユニットの被害者ケア・モニタリングツール開発に利用しており、これは本研修事業のコロンビア側への貢献の一つといえる。	2011 年7月プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud Victimes Unit
18	中長期目標や波及効果を促す安定要因、阻害する不安定要因		【安定要因】 ・社会心理的ケアの政策策定・現場でのケア推進が、MinSalud の重要な業務となった。 ・社会心理的ケアは被害者救済法により被害者総合ケア・補償の一方法に公認され、保健社会保護省 (MinSalud) の業務義務が明確となったことから、省も政策実施を具体化している。 ・コロンビア側は社会心理的ケアを、紛争被害者、家庭内暴力等による心的外傷や精神的障害を受けた者に有効な技術と認識しており、これを提供すべきことを法に明記している。 ・上法に基づき、被害者ユニットにおいて社会心理的ケアに係る業務が設けられている。 【不安定要因】 ・官民組織において社会心理的ケアの専門的人材が十分でない。 ・市民や公務員が国家の紛争被害ケアや社会心理的ケアの知見がなくケア提供に抵抗をもつ者がいる。 ・紛争が継続しており、精神的・心的障害を受けて被害者が発生し続けている。	2011 年7月プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud Victim Unit
1	持続性	19 本協効効果を支援する政策・プログラムの有無	政府は法律第 1448/2011 (被害者救済法) において補償の一方法としての「社会心理的ケア」を明記した。同法による「被害者支援・総合補償国家システム (SNARIV)」に拠って MinSalud は「紛争被害者社会心理ケアと総合保健プログラム (PAPSIVI)」を策定し、社会心理的ケアを省の特化された業務として明確にしている意図がある。被害者ユニットでは中央と各地域事務所がこの人材を確保し地域関係組織と協力したケア充実に取り組んでいる。このように政策的根拠が明確化され事業財源も拡大している。	2011 年7月プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査)、元 CNRR 関係者、 MinSalud, Victim Unit
2	組織財政面での持続性	20 上位目標達成、補益効果波及のための、実施組織・カウンターパート組織の組織の機能・メンバーの安定性・継続性	政策的・制度的な根拠から MinSalud、被害者ユニット、PAICMA の被害者支援に係る安定性・弾索性は高い。被害者ユニットは現行法で残り 8 年の組織であり、ユニットが調整を行う地域支援組織におけるケア人材の育成を進めていく必要がある。	2011 年7月プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud, Victims Unit
3	技術面での持続性	21 カンタール・パート、ターゲットグループ、直接補償者の技術活用に係る安定性・継続性	・被害者登録数が 2013 年1月現在で約 56 万人に上り、これは全人口の約 12% に該当する。うち約 16 万 8 千人が身体・精神双方のケアを必要とし、約 39 万人が極度のトラウマからの回復を必要としているとされ、同分野の支援ニーズ規模は極めて大きい。社会心理的ケアが総合補償のコーンポーネントと規定されたことでケア従事者の人材不足が明らかになりつつあり、人的資源が大きな課題といえる。 ・サン・ス大統領も述べているとおり、SNARIV の仕組みの中で大きくつつある被害者補償において、どのようにケア効果をモニタリング・評価測定するのかが、今後の被害者ケア・補償の重要事項となる。被害者ユニットとは、本邦研修で学んだ学術的方法論によるモニタリング・効果測定の方法とツールに注目し、ユニットの被害者ケア・モニタリングツール開発に活用しており、これは本邦協力成果技術の継続性を可能とする取り組みになる。研修参加者が研修技術に係る活動を所属組織内外で応用し、かつ技術・知見を共有できる環境を作ることとも考慮されていくべき点である。	2011 年7月プログラム中間レビュー報告書 (情報収集確認調査) MinSalud, Victims Unit

5. 構成案件別インパクト・効果、安定・不安定要因

国内避難民を含む社会的弱者の生活向上／地方行政支援 (サブプログラム1)		構成案件	協力による効果、インパクト、波及効果	安定要因（効果の促進・持続に寄与する要因）	不安定要因（効果を阻害する要因、懸案）
		国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト	・住民の食習慣に多種の野菜を摂取する習慣が作られた。 ・摂取野菜・植物種の拡大による栄養の改善・貢献がある。 ・子どもの野菜食習慣を促し栄養・健康増進に貢献した。 ・葉草などの伝統作物の栽培知識の広がりがある。 ・共同圃場、家庭菜園での栽培を通じ低所得層に野菜自給による家計負担軽減をもたらした。 ・協力後に、栽培野菜を販売する・栽培植物から2次産品（軟膏、油、粉末食品）を製造・販売する世帯が生まれた。 ・菜園栽培を契機とした円卓集會等、地域ネットワークの広がりがあつた。 ・住民の新しい関係性の構築、共生を促している。 ・農業従事者であつた国内避難民は、栽培を通じ自己のアイデンティティを回復した。 ・子どもに野菜栽培の体験・学習機会を提供するなど新たな活動が生まれた。 ・野菜栽培を通じた地域民との交流が、未就労の難民や投降兵士の孤立予防に役立っている。	＜関係者に係る事項＞ ・野菜栽培をする人が増加を続けている。 ・住民円卓集會が継続されている。 ・住民の主体性が高く、政策に関わらず、継続が見込まれる。 ・農業出身が多い国内避難民に野菜栽培は慣れ親しんだ活動。 ・区民と国内避難民当事者は、避難民であることが理由で生活に障害を抱えるということとは特になく考えており、野菜栽培活動においても区別はない。（2011年時調査） ・ボゴタ植物園は現在も都市農業・緑化事業を主幹業務とする。 ・ボゴタ市の都市農業政策、行政義務は一層活発化している。 ＜外的要因＞ ・対象地は国内避難民の受入れに寛容・協力的である。 ・景観など環境の観点から、都市農業の価値が高まっている。 ・都市農業法／条例が、国会と市議会で審議されている。 ・地域に国内避難民・投降兵士への扶助の習慣がある（支援集會の存在、新規転居者へのマーカーの提供など）	＜関係者・事業効果に直結する要因＞ ・野菜種子や栽培資材の確保が住民世帯の負担となる場合は、活動を低下させる可能性がある ＜他の要因＞ ・紛争が続いているため、都市部に国内避難民・貧困層が極端に急増し、貧困層が増加（栄養状況の悪い人口比が拡大）する可能性がある
		国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト	・マグダレナ県内に国内避難民支援室が設置され、これが法律1448/2011施行時には、スムーズに被害者支援室へと移行することが可能となった。 ・PCMの活用による計画立案方法が、紹介・利用されていたことから、マグダレナ県での、地域アクションプラン（PAT）策定が、スムーズになされた。 ・自治体に、計画策定の方法論と文化が醸成された。 ・国内避難民・社会的弱者団体の代表者2名によれば、地域サブ事業策定では、PCM手法が被災民の意向の吸い上げに有効であつた（2011年時調査）。	＜関係者に係る事項＞ ・PAT策定で論理的・参加型の計画率文化が導入された。 ・法律1448/2011とSNARIVにより、自治体の被害者支援の責務が拡大し、技術・財源双方での業務リソースが広がった。 ・マグダレナ県・市行政の、被害者支援に係る公共サービスの意識が高まっている。 ・市民の行政サービスへの関心が高まっている。 ・本協力の分野で支援を継続する国際機関がある。（USAID他） ＜外的要因＞ ・本案件で雇用したローカルコンサルタントが被害者支援ユニット・マグダレナ県事務所長に就任し県関係者のコミュニケーション改善に貢献している。 ・受入れ住民は国内避難民や社会的弱者層に協力的であり、目立った争いがない。	＜関係者・事業効果に直結する要因＞ ・PATが策定段階に留まり実施率が低い。 ・マグダレナ県は財政健全化指導自治体であるため、事業実施における適切なリソース活用が難しくなる可能性がある。 ＜他の要因＞ ・マグダレナ県は国内避難民発生、及び国内避難民受入れ双方の影響が比較的大きい地域である。 ・暴力・紛争被害者は、行政に対し不信感を抱くケースが多く、参加型の建設的な議論をもつのが難しい傾向がある。

(サブプログラム1、続き)

	構成案件	協力による効果、インパクト、波及効果	安定要因（効果の促進・持続に寄与する要因）	不安定要因（効果を阻害しうる要因、懸案）
国内避難民を含む社会的弱者の生活向上／地方行政支援	一村一品	・コロンビア一村一品の哲学・概念が定着しイニシアティブが実施段階に入った。 ・国家企画庁(DNP)、通産省、農業・農村開発省、文部省、職業訓練庁、社会繁栄庁、国家開発庁、各種の商業組合組織、コロンビア芸術団体等の協力体制が整備され役割を共有した。 ・地域差はあるが、自治体との協力関係が築かれている。 ・共生・協働・地域民のつながり／絆づくりが重要なコンセプトである一村一品により、歴史的・政治的に有機的つながりを断ち切られた地域社会が、協働を通じて共生・忍耐・相互扶助を体験できる。	安定要因（効果の促進・持続に寄与する要因） <案件に直結する事項> ・国家開発計画 2010-2014 に準拠した「地域開発戦略」に一村一品が取り入れられる予定である。 ・一村一品がもたらす協働・相互扶助の体験が、崩された地域民の関係性の回復と、紛争からの社会経済的復興に寄与できると、コロンビア関係者が認識している。 ・一村一品は地域を活性化させることで、都市へ離れた人々を再び地域へ戻ってきてもらう方法論を含んでいる。 ・JICA の新規協力・技プロの開始が予定されており、12 イニシアティブへの技術的支援が計画されている。 <外部要因> ・コロンビアには多様・豊富な天然資源があり、市町村には一村一品事業として活用しうる資源が潜在している。 ・12 イニシアティブ以外の自治体にも、一村一品への関心が高まっている。	不安定要因（効果を阻害しうる要因、懸案） <関係者・事業効果に直結する事項> ・農村部で個人主義的商業文化、競争文化が強く、チーム活動が難しい傾向がある。 ・行政への依存体質が強い地域がある（マインドセットの変革が必要）。 ・幾つかのイニシアティブは運営管理能力が欠ける（持続性に懸案）。 ・農村部では共同事業を特定する習慣が根付いておらず、住民間で意見を交換したり相互理解案のみに、大きな労力と努力を要する。 ・事業特定が、行政提案や個人のアイデアに依存してしまうと、市町村民の意欲を引出すことや、市町村の自主的な地域活性化に影響する。 <他の事項> ・長年の紛争・暴力が影響し行政への不信感が生まれおり信頼構築が容易でない場合がある。 ・一村一品を地域で展開する上での社会インフラ（道路等）が十分に整備されていない地域がある（陸・空・水路など輸送手段や、地域活動の拠点への市民の移動など） ・治安のために介入できない危険地域があり、全域への普及を阻害する可能性がある。
	(サブプログラム1)			

	構成案件	協力による効果、インパクト、波及効果	安定要因（効果の促進・持続に寄与する要因）	不安定要因（効果を阻害しうる要因、懸案）
地震被災者を含む障害者のリハビリテーション支援	地震被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト	・チームリハビリテーションの知識・技術の導入や、障害評価や診断・ケアのツール、障害者の権利に係るガイドなど、医療・福祉関係者が実践すべきケアに必要な技術・ツールが導入された。（総合リハビリテーションのモデル・リソース） ・プロジェクトが技術導入を支援したことで MinSalud は総合リハビリテーションの概念・方法論を国家障害政策文書（CONPES 80）に反映させた（最終化段階）。（方法論・技術は、MinSalud の試金石となっている） ・障害者権利条約の批准を受けて、ソーシャル・インクルージョン政策を進める責務が出たが、そこに総合リハビリテーションの技術・概念が援用されることとなった。 ・非対象であった他県・自治体へ、カスケード方式で	安定要因（効果の促進・持続に寄与する要因） <案件に直結する事項> ・保健社会保護省が、本協力のアウトプットを地域保健医療、医療制度、障害政策、被害者総合ケアに、活用する意向がある。 ・政府の障害者政策に導入・制度化されつつあり政策的根拠が明確になった。 ・四肢切断患者のリハビリテーションガイドライン、視覚障害者リハビリテーションガイドラインが、社会保障省や県保健局の主導で医療制度や社会保障制度、関連政策へ反映された。 ・取り組みが始まった被災者救急搬送や、予定する急性期処置等知識の普及等について、県保健局との協働、制度や政策へ反映させる動きがある。	不安定要因（効果を阻害しうる要因、懸案） <関係者・事業効果に直結する事項> ・病院においては、チームリハビリテーションの診療項目のうち診療報酬規程（Plan Obligatorio de Salud:POS）の対象に含まれないものがあり、ケアの質向上が診療報酬の増に直結しない。（病院の経営方針や、従事者の意欲や意向に影響する可能性） ・被災者を含む患者がどのように総合的リハビリテーション（家庭復帰、地域復帰、学校・職場復帰、心身の回復、本人の主体的な経済・社会参加など）を実現しているかが、把握されていない。 ・地雷埋設が特定されない地域が多く、一般市民が労働等に従事する際に事故に合うケースが多い。 <他の事項> ・本件の対象病院が指定病院とならない健康保険に
	(サブプログラム2)			

	の研修が進められており、非対象地域への技術・知識の普及が見られる。 - 地雷被災者の傷害種として大きなシェア占める四肢切断の、リハビリテーション技術、義肢義手装具製造技術の向上が図られた。 - 地雷被災者の障害／障害として大きなシェア占める視覚障害に係る医療リハビリテーションが新しく開始された。 - 中央から地域実施の全域での地雷対策が導入された。 - 政策・法制度の根拠に裏付けられた活動が学ばれた。 - 情報管理の整備を採用した。 - 地雷撤去調査技術に基づくアクションプランが策定され、その内容が国家開発計画 2010-2014 と、それに基づく PAICMA 年時活動計画へ反映された。 「地雷による社会経済影響調査」の方法論をより効果の高い手法へ修正した。 - PAICMA 主導の地域関係者調整が拡大している。 - 地雷事故被災防止・負傷の低減に間接的な貢献がある。		
対地雷総合アクション大統領プログラム強化	〈関係者に係る事項〉 - PAICMA の主導力・能力が高く、組織が安定的である。 - 法律 1448/2011 と SNARIV により、地雷被災者支援に係る自治体の業務能力が高まる可能性がある。 〈他の事項〉 - EU、UNMAS、NGO など、地雷対策や地雷被災者支援を長期、的に行う、協力組織が存在する。	る予定である。 - 政府は 2011 年に国連障害者権利条約を批准した。 〈他の事項〉 - 赤十字の支援による、被災者及び都市部の医療施設で継続的なリハビリテーションを受けることができるという、条件がある。 - 地雷被災による患者が減少傾向にある。	加入する患者は、診療の途中段階で病院を移らざるを得ない状況が発生し、長期的ケアや効果のトラッキングが難しくなる。（保険制度） 地雷埋設が続いている。
	〈案件に直結する事項〉 - 治安から調査不可能な土地が多く、全域での地雷対策策定が困難。 - 紛争が続いているため、PAICMA の活動を拒否する地域も存在する。 〈他の事項〉 - 現在も新たな地雷埋設が続いている。 - 地雷埋設が特定されていない地域が多く存在する。		

(サブプログラム 3) 投降兵士と家族の再統合支援		協力による効果、インパクト、波及効果 - 起業・就労を目指した試験的なプロセスモデルの基礎が示された。 - 起業に成功した投降兵士家族に養育の向上、貯蓄開始など生活の質的向上が見られた。 - 研修受講生の投降兵士家族に心理的・情緒的な安定、将来の見込みに係る安心感が生まれた。 - 投降兵士家族と住民が同じ研修に参加したこと、市民の投降兵士家族に対する偏見の低減、投降兵士家族の孤立の緩和がみられた。 - 起業・就労を果たした投降兵士家族の自律性が高まった。 - 貧困の連鎖を断ち切るチャンスを提供した。 - 社会復帰が実現されれば、元兵士や被害者が抱える「恨み・復讐心の連鎖」を断ち切ること（育児への悪影響の予防）、社会の安定化に貢献する。 - 家族に焦点を当てた投降兵士の社会復帰支援の方法が、有効なアプローチとして ACR の活動に活かされている。	構造成件 投降兵士家族及び受入コミュニティのため の起業・就労支援プロジェクト	不安定要因（効果の促進・持続に寄与する要因） 〈関係者に係る事項〉 - 政令 4138/2011 により ACR が 2011 年庁へ格上げされ、業務・予算計画やプログラム採択で決定権を増した。 - 政府・FARC の和平交渉が進められており、ACR の責務の重要性が増している。 〈他の事項〉 - 複数のドナー、NGO が、支援を継続している。	不安定要因（効果を阻害しうる要因、懸案） 〈案件に直結する事項〉 - 求職と斡旋業務がマッチしないケース多い（就業定着の懸案）。 - 投降兵士雇用に積極的でない企業がある（就業先確保の課題）。 - 教育を受けていない元兵士は他住民と同等の資質や競争力を育成するのが難しい。 - 居住地域の産業と、投降兵士のリンケージが容易でない。（投降兵士の 60～70% は故郷に戻る） - 公的子育て支援、ジョブカウセリング、マイクロファイナンス等サービスが欠ければ就労・起業が難しい。 〈他の事項〉 - 武装グループが投降兵士をトラッキングし再リクルートするリスク、麻薬カルテル・密売組織が投降兵士をリクルートするリスクある。 - 上記のリスクから逃れるため転居を繰り返す投降兵士家族が多く、支援効果の検証が難しい。 - 政府・FARC の和平交渉が終結した際は約 8,000 人規模 DDR が実施され、ACR のリソースでは対応しきれない。
---	--	---	---	---	--

紛争被害者社会心理的ケア・総合支援システム従事人材の育成 (サブプログラム4)	紛争の被害者への社会心理的ケアのための人材育成及び、 総合的被害者支援システムの開発	・社会心理的ケアの専門性・効果概念・技術を導入した。 ・知見はMinSaludの＜社会心理的ケアと総合保健プログラム＞に成就した。 ・横断的支援アプローチ、イメージセラピーといった新しい技術が学ばれた。 ・心的外傷・喪失の回復を支援する社会心理的ケアアプローチに係りクライエント中心型、人道的方法論が学ばれた。 ・紛争・暴力被害者及び心身の傷害・心的外傷を追う人々が多いコロンビア内において、支援者からアウトリーチする社会的心理ケアは、精神疾患の予防、健康の回復、地域復帰、和解等に直結する支援となる。 ・総合支援システム研修で紹介されたモニタリング・評価技術やツールが、法律1448/2011を根拠とする被害者ケア・総合補償の効果測定に有用なツールに応用されている。	〈関係者に係る事項〉 ・法律1448/2011とSNARIVにより、MinSalud、被害者ユニット、PAICMA等の、被害者支援の業務意義がより強くなった。 ・上記により、総合的ケア・補償のリソースが、拡大されている。 ・紛争被害に係る情報の拡大、意識の向上がみられる。	い状況が発生する。 〈関係者・事業効果に直結する事項〉 ・被害者登録数が2013年1月現在で約56万人に上り、約39万人が極度のトラウマからの回復を必要としているとされ支援ニーズは極めて大きい、ケア従事者の人材不足が明らかになりつつあり、人的資源が課題である。 〈他の事項〉 ・紛争が続いている（和平交渉が終結していない）ために、ケアを受けた者たちが再び同様の被害に合う可能性がある。 ・官民組織で、紛争・暴力被害者の認識が十分に普及していない。 ・多くの市民や公務員が社会心理的ケアについて知らず、スムーズなケア提供を妨げる場合がある。
--	--	---	---	---

6. コロンビア政府課題によるプログラム評価マトリックス

政策(政策課題)		各政策課題に対する事業構成（APCデータ）		施策/関連法				事業				JICA	
		政策課題別	政策課題横断	政策課題解決に向けて取り組まれるべき要素	左記要素に対する視点	2008年時～施策，主な根拠法	法令第1448号／2011と関連	対応しているコロンビア国主管官庁（2011以降）	コ国政府プログラム・プロジェクト	ドナーの主な事業/JICAの平和構築プログラム協力事業（出典）		協力プログラム	サブプログラム
2	国内避難民への支援	政策課題2に対する支援 事業額の割合(平和構築事業中)：12.1% 事業数：78		栄養状況の改善	ボゴタ市民の栄養状態(ミネラル・蛋白質の摂取)の改善	食糧安全保障、 アクションソシアル食糧安全保障ネットワーク都市農業普及政策 ボゴタ市食糧安全保障・栄養改善政策 国家社会経済審議会文書3400号「国内避難民支援の為に政府支出目標と優先付け」	N.A	農業農村開発省	ボゴタ市南部地区の都市農業普及プロジェクト外(Bogota319／有機栽培)、 ボゴタ市コミュニティキッチン炊き出し事業、 ボゴタ飢餓の追放(Bogotá sin Hambre)、 食の行き届いたボゴタ(Bogotá bien Alimentada)、 前向きなボゴタ(Bogotá Positiva) 食糧安全保障委員会 食糧安全保障ネットワークプログラム	国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト(技プロ、FU)(約1.06億円)	JICA	成果1 国内避難民の生活の質の向上のための支援モデルが開発される。	
											コロンビアの先住民コミュニティ食料安全保障改善のためのジャガイモ生産向上(2.32億円)		CANADA（APC）
											Nariño県小農ネットワークの強化、Tierrandina.(5.46億円)		F. INTERAMERICANA IAF（APC）
				生活向上・共生／定住支援	全自治体が難民参加型のPIUを策定・実施する	法律第387号／1997（国家国内避難民支援計画策定法）	○	社会繁栄庁	国内避難民の統合的支援国家システム(SNAIPD) 地方自治体統一地域計画(PIU)策定(1997)	平和ラボラトリー戦略（平和、共生、経済開発、和解に向けた地域のイニシアティブを支援するもの）2009年時点、EUの予算の70%を分配。	EU(PNA 2010より抜粋)		
					全自治体が被害者参加型のPATを策定・実施する	法律第1190/2008(国内避難民支援地方自治体調整/FUユニットの設置に係る法律)	○	内務司法省	地域アクションプラン(PAT)策定(2011) 被害者ケア・総合補償ユニット設立(2011)	避難民の社会・経済的復帰と再統合・和解プロセスへとコミュニティを導くためのコロンビア政府支援プログラム（資金援助/20.40億円）	EU(APC)		
					被害者総合ケア・補償 帰還支援・土地返還	登録難民が、必要な総合ケア・補償を享受する	法律1448号/2011(被害者救済・土地返還法)	○		被害者支援・総合補償システムSNARIV(2011) 歴史記憶検証センター(CMC)設立(2011) 被害者統一登録システム(RUV) (2011) 土地返還ユニット設立(2011)	国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト(技プロ)(約1.77億円)		JICA
										地方自治体統一地域計画／包括計画(PAT/PIU)策定・実施	USAD（中間レビュー）		
										行動する家族プログラム 住環境・住宅部門、国内避難民の土地及び試算の保護・収入創出プロジェクト	国内避難民包括的支援計画(PIU)作成支援		UNHCR（Position Paper）
										国内避難民・社会的弱者支援(2007)	WB (Position Paper)		
										国内避難民と弱者支援	USAD(2010 PNA)		
						被害者支援プログラム（技術協力/58.84億円）	USAD（APC）						
						紛争移行期課題解決イニシアティブ（Transitional Solutions Initiative）	JOINT UNHCR-UNDP Initiative(聞取り）						
						コロンビア経済保障、保護における国際赤十字委員会の活動保護(緊急支援/4.46億円)	EU-ECHO(APC) 2013年						
						コロンビアにおける経済保障と保護活動（4.46億円）	EU - ECHO（APC）						
						避難民のための社会・経済的開発アクション／再統合・和解プロセスのためのコミュニティ支援(技術協力/15.30億円)	EU(APC)						
						ボゴタ市の労働に従事する避難民自動を対象とした生活環境改善事業（0.23億円）	米州開発銀行IDB（中間レビュー）						
						ボゴタ市、アトランティカ県、チョコ県での避難民児童を対象とした公立学校教育事業（0.11億円）	米州開発銀行IDB（中間レビュー）						
						紛争の被害者および自然災害被害者19万人にテアする人道・緊急援助（15.25億）	EU-ECHO(中間レビュー）2009年						
				難民を含む地方村民の生活安定化	地域コミュニティの回復・団結	国家開発計画2006-2010における地域開発戦略（紛争・貧困因となる地域格差の是正） 国家開発計画2010-2014に基づく地域開発戦略(2013年7月最終化中) CONPES（経済社会審議会）3616号：最貧状態にある国民及び国内避難民のための収入創出政策方針	N.A	国家企画庁	コロンビア一村一品	一村一品推進(研修、専門家派遣）(計/約2.17億円)	JICA		
					受入れコミュニティとの共生								
					生計向上・地域経済の活性化								
4	地雷被災者への支援 および	政策課題2、3、4、5に対する支援 事業額の割合（平和構築案件）：11.4% 事業数137		地雷被災者への緊急医療補償・人道支援	被災者が緊急医療の措置を得、医療・心理社会的ケア・リハビリテーションの権利、労務面での社会復帰の支援を享受する	法律第418号/1997、法律第782号/2002（対人地雷被災者法）、 政令第1290号/2008（被害者補償と救済）	○	保健社会保障省	対人地雷包括的行動プログラム(PAICMA)	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト(技プロ)(約2.5億円)	JICA	成果2 地雷被災予防及び地雷被災者の医療リハビリ、社会参加促進のための支援モデルが開発される。	
				地雷被災者のケアと総合補償		法律1448号/2011(被害者救済・土地返還法)	○	社会繁栄庁	被害者ケア・総合補償ユニット設立(2011) 紛争被害者ケア・総合補償プログラム(2011) 歴史記憶検証センター(CMC)設立(2011)	児童、青少年に焦点を当てた民間の対人地雷被災者支援。（技術協力/2.80億円）	CANADA（APC）		
									コロンビアにおける土地の自由化と返還支援のための人道的対人地雷撤去専門技術習得・非技術的オペレーション（ETN）プロジェクト（技術協力/1.27億円）	EU（APC）			
									アンティオキア、スクレ、ボリバル、サンタンデールを中心とした被災者生活向上支援、心理ケア、リハビリテーション、被災回避教育、住民移動関連事業	EU（中間レビュー）2010年			
									CIREC/GTO-14（資金援助/0.22億円）	ノルウェー（APC）			
								国軍保有の対人地雷・不発弾等武器の破壊	2005年迄の全保有地雷破壊	オタワ条約（対人地雷使用・貯蔵・生産・移転禁止と廃棄に関する条約/2000年9月批准）、	N.A		
				埋設及び保管地雷・武器等の破壊	人道的地雷破壊(埋設地・保管地特定、破壊、土地の復旧)				対人地雷対策機材供与プロジェクト（資金協力/0.84億円）	日本(APC)			
									メタ県用対人地雷対策機材供与プロジェクト(供与機材/0.71億円)	日本（APC）			
									地雷による社会影響協調査	EU			

政策(政策課題)	各政策課題に対する事業構成（APCデータ）		施策/関連法					事業		JICA	
	政策課題別	政策課題横断	政策課題解決に向けて取り組まれるべき要素	左記要素に対する視点	2008年時～施策，主な根拠法	法令第1448号／2011と関連	対応しているコロンビア国主管官庁（2011以降）	コ国政府プログラム・プロジェクト	ドナーの主な事業/JICAの平和構築プログラム協力事業（出典）	協力プログラム	サブプログラム
3	投降兵士とその家族の社会的・経済的再統合		AUC(自衛軍連合)武装解除 AUC投降兵士の動員・社会復帰支援の提供 AUC投降兵士・家族の司法アクセス	2005年12月迄の全面武装解除	サンタフェテラリト協約(2003年)(AUCの全面武装解除と投降兵士の社会復帰支援に係る和平交渉開始合意) 法律975号/2005(公正・和平法)（2011年改訂） 2008年公布・投降兵士再統合の国家政策(CONPES No.3554) 政府武装解除・動員解除・元戦闘員の社会復帰(DDR)方針(国家開発計画PND 2006-2010及び2010-2014)	N.A	コロンビア投降兵士再統合庁	投降兵士再統合高等審議会(ACR)(2005)設立 コロンビア投降兵士再統合庁(ACR)（2011） 国家・投降兵士社会復帰支援プログラム ボゴタ市局投降兵士再統合プログラム(PADREB)	投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト(技プロFUI)(約1.27億円) JICA 地域開発プロジェクトを通じた元兵士の社会復帰 USAID（中間レビュー） 官民連携をした教育訓練 USAID（ポジションペーパー） 投降兵の動員解除・社会復帰 WB(Position Paper) 地域型社会復帰プログラムフェーズII 国際移住機構 IOM（中間レビュー） 武装解除・動員解除・社会復帰（DDR） スウェーデン(ポジションペーパー） 動員・社会復帰（D R）（技術協力/151.73億円） 米国（APC） 武装グループから開放された未成年兵士の社会復帰と青少年の強制的武装化を防止するための支援プロジェクト（技術協力/23.99億円） 米国（APC） 投降兵士の動員・再統合（社会復帰）（技術協力/151.73億円） スウェーデン(APC) 武装グループによる児童や青少年のリクルート防止と未成年兵士と紛争被害者への支援 - 第二フェーズ（資金援助/4.76億円） スウェーデン(APC)		成果 3 投降兵士及び家族が経済的に自立しコミュニティに定着するための支援モデルが開発される。
5	紛争被害の真実究明・補償・和解	政策課題5に対する支援 事業額の割合(平和構築事業中)：5.4% 事業数：1290	1964年以降のハラリタリによる紛争被害者への総合補償 1985年以降の紛争被害者への総合ケア・補償	被害者の司法アクセス 真実究明・補償・和解プロセスへのアクセス 裁判の実施された件数 被害者の司法アクセス 被害者のリハビリテーション	法律975号/2005(共生和平法)（2011年改訂） 政令第1290号/2008（被害者補償と救済） 法律1448号/2011(被害者救済・土地返還法) 国家開発計2006-2010における「国民全体の安全の確保」	○ ○	保健社会保障省 社会繁栄庁	国家補償和解委員会(CNRR)設立(2005) 歴史検証委員会(CMH)設立(2005) 被害者補償基金(FOSYGA) 被害者ケア・総合補償ユニット設立(2011) 被害者支援・総合補償システムSNARIV(2011) 被害者登録システム(RUV)（2011） 内務司法省を実施機関とした自治体・市民組織を通じた補償サービス提供事業 歴史記憶検証センター(CMC)(2011) 土地返還ユニット設立(2011)	紛争被害者への社会心理的ケアのための人材育成（研修)(約3千万円) JICA 総合的被害者支援システムの開発(被害者支援総合システム）（研修)(約1千万円、課題別研修費含まず) JICA 被害者救済・土地返還法の枠内において被害者の人権を擁護する(0.63億円) スペイン(APC) WB(中間レビュー） 法律第1448/2011（被害者・土地返還法）策定・制定支援 UNDP,USAID,他		成果 4 国家補償和解委員会(CNRR)と社会保障省(MPS)の紛争被害者への社会心理的ケアの能力が開発される。
6	社会的・経済的格差への対応とガバナンスの強化	政策課題6に対する支援の割合 事業額の割合（平和構築事業中）：71.1% 事業数：152	難民を含む地方村民の生活安定化 格差の是正 地方自治体行政の強化	地域コミュニティの回復・団結（紛争・貧困因となる地域格差の是正） 農村部の生計向上 地域価値・リソースの発掘 全市町村が行政サービスを得る(公共サービスを喪失した地の低減)	国家開発計画2006-2010における地域開発戦略（紛争・貧困因となる地域格差の是正） 国家開発計画2010-2014に基づく地域開発戦略(2013年7月最終化中)	N.A	内務省 地方開発に係る省庁	ガバナンス強化 米州開発銀行(IDB)（ポジションペーパー） 民主的統治性への支援 USAID（2010PNA） コロンビア ディアコニア（Diakonia組織名）プログラム スウェーデン(APC) (4.86億円) コロンビアにおける人権擁護官、社会支援保護プログラム スウェーデン(APC)（技術協力/3.20億円） 法治国家・司法と人権プログラム（2009年時点、EU予算の20%） EU（PNA 2010より） コロンビアの乳製品セクターへの資金（予算）支援 EU(APC)（資金/10.96億円） 農村開発種苗 PNUD-UNDP(APC) (4.41億円) CONPES3615「資産管理・近代化のための取り組み」の枠内におけるパイロットプロジェクト実施支援のための無償技術協力 (0.69億円) アンデス開発公社（APC） 生活質向上と安定化のための取り組み(CELI) - 中央地域（技術協力/140.92億円） 米国（APC） 生活質向上と安定化のための取り組み(CELI) - 北部地域・南部地域（技術協力/109.80） 米国（APC） 生活質向上と安定化のための取り組み(CELI) - Montes de Maria（技術協力/109.80） 米国（APC） 地域における平和の構築（資金援助/49.04億円） EU コロンビア国ナリーニョ県太平洋岸・アンデスフロンティア地域優先自治体における平和構築のための地域行政能力強化（平和の窓）（技術協力/2.32億円） アンデス開発公社（APC） ローカルにおけるミレニアム開発目標（技術協力/1.30億円） アンデス開発公社 バランキエリヤ市都市部交通分野マスタープラン（技術協力/1.15億円） アンデス開発公社 都市開発戦略（技術協力/1.02億円） スペイン バスト市自治体地域持続プロジェクト。ナリーニョ県持続的構築プロセスにおける参加・合意。 フェーズ2（資金援助/0.44億円） スペイン	無		

	政策(政策課題)	各政策課題に対する事業構成（APCデータ）		施策/関連法				事業				JICA	
		政策課題別	政策課題横断	政策課題解決に向けて取り 組まれるべき要素	左記要素に対する視点	2008年時～施策，主な根拠法	法令第1448 号／2011と 関連	対応しているコロンビア国 主管官庁（2011以降）	コ国政府プログラム・プロジェクト	ドナーの主な事業/JICAの平和構築プログラム協力事業（出典）		協力プログラム	サブプログラム
7	司法の強化			司法制度の確立による犯罪 抑止力の強化（ポジション ペーパーより）	犯罪率の低下 強化された司法制度	法律975号/2005(共生和平法)（2011年改訂） 法律1448号/2011(被害者救済・土地返還法)	○	法務司法省 社会繁栄庁		社会・正義・法律研究センター戦略計画 - 2011 - 2013 (1.59億円) 公正・和平法の枠内におけるコロンビアでの平和構築プロセス支援、移行 期の司法プロセス事例 - ProFis Fase II (技術協力/2.07億円) 司法制度改革 コロンビアにおける無処罰削減のための司法セクター強化（技術協力 /37.47億円) 司法プロセスアクセスプロジェクト（技術協力/25.74億円) 共生プロモーションプログラム（技術協力/13.44億円)	フォード財団（APC） ドイツ(APC) 米州開発銀行(IDB)（ボジ ションペーパー） EU（APC） 米国（APC） 国連開発計画（UNDP）（APC）		無
1	コ国政府による、革命 軍(FARC) および国民 解放軍（ELN）との、 和平合意			国軍と警察強化(ウリベ政 権/2002-2010) FARC(革命軍)との和平合 意 ※政府はELN(国民解放軍) を交渉相手と見做さない	バラミリタリー勢力・暴力の制 圧、被害の低減 2013年11月迄に農地開発、政治 参加,紛争終結、非合法薬物問題 解決、被害者補償(5テーマ)合意 N.A.	ウリベ政権方針 ハバナ合意(紛争停止・平和構築の為の交渉開始に 係る決議（2012年8月） N.A	N.A	政府（大統領府）	米国の軍事関連支援（ブッシュ政権時代） ハバナ交渉（2012年8月～進行中） N.A	ハバナ和平交渉保証人（キューバ、ノルウェイ） ハバナ和平交渉オブザーバー（ベネズエラ、チリ） N.A		無	
8	麻薬生産・流通・販売 産業の解体	政策課題8に対する支 援 事業数：61		麻薬生産・流通・販売産業 の解体	麻薬カルテルの解体 麻薬生産業の消滅 麻薬流通・販売の消滅	コロンビア計画（1999年） 国家開発計画 2006-2010（治安の強化） 国家開発計画2010-2014（治安の強化）	N.A	大統領府		麻薬撲滅 麻薬代替産業開発 代替生計開発 （8732.5万ドル/2006年） 麻薬政策地方分権化プログラム（技術協力/8.71億円） 前駆物質コントロール地域プロジェクト PRECAN（技術協力/3.24億円） 責任の共有（技術協力/1.96億円） 米州機構全米麻薬乱用取締委員会 CICAD（技術協力/326万円） PRADICAN アンデスコミュニティ不法薬品対策プログラム（AAP 2008） （資金協力/1.30億円)	米国(ポジションペーパー） EU（ポジションペーパー） USAID（APC） EU（APC） 国連開発計画（UNDP）（APC） 国連薬物犯罪事務所 （UNODC）（APC） スペイン（APC） EU（APC）		無

*APCデータは1990年から2013年7月の累積額

*コロンビア開発庁（APC）出典の事業費は、ドナーとコロンビア政府の合計支出金額
*JICA事業は日本側負担金額のみ

今次評価で作成した「プログラム評価マトリックス」の作成方法は次の通り。

1 情報源：以下の3点の情報源を集約して作成

- (1) 過去のJICA調査（ポジションペーパー、PNA、プログラム中間レビュー）
- (2) 今回の現地調査（収集資料、ヒアリング）
- (3) コロンビア国家開発庁（APC）からの援助データ
 - ① 分野別ドナー支援プロジェクト情報
1990年から2013年7月の期間について、APC分類による分野別のドナー支援プロジェクト事業数、協力金額、コロンビア側予算をデータベースからリスト化。
 - ② 平和構築関連の代表案件
APCが抽出した代表的な平和構築案件のプロジェクトのリスト。事業名、目的、協力金額等を記載したリスト。

2 各項目の説明

（1）政策課題

平和構築分野に特化したセクターワイドアプローチのような政策がないため、本プログラムを形成したプロセスに基づき、JICAが実施したPNAにより特定された8つの政策課題を全体枠組みとした（詳細は3章を参照）。

（2）各政策課題に対する事業構成

APCから得た「分野別ドナー支援プロジェクト情報」を元に、APC分類をJICAのPNAの8つの政策課題に再分類し、事業数と事業額の割合を算出して記載。事業額の割合は、8つの政策課題全体（ドナーの平和構築関連事業全体）に対する、各政策課題に相当するドナー事業の事業額の割合として算出した。

APCの分野分類が、PNAの8つの政策課題に分類できない場合は政策課題横断の項目に記載した。

（3）施策/関連法

コロンビア側の施策・関連法を記載。各項目の意義は次の通り。

- ① 政策課題に向けて取り組まれるべき要素/先要素に対する視点
政策課題がJICAのPNAの分析でなされたものであるため、コロンビア政府の政策上の目標値は設定されていない課題もある。このため、課題の特性やJICAプログラムの支援内容に基づき、当該政策課題で取り組まれるべき要素を評価の中で設定しその要素をどの様に測るかを視点として取りまとめた。これら視点は、プログラムの実績やコロンビアの平和構築における進展を確認する際の参考とした。
- ② 2008年自～施策、主な根拠法
プログラム開始以降（2008年以降）の主要施策
- ③ 法令第1448号/2011と関連
紛争被害者、国内避難民、地雷被災者等を統合的に支援する法令第1448号/2011（被害者救済・土地返還法）の制定により、各種施策が同法令に統合された。その関係性を分かり易く示すための項目。
- ④ 対応しているコロンビア国主管官庁
法令第1448号/2011（被害者救済・土地返還法）制定後の、主管官庁を提示。

（4）事業

主要な事業を上記1の情報源から抽出して記載。ドナーの主な事業については、APCから提供された「平和構築関連の代表案件」を記載。各案件の目標により、PNAの8つの政策課題に再度分類して記載。

（5）JICA

JICAのプログラムとサブプログラムが8つの政策課題にどの様に対応しているかを記載。

7. プログラム総合レビュー・グリッド

Ver 1 Aug 2013

視点	設問大項目	設問小項目 (収集する情報)	根拠
プログラムの位置づけ	1 コロンビア国政府の平和構築政策・国家開発政策との整合性	1 コロンビア国政府の平和構築政策、紛争被害者・共生和解支援政策・法制度に整合していたか ●本プログラムは、2007年に実施した国レベルのPNA (Peace Building Needs and Impact Assessment) の結果分類された8つの政策課題に基づき作成された。 ●8つの政策課題は重要なものであり、コロンビア政府において、各課題に取り組むべき法律や政令が制定され、各種事業が展開されている (ポジションペーパー) ●本プログラムは、8つの政策課題を①紛争の結果生じる社会的・経済的問題への対応、②紛争の構造的要因の低減、に大きく二つに区分した内、①に対応するべく設定されたものであり、①の課題におけるコロンビア政府の各種政策・法制度に沿って実施されたものである (プログラム評価マトリックス参照) ●今回の終了時評価においても、コロンビア関係者より、平和構築の過程における政策・法制度に合致した支援であるとの評価を得ている。	ポジションペーパー
		2 プログラムは優先度の高い課題・施策に合致していたか →以上から、本プログラムは、政策・法制度に合致したものである。	
		3 プログラム実施の時機は、コロンビア国の平和構築プロセス・政治社会情勢に対し適切か ● (ポジションペーパー) AUC メンバーの解体し、公正和平法の適用により恩赦を受ける一方で、紛争被害者のための真実究明・補償・和解プロセスの遅れが指摘されている。また、共生和平法が整備されているが、被害者救済の明確なプロセスの構築がされておらず、また、社会復帰できなかった投降兵士が犯罪グループに帰るという課題が生じていた時期に、本プログラムは、制度設計に資するモデル構築を各課題で実施して、「国内避難民、地雷被災者などの経済的・社会的再統合を支援する」とともに、被害者に加害者、受入れコミュニティの共生・和解を支援する」ことに取り組んだ。 ●地雷被災者数が世界最多 (2005/2006年)、国内避難民世界最多 (2006年) ●聞き取りでも、コロンビア国の政策進展を見据えた適切な時期での協力がなされ、政策・戦略に反映された成果がある。 ●現在のサントス政権 (2010年8月以降) に入り、政情が変わりこれまで正式に認めていなかった、国内紛争があることを認め各種取り組みがなされた。また、それに伴いFARCとの和平交渉が進み、現在ハバナ合意の締結に向けて取り組みがなされている。 →以上から、本プログラムの実施時期は、適切と判断される。	
			PNA Version 4 レビュー プログラムマトリックス

2	我が国及びJICAの対コロンビア支援戦略 / 実施計画との整合性	4	日本の平和構築支援政策と合致し、協力の政治的・政策的意義があるか	案件2次評価「妥当性」の分析
			●平和構築は日本のODA中期政策の重点課題の一つとして位置づけられている。また、ODA大綱、中期政策に記載されている「人間の安全保障の視点」においても紛争被害者への支援の重要性が記載されている。 ●我が国は紛争被害者支援を人間の安全保障の視点「平和構築」課題と認識し、2008年8月のコロンビアODAタスクフォース及びコロンビア国政府との経済協力政策協議により、「紛争の結果生じる社会的・経済的問題へ対策を講じる」意向を表明した。	
			JICAの実施計画・支援戦略に整合し、JICAの優位性を活かした協力であるか	
3	対象地域・利益地域のニーズに対する実施の必要性	5	●本案件はJICAの対コロンビア国別実施計画の援助重点課題「平和構築支援」における「国内避難民等社会的弱者協力」(サブプログラム)に位置づけられ、2008年の平和構築支援に係る調査・協議(ポジションペーパー)により「紛争被害者と共生・和解支援プログラム」として決裁されており、JICAの支援戦略と合致 ●コロンビアが取組を始めた分野で知見が十分でない制度や技術面(例:総合リハビリテーション)を移転し、モデル構築・多機関の連携を供するなど、JICAの技術協力の得意分野での支援をおこなった。	支所、ドナーへのビルダ
			対象利益者・地域での裨益ニーズに応じたものであったか	
			●地雷被災者数が世界最多(2005/2006年)、国内避難民世界最多(2006年)となっていた。 ●そのような中、対象者としての、国内避難民、地雷被害者、投降兵士、紛争被害者を支援対象とすることは適切であったと判断される(ポジションペーパー)。また、これらの対象者は、紛争の影響を受けたものであり、妥当と考えられる。	
4	プログラムの戦略性	1	プログラムの計画は目標達成のシナリオ(案件群の構成も含む)は適切に設定されているか(相互補完)	ポジションペーパー・案件2次調査
			●ポジションペーパー時点では、各成果ごとに、中心となる案件を設定。各成果内での他の投入要素との連携により成果の達成を図るという構成になっていた(ポジションペーパーの別添3)。特に、各案件ではモデル構築を組って設定されていた。 特に、成果2地雷被災者予防リハビリでは、技術協力プロジェクト、草の根人間の安全保障無償資金協力、青年海外協力隊派遣(コミテ・デ・リハビリタシオン)などが有機的に連携する計画。成果3では、技術協力プロジェクトと青年海外協力隊派遣の連携を想定。成果4については、暴力・紛争被害者全般を最終裨益者として設定し、成果1～3を横断して社会心理的ケアの観点から補完する取り組みがされた。 ●具体的な連携の可能性は構成図参照。各成果が達成されることで、プログラム目標が包括的に達成されるという構成であり、成果を超えた案件間の具体的な連携は計画では想定されていなかった模様。 ●(ポジションペーパー)他ドナーとの活動においては、成果1でPIU作成支援のUNHCRと連携を進める、成果②国際赤十字社との連携、成果3UNDP、アメリカとの連携、成果4ではメンタルヘルスを支援するNGO等との連携、が想定されていた。	
			対象地やターゲットグループ・裨益者に及ぼすリスク回避の対策が盛り込まれていたか	
2		2	●(中間レビュー報告書p11・プロジェクト2次評価マトリックス)プログラムの実施により、住民における行政サービスや国際支援に格差が生じるリスクを避けるため、あるいは、紛争以外の暴力による被害者がケアの対象から外れるリスクを防ぐため、さらには最終裨益者と他住民との共生や和解が上記リスクにより妨げられることがないように策が講じられるべきと認識。このため、プログラムの各構成案件では、貧困層、地雷被災によらない被害者など、活動展開において密接に関わる社会的弱者も併せて最終裨益者として取り組んだ。 例)(国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト)国内避難民のみならず貧困層等社会的弱者が多く暮らす地区を対象とし、住民組織化の環境を強化し、避難民に特化しないコミュニティ事業とする配慮がなされたことで、住民間の支援の差別感や栄養改善状況の格差発生の予防と、共生理解の向上を図ることが可能となった。 (投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト)対象地域には貧困世帯が多く、投降兵士家庭に特化した公的扶助があることを考慮して、地域住民との行政支援の格差・差別感を惹き起さない配慮が必要とされた。そのため、裨益者に、投降兵士以外のコミュニティ住民を加えた。また、投降兵士個人ではなく、その家族も対象とするアプローチを取った。	案件2次評価「妥当性」分析 APC ドナーデータ

		3	ターゲット・グループ、実施組織の選定は、プログラム成果達成に、適切であったか ●実施組織の選定 →関連機関を制定する際、施作や戦略を起草する中央機関を対象とし、併せて実施する部局を対象とし、モデル構築と制度化に寄与する案件デザインを中心にしてプログラムを実施した。 例）（国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト）本事業は、協力開始時に喫緊の課題であった省と地方自治体の国内避難民支援に関わる調整業務や、PIU 策定・モニタリングのメカニズムの改善を目指した ●対象地域は、安全措置の範囲内で、ニーズの高い地域を選定して対応した。 例）（国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト）難民人口が極めて多く行政の積極的な支援を必要とした地域を対象とした点から、ニーズに応じた協力であった。 （一村一品推進）→地方展開ができなかったため、戦略策定に向けて中央省庁を対象とした （総合被害者支援システムの開発）対象県、対象病院の選定が適切だった（個別案件 2 次評価表参照）。	
	4	プロセス	協力プログラムの構成案件間の実施段階では十分な連携・調整が図られたか ●企画調査員の投入によるプログラム運営の実施 ・管理体制の構築、PNA のアップグレード、関連政策マトリックスの作成、プログラム広報の実施、プログラムの軌道修正などの実施、連携会議の実施→プログラム全体の方針調整、各案件の必要情報の整理（被害者救済・土地返還法の勉強会）などを実施。 ●コロンビア側にはプログラムを包括的に見るダイレクターが見られなかった。 ●実施中の案件間での連携・相乗効果を高める取り組みがされた（中間レビュー p44、各案件 2 次評価マトリックス） 例）・案件間の情報共有や在外事業強化費を活用したサポート業務の実施。 ・各成果で青年海外協力隊 / シニア海外ボランティア派遣と技術協力プロジェクトの連携等が見られた。特に、成果 2 では、技術協力プロジェクトと草の根人間の安全保障無償資金協力のリハビリテーション機材整備、青年海外協力隊派遣が成果定着・発現の促進につながった。 ●当初想定された投入案件の内、実施されなかった案件があるが、各対応は次の通り。 成果 1：「国内避難民のための収入創出プロジェクト」「国内避難民及び社会的弱者を対象としたマイクロファイナンス」。前者は、一村一品関連の個別案件（研修・専門家）で対応。後者は、提案までの経緯が確認されておらず検討が必要とされ、本プログラム期間中には実施されなかった。両者とも、次期「地域開発プログラム」で実施される「一村一品コロンビア推進プロジェクト」において取り組まれる予定。 成果 2：「地雷被災者を中心とした障害者社会参加促進プロジェクト」については、予算上の都合等から、本プログラム期間中には形成されなかった。後継案件として形成中（2013 年 8 月）。 ●コロンビア側とプログラムとして情報共有を行ったのは、以下の機会であった。 2012 年 10 月 クロージנגセミナーを実施→情報共有に有効とのコメントあり。 2013 年 7 月、プログラム評価結果報告→プログラムとしての取組を把握する良い機会となった。	案件 2 次評価、関連機関インタビュー結果
	5		協力プログラムの目標達成の観点から構成案件は他ドナーとの連携がみられたか（DOL） ●ボジションペーパー作成時に想定されていた連携は見られなかったが、成果 1 については、プログラムの成果達成に向けた連携が「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」において見られた。 ・プロジェクト成果を普及する形で、NGO や他の行政区、大学等多数の主体と連携あり（円卓会議の実施）。 その他の案件では、プロジェクトの成果や目標達成に関する連携がいくつも見られた。	案件 2 次評価、関連機関インタビュー結果
	6		協力プログラムの目標達成の観点から構成案件は先方政府とうまく協力でできたか 各成果毎に、プロジェクト実施中に行われたコロンビア政府への対応の主なものは次の通り。 ・成果 1：内務司法省は元来は、制度的に PIU 策定の指導・推進を業務とし、実施に直接関わるものでなかったが、本協力を通じて、PIU 策定に係る技術会合への出席、パイロットサイトの視察、ベースライン調査への参画など、裨益地域の現状やニーズ把握の活動へのコミットメントが拡大した。 ・成果 2：社会保障省（現・保健社会保障省）の活動参加が、協力を通じて拡大した。 ・成果 3：SENA-ACR に働きかけ、投降兵士家族と受け入れコミュニティ（本案件裨益者）も研修生となれるように、SENA-ACR の投降兵士研修受入れに係る協定の解釈変更を合意・実施した。 ・起業・就業を拡大するために、ボゴタ市や他ドナーによる既存の起業・就業支援事業に、投降兵士家族やコミュニティ住民の参加枠を確保した（IOM 事業 2 名、ボゴタ市事業 3 名）。	

プログラムの効果／コロナ政策の成果、裨益者の変化と、本プログラムの協力との関係	1	プログラム目標（目標／成果）達成度	1	成果・インパクト	協力プログラムの個々の案件のプロジェクト目標は十分達成されたか 各プロジェクトで達成された成果、目標並びに期間中に発現した裨益効果は次の通り。 【成果1】 ・国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善：栽培技術マニュアル、都市農業マニュアルなど有効なマニュアルが作成され、対象農民の能力が強化されて都市の農地の面積が32.1%増加。行政と住民グループの連携のための円卓会議も実施された。これらの結果、栽培野菜目が増加し、野菜消費目が増加し、栄養改善の目標が達成された。円卓会議により住民との行政の連携が強化された。 ・国内避難民支援のための地方行政能力改善： PCMを通じて行政機関が能力開発され、PIU 作成が実施される様になった。 ・一村一品：一村一品コンセンサス・リーダーの策定、地場産業の活性化や行政の役割と官民の連携、リーダーシップの育成、女性生産者グループ活動など、一村一品に有用かつ必要な知見・技術・ツールが学ばれた。イニシアティブ選定は、案件評価表（Ficha de la identificación productos con potencial OVOP）を作成し、27 県 213 団体から 71 団体の事業を優良案件に特定、最終的に 12 案件を選定し、システムティックかつ透明性の高いプロセスである（サービス／商品 9 件、アイデア商品 2 件、イベント 1 件）。地域開発戦略への反映も準備中。 【成果 2】 ・地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト：ADL 評価表、切断リハビリテーションガイド、視覚障害リハビリテーションガイド、切断患者リハビリテーションガイド、視覚障害リハビリテーションガイド（全盲・弱視）の有用なガイドラインが作成されて高い利用がされている。また、関係者向けの障害者の権利・義務研修を実施し、バジェットの研修受講生 98%、アンティオキア県の 82.5%が、公的サービスに係る市民の権利・義務・制度の知識が向上したと回答している。診療前処置ガイドは地域普及員からも高く評価された。この結果リハビリテーションは向上したと言える。 ・対地雷総合アクション大統領プログラム強化：人道的地雷対策の知見向上が図られた。特に中央政策と自治体含む地域関係者との一貫した人道的地雷対策の環境を向上させた点、地雷情報管理が拡大した点は、PAICMA の活動計画の実効性の向上に寄与した。 【成果 3】 ・投降兵士家族及び受け入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト：起業・就労のための対応の基礎的モデルが形成され、294 名のニーズ対象を把握し、最終的に就労は 16 例、起業 2 例にいったった。また、関連機関の連携が進み、目標は達成された。 【成果 4】 ・紛争の被害者・総合被害者支援システムの開発：社会心理的ケアの概念（クライアント中心のケア、イマジネーション・ケア等）と技術が学ばれ、一定普及を実施（対象機関はグッド参照）。国家プログラム「総合的社会心理的ケアシステム」に反映する戦略案が、期間中に作成・検討された。	案件 2 次評価の「有効性」「効率性」「インパクト」の分析、最終裨益者に係る統計
	2			プログラム目標・成果の達成程度（技術のモデル化、政策反映、最終裨益者の生活変化等）（他ドナーや政府との連携も含めた成果） ●各プロジェクト上位目標、波及効果の主要なもの 【成果 1】 ・国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト：技術とツールによる農業普及モデル構築の促進。円卓会議での促進。野菜栽培品種の増加、乳幼児の栄養改善（10%）。栽培品種の販売による生計向上。農業従事者による避難民のアイデンティティ回復、地域ネットワークの形成につながっている。 ・国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト：終了時に情報共有セミナーが開催され、PAT の策定手法となる PCM 計画策定方法、本プロジェクトで作成した「地域被害者支援情報システム・調整・FU 統一報告書」の簡易フォーマット、特性情報データ・調査ツールが、バジェデルカウカ県（カリ市）、ボリバル県（カタルヘナ市）、アンティオキア県（メデジン市）に紹介された。 ・一村一品推進：コロナ禍による一村一品の哲学・概念が定着しつつありイニシアティブが実施段階に入っている。関係機関での協力体制が整備された。これにより、コロンビア OVOP メカニズムが構築されたといえる状況に至っている。また、地域差はあるが、地域 OVOP 委員会の設立にある通り、自治体との協力関係が築かれた。		

					【成果 2】 - 地雷被災者リハビリテーション体制強化プロジェクト：政府は 2011 年に国連障害者権利条約を批准し、プロジェクトが技術導入を支援した総合リハビリテーションの概念・方法論を「ソーシャル・インクルージョン障害者政策」(2012 年)、国家障害政策文書 (CONPES 80) に導入、草案の最終化段階にある（予定より早い上位目標達成が見込まれる）。また、導入されたリハビリテーションの概念、方法論が他県・自治体へカスケード方式の研修で普及されている。 - 対地雷総合アクション大統領プログラム強化：研修効果と PAICMA の積極的な組織強化の取り組みから、予防や被災者支援の対応が強化され、中央・他方間での政策制度的かつ効率的な地雷対策（地雷除去、地雷埋設地調査、危険地域情報収集の工法、被災予防教育）が拡大している。 【成果 3】 - 投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト：期間中に投降兵士・家族のプロファイリング、事業参加関心表明と対象の選定、訓練ニーズ特定/評価 SENA や NGO など既存リソースによる職訓、就労・起業のジョブ・カウンセリングなど、一連の活動とツールが整えられ、プロセス・モデルが文書化された点では基礎的なモデルの情報提供した。しかし、俸益者の参加規模が小規模であり、活用のフィージビリティについては未だ十分な検証が行われていない。 【成果 4】 - クライアント中心型ケア、イマジネーション・ケアアプローチ等には新しくかつ有効な技術が学ばれ、CNRR と MPS が行う援助技術として応用が検討された。地域の現場で働く専門職とともに、法制度に関わる専門家が研修に参加し、政策及び施行の異なるレベルでの相互補完的な能力育成が図られた。 ●特記されるアウトプット（プログラム各成果） 【成果 1】 - プログラムは国内避難民の生活の質向上に向けて、「栄養改善」、「地方自治体行政サービスの向上」、「一村一品」という、異なる側面から避難民を含む地域住民の生活の向上に補完的に取り組まれ、それぞれ以下の成果が達成された。国内避難民の栄養改善に関しては、上述の通り、住民の栄養改善・一部生計向上に資する都市型農業の有効な実践方法論が整備された。また避難民への都市農業の支援は、アイデンティティの回復、地域との交流促進に効果的である。本モデルの栽培技術がコロンビア側プロジェクト 319 を通じて普及するなどの効果も出ている。 - 地方行政サービスの向上については、計画立案の手法とツールが紹介され、地方自治体が担う地域アクションプラン (PIU/PAT) の作成が促進され、かつ自治体の計画策定の方法論と計画立案の能力が形成された。一方、作成された計画の実践率は低く、また、同手法の内務省による他県への波及の取組はなく、また PAT の計画・実施促進を支援する USAID との情報共有もされていない。このため、本プログラムにおける「地方自治体行政サービスの向上」への支援は、生活の質の向上までは届いておらず、計画立案というモデルの初期段階の形成に一定の寄与はあったものの、その効果は限定的であると考えられる。 - 一村一品については、地経済の発展と地域住民の団結、相互扶助を促すツールとして認識され、地域開発戦略に採用して戦略文書の最終化段階にある。実施にいたったことは特筆すべき事項。尚、一村一品への支援は、収入向上プロジェクトへ対応する要素もあり、またマイクロファイナンス支援は達成目標として明確に提示されていなかったことから計画変更されているものであり、実施されなかったプロジェクトによる当該成果に対する影響は少ないと判断される。以上から、「地方自治体行政サービスの向上」については、有用な成果が達成されたが、避難民の生活の質の向上支援モデルとしての成果は限定的であった。栄養改善や一村一品に関してはモデルが構築され、プログラム目標であるに資するアプローチが整備されたと判断される。 【成果 2】 成果 2 は、地雷被災予防のモデル、地雷被災者を含む障害者の医療リハビリテーション・社会参加促進モデルの開発に向けた協力が実施された。主要な案件である、「総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」と在外研修「対地雷総合アクション大統領プログラム強化」が実施された。
--	--	--	--	--	--

			リハビリティ・社会参加促進のモデル構築においては、総合リハビリテーション強化プロジェクトを中心に、ボランティアによる技術支援、草の根によるリハビリ関連の機材投入がなされた。その結果、医療リハビリテーションについて、プロジェクトによるリハビリ技術ガイドライン等整備等の有用なモデルソースの形成・中央〜地方への連携体制が構築された。また、草の根機材・ボランティア派遣によるリハビリの専門技術の定着が促進された。その結果、医療リハビリテーションについて、有効性の高いモデルが構築されたと判断できる。社会参加促進のモデルについては、「被害者・障害者の権利と義務ガイドライン」が整備され、有効なツールが形成されたが、今後さらなる取り組みが求められる。		
			地雷被災予防のモデルについては、研修事業による PAICMA の能力強化による、実施体制構築、情報管理整備方針の設定、「地雷による社会社会経済影響調査の計画」、アクションプランの作成などが形成された。社会経済影響調査については EU の資金協力で実践されるなど、他ドナーや NGO との連携でこれら計画の実践が進んでいる。また、総合リハビリテーション体制強化プロジェクトとの知見交換が、地雷被災者支援のアクションプランに反映されるなどの、相乗効果もあった。この様に、本プログラムの実施と他ドナー・機関との連携により、中央政策と自治体行政をつなぐ一貫した人道的地雷対策の環境が整備されたと判断される。 以上から成果 2 については、目指した有効なモデルが構築されたと判断できる。		
			【成果 3】 ・成果 3 の支援モデル開発に向けて、「投降兵士家族および受入れコミュニティのための起業・就業プロジェクト」を中に、投降兵士家族 / 就業・企業支援分野のシニア海外ボランティア派遣、青年海外協力隊の派遣（投降兵士家族支援活動連携）、草の根人間の安全保障無償資力協力（国内避難民・投降兵士のための職業訓練センター強化）が行われた。 プロジェクトでは、プロジェクト成果のみならず、投降兵士・家族に対する就労・起業に向けた一連の活動とツールを整えられ、プロセス・モデルが文書化された。また、投降兵士・家族と受け入れるコミュニティの双方を裨益とするアプローチが提示され、その効果（地域住民との偏見の低減、孤立の回避）がもたらされることも実証できた。 また、青年海外協力隊の派遣では、派遣先 NGO/HAMECUMA とソーシャルワークを通じて投降兵士家族支援での協力活動が効果的に行われ、プロジェクトとの連携が見られた。草の根無償において、今後企業・就労の実践にむけてコミットメントが求められる職業訓練センターの強化に一定の寄与がなされた。 以上から、成果 3 としては、投降兵士および家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルの基盤（ツールとプロセス整理やアプローチの提示、関連アクターの強化・連携構築）の整備を達成した。一方、モデルのフィージビリティについては、プログラム期間中の就業・起業例に限られており、今後さらに多くの支援ケースと効果検証が必要となる。		
			【成果 4】 個別案件の成果で記載した通り、関係組織の中核人材を対象として研修を行い、クライアント中心型ケア、イメージセッション・ケアアプローチなどの、コロンビアには新しくかつ有効な技術が学ばれた。また地域の現場で働く専門職とともに法制度に関わる専門家研修に参加し、政策及び施行の異なるレベルでの相互補完的な能力育成を図られた。また、研修成果が MinSalud の「紛争被害者社会心理ケアと総合保険プログラム」に反映されるなどのインパクトも出ている。これにより、プログラムの目指していた、関係者の社会的心理的ケアの能力開発は達成されたと考えられる。		案件 2 次評価 「インパクト」上位置 標達成分析
			プログラム目標・成果の達成の、顕著な安定要因 各分野、コロombie政府のオーナーシップによる、法制度化や戦略プランへの反映が進み、プログラムで整備したこと が安定要因となった。 例) ソーシャルイクルジョーン障害者政策、地雷における PAICMA 年次計画への反映など		
			最終利益／者の、定性的・統計的变化がネガティブに変化している場合、影響因・不安定要因、協力プログラムとの因果関係（影響） 武力犯罪などの継続により、難民・貧困層などが続いていること、対応が大きい。 施策に対する予算不足など。		
			1) コロombieの平和構築（被害者・共生和解）の進展		案件 2 次評価 「インパクト」上位置 標達成分析

					【成果 1】 国内避難民の年間発生件数は減少傾向だが、累積登録数は44万人に到達。FARCとの合意はあるが、武装勢力の活動はまだ残っており、今後も避難民が生まれる素地はある。また、被害者救済・土地返還法により、避難民を含む被害者支援の優先度が高まっている。プログラムの関わった個別項目での進展を整理すると次の通り。 ・行政サービスに関しては、被害者救済・土地返還法の施行後被害者救済としての地域アクションプラン作成が進んだ。上述の通り、計画どまりで、実践は少ない。 ・栄養改善に関しては、食糧安全保障政策、国内避難民支援対策等が継続される中、2011年に都市農業法案が起草され、国会にて法律化が、ボゴタ市議会において条例化が審議されており、都市農業の価値が高まっている。 ・一村一品については、コロンビア国内での一村一品の意識が高まり、国家企画庁の国家開発計画への反映、OVOP委員会メンバーの設立などが進んでいる。	インタビュー結果、統計データ プログラム評価マトリックス
					【成果 2】 地雷被災者の数は急激な減少。コロンビア国内の取組については、地雷被災予防を含む総合的取り組みとして、PAICMAの政策と地方自治体行政をつなぐ一貫した人道的地雷対策（既存地雷の破壊・破棄、地雷埋設地調査、危険地域情報の後方、被災予防教育）を実施。総合リハビリテーションについては、2011年の国連障害者権利条約の批准、2012年ソーシャル・インクルージョン障害者政策」を開始。また、国家障害政策文書への導入、草案最終化が進められている。また、前後するが、被害者救済・土地返還法に「リハビリテーションは（地雷被災者を含む）被害者の総合ケア・補償の一方法」と明記されたことで、政府・行政における公共サービスとして、総合リハビリテーションの責務が高まっている。	
					【成果 3】 ・AUCとの和平合意後、投降兵士の社会復帰支援事業が実施。教育セクターや社会心理的ケア、企業・就労支援が実施されている。一方、支援においては、人道支援や新進のケアの優先順位が高いこと、また投降兵士の育成に時間がかかること、治安を理由に断られることなどから、企業・就労支援の実績は十分あげられない状況にある。今後 FARC との和平合意がなれば、8000人程度の投降兵士の社会復帰支援が必要となる。 ・投降兵士再統合審議会はコロンビア再統合庁（ACR）へと格上げされた。	
					【成果 4】 ・当初社会心理的ケアは専門技術と認識されていなかったが、その後の憲法裁判所決議がなされ、「総合ケア方法の適用のための社会心理的取り組みの取扱いと、武装紛争被害者の社会心理的ケアとサービス」及び「武装紛争被害者の非人道的犯罪による障害別の地域精神保健の介入ガイド」が作成された。また、2011年の被害者救済・土地返還法において保障の一方法としての「社会心理的ケア」が明記された。また、同法による「被害者総合ケア・補償国家システム（SNARIV）」によって、「紛争被害者社会心理ケアと総合保健プログラム（PAPSIVI）」が策定された。	
					2) プログラムの貢献の状況 ・位置づけ⇒上述の通り、事業数が多い分野であり、また、被害者救済・土地返還法での優先度の高い支援が必要とされる被害者全般を対象としたプログラムであり、先方優先度の高い施策に合致したプログラムである。 ・戦略性⇒プロジェクトとしてのモデル構築はあり、JICA 投入内での連携は見られたが、他ドナーとの連携は特になかった。しかし、コロンビア政府との協力は、コロンビア政府の高いオーナーシップの影響もあり、十分であった。戦略性は一定程度高いと判断される。 ・各成果での貢献状況は以下の通り。	
					【成果 1】 上述の通り、本成果では、「地方自治体行政サービスの向上」については、有用な成果が達成されたが、避難民の生活の質の向上支援モデルとしての成果は限定的であった。しかし、コロンビア国内での進展状況（計画立案で止まっていること）を勘案すると、プログラムの効果は現状の進展には寄与したものと考えられる。栄養改善や一村一品に関してはモデルが構築され、プログラム目標であるに資するアプローチが整備されている。また、それぞれの効果は、直接、間接的にコロンビア側での進展と関連している。以上から、成果1の貢献度は高いと考えられる。	

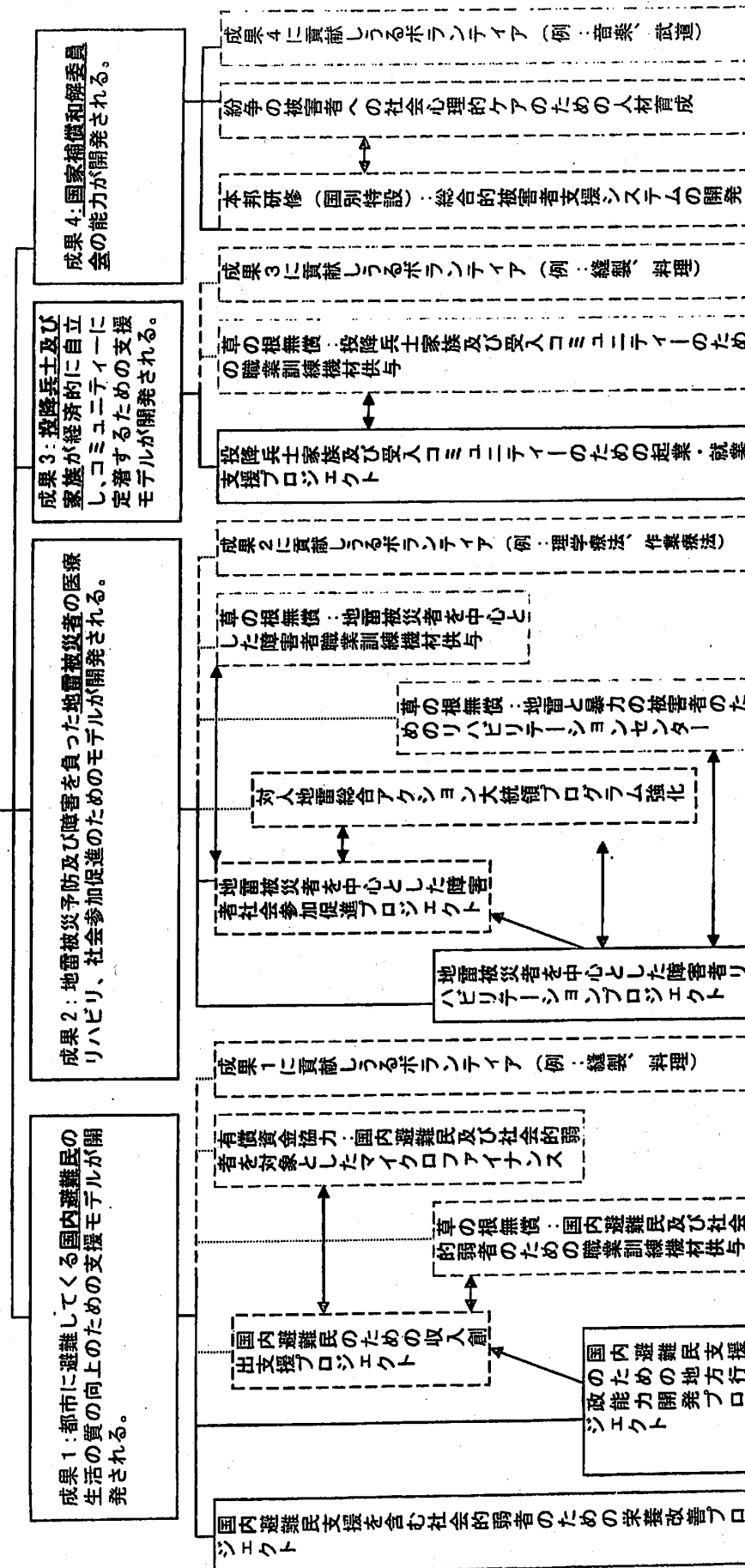
					【成果２】 成果２は位置づけとしても重要な分野であり、かつ戦略の観点からも個別案件が補完的に対応し、プログラム内での相乗効果もある戦略的な取り組みが実施された。 成果２としては、上述の通り、医療リハビリテーションについて、有効性の高いモデルが構築されたと判断できる。社会参加促進のモデルについては、今後さらなる取り組みが必要なもの、「被害者・障害者の権利と義務ガイドライン」が整備されている。両者とも形成されたモデルやツールはコロンビア政府による普及に活用され、（保健社会保障省）による各種ガイドラインを用いた専門家育成 TOT 研修や被害者・障害者の権利と義務ガイドラインのレプリケーション活動）、プログラムで支援した総合リハビリテーションの概念・方法論がコロンビア側の政策に反映された。また、地雷被災予防についても、プログラムを通じて PAICMA の実施能力向上に貢献しており、コロンビアの地雷予防への対策並びに被災者減に一定の貢献があったと考えられる。 以上から成果２は、コロンビアの地雷被災予防および総合リハビリテーションへの取り組みに高い貢献をしたと評価できる。
					【成果３】 成果３としては、位置づけとして重要な項目において、相互補完的に案件が組まれて実施されており、位置づけ・戦略性にもある程度高いものであった。また、成果３として、投降兵士および家族が経済的に自立し、コミュニティに定着するための支援モデルの基盤（ツールとプロセス整理やアプローチの提示、関連アクターの強化・連携構築）の整備を達成した。一方、モデルのフィードバックについては、プログラム期間中の就業・起業例に限られており、今後さらに多くの支援ケースと効果検証が必要となるという段階であった。 以上から、ACR でも実績が出ていく分野での取組と基盤整備ができたとという観点から、一定の貢献がなされたものの、実証に至っていないことを勘案し、その貢献度は中程度と考えられる。
					【成果４】 プログラム実施期間中に各種進展のあった当該分野への支援は位置づけとして重要。制度設計に資する形で研修対象者が選定されたことも妥当。また、プログラムにより、関係者の社会的心理的ケアの能力開発が実施されたこと、得られた知見が、上記コロンビア側での進捗で記載した PAPSIVI に反映されたことから、本成果の貢献度は高いものと判断される。
				6	プログラムの枠組み（構成案件の組み合わせ）は、平和構築への貢献に有効な、相互補完性があり、或いは、相乗効果をもつものであったか ⇒位置づけ・戦略性で記載済み
				7	他支援リソース(ドナー、NGO の協力、他 C/P の関連事業)との相互補完的な協力分担(DOL)の有無と、プログラム目標・成果発現との因果関係 ⇒位置づけ・戦略性で記載済み
				8	投入規模と達成度の関係、他ドナー協力規模等との比較から、投入対効果をみ、プログラムの有無と、プログラムの正当性をみる ⇒位置づけ・戦略性で記載済み
				I	コロンビア国政府の政策・法制度・政治状況での、協力効果の持続性（安定要因、不安定要因） ○ 法律第 1448 号（通称、被害者救済・土地返還法）の実施状況 ○ 2014 年の大統領選挙の結果と、その後の政策の持続性（特に上記「被災者救済・土地返還法」） →これら要因の詳細は本文 2 章参照

	2	コロンビア国側実施組織の組織機能と技術に係るポテンシャル／持続性（安定・不安定要因）	2	紛争被害者支援・共生和解支援で働く官民組織のポテンシャル、プログラム協力で得られた技術の応用・普及可能性（安定・不安定要因）	和平交渉に係る資料レビュー PNA Version IV レビュー 土地返還技術詳細計画報告・第4章レビュー コロンビア支所へヒアリング 被害者支援ユニットへヒアリング 実施機関、ドナーヒアリング
				○法律第1448号による被害者ユニット、SNARIV、PAICMAの機能の継続性 →本文参照	
	3	平和構築プロセスと、地域開発支援において、考慮されるべき、安定・不安定要因	3	司法と法制度のアジェンダ、社会経済状況、和平交渉進展、紛争からポスト紛争への移行に特殊なリスク要因などの有無。 ○ FARC との和平交渉の進捗 ○ FRAC 以外の武装集団の勢力・動向 ○ IDP の帰還動向、新規発生状況 ○ これまで紛争が展開してきた地方部の治安回復状況 →これら要因の状況詳細は本文2章参照	

8. プログラム目標と各成果・案件の相関図 (2008年10月プログラムポジションペーパー策定時の案)

「紛争の被害者・共生和解支援」プログラム目標と各成果・案件の相関図

プログラム目標：紛争の被害者である国内避難民・地雷被災者などの経済的・社会的再統合を支援すると同時に、被害者と加害者、受入コミュニティの共生・和解を促進する。



赤：技術協力プロジェクト、青：ボランティア派遣、黄：研修事業、緑：他の我が国協力との連携
 実線で囲まれた案件は実施中または形成済み案件、点線は今後形成する予定の案件。
 赤：技術協力プロジェクト、青：ボランティア派遣、黄：研修事業、緑：他の我が国協力との連携
 実線で囲まれた案件は実施中または形成済み案件、点線は今後形成する予定の案件。

9. コロンビアの国家開発計画 (PND) と JICA 平和構築プログラムの関連性

1. 国家開発計画 (PND)

JICA 平和構築プログラムの実施期間に公布された、コロンビア国（以下コロンビア）の国家開発計画 (PND) の概要は次のとおり。

(1) ウリベ政権下の国家開発計画

国家開発計画 2006-2010「全国民の開発のための共同体国家に向けて」は、①民主的治安、②国民の自由の尊重、③社会の結束、④透明性、⑤政府組織の自治の尊重、という5つの基本理念を置き、4つの重点分野にて構成された。

PND 2006-2010 の概要

重点分野	課題目標あるいは戦略
1) 全国民の安全確保	経済社会成長のために治安・秩序回復を目指す。 特に、麻薬取引及び犯罪組織の根絶、司法の強化、荒廃地域や紛争地域の、開発の促進、人権擁護、教育普及を推進する。 又、国際協力・政府開発援助を奨励する。
2) 持続可能な経済成長・雇用拡大	2006 年経済成長率目標を 4.4%に設定し、住宅セクター及び輸出産業セクターの活性化を行う。 特に、財政調整、年金制度、雇用制度改革により国民所得を増加し、石油・天然ガス資源の探査・採掘を推進し、新インフラプロジェクト実施、科学技術振興などの事業を進める。
3) 社会的公平の構築	市民参加型社会をめざし、様々な社会層・地域、農村部-都市部住民間での利益の公平な分配を進める。 特に、教育改革（150 万人の小中学校教育機会創出）、地域の治安改善、経済的連携強化、生産性向上・インフラ整備を通じた社会開発、公共サービスに関する新政策の導入、中小企業の振興及、都市生活の質的向上を推進するなど。
4) 透明性・効率性ある国家機関の構築	経済成長・社会均等のための国家改革を推進し、政治改革、行政改革、政府規模の合理化を行う。地方の民主主義を強化し、行政手続への市民参加のしくみを作りそれを促す。公共サービスの意識を徹底し、腐敗・金権、地縁・血縁偏重政治の防止を図る。

(2) サントス政権下の国家開発計画

現行の国家開発計画 2010-2014 「全国民の繁栄のために」は、①雇用創出、②貧困削減、③治安向上、の3つを横断的な基本的柱とし、かつ格差是正をめざした地域開発を全分野に共通する視点に据え、以下の7つの重点分野にて構成されている。

PND 2010-2014 の概要

重点分野	課題目標あるいは戦略
1) 持続可能な成長と競争力の拡大	年の経済成長率目標を 5%に設定し、技術刷新、競争力・生産力拡大、雇用創出を目指す。特に、研究開発への投資拡大、起業文化の醸成、知的財産の活用、流通の拡大や規制緩和、及び、住宅政策、都市計画、農業セクターや鉱工業・エネルギーセクタの活性など経済刺激策の実施。
2) 社会繁栄のための機会均等	医療制度改革を含む、社会的保護および社会保障セクター拡大を目指す。とくに幼児から思春期青少年の健全な生活と教育の推進、文化・スポーツ・レクリエーションの開発、紛争による国内避難民・少数民族・女性・障害者などの社会的弱者の権利保護を図る。
3) 平和の強化	法令の励行や効果ある司法制度の実現と、治安の改善を目指す。 特に、法律第 975 号(公正・和平法)の実施を進め、官民組織間連携を向上し、治安向上による市民の安全の保障と、犯罪の防止、国際人権保障制度の確立を図る。
4) 環境維持・リスク予防	自然災害のリスクマネジメントによる災害予防と災害の低減を目指し、及び環境政策の策定と実施による持続可能な環境保全を目指す。 特に、洪水災害対応システム・復旧・復興のリスクマネジメントの開発、生物多様性保護政策の策定と地球変動国家計画の実施を進める。
5) グッドガバナンス・市民参加・汚職防止	政治・行政の透明性の確保と汚職の防止、公務員の業務能力の育成、行政への市民参加、社会資源（ソーシャルキャピタル）の効果的な活用を図る。
6) 国際関係（国際的関連性）	国際市場への生産性ある投資を行い、国際関係の拡大を目指す。 特に、貿易協定等を含みアジア太平洋諸国との政策話、ラテンアメリカ諸国とのパートナーシップを拡大し、及び、経済・文化交流、学術・教育交換を進めて、OECD 及び APEC への加盟をめざす。国際協力および政府開発援助を継続し、アフリカ・アジア地域への南南協力を推進する。
7) 地域開発のための横断的支援	地方自治体の組織能力強化と、中央・地方間の関係強化を目指す。 特に、地方分権化の推進と、自治体の固定資産税率に係り最低税率の見直し（増加）、財政運営管理能力の改善等を図る。

(3) 前・PND と現行 PND

ウリベ政権における第一の関心事項あるいは優先課題は「治安」であり、経済ほか他セクターの成長には、治安の改善が先ず必要であるとの方針。特に地方の治安強化は重要な取り組みであり、大幅な治安改善と移行期正義の実施拡大¹、それに伴う経済成長²という結果を残した。

¹ 2003 年から 2009 年にかけて、誘拐犯罪は 90%減、テロ行為は 80%減、破壊活動は 60%減である。また移行期正義を示す真実・究明・和解では、法律第 975 号（公正・和平法）による犯罪審議件数は 38,000 件、50,000 人の非合法武装紛争に因る被害者に係る犯罪事実の裁判が行われた。出所：PND 2010-2014。

² 失業率はなおも高いが（10%前後）、ジニ係数（国民所得分配係数）は 0.57 となり国際的にも高い水準である。Ibid.

前政権による、治安向上と経済成長を基盤とし、サントス政権の現行PNDでは、治安の取り組みは現在も維持されるべき分野であるものの、経済成長と機会均等がまず取り上げられ、環境政策や国際関係・外交への取り組みへの拡大を目指している点は、同国が、国内紛争等に関わる国内の安全保障について一定の段階に成長し、開発のための新たな段階に入ったことを示すともいえる。また、格差是正は地域開発の重要7分野のうち4分野(上1、2、5、7)にて言及され、それらいずれの分野においても戦略が求められるもの、と捉えられている³。

2. JICA 平和構築プログラムの対象課題と国家開発計画との関連性

ポジションペーパーによれば、JICA 平和構築プログラムは、コロンビアの平和構築ニーズアセスメント(PNA)の結果を基本情報として分析・形成されており、PND は根拠とされていない。そのため、プログラムと PNA の関係性からプログラムの計画性を議論するのは結果論となる。他の主要ドナーのうち米国の一部支援、UNHCR、OCHA 等を除いてとりわけ WB は、PND を根拠に協力の戦略を組み立てているので、ここが PNA を根拠にプログラムを組み立てた JICA の方法論と最も異なる点といえる。

JICA 特定の平和構築課題 8 つと PND の優先分野

	JICA 特定 8 課題	JICA プログラム	PND 2006-2010	PND 2010-2014
1	FARC, ELN との 和平合意			
2	国内避難民支援	○	3) 社会的公平の構築	2) 社会繁栄のための機会均等
3	投降兵士社会復帰 支援	○	1) 全国民の安全確保	3) 平和の強化
4	地雷対策 被災者支援	○	1) 全国民の安全確保	3) 平和の強化 2) 社会繁栄のための機会均等
5	真実究明・補償・和解	○	1) 全国民の安全確保	3) 平和の強化
6	社会・経済的格差への対応と、 ガバナンス強化		2) 持続可能な経済成長・雇用拡大 3) 社会的公平の構築	1) 持続可能な経済成長・雇用拡大 2) 社会繁栄のための機会均等 5) グッドガバナンス・市民参加・汚職防止 7) 地域開発のための横断的支援
7	司法の強化		1) 全国民の安全確保 3) 社会的公平の構築	3) 平和の強化
8	麻薬生産・流通・販売産業の 解体		1) 全国民の安全確保	3) 平和の強化

結果論として見た場合は、コロンビアが国内の治安向上を最優先の課題としていた時期に JICA 当該プログラムが開始されたことで、PND の該当分野での戦略実施を支援したといえる。又、プログラム期間中に法律第 1448 号施行や政府・FARC の和平交渉再開という歴史的出来事があって、上法はプログラム形成時に JICA 側で想定されていたものではなかったが、法が補償する被害者ケアの技術に係り間接的なインプット（貢献）を行うことができた協力となった。

なお、経済成長を目指す新たな段階に入った現在のコロンビアに対し、社会的弱者支援、格差

³ 経済成長は見られるがコロンビアでは人口の 46%が貧困、16%が極貧の状況にあるとされる。Ibid.

是正、市民参加など複数の波及効果が期待される「一村一品」への協力が継続されることは、同国の人道支援から復興・開発支援への移行期における支援として、及び、地域開発が重要課題となっている同国への協力として、意義あるものと思われる。

【参考資料】

Plan Nacional De Desarrollo 2006-2010: Estado Comunitario-Desarrollo para Todos

Plan Nacional De Desarrollo 2010-2014: Prosperidad para Todos

『コロンビア国援助重点分野 「平和の構築」 ポジションペーパー（案）』中南米部・コロンビア駐在員事務所、平成20年9月。

以上

10. 主要面談者

■ JICA 本部 業務主管部・課（案件名）

桑原 知広	人間開発部・高等教育・社会保障グループ・社会保障課 副調査役 (地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト)
奥本 恵世	産業開発・公共政策部 民間セクターグループ・産業・貿易一課 主任調査役 (一村一品、専門家派遣・本邦研修)
島田 具子	経済基盤開発部・平和構築都市地域開発第二課 (対人地雷総合アクション大統領プログラム強化)
天津 邦明	産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ行財政・金融課 企画役 (国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト)

■ JICA コロンビア支所

桜井 英充	コロンビア支所長
奥田 桐子	コロンビア支所、企画調査員（地域開発）
田中 泰明	コロンビア支所、技術協力班所員（プログラムオフィサー）
Oscar Emilio Angel	コロンビア支所、技術協力班所員（プログラムオフィサー）
Ricardo Chiku	コロンビア支所、技術協力班所員（プログラムオフィサー）

■ コロンビア国家開発庁 (APC)

Mónica Varona Guzmán	Asesor, Dirección de Demanda（要請部アドバイザー）
Lilia Mercedes Córdoba Rojas	Encargada de los Asuntos de Japón, Proposiciones Especializadas (要請部職員、特別提案課 日本協力事業担当)
Mana Peña Sarmiento	Encargada de los Asuntos Japón, Dirección de Demanda (要請部職員、日本協力事業担当)
Lilia M. G	Asesor Banca Multilateral (マルチ協力アドバイザー)
Sohn Vergel	Dirección de Demanda (要請部職員)

■ 被害者ケア・総合補償ユニット（被害者ユニット）

Ana Maria Torres	Cooperación Internacional (Bogota) (ボゴタ本部・国際協力担当)
Maria Ramirez	Asesora de Dirección General (Bogota) (ボゴタ本部・総局アドバイザー)
Alejandro Cepeda Pérez	Profesional Especializado, Equipo Profesional de Amar (Bogota) (ボゴタ本部・専門業務チーム専門職員)
Mariana Saenz Uribe	Profesional Especializada, Equipo Profesional de Amar (Bogota) (ボゴタ本部・専門業務チーム専門職員)
Sheila Sanin Pombo	Directora Territorial de Departamento Magdalena (Santa Marta) (マグダレナ県地域事務所長)

■ 「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」関係者

Diego A. Gutiérrez	Coordinador de la Agricultura Urbana, Jardín Botánico, Bogotá D.C. (ボゴタ植物園、都市農業調整員)
Lala Jrzmin Yara	Facilitador y Técnico, Jardín Botánico, Bogotá D.C. (ボゴタ植物園、 技術支援職員・都市農業ファシリテーター)
Francisco Romero Talyo	Facilitador y Técnico, Jardín Botánico, Bogotá D.C. (ボゴタ植物園、 技術支援職員・都市農業ファシリテーター)

Carmen Caballero	サンクリストバル区民、都市農業（菜園圃場）活動者
Maria Blanco	サンクリストバル区民、都市農業（菜園圃場）活動者
Myrian Estella Ganboa	サンクリストバル区民、都市農業（菜園圃場）活動者

■ 「国内避難民支援のための地方行政能力開発プロジェクト」関係者

Viviana Ferro Buitrago	Asesora Viceministro, Coordinación de grupo de víctimas, Ministerio del Interior（内務省副大臣政策アドバイザー、兼、被害者支援グループ調整員）
Juan Mario Londoño	Asesor Viceministro, Ministerio del Interior（内務省副大臣政策アドバイザー）
Jhovanna Rojas Cardona	Economista, Grupo de Víctimas, Ministerio del Interior（内務省被害者支援グループ、経済学専門員）
Eduardo Arteta	Gobernación Magdalena, Secretario del Interior（内務省マグダレナ県事務局職員）
Javier Polo R.	Profesional Universitario, Gobernación Magdalena（マグダレナ県庁被害者支援専門職員）
Ricardo A. Cuntorelas	Enlace Ministerio del Interior, Unidad de Víctimas de Departamento de Magdalena（マグダレナ県庁被害者支援室、内務省窓口職員）

■ 「一村一品」関係者

Maritza Pomares	Coordinadora Grupo de Gestión Pública Territorial, DNP（国家企画庁、地域公共政策管理グループ調整員）
Oscar Sanchez	Asesor de Grupo Gestión Pública, DNP（国家企画庁、地域公共政策管理グループ・アドバイザー）
Carlos Aparicio	Asesor de Dirección de Desarrollo Terriitorial, DNP（国家企画庁、地域開発部、アドバイザー）

■ 「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」関係者

Zoreida Dergado	Asesora, Presidential Acción Integral Contra Minas (PAICMA)（対人地雷総合アクション大統領プログラム、被災者支援アドバイザー）
Josué Lucio Robles	Jefe de Oficina de Departamento de Promoción Social, Ministerio de Salud y Protección Social (MinSalud)（保健社会保障省、社会促進部・室長）
Rosio Guitierrez	Profesional, Departamento de Promoción Social, MinSalud（保健社会保障省、社会促進部専門員）
Clemencia Nieto Alzato	Cordinadora de Grupo de Gestión de Discapacidad, MinSalud（保健社会保障省、障害者支援事業管理グループ調整員）
Isabel Cristina Vallejo Z	Directora Operativa, Secretaria Seccional de Salud, Gob. Antioquia（アンティオキア県保健事務局、業務部長）
Alter Dixon Gómez	Profesional Universtitario, Secretaria Seccional de Salud, Gob. Antioquia（アンティオキア県保健事務局、専門員）
Alexandra Leonor Alvarez Avila	Profesional Universtario, Secretaria Seccional de Salud, Gob. Antioquia（アンティオキア県保健事務局、専門員）
Júan Carlos Pomt	Director Medico de Rehabilitación, Hospital Universitario de San Vicente Fundación (HUSVF)（サンビセンテ大学病院、リハビ

	リテーション診療科長)
Ariel Ramsçes Lopez Catolice	Doctora Medico de Rehabilitación, HUSVF (サンビセンテ大学病院、リハビリテーション科・医師)
Margalida Romeo G	Géstor Para la Inclusión, Medicina Física y Rehabilitación, HUSVF (サンビセンテ大学病院、物理療法リハビリテーション医師、インクルージョン管理担当)
Nhora Cecilia Jaraimillo G.	Psicóloga, HUSVF (サンビセンテ大学病院・カウンセラー)
Anifero Moreno	Paciente con discapacidad por Mina antipersonal, Choco Dept. (Choco 県居住、サンビセンテデパウロ病院通院患者、地雷被災者)
Carlos Quintero Valencia	Médico de Rehabilitación, El Comité de Rehabilitación (El Comité) (コミテデリハビリタシオン、技術開発部・副部長、整形外科医師)
Viviana Haría Fern	Coordinadora Unidad de Rehabilitación de Niños, El Comité (コミテデリハビリタシオン、事業部副部長)
Júan Gonzales Orosco	Fisioterapeuta, Lider de programa, El Comité (コミテデリハビリタシオン、プログラムリーダー)
Gloria Amparo Quiros Cifetus	Trabajadora Social, El Comité (コミテデリハビリタシオン、ソーシャルワーカー)
Zoraida Rios Osorio	Lider de Gestión de Proyectos, Coordinación Derechos y Deberes, El Comité (コミテデリハビリタシオン、JICA プロジェクト管理・リーダー、障害者の権利と義務普及活動担当)

■ 「投降兵士家族及び受入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト」関係者

Andres Esguerra	Jefe Oficina de Asesora Jurídica, Agencia Colombiana para la Reintegración (ACR) (コロンビア再統合庁、法務アドバイザー室長)
Natalia Oviedo Meza	Asesora de Relaciones Internacionales, Grupo de Relaciones Externas, ACR (コロンビア再統合庁、外国関係グループ・国際関係アドバイザー)
Nelson D. Velandes	Asesor de Reintegración, ACR (コロンビア再統合庁、再統合アドバイザー)
Diana M Erazo	Asesora de Reintegración, ACR (コロンビア再統合庁、再統合アドバイザー)
Nadia Restrepo	Secretaria de Gobierno de la Alcaldía Mayor de Bogota (SEGOB) (ボゴタ市役所内務局職員)

■ 「対人地雷総合アクション大統領プログラム (PAICMA) 強化」関係者

Fernando Jinete	Coordinador de Cooperación Internacional, PAICMA (対人地雷総合アクション大統領プログラム、国際協力調整員)
Olga Alefandra Pantoja	Asesora de Planeación, PAICMA (対人地雷総合アクション大統領計画アドバイザー)
Pilar Galvis	Asesora de Gestión Territorial, PAICMA (対人地雷総合アクション大統領プログラム、地域管理アドバイザー)

■ 「紛争被害者への社会心理的ケア人材育成」及び「総合的被害者支援システムの開発」関係者

Erika Ramirez Gordillo	Profesora Especializada, Ministerio de Salud y Protección Social (MinSalud) (保健社会保障省、専門員)
Catalina Arcineras Alzate	Profesional Especializado, Subdirección de Asistencia y Atención Humanitaria, Unidad para la Atención y Reparación Integral a las

Víctimas (被害者ユニット、人道ケア・支援課、専門員)

Hilda María Fierro Valencia Asesora para la Coordinación Técnica y Operativa, PAICMA
(対人地雷総合アクション大統領プログラム、技術調整アドバイザー)

■ 国際機関・他政府支援組織

Thea Villat Development Assistance Specialist, USAID(米国国際開発庁、開発援助専門家)

Angela Suarez Manager, Victims Institutional Strengthening Program, Office of Vulnerable Populations(米国国際開発庁、社会的弱者支援室・被害者支援組織強化プログラム)

Marcera Chaves Land and Sustainable Livelihoods Advisor
(米国国際開発庁、土地・持続的な生活支援アドバイザー)

Silvia Rucks Country Director, UNDP(国連開発計画、コロンビア局長)

Alessandro Preti Coordinator, Area of Development, Peace and Reconstruction, UNDP
(国連開発計画、復興・平和・開発支援分野、調整員)

Nathalie Karsenty Jefe Sub Oficina en Medellín, UNHCR (国連難民高等弁務官事務所、メデジン事務所・副所長)

Rodorigo Valderrana Oficial de Programa, Sub Oficina en Medellín, UNHCR (国連難民高等弁務官事務所、メデジン事務所・プログラムオフィサー)

Sebastián Días Asistente Protección, Sub Oficina en Medellín, UNHCR
(国連難民高等弁務官事務所、メデジン事務所、保護支援担当職員)

Luis Fernando Amaya Ortiz ERF Manager Colombia y Punto focal de relación con Donantes, OCHA
(国連人道問題調整事務所、人道緊急支援ファンド担当及びドナー関係窓口担当職員)

■ 土地返還ユニット・アンティオキア県事務所

Catalina Díaz Directora, Unidad Administrativa Especial de Gestión de Restitución de Tierras(UAEGRT), Antioquia (土地返還ユニット、アンティオキア事務所長)

Nuris Guerra Área Social, Profesional Especializado, UAEGRT, Antioquia
(土地返還ユニット、アンティオキア事務所、ソーシャルセクター専門員)

José Cuadorado Ingeniero de Sistemas, UAEGRT, Antioquia (土地返還ユニット、アンティオキア事務所、システムエンジニア)

■ PNA Version IV 調査・取り纏めコンサルタント

Silvia Catalina Parra Remolin Periodista (フリー・ジャーナリスト)

Diana Durán Periodista (フリー・ジャーナリスト)

11. 主要参考資料一覧

<評価ガイドライン・課題指針等>

「協力プログラムの戦略 性強化に係るガイドラン」(第2版)(JICA 企画部、平成 25 年 1 月)

「プログラム評価手法検討のためのマスタープランの試行的評価報告書」(JICA, 2010 年 9 月)

「紛争影響国・地域の事業 評価 の手引き」(JICA 評価部、経済基盤開発部、平成 25 年 1 月)

「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」(JICA 評価部、2010 年 6 月)

<プログラム関係資料、対コロンビア支援計画>

Momorias del Seminario de cierre “Programa de Apoyo a las Víctimas, Convivencia, y Reconciliación”, JICA Colombia, octubre 30 de 2012 (プログラム・クロージングセミナー議事録)
プログラム・クロージングセミナーPPT 2012 年 10 月 JICA コロンビア支所 光岡真希

PNA Support Document -Version IV (JICA Colombia, October 2012)

『コロンビア紛争の被害者・共生和解支援プログラム』専門家業務完了報告書(プログラム監理・調整)』 JICA 企画調査員・光岡真希、2012 年 11 月

「コロンビア共和国平和構築分野の基礎情報収集・確認調査報告書」 JICA 中南米部、2011 年 3 月

「コロンビア国平和構築アセスメント(PNA) 参考資料 III 」 JICA コロンビア支所 平成 22 年 8 月

「コロンビア国平和構築アセスメント(PNA) 参考資料(翻訳版)」 JICA コロンビア支所 2010 年 4 月

「国レベルの平和構築アセスメント(PNA) コロンビア国」 JICA 社会開発部、2007 年 12 月

「対コロンビア共和国別援助方針(事業展開計画)」外務省、2013 年版、及び、2008 年版

Construcción de paz en Colombia: Programa de apoyo a los víctimas del Conflicto, Convivencia y Reconciliación (プログラム冊子)、コロンビア支所 2011 年 2 月改訂版

<主要法律関係資料>

Ley 1448/2011: Ley de víctimas y restitución de tierras (被害者救済・土地返還法)

Guía práctica para entender la Ley de víctimas (被害者救済法ガイド)

Guía práctica para entender la reparación integral a las víctimas (被害者総合補償ガイド)

Así avanza la reparación integral a las víctimas del conflicto (被害者救済に係るパンフレット)

<和平プロセス関連>

Acuerdo General para la terminación del conflicto y la construcción de un paz estable y duradera, agosto 2012

(紛争停止と安定・持続的な平和の構築に係る決議総括、2012 年 8 月)

Primer informe conjunto de la mesa de conversaciones entre el Gobierno de la República de Colombia y las Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia - Ejército del Pueblo, FARC-EP (和平交渉第 1 次総合報告書 2013 年 1 月)

<ドナー資料>

Resumen de la Estrategía País: Colombia 2009-2013, USAID (対コロンビア支援戦略概要)
Colombia Country Strategy Paper 2007-2013, March 2007, EU
UNDP Colombia (profile) 2013
Local Level Peace Building Strategy 2013 -2016, UNDP 2013
Programa de País 2008-2012: Resultados e Impactos, UNDP 2012
Colombia Profile 2013, OCHA
Colombia Humanitarian Snapshot, OCHA 2013
Situación Colombia, ACNUR 2013, UNHCR-ACNUR, July 2013
Operation Colombia at Glance, UNHCR-ACNUR, May 2013
Operación Colombia, UNHCR-ACNUR, 2012
Construyendo Soluciones Sostenibles, UNHCR-ACNUR, UNDP, Mayo 2013
Transitional Solutions Initiative, UNHCR-UNDP
Country Partnership Strategy 2008-2011 Progress Report, WB 2010
Country Partnership Strategy 2012-2016, WB June 2011
Implementation Completion and Results Report, WB, March 2013

<構成案件・報告書等>

「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト終了時評価調査報告書」JICA 農村開発部、2009 年

「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト業務完了報告書」間瀬朝夫専門家、2009 年 5 月

「国内避難民支援のため地方行政能力開発プロジェクト専門家派遣業務完了報告書（チーフアドバイザー/PCM 手法指導）」アイシーネット株式会社、世古 明也、2012 年 11 月

「国内避難民のための行政能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」JICA 公共政策部、2009 年 3 月

「国内避難民のための行政能力強化プロジェクト運営指導調査報告書」JICA 公共政策部、2009 年 4 月

「国内避難民のための行政能力強化プロジェクト・プロジェクト実施計画書」JICA 公共政策部、2010 年 4 月

Reunión OVOP para Misión JICA, DNP 2013 年 7 月(国家企画庁プレゼンテーション PPT)

「コロンビア国一村一品推進（技プロ）事業事前評価票」JICA 産業開発・公共政策部、2013 年

「コロンビア国における一村一品（OVOP）分野の取り組み状況」JICA 産業開発・公共政策部、2013 年 6 月

Plan de Acción 2013-2015 : Estrategia Movimiento OVOP Colombia-Japón, Iniciativa "Socorro Santander 'Panela pulverizada energía para la vida'" (2013 年 2 月研修参加者アクションプラン)

Plan de Acción: Estrategia Movimiento OVOP Colombia-Japón, Iniciativa "Agroturismo y Ecoturismo en Reservas Naturales de la Sociedad Civil del Valle de Sibundoy, Departamento del Putumayo" (2013 年 2 月研修参加者アクションプラン)

Plan de Acción: "Iniciativa Sombrero Vuelto a Zenu" Municipio de Tuchin- Departamento de Córdoba" (2013 年 2 月研修参加者アクションプラン)

「一村一品推進・インテリムレポート」2010 年 11 月（西文）

「2010 年度アンデス地域一村一品推進（研修概要）」2010 年 10 月（西文）

「コロンビア一村一品推進、協議結果概要」2010 年 12 月 13 日

「一村一品推進委員会発表資料」2010 年 12 月 13 日（西文）

「一村一品研修参加者報告書」2010 年 12 月 13 日（西文）

「地域振興アドバイザー実施計画書」JICA 中南米部、2009 年 8 月

「地域新興専門家業務完了報告書」戸崎喜和専門家、2010 年 7 月

OVOP camino al progreso: Elementos básicos sobre el Movimiento “Una Villa, Un Producto” OVOP - de Oita (コロンビア国家企画庁、一村一品推進委員会、2010 年 7 月)

Avances Cumplimiento Compromisos Post-Implementación del Proyecto, “Fortalecimiento del sistema de rehabilitación integral para personas con discapacidad, especialmente víctimas de accidentes con minas antipersonales” MinSalud（成果と進捗）2013 年 7 月

「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト専門家事業完了報告書」岩谷力、高橋競、飛松好子、黒川正子、仲泊聡、板橋宏暁、荒木珠代、2012 年 10 月

「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト終了時評価報告書」JICA 人間開発部 2012 年 5 月

「地雷被災者を中心とした障害者のための総合リハビリテーション体制強化合同中間レビュー報告書」JICA 人間開発部、2010 年 11 月

「地雷被災者を中心とした障害者のための総合リハビリテーション体制強化事前調査報告書」JICA 人間開発部、2008 年 3 月

「地雷被災者を中心とした障害者のための総合リハビリテーション・プロジェクト実施計画書」JICA 人間開発部、2010 年 3 月

平成 23 年度フォローアップ協力完了報告書、H24 年 3 月 コロンビア支所

Training Manual for Third Country Training : Colombia-Cambodia Third Country Training on “Strengthening the Presidential Program for Comprehensive Action against Antipersonnel Mine (6-17 June 2011)”, Cambodia Mine Action Centre, JICA, PAICMA 2011

“Training Report (Phase 3) on Colombia-Cambodia Third Country Training on Strengthening the Presidential Program for Comprehensive Action against Antipersonnel Mine (PAICMA), June 6-17 2011”, 2011 Cambodian Mine Action Centre

「コロンビア国対人地雷総合アクション大統領プログラムのための第三国研修マニュアル」(Colombia-Cambodia Third Country Training on Strengthening the Presidential Program for Comprehensive Action against Antipersonnel Mine) カンボジア地雷アクションセンターCMAC, JICA、2010 年 10 月

「コロンビア国対人地雷総合アクション大統領プログラムのための第三国研修結果報告書」カンボジア地雷アクションセンターCMAC, JICA、2010 年 11 月

「コロンビア国対人地雷総合アクション大統領プログラムのための第三国研修事業・協議議事録」2009 年 6 月

General Report Second Course Training Programme “Strengthening the Presidential Mine Action Programme”, JICA, PAICMA 2010

「コロンビア国対人地雷総合アクション大統領プログラム強化・実施計画書」JICA 公共政策部、2010 年 4 月

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクトフォローアップ協力最終報告書（ジェンダー担当）」上村美輪子 2012 年

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト終了時評価調査報告書」JICA 経済開発部、2010 年 12 月

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト専門家業務完了報告書（小規模ビジネス起業支援強化専門家）」羽関総一郎、2010 年 9 月

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト専門家業務完了報告書（小規模ビジネス起業支援強化専門家）」青木、2010 年 3 月

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト専門家業務完了報告書（就業支援専門家）」今里いさ、2010 年 5 月

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト専門家業務完了報告書（就業支援強化専門家）」望月昭宏、2010 年 10 月

「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト事前調査／実施協議報告書」JICA 経済開発部 2008 年 3 月

Avances Cumplimiento Compromisos Post-Implementación de "Fortalecimiento de recursos humanos en atención psicosocial 2010 - 2013"（プロジェクト実施後の成果と進捗）MinSalud 2013 年 7 月

研修参加者リスト（2007 年～2012 年）

「集団研修・紛争被害者のための支援システムの開発 JFY2012」JICA 人間開発部、2012 年 11 月

「紛争被害者への社会心理的ケアのための人材育成プロジェクト JFY2009 Course Evaluation Summary」JICA 人間開発部、2010 年 5 月

「紛争被害者への社会心理的ケアのための人材育成プロジェクト運営指導調査報告」運営指導調査団・JICA 人間開発部、2010 年 11 月

「紛争被害者への社会心理的ケアのための人材育成プロジェクト・実施計画書」JICA 人間開発部、2010 年 4 月

